

(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書
要 約 書

令和 8 年 7 月

盛岡広域環境組合

目 次

第1章 対象事業の名称等	1
1.1 対象事業の名称	1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.2.1 事業者の名称	1
1.2.2 代表者の氏名	1
1.2.3 主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	2
2.1 対象事業の目的	2
2.2 対象事業の内容	3
2.2.1 対象事業の種類	3
2.2.2 対象事業の規模	3
2.2.3 対象事業実施区域の位置	3
2.2.4 対象事業に係る処理する廃棄物の処理計画の概要	7
2.2.5 受け入れ計画等の概要	25
2.2.6 対象事業の工事計画の概要	27
2.2.7 環境保全への配慮及び災害防止に関する事項	30
2.2.8 その他の対象事業に関する事項	39
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	42
3.1 自然的状況	42
3.1.1 大気環境の状況	42
3.1.2 水環境の状況	43
3.1.3 土壌及び地盤の状況	44
3.1.4 地形及び地質の状況	44
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	44
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの場の状況	46
3.1.7 温室効果ガスの排出の状況	46
3.1.8 放射性物質の分布状況	46
3.1.9 公害苦情の状況	46
3.2 社会的状況	47
3.2.1 人口及び産業の状況	47
3.2.2 土地利用の状況	47
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	47
3.2.4 交通の状況	47
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置 の状況及び住宅の配置の概況	48
3.2.6 下水道の整備状況	48
3.2.7 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容	48
3.2.8 一般廃棄物処理の状況	49
第4章 環境影響評価方法書についての意見及び事業者の見解	50
4.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧の概要	50
4.1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	50
4.1.2 環境影響評価方法書に係る説明会の開催	51
4.1.3 方法書についての意見の把握	51
4.2 方法書についての住民等の意見の概要と事業者の見解	52
4.3 方法書についての県知事等の意見及び事業者の見解	91

第5章 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	95
5.1 環境影響評価項目の選定及びその選定理由	95
5.1.1 環境影響評価項目の選定	95
5.1.2 環境影響評価項目の選定理由	97
5.2 環境影響評価項目ごとに予測及び評価の対象とする処理方式及び選定理由	99
5.2.1 全般に係る設定	99
5.2.2 環境影響評価項目ごとの設定	100
5.2.3 予測及び評価の対象とした処理方式	103
5.3 有識者からの意見の概要	105
第6章 調査、予測及び評価	107
6.1 大気環境（大気質）	107
6.1.1 調査	107
6.1.2 予測及び評価	137
6.2 大気環境（騒音）	162
6.2.1 調査	162
6.2.2 予測及び評価	169
6.3 大気環境（振動）	182
6.3.1 調査	182
6.3.2 予測及び評価	188
6.4 大気環境（悪臭）	198
6.4.1 調査	198
6.4.2 予測及び評価	201
6.5 水環境（水質）	209
6.5.1 調査	209
6.5.2 予測及び評価	213
6.6 その他の環境（日照障害）	215
6.6.1 調査	215
6.6.2 予測及び評価	216
6.7 その他の環境（電波障害）	221
6.7.1 調査	221
6.7.2 予測及び評価	226
6.8 動物	231
6.8.1 調査	231
6.8.2 予測及び評価	250
6.9 植物	265
6.9.1 調査	265
6.9.2 予測及び評価	275
6.10 生態系	285
6.10.1 調査	285
6.10.2 予測及び評価	291
6.11 景観	299
6.11.1 調査	299
6.11.2 予測及び評価	306
6.12 人と自然との触れ合いの活動の場	317
6.12.1 調査	317
6.12.2 予測及び評価	325
6.13 廃棄物等	327
6.13.1 調査	327
6.13.2 予測及び評価	329
6.14 温室効果ガス等	332
6.14.1 予測及び評価	332
6.15 有識者からの意見の概要	336

第7章 環境保全措置	338
第8章 事後調査	348
8.1 事後調査項目の選定	348
8.2 事後調査の概要	349
8.3 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の 対応の方針	349
8.4 事後調査結果の公表の方法	349
第9章 総合評価	350
第10章 環境影響評価に係る業務受託者の名称等	350

本書に掲載した 1/300,000 の地図は、国土地理院発行の地理院地図（標準地図）を、1/50,000、1/25,000 の地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」「姥屋敷」「鷹高」を使用したものである。

また、1/3,000、1/5,000、1/6,000、1/10,000、1/15,000 の地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図（1/2,500、1/10,000）」を複製したものである（（承認番号）令和7年4月30日岩手県指令都第8－1号）。

なお、地図の作成にあたっては、国土地理院発行の基盤地図情報を使用した。

第1章 対象事業の名称等

1.1 対象事業の名称

(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業

1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.2.1 事業者の名称

盛岡広域環境組合

1.2.2 代表者の氏名

管理者 内舘 茂

1.2.3 主たる事務所の所在地

岩手県盛岡市若園町2番18号

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

国は、平成9年に全国の都道府県に対して、ダイオキシンなどの有害物質の発生を抑制するため、市町村のごみ焼却施設の集約化を進めるよう通知し、岩手県は平成11年に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」の中で、県内を6ブロックに分け、ブロックごとに施設を集約することとした。また、令和3年3月に策定された「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」においても、引き続きごみ処理の広域化を推進することが示されているほか、国からは令和6年3月29日に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」が通知され、さらに長期的な視点でのごみ処理施設の集約化の必要性が示されている。

岩手県が示した広域化ブロックのうち、「県央ブロック」に位置付けられた盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の8市町では、関係する一部事務組合とともに平成23年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設立し、平成27年1月には「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定している。その中で、ごみ焼却施設の整備方針としては、ごみ焼却施設を1か所（盛岡市）に集約して広域処理を行うこととした。

このような背景を踏まえて、8市町は、ごみ処理広域化に関する事務を共同処理するため、令和5年2月1日に「盛岡広域環境組合」（以下、「当組合」という。）を設置するとともに、「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」を策定している。本計画では、ごみ処理の基本的な方向として、1施設の集約に伴い、3Rの推進の観点から圏域内における分別品目の基準を定め、ごみの減量化や資源化の推進を図るとともに、ごみ焼却によって得られるエネルギーの回収や焼却残渣の資源化に努め、循環型社会の構築に適した効率的な廃棄物処理システムを目指すこととしている。さらに当組合では、令和6年3月に令和6年度を初年度とする10年間の計画期間となる「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定して、当組合におけるごみ処理の方向性を定めるとともに、令和7年6月には「施設整備検討委員会」における調査審議を経て、「ごみ処理施設整備基本計画」（以下、「施設整備基本計画」という。）を策定し、新たなごみ焼却施設の整備に関して、施設規模や公害防止基準値等の諸条件、ごみ処理方式、施設配置及び動線計画、プラント設備計画、建築計画、余熱利用計画などの施設の基本的な仕様や施設の有効活用の方針などを示している。

また、現在、当組合の圏域内のごみ処理は、ごみの分別・収集運搬から中間処理・最終処分に至るまで、各市町又は一部事務組合が実施しているが、圏域内のごみ焼却施設（6施設：盛岡市クリーンセンター、八幡平市清掃センター、滝沢清掃センター、葛巻町清掃センター、岩手・玉山清掃事業所及び盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター）は、いずれも稼働から20年以上が経過しており、新たな施設の計画時期を迎えている。

本対象事業は、現在稼働している圏域内の既存のごみ焼却施設を1施設に集約し、令和14年度中の稼働に向け、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を整備するものである。

なお、対象事業実施区域及び対象事業の規模（処理能力）については、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」の内容、検討等を踏まえて、方法書時点から見直しを行っている。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

一般廃棄物処理施設の設置の事業

(岩手県環境影響評価条例別表第5号に掲げる第1種事業：処理能力4 t/時間以上)

2.2.2 対象事業の規模

本事業に係る規模は、表 2-1に示すとおりである。

表 2-1 対象事業の規模（処理能力）

施設の種類	施設の処理能力
一般廃棄物処理施設	357 t/日 (14.875 t/時間) [約 4.958 t/時間・炉×3 炉×24 時間]

注) 施設の処理能力については、方法書時点 (438 t/日) から見直しを行っている。

なお、詳細は、「2.2.8 その他の対象事業に関する事項」に示すとおりである。

2.2.3 対象事業実施区域の位置

1. 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置は、図 2-1(1)～(3)に示すとおりである。

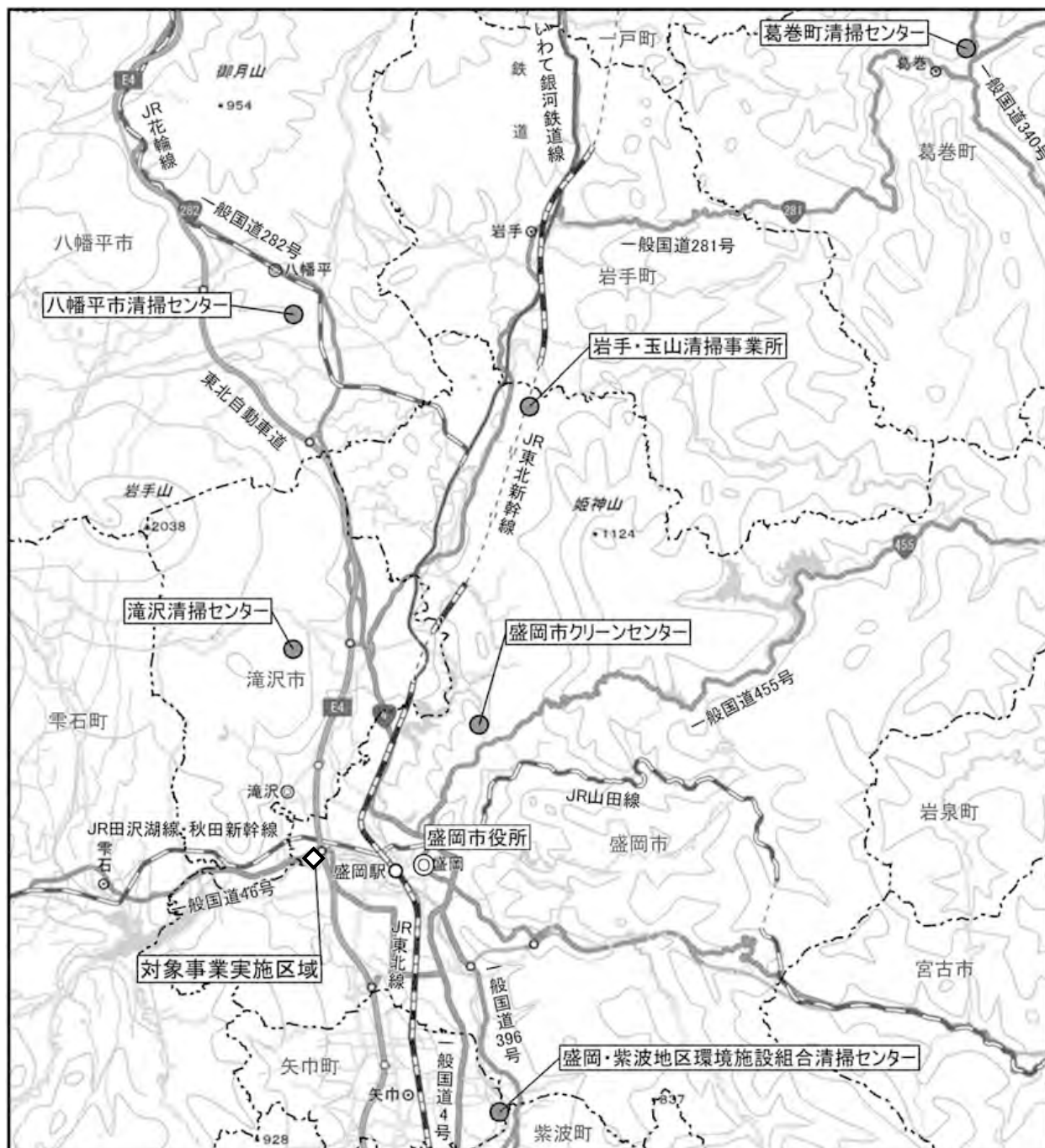
対象事業実施区域は、盛岡インターチェンジの南側に位置しており、盛岡市役所から北西に約 5.4kmに位置している。

また、対象事業実施区域が位置する盛岡市は、岩手県の中部に位置し、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、花巻市、宮古市及び岩泉町の10市町に隣接している。

2. 対象事業実施区域の選定の経緯

対象事業実施区域の選定にあたっては、県央ブロックのごみ焼却施設の整備候補地について、平成27年8月に「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、平成27年9月から平成29年3月までの間、計13回の委員会を開催して整備候補地の選定作業を進め、平成29年3月に検討委員会報告書としてとりまとめのうえ、整備候補地3か所を選定した。

その後、協議会において、検討委員会報告書の公表後に追加で提出された要望書等も踏まえて検討のうえ、平成29年5月に「ごみ処理施設整備候補地」として対象事業実施区域を含む4か所を選定した。4か所の「ごみ処理施設整備候補地」については、住民説明会を重ねて各候補地について評価を行い、最終的に対象事業実施区域を整備予定地として選定した。

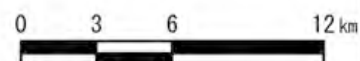


凡 例

- ◇ 対象事業実施区域
- 行政界
- ◎ 市町役場
- ごみ焼却施設
- インターチェンジ

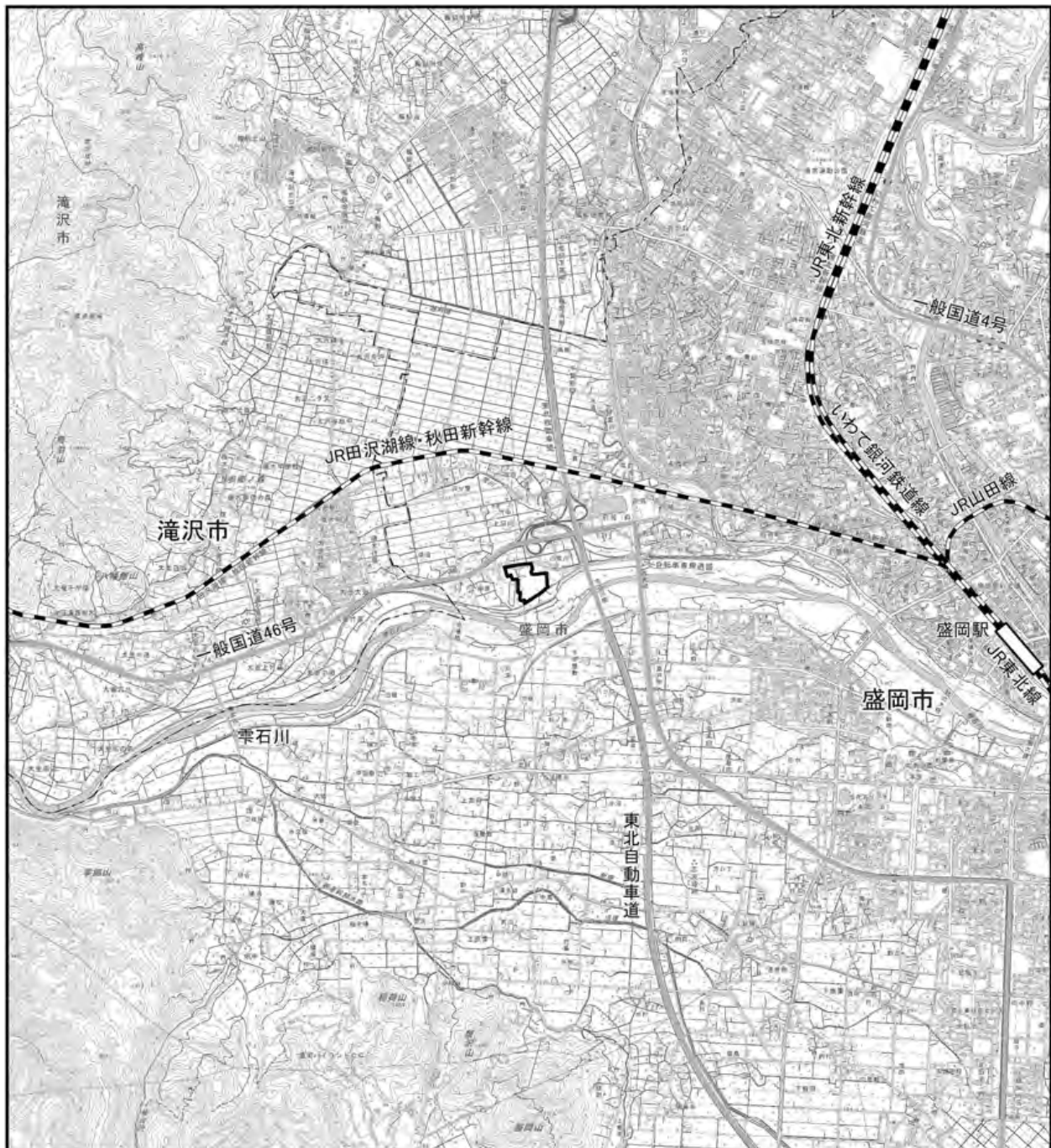


1:300,000



この地図は、国土地理院発行の地理院地図（標準地図）を使用したものである。

図 2-1(1) 対象事業実施区域の位置（広域）



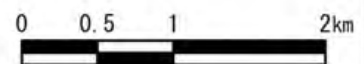
凡 例

対象事業実施区域

----- 行政界

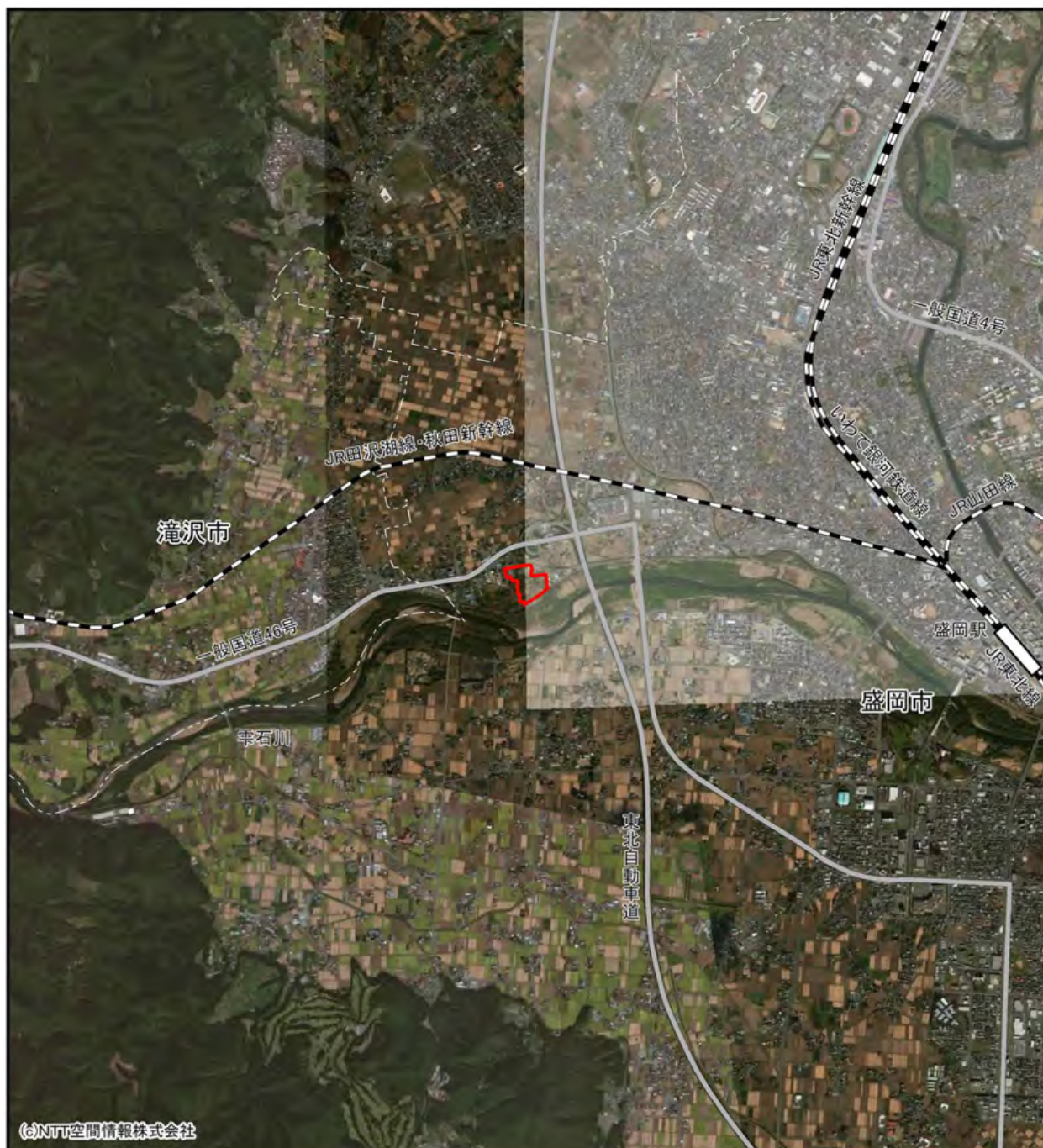


1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 2-1(2) 対象事業実施区域の位置 (狭域)



凡 例

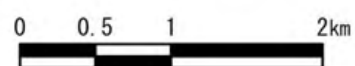
対象事業実施区域

この地図は、「GEOSPACE CDS プラス」((C)NTT 空間情報株式会社, DigitalGlobe Inc.)
を使用したものである。

図 2-1(3) 対象事業実施区域の位置 (航空写真)



1:50,000



2.2.4 対象事業に係る処理する廃棄物の処理計画の概要

1. 計画ごみ処理量及び施設規模

本事業に係る計画施設で処理対象とすることの年間排出量の推移は表 2-2に、計画ごみ処理量の推移は表 2-3に示すとおりである。

本事業に係る計画ごみ処理量については、施設供用開始後に最も多くなると想定される令和15年度を計画目標年度とし、計画ごみ処理量103,301 t/年に対して、施設の実稼働率等を考慮した357 t/日(14,875 t/時間)の処理能力を有する施設を整備する計画である。

なお、圏域内で一時的に発生する災害発生時の災害廃棄物については、年間の運転日数を一時的に増加することで対応する計画である。

表 2-2 年間ごみ排出量の推移

項 目	年間ごみ排出量 (t/年)								
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
ごみ排出量	128,170	126,243	124,427	122,643	120,783	118,958	117,139	115,345	113,508
家庭ごみ	81,395	79,977	78,636	77,326	75,952	74,611	73,270	71,955	70,605
可燃ごみ	58,525	57,335	56,210	55,101	53,949	52,825	51,704	50,596	49,471
不燃ごみ	4,083	4,033	3,991	3,949	3,907	3,865	3,820	3,780	3,737
粗大ごみ 中型ごみ	1,715	1,698	1,681	1,665	1,646	1,628	1,610	1,593	1,575
資源物	17,072	16,911	16,754	16,611	16,450	16,293	16,136	15,986	15,822
事業系ごみ	46,775	46,266	45,791	45,317	44,831	44,347	43,869	43,390	42,903
可燃ごみ	41,242	40,795	40,384	39,975	39,552	39,134	38,717	38,304	37,881
不燃ごみ	2,371	2,342	2,312	2,284	2,254	2,224	2,194	2,164	2,135
粗大ごみ 中型ごみ	484	482	479	474	471	467	465	462	456
資源物	2,678	2,647	2,616	2,584	2,554	2,522	2,493	2,460	2,431

注) 本事業においては、令和 14 年度後半の施設供用開始を想定しており、月毎の排出ピークを超えた時期であることから、施設規模は令和 15 年度の排出量を元に検討している。なお、令和 14 年度の数値は参考値である。

表 2-3 計画ごみ処理量の推移

項 目	計画ごみ処理量 (t/年)								
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
処理対象物量	104,993	103,301	101,710	100,141	98,511	96,918	95,323	93,753	92,150
可燃ごみ	99,767	98,130	96,594	95,076	93,501	91,959	90,421	88,900	87,352
不燃・粗大及びリ サイクル可燃残 さ	5,226	5,171	5,116	5,065	5,010	4,959	4,902	4,853	4,798

注 1) 不燃・粗大及びリサイクル可燃残さとは、既存施設（不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設）からの破碎・選別後の可燃物を示す。

注 2) 令和 14 年度の計画ごみ処理量は、本事業に係る施設供用開始前も含めたごみ処理量を示しており、本事業に係る施設が供用を開始するまでのごみ処理については、現状の既存施設で行う計画である。

2. 処理対象廃棄物の種類

計画施設における処理対象廃棄物は、表 2-4に示すとおりである。

表 2-4 計画施設における処理対象廃棄物の種類

施設の種類	処理対象廃棄物の種類
一般廃棄物処理施設	可燃ごみ、不燃・粗大及びリサイクル可燃残さ

注1) 不燃・粗大及びリサイクル可燃残さとは、既存施設（不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設）からの破碎・選別後の可燃物を示す。

注2) 圏域内で一時的に発生する災害発生時の災害廃棄物については、年間の運転日数を一時的に増加することに対応する計画である。

3. 処理方式

計画施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備する計画であり、処理方式については、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」で示したとおり、以下の6つの理由から1方式に絞り込まず、複数のごみ処理方式の選考として、「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」を候補とする。

- ①過去20年での導入（稼働中）実績が十分にある（焼却方式（ストーカ式）148件、ガス化溶融方式（シャフト炉式）28件、ガス化溶融方式（流動床式）24件）。
- ②低質ごみから高質ごみまで対応可能であり、公害防止対策に優れる（自主規制値を満足可能）。
- ③建屋高さや面積が抑えられ、敷地の有効活用が可能となる。
- ④複数社の応募により競争性が働くことで、建設費、運営維持管理費及び資源化費を抑えられる可能性がある。
- ⑤ごみ処理方式ごとに一長一短（例：焼却方式（ストーカ式）、ガス化溶融方式（流動床式）：二酸化炭素排出量は少ないが発電量及び売電量も少ない、ガス化溶融方式（シャフト炉式）：発電量及び売電量が多いが二酸化炭素排出量も多いなど）があるものの、設定した評価項目を評価基準により評価した結果、3方式の合計評価点に大きな差がつかない。
- ⑥「焼却方式（流動床式）」は、プラントメーカーからの提案が得られなかった方式であるため、選考しない。

4. 施設整備に係る基本方針

本事業の実施にあたっては、「施設整備基本計画」で示したとおり、以下の基本方針に基づき、施設仕様、設計、建設等を行っていく計画である。

■基本方針1 周辺環境の保全等、安全・安心に配慮した施設

- ・周辺の自然環境への負荷を低減するとともに、施設周辺の生活環境の保全を確保する安全・安心に配慮した施設
- ・排ガスなどの公害防止基準値は自主基準値を定め、公害発生防止など環境保全対策に万全を期す施設

■基本方針2 廃棄物エネルギーを有効活用し、カーボンニュートラル社会を創出する施設

- ・ごみ処理に伴い発生する廃棄物エネルギーを有効活用し、発電・熱利用を積極的に行い、電気や化石燃料の使用量を削減することで、二酸化炭素の排出を抑制し、循環型社会の構築とカーボンニュートラル社会を創出する施設

■基本方針3 地域づくりに寄与する施設

- ・地域に開かれた施設を整備することにより、地域におけるコミュニティの醸成等、地域づくりの拠点となる施設

■基本方針4 防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設

- ・地震などの災害時には、近隣住民の緊急避難場所として活用するなど、防災に優れた施設
- ・廃棄物に関する環境教育の推進を含む、総合的な環境学習の拠点となる施設

■基本方針5 経済性・効率性に優れた施設

- ・建設費だけでなく、運営・維持管理費の縮減にも優れた施設

5. 事業方式

本事業に係る施設の整備及び運営は、当組合が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者へ発注する公設民営のDBO方式（Design Build Operation）とする計画である。

6. 計画施設の概要

(1) 全体計画

計画施設の概要は表 2-5に、施設配置計画案は図 2-2に示すとおりである。

本事業では、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の8市町から発生する一般廃棄物を処理する計画である。

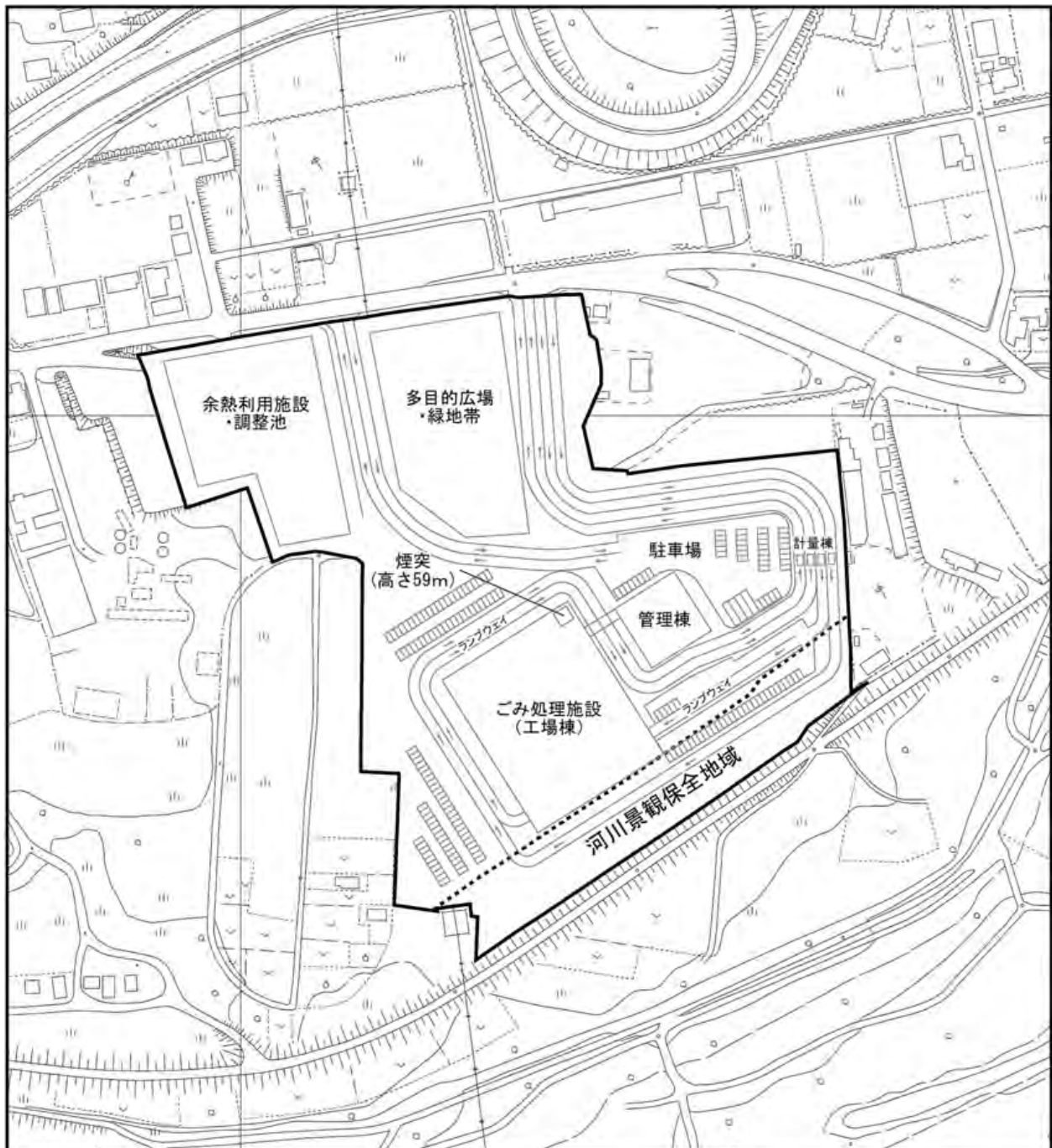
なお、本事業は、DBO方式で実施する計画であることから、具体的な施設の配置や設置する設備・機器等は、当組合が設定した機能・性能を確保するよう受託した民間事業者が実施設計を行い、決定する計画である。

表 2-5 計画施設の概要

区 分		概 要
処理対象区域		8 市町 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)
所在地		盛岡市上厨川字川原地内ほか
処理能力		357 t / 日 (14. 875 t / 時間×24 時間)
区域面積		約 6 ha
主 要 な 配 置 施 設	ごみ処理施設 (工場棟)	主に可燃ごみを処理する施設
	管理棟	施設の運営管理を行う職員が常駐する施設
	計量棟	廃棄物運搬車両等の重量を測定し、施設に搬出入するごみを管理する施設
	余熱利用施設	計画施設で発生する余熱を利用する施設
	多目的広場	催し物等にも利用が可能となる場所
	調整池	敷地内に降った雨水を一時貯留する施設
	駐車場	施設来訪者、職員、作業従事者等に必要な台数を確保
	洗車場	使用する車両等を洗車する施設

注1) 主要な配置施設については、今後変更となる可能性がある。

注2) 余熱利用施設の具体的な内容については、地域住民等とも協議のうえ決定する。



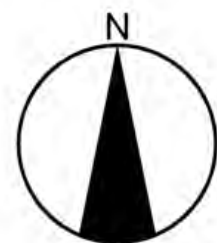
凡 例

 対象事業実施区域

注1) 施設配置計画については、今後変更となる可能性がある。

注2) 余熱利用施設の具体的な内容については、地域住民等とも協議のうえ決定する。

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号



1:3,000

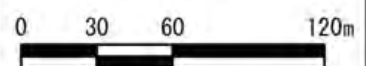


図 2-2 施設配置計画図(案)

7. 計画施設の処理フロー及び主要な設備構成

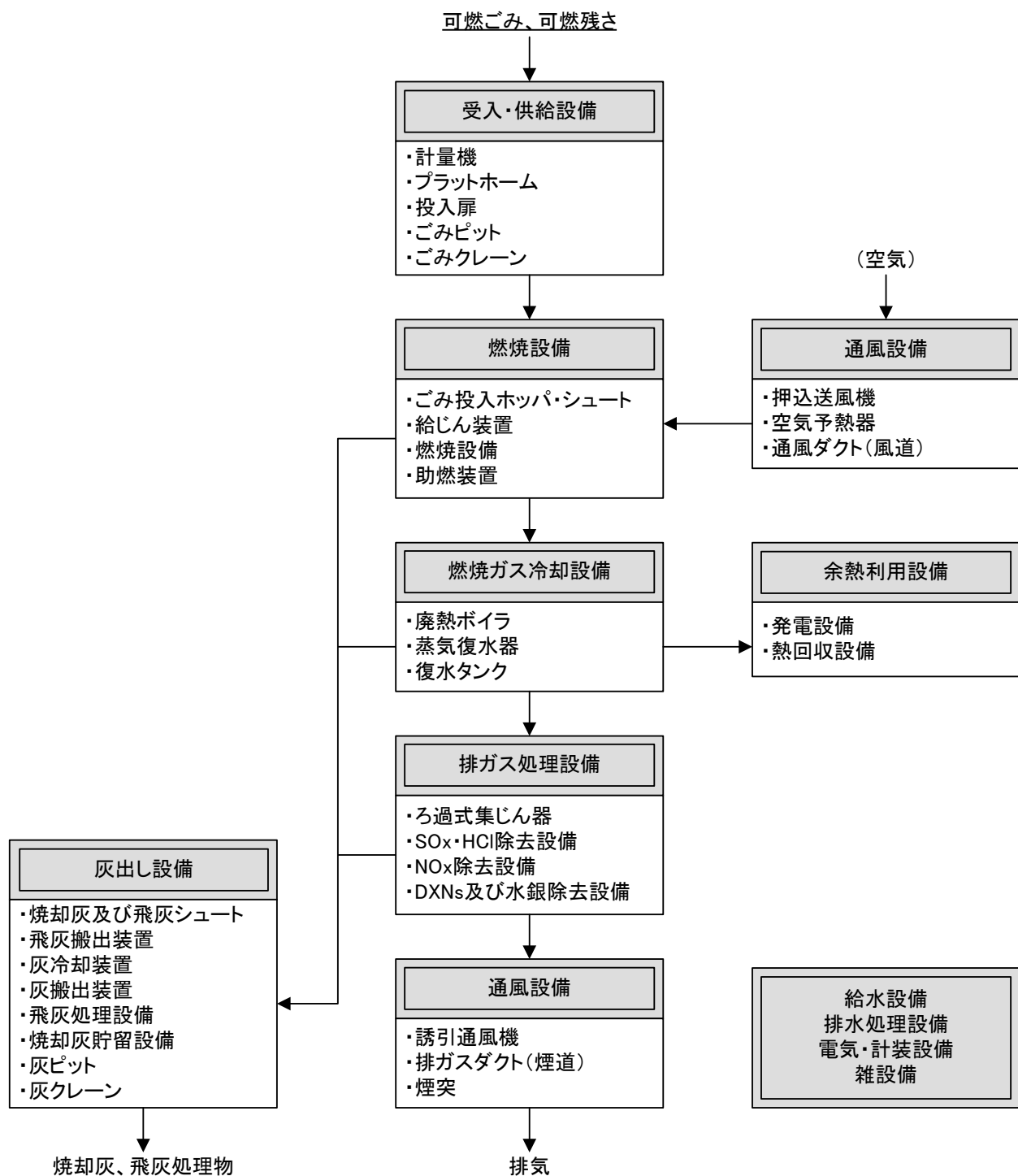
計画施設の処理方式は、「施設整備基本計画」に基づき、「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」のいずれかとなる計画である。

なお、本事業は、DBO方式で実施する計画であることから、具体的な処理方式は、当組合が設定した機能・性能を確保するよう受託した民間事業者が実施設計を行ったうえで決定する計画である。

(1) 基本処理フロー

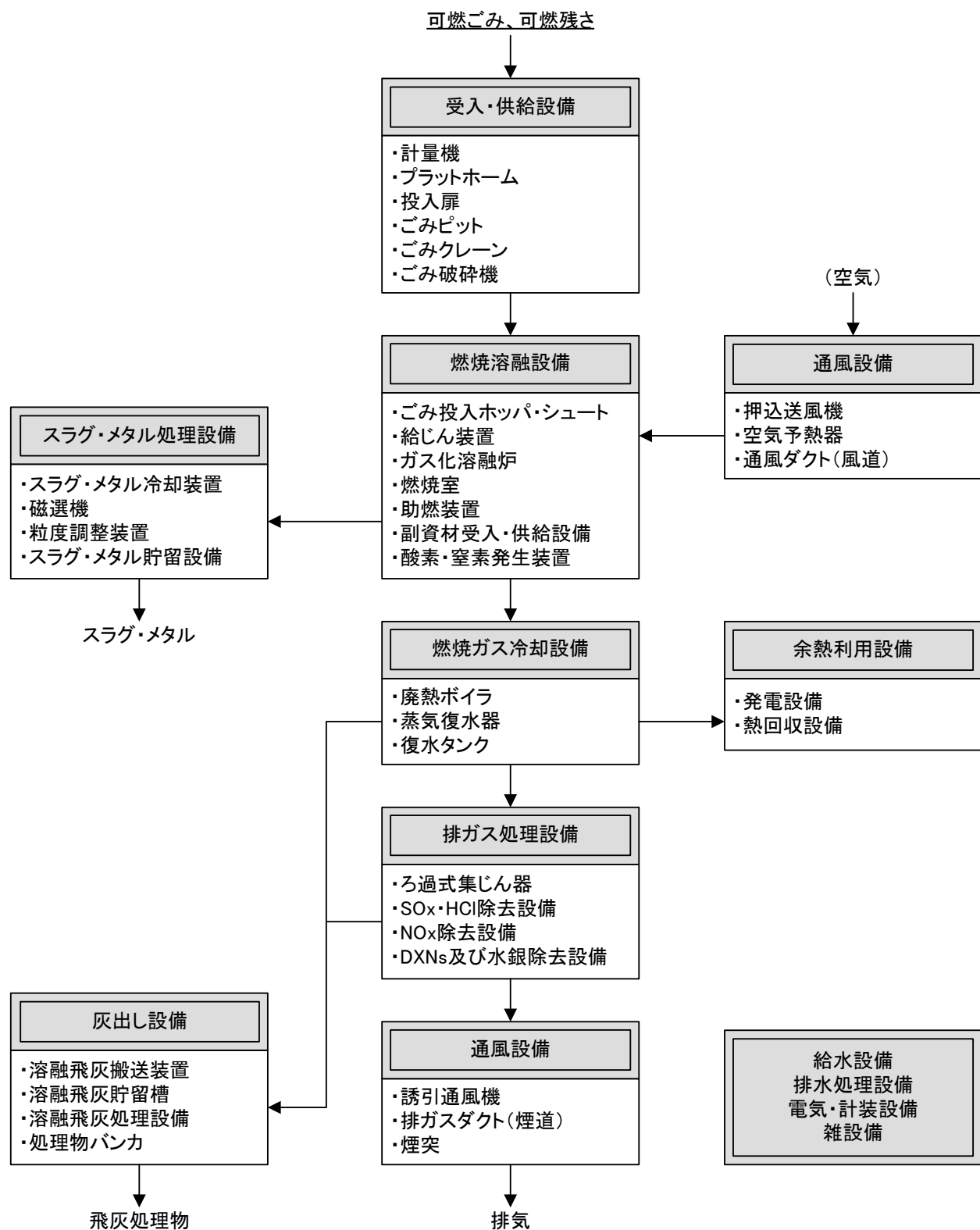
一般的な「焼却方式（ストーカ式）」の処理フローは図 2-3に、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」の処理フローは図 2-4に、「ガス化溶融方式（流動床式）」の処理フローは図 2-5に示すとおりである。

なお、焼却方式（ストーカ式）の参考事例となる盛岡市クリーンセンターにおけるごみ処理の流れは図 2-6に、ガス化溶融方式（シャフト炉式）の参考事例となる盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターにおけるごみ処理の流れは図 2-7に、ガス化溶融方式（流動床式）の参考事例となる仙南クリーンセンターにおけるごみ処理の流れは図 2-8に示すとおりである。



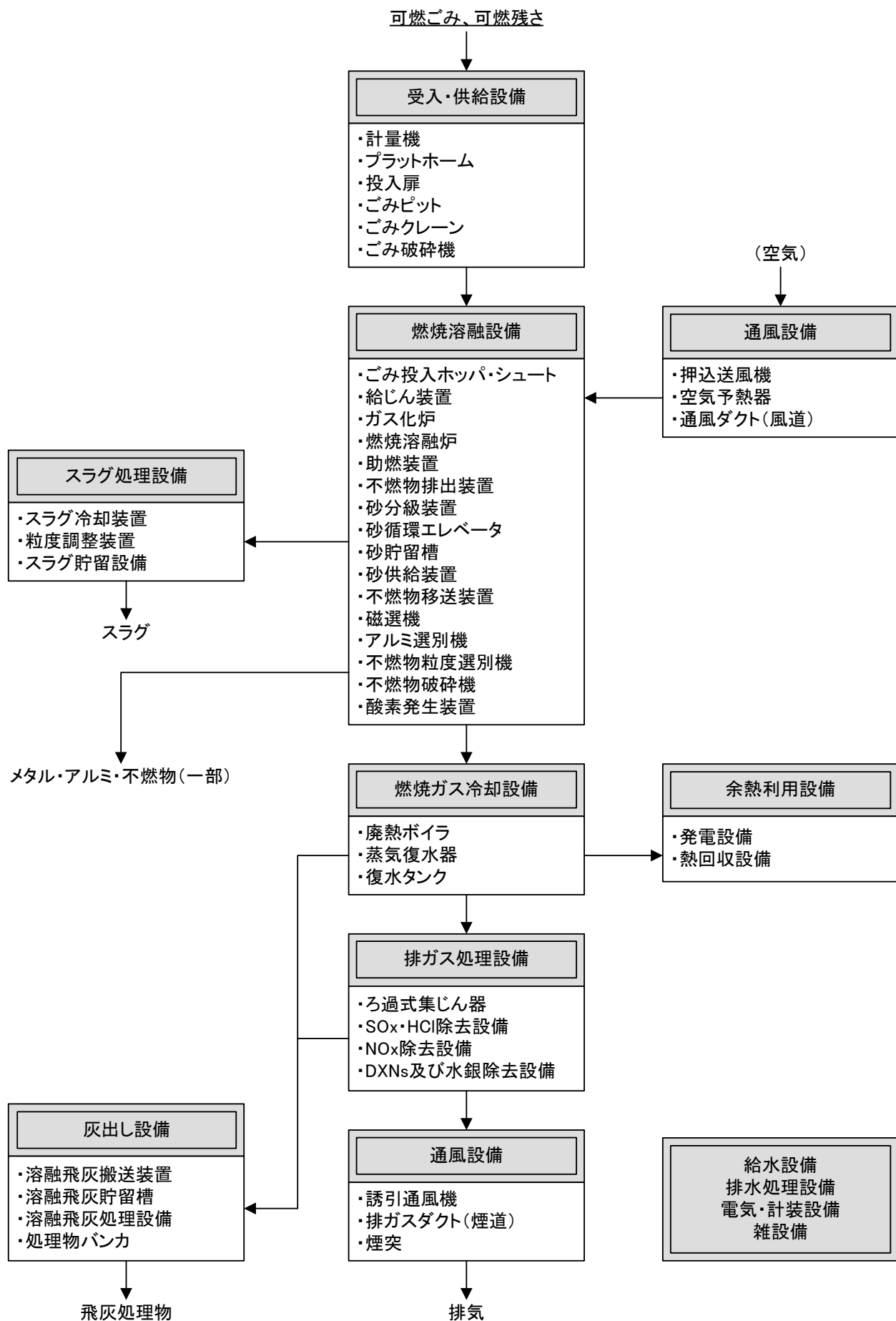
出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

図 2-3 焼却方式（ストーカ式）に係る一般的なごみ処理フロー



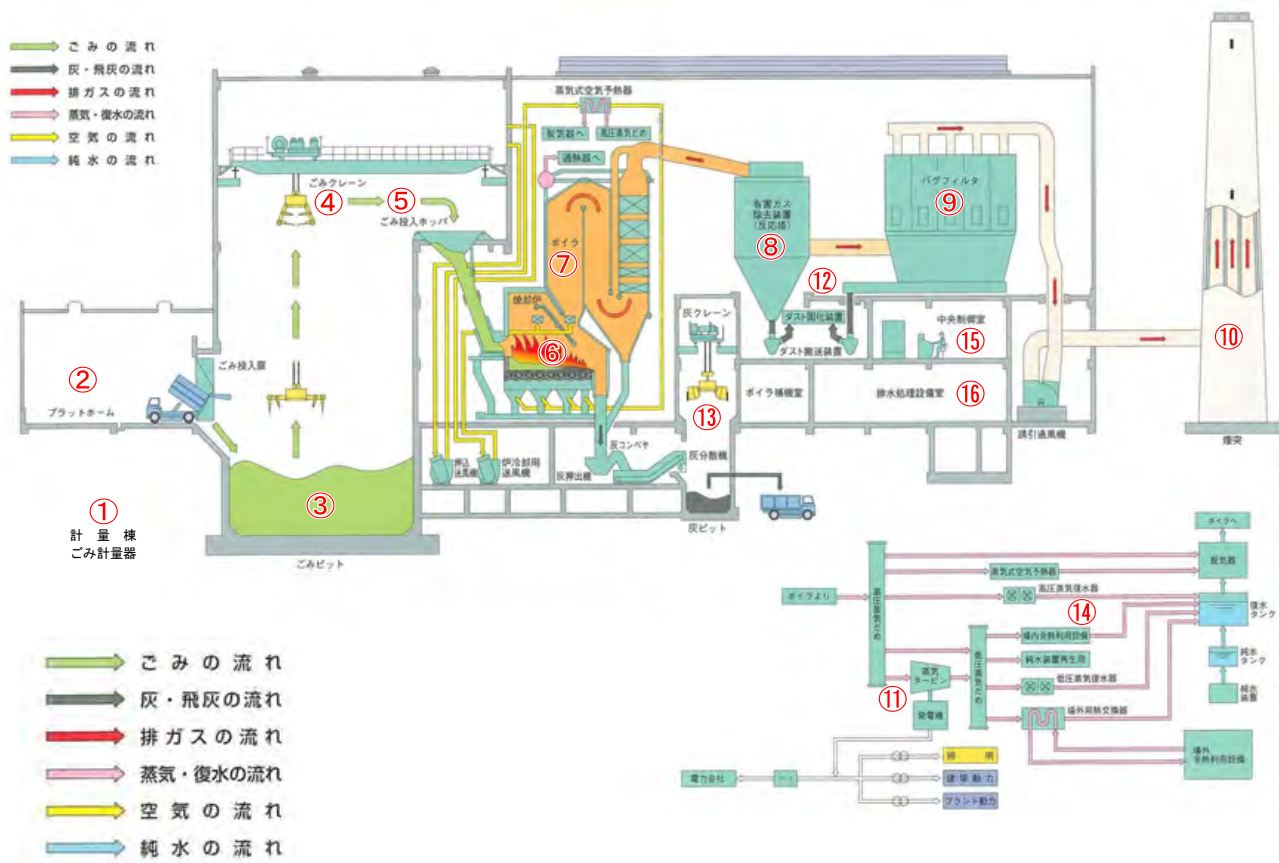
出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

図 2-4 ガス化溶融方式（シャフト炉式）に係る一般的なごみ処理フロー



出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

図 2-5 ガス化溶融方式（流動床式）に係る一般的なごみ処理フロー



①計量棟・ごみ計量器

②プラットフォーム

③ごみピット

④ごみクレーン

⑤ごみ投入ホッパ

⑥焼却炉

⑦ボイラ (燃焼ガス冷却設備)

⑧有害ガス除去装置 (反応塔)

⑨有害ガス除去装置 (バグフィルタ)

⑩煙突

⑪蒸気タービン発電機

⑫灰出し設備 (ダスト固化装置)

⑬灰ピット・灰クレーン

⑭余熱利用設備

⑮中央制御室

⑯排水処理設備

出典：「クリーンセンター設備紹介」(盛岡市環境部のサイト eco もりおか、閲覧：令和8年1月)

図 2-6 盛岡市クリーンセンターにおけるごみ処理の流れ (焼却方式 (ストーカ式))

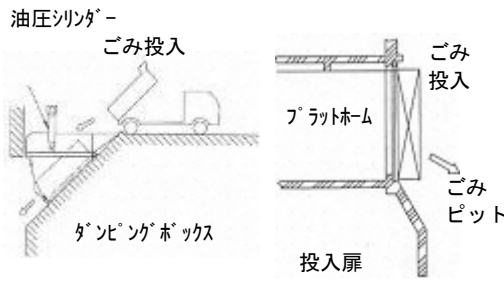
(2) 設備構成

「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」に係る主な設備構成は、以下に示すとおりである。

① 受入・供給設備

受入・供給設備は、表 2-6 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-6 受入・供給設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化溶融 方式共通	計量機	計量機は、収集車両及び直接搬入車両等による搬入物及び搬出物の重量を正確に計量するために設置する。そのため、搬入時及び搬出時の2回計量を基本とし、搬入時2基、搬出時2基の計4基の設置を基本とする。
	プラットフォーム	プラットフォームは、収集車両及び直接搬入車両等からごみピットへ投入する作業が円滑に実施できるスペースを確保し、有効幅員は原則15m以上、一方通行動線となるよう安全性に配慮する。
	投入扉	投入扉は、プラットフォームとごみピットを遮断し、ごみピット内の粉じん及び臭気の拡散を防止するために設置する。 基数は、搬入物検査を実施できるダンピングボックス等の設備を設置する。 
	ごみピット	ごみピットは、搬入されたごみを貯留し、焼却能力との調整を図るために設置し、災害対応を考慮した、7日以上容量を確保する。 また、ごみピットには、専用の放水銃（自動照準機能をもち自動消火が可能なもの）等を設置し、火災対策を講じる。
	ごみクレーン	ごみクレーンは、焼却又は燃焼溶融設備にごみピット内のごみを供給するために設置し、天井走行式クレーンとする。
ガス化 溶融方式	ごみ破砕機	ごみ破砕機は、投入ごみの前処理を行い、熱分解を安定させるために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

② 燃焼又は燃焼溶融設備

燃焼又は燃焼溶融設備は、表 2-7 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-7 燃焼又は燃焼溶融設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化溶融方式 共通	ごみ投入ホッ パ・シュート	ごみ投入ホッパは、ごみクレーンから投入されたごみを一時貯留しながら連続で炉内に送り込む設備で、ブリッジ解除装置を設置し、円滑に供給できるものとする。 また、数量は炉数と同数とし、炉内と外部を遮断するための開閉蓋(ホッパゲート)を設置することとする。
	給じん装置	給じん装置は、炉内にごみを安定して連続で供給でき、またごみ質の変化や炉内の燃焼状況等に応じて給じん量を調整できるものとする。
	助燃装置	助燃装置は、炉の起動・停止時における炉内温度の制御、昇温又は降温操作、ごみ質悪化に起因する炉内温度の低下に対して、所定の温度を保持するために設置する。
焼却方式 (ストーカ式)	燃焼設備	燃焼設備は、計画ごみ質のごみを連続して安定的に処理できるものとする。
ガス化溶融方式 (シャフト炉式)	ガス化溶融炉	ガス化溶融炉は、処理対象物を安定的に処理できるよう高温で燃焼溶融するために設置する。
	燃焼室	燃焼室は、ガス化溶融炉において発生した可燃性のガス及び粉じん等を所定の温度で完全燃焼するために設置する。
	副資材受入・供給設備	副資材受入・供給設備は、処理対象物を完全に燃焼、溶融し、無害化処理するために必要な副資材(コークス、石灰石など)を貯留し、ガス化溶融炉に投入するために設置する。
	酸素・窒素発生装置	酸素発生装置は、ガス化溶融炉の温度確保のための炉内へ供給する高濃度の酸素を作るために設置する。 窒素発生装置は、ガス化溶融炉を安定して停止させるための炉内へ供給する窒素を発生させるために設置する。
ガス化溶融方式 (流動床式)	ガス化炉	ガス化炉は、処理対象物を熱分解し、炉頂部から熱分解物を燃焼溶融炉へ、炉下部から不燃物を円滑に排出するために設置する。
	燃焼溶融炉	燃焼溶融炉は、熱分解ガス及び熱分解固形物などを連続的に高温で燃焼させるとともに、溶融スラグを連続して安定的に排出するために設置する。
	不燃物排出装置	不燃物排出装置は、ガス化炉内に堆積した不燃物を取り出すために設置し、熱分解状態に支障なく取り出すことができるものとする。
	砂分級装置	砂分級装置は、不燃物搬出装置から取り出された不燃物と砂を効率よく、ふるい分けるために設置する。
	砂循環エレベータ	砂循環エレベータは、砂分級装置によって、ふるい分けられた砂を再びガス化炉に戻すために設置する。
	砂貯留槽	砂貯留槽は、ガス化炉内に充填する砂を貯留するために設置し、ガス化炉内の全量を貯留できる十分な容量を確保するものとする。
	砂供給装置	砂供給装置は、ガス化炉内に砂を供給するために設置する。
	不燃物移送装置	不燃物移送装置は、排出された不燃物を磁選機及びアルミ選別機へ搬送するために設置する。
	磁選機	磁選機は、不燃物からメタル(鉄)を分別し、回収するために設置する。
	アルミ選別機	アルミ選別機は、不燃物からアルミを分別し、回収するために設置する。
	不燃物粒度選別機	不燃物粒度選別機は、不燃物の中から不燃物破砕機の破砕に適さない大塊物を選別するために設置する。
	不燃物破砕機	不燃物破砕機は、不燃物を燃焼溶融炉で溶融する上で必要な粒度まで粉砕するために設置する。
	酸素発生装置	酸素発生装置は、燃焼溶融炉の温度確保のための炉内へ供給する高濃度の酸素を作るために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」(令和7年6月 盛岡広域環境組合)

③ 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、表 2-8 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-8 燃焼ガス冷却設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化熔融 方式共通	廃熱ボイラ	廃熱ボイラは、燃焼及び燃焼熔融設備から熱回収を行い、排ガス処理設備が安全に、効率よく性能を発揮できるガス温度まで冷却するために設置する。当該設備は、設備容量・規模・ごみ質等を勘案して形式等を決定することとする。 また、発生する蒸気は、発電、場内熱利用、他施設への熱供給等に活用し、エネルギー回収率の向上に努めることとする。
	蒸気復水器	蒸気復水器は、廃熱ボイラからの余剰蒸気を処理するために設置する。
	復水タンク	復水タンクは、蒸気復水器からの高温水を貯留するために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

④ 排ガス処理設備

排ガス処理設備は、表 2-9 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-9 排ガス処理設備

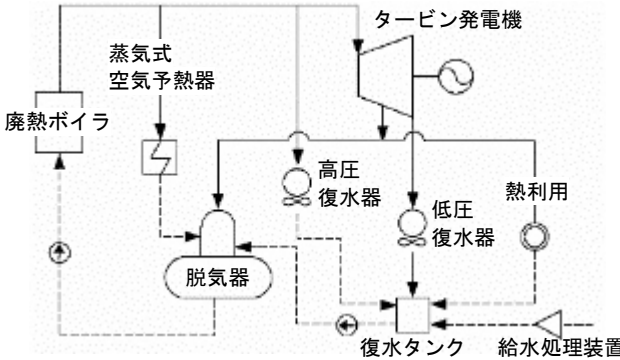
区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化熔融 方式共通	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器は、排ガスからばいじんを除去するために設置する。
	SO _x ・HCl 除去設備	SO _x ・HCl 除去設備は、排ガスから硫黄酸化物及び塩化水素を除去するために設置し、乾式法を基本とする。
	NO _x 除去設備	NO _x 除去設備は、排ガスから窒素酸化物を除去するために設置し、燃焼制御法及び無触媒脱硝法を基本とする。 ただし、無触媒脱硝法の導入可否は、必要に応じた事業者提案とする。
	ダイオキシン類及び水銀除去設備	ダイオキシン類及び水銀除去設備は、排ガスからダイオキシン類及び水銀を除去するために設置し、ろ過式集じん器の低温化及び活性炭吹込みを基本とする。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑤ 余熱利用設備

余熱利用設備は、表 2-10 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-10 余熱利用設備

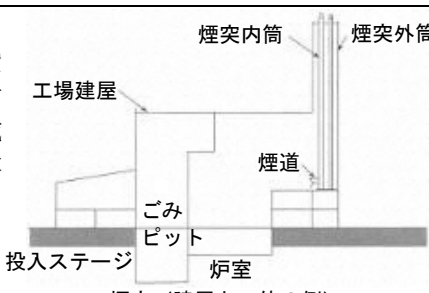
区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化熔融 方式共通	発電設備	発電設備は、ボイラ・タービン方式を基本とし、発電量及び余熱利用量を制御できる適切な設備とする。  ボイラ・タービン方式のフロー図
	熱回収設備	熱回収設備は、回収した熱をプラント関係設備、給湯、冷暖房等 に利用するために設置し、エネルギー回収率の向上に努めることと する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑥ 通風設備

通風設備は、表 2-11 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-11 通風設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化熔融 方式共通	押込送風機	押込送風機は、ごみピットより吸引した燃焼用空気を炉内に送り込むために設置し、適切な余裕率の設定や、風量・風圧が大きいことによる騒音・振動の防止対策を十分に施すものとする。
	空気予熱器	空気予熱器は、処理対象物の燃焼を良好に実施するために設置し、計画低位発熱量のほか、設置スペース及び経済性も考慮した形式を選定するものとする。
	通風ダクト (風道)	通風ダクト（風道）は、ごみピットから炉内までの各設備を結ぶために設置し、適所に流量調節用ダンパや点検口の設置、高温空気が流れることによる火傷防止対策などを十分に施すものとする。
	誘引通風機	誘引通風機は、煙突を通じて排ガスを大気へ排出するために設置し、ガス量の変動に対応できる適切な余裕率を設定した上で、騒音・振動防止対策を十分に考慮するものとする。
	排ガスダクト (煙道)	排ガスダクト（煙道）は、炉内から煙突までの各設備を結ぶために設置し、排ガス中の硫黄酸化物や塩化水素が冷却・凝縮されて生じる硫酸や塩酸による腐食対策や火傷防止対策を施すものとする。
	煙突	煙突は、無害化された排ガスを大気中に拡散するために設置し、高さについては 59m とする。なお、景観性や事業費低減等のため、建屋と一体型を基本とする。  煙突（建屋と一体の例）

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑦ 灰出し設備

灰出し設備は、表 2-12 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-12 灰出し設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)	焼却灰及び 飛灰シュート	焼却灰及び飛灰シュートは、焼却灰及び各部で捕集された飛灰を対象とし、シュート部は焼却灰等がブリッジすることのないよう、円滑に落下できる機能を有するものとする。
	飛灰搬出装置	飛灰搬出装置は、ろ過式集じん器で捕集するばいじんの他、ボイラ下部等で捕集する飛灰を対象とし、シュートその他に空気等が混入しない構造とし、円滑に飛灰が移送される機能を有するものとする。
	灰冷却装置	灰冷却装置は、炉内に漏入する空気を遮断する構造で、内部に灰搬出装置が設置できる容積を持ち、かつ、焼却灰等を円滑に輸送できる機能を有するものとする。
	灰搬出装置	灰搬出装置は、焼却炉から排出された灰を、灰ピット等へ搬送するための機能を有するものとする。
	飛灰処理設備	飛灰処理設備は、ろ過式集じん器で捕集するばいじんの他、ボイラ下部等で捕集する飛灰を対象とし、飛灰処理先での受入が困難となった場合など、非常時対応のために設置する。
	焼却灰貯留設備	焼却灰貯留設備（焼却灰バンカ）は、灰コンベヤからの焼却灰を搬出車両に積込むための一時貯留装置としての役割を有するものとする。
	灰ピット	灰ピットは、焼却灰発生量や搬出頻度等を参考に容量を決定し、搬出するまで一時貯留するものとする。
	灰クレーン	灰クレーンは、灰ピットから搬出車両への焼却灰の積込み、灰ピット内の灰のならし、積換えを行うための機能を有するものとする。
ガス化 熔融方式	熔融飛灰搬送装置	熔融飛灰搬送装置は、熔融飛灰を熔融飛灰貯留槽まで搬送するために設置し、密閉式によりダストの飛散のない構造とする。
	熔融飛灰貯留槽	熔融飛灰貯留槽は、ブリッジが生じないように配慮するとともに、吸湿を防ぐために、保温、加温ヒータ等を設けることとする。
	熔融飛灰処理設備	熔融飛灰処理設備は、熔融飛灰貯留槽より搬出された熔融飛灰を処理するために設置する。
	処理物バンカ	処理物バンカは、無害化処理された熔融飛灰や飛灰を貯留するために設置し、ブリッジや処理物の付着が生じないものとする。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑧ スラグ・メタル処理設備

スラグ・メタル処理設備は、表 2-13 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-13 スラグ・メタル処理設備

区分	設備名	計画
ガス化熔融方式 (シャフト炉式)	スラグ・メタル冷却装置	スラグ・メタル冷却装置は、スラグ・メタルの冷却水量が十分確保される容量とし、スラグ冷却水に含まれる重金属等が飛散しない方式とする。
	磁選機	磁選機は、水砕後の細粒化し、混在したスラグ・メタルをスラグとメタルに分離するために設置し、耐摩耗、耐腐食に配慮した材質構造及び維持管理が容易な構造とする。
	スラグ・メタル貯留設備	スラグ・メタル貯留設備は、スラグ及びメタルを搬出するまで貯留するために設置する。
ガス化熔融方式 (流動床式)	スラグ冷却装置	スラグ冷却装置は、燃焼熔融炉から排出されるスラグを冷却するために設置し、スラグの冷却水量が十分確保される容量とする。
	スラグ貯留設備	スラグ貯留設備は、スラグを搬出するまで貯留するために設置する。
ガス化熔融方式共通	粒度調整装置	粒度調整装置は、スラグを利活用先の要求品質に応じた粒度に調整するために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑨ 給水設備

給水設備は、プラント用水及び生活用水を施設に円滑に供給する目的で設置するものであり、本事業では上水道の使用を基本とする。ただし、災害時などの緊急時におけるプラント用水には井水の活用も想定している。

⑩ 排水処理設備

排水処理設備は、生活排水及びプラント排水に分かれ、生活排水は公共下水道への放流とし、プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行った後、公共下水道へ放流するほか、一部を場内で再利用する計画である。

また、雨水は、調整池を経由した後、対象事業実施区域東側の水路から公共用水域へ放流する計画である。

⑪ 電気・計装設備

電気・計装設備は、電気設備、発電設備、計装設備等で構成する。

電気設備については、特別高圧電力による受電後に本施設の各設備等に供給を行う計画とし、計装設備については、プラントの操作・監視・制御の集中化及び自動化により、プラント運転の信頼性の向上及び省力化を図る計画である。

また、停電時の対応として、1 炉の立ち上げに必要な電源を確保するため、非常用発電設備を設置する。

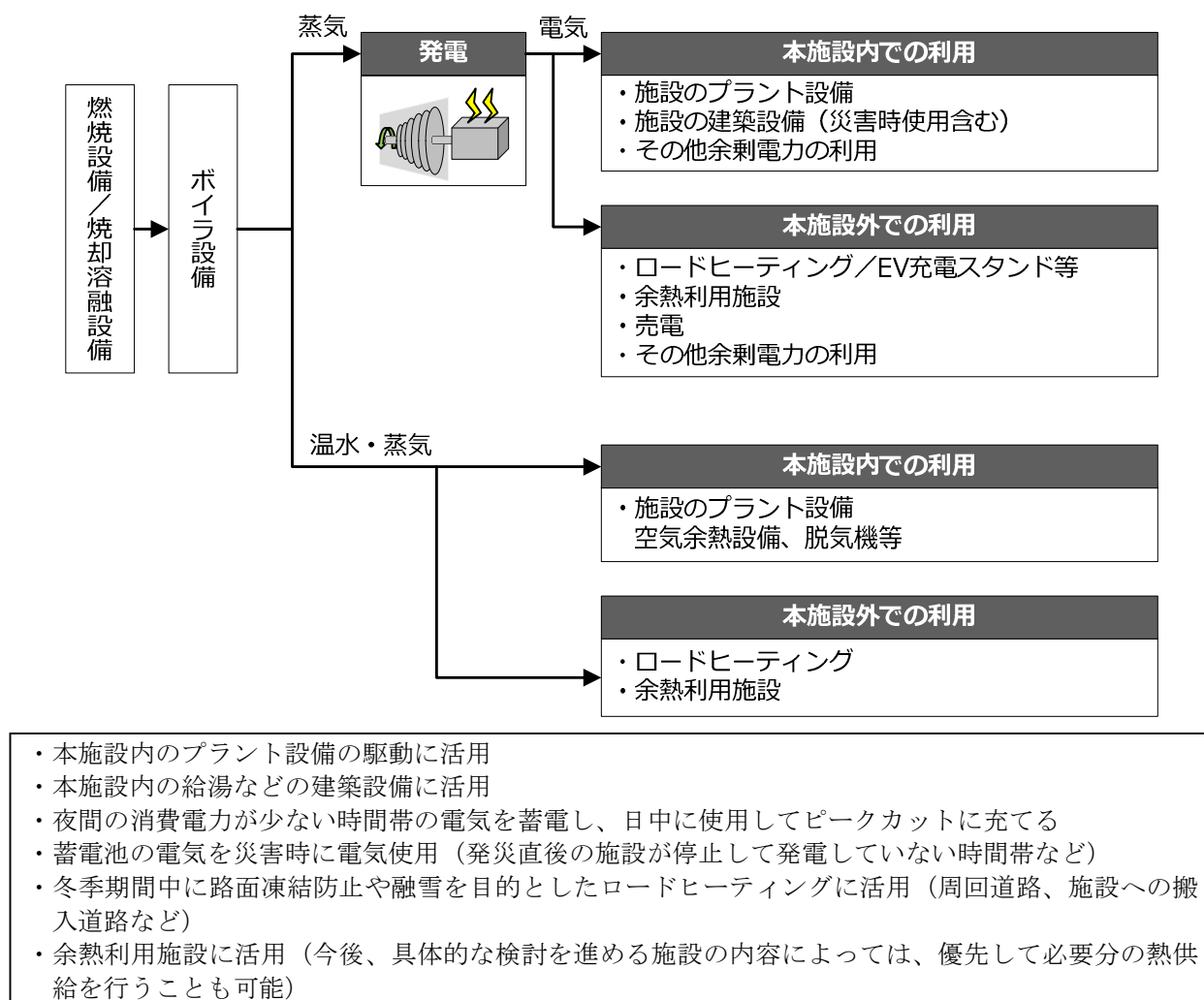
⑫ 雑設備

雑設備は、炉室内の清掃用の設備や公害監視用のデータ表示盤、作業環境対策としてのエアシャワー設備、集じん装置、脱臭装置及び本施設の説明用備品類等で構成する。

8. 余熱利用計画

ごみ処理時の廃熱を利用して発電と熱供給を行う予定であり、具体的な用途等の詳細については、今後検討を行う。

本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、主に図2-9に示す用途に活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る計画であり、具体的な用途等の詳細については、今後検討を行う。



出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

図 2-9 余熱利用の方針

2.2.5 受け入れ計画等の概要

1. ごみの受け入れ計画

ごみの受け入れ時間帯は、表 2-14に示すとおり計画している。

表 2-14 本施設におけるごみの受け入れ時間帯

区 分	受け入れ時間帯
平 日	9 時00分～16時00分

注) 区分及び受け入れ時間帯は、今後変更する可能性がある。

2. 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

本事業に係る廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートは、図 2-10に示すとおりである。

計画施設にごみを搬入する車両としては、当組合が収集運搬業務を委託した廃棄物運搬車両のほか、家庭ごみ及び事業系ごみを直接搬入する持ち込み車両等を想定しており、一般国道46号を経由し、対象事業実施区域に至る計画である。

3. 廃棄物運搬車両等の台数

本事業に係る廃棄物運搬車両等の最大日台数は、表 2-15に示すとおりである。

本事業に係る廃棄物運搬車両等の最大日台数は、片道639台/日と想定している。

なお、本事業に係る計画施設の供用開始後には、八幡平市清掃センター及び葛巻町清掃センター跡地に中継施設を設置し、収集運搬の効率化を図る計画であり、中継施設の整備後の廃棄物運搬車両等の最大日台数は、片道524台/日と想定している。

表 2-15 本事業に係る廃棄物運搬車両等の最大日台数

区分	廃棄物運搬車両等台数（台/日）		
	大型車類	小型車類	合 計
	収集運搬車両、灰運搬車両等	自己搬入車両、通勤車両等	
搬入車両台数	278	361	639
搬出車両台数	278	361	639
往復台数	556	722	1,278



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート(想定)

この地図は、国土地理院発行の1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:25,000

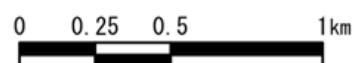


図 2-10 本事業に係る廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

2.2.6 対象事業の工事計画の概要

1. 事業工程

本事業に係る主な事業工程は、表 2-16に示すとおりである。

本事業に係る主な事業工程としては、令和14年度中の施設供用開始を目標として、測量、地質調査、環境影響評価、都市計画手続き等を進め、令和9年度頃から設計、建設工事を開始する計画である。

表 2-16 本事業に係る主な事業工程（予定）

項目 \ 年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
測量、地質調査、環境影響評価、都市計画手続き等										
設計、建設工事										
施設供用開始										●

2. 工事工程

本事業に係る主な工事工程（想定）は、表 2-17に示すとおりである。

なお、プラントメーカーへのヒアリング（以下、「メーカーヒアリング」という。）結果を参考に想定した工事工程の詳細は、資料編（資料1）に示すとおりである。

表 2-17 本事業に係る工事工程表（想定）

工種		月	1 年目												2 年目												3 年目												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
設計	基本・実施設計																																						
	建築確認申請																																						
準備工事	仮設工事																																						
	造成工事																																						
	山留工事																																						
土木工事	杭・土工事																																						
	外構工事																																						
建築工事	躯体工事																																						
	鉄骨工事																																						
	屋根・外壁工事																																						
	内装・設備工事																																						
付帯工事	管理棟工事																																						
プラント工事	プラント機械工事																																						
	プラント電気工事																																						
受電																																							
試運転・性能試験																																							

工種		月	4 年目																5 年目															
			37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60								
設計	基本・実施設計																																	
	建築確認申請																																	
準備工事	仮設工事																																	
	造成工事																																	
	山留工事																																	
土木工事	杭・土工事																																	
	外構工事																																	
建築工事	躯体工事																																	
	鉄骨工事																																	
	屋根・外壁工事																																	
	内装・設備工事																																	
付帯工事	管理棟工事																																	
プラント工事	プラント機械工事																																	
	プラント電気工事																																	
受電																																		
試運転・性能試験																																		

注）本事業は、DBO 方式で実施する計画であることから、具体的な工事計画の内容については、最終的に受託した民間事業者が検討を行う計画である。

3. 工事用車両台数

本事業に係る工事用車両の主要な走行ルートは、図 2-11に示すとおりである。

工事用車両については、一般国道46号を経由し、対象事業実施区域に至る計画である。

また、メーカーヒアリング結果を参考に想定した本事業に係る工事用車両の最大日台数は、表 2-18に示すとおりである。

表 2-18 工事用車両の最大日台数

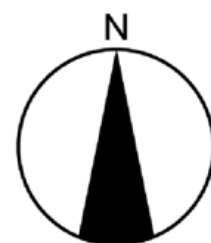
区分	工事用車両の最大日台数（台/日）		
	大型車類	小型車類	合 計
	ダンプトラック、 コンクリートミキサ車等	通勤車両等	
搬入車両台数	160	65	225
搬出車両台数	160	65	225
往復台数	320	130	450



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 工事用車両の主要な走行ルート(想定)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:25,000

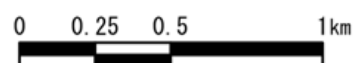


図 2-11 本事業に係る工事用車両の主要な走行ルート

2.2.7 環境保全への配慮及び災害防止に関する事項

現時点で想定している環境保全への配慮及び災害防止に関する事項は、以下に示すとおりである。

1. 工事中の環境配慮事項

(1) 大気汚染対策

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う排出ガスを抑制する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・工事現場内では、必要に応じて粉じん等防止用のシートを使用するなど、粉じん等の発生防止に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事現場内や工事現場出入口付近では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
- ・工事用車両の出入口付近の清掃に努めるほか、必要に応じてタイヤ洗浄を実施する。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
- ・工事用車両の出入に際しては、交通整理員を配置のうえ、交通誘導を行う。

(2) 騒音・振動対策

- ・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音、振動を抑制する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事区域に仮囲い（高さ約3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
- ・工事用車両の出入に際しては、交通整理員を配置のうえ、交通誘導を行う。

(3) 水質汚濁対策

- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わない。
- ・雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する。
- ・仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。
- ・雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置などの対策を行う。

(4) 土壌汚染対策

- ・掘削した土砂は、原則として場内で再利用するものとし、場外に搬出が必要な場合には、関係法令等を遵守するとともに、土壌の性状等を考慮のうえ、飛散防止等の適切な措置を講じる。

(5) 自然環境保全対策

- ・工事区域に仮囲い（高さ約3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
- ・夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械は、可能な限り低騒音型機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。

(6) 廃棄物等対策

- ・施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるように、施工方法を工夫する。
- ・建設発生土については、原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制する。
- ・建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するように努め、可能な限り最終処分量を低減する。
- ・可能な限り、再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
- ・工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材、再生砕石等の再使用型資材の活用を努める。
- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、関係法令等も踏まえて、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。

(7) 温室効果ガス削減対策

- ・省エネルギー性に優れる建設機械・工事用車両の採用に努める。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

(8) 災害防止対策

- ・造成工事等の施工中は、土砂の流出等による災害を防止するため、必要な措置を講じる。

2. 供用時の環境配慮事項

ごみ処理方式については、今後実施予定の民間事業者の選定段階において、処理方式も含めた提案を予定しており、準備書段階においては決定していない。

(1) 大気汚染対策

- ・煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
- ・ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷により安定した処理を維持することで、煙突からの排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。
- ・ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
- ・塩化水素及び硫黄酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。
- ・窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、脱硝装置により除去する。
- ・ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
- ・灰等の残さは、飛散しないよう屋根及び壁を設けた建屋内に保管し、天蓋付きの車両により搬出する。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

(2) 騒音・振動対策

- ・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
- ・騒音、低周波音及び振動が発生する設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、騒音、低周波音及び振動の低減に努める。
- ・必要に応じて建屋内での吸音材の使用等、防音対策を行う。
- ・タービン発電機、空気圧縮機等の騒音、低周波音及び振動が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
- ・プラットホームの出入口には開閉式の自動シャッターを設け、車両の通行時以外は原則として閉鎖状態を保つことで、建屋内部の騒音の漏洩を最小限に抑える。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

(3) 悪臭防止対策

- ・法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。（※なお、悪臭に係る公害防止基準値は、対象事業実施区域が市街化調整区域のため、法令上の区域設定がないことから、法令、県条例をもとにしつつ、現行の盛岡市クリーンセンターの公害防止基準値を基本に設定する。）
- ・高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解により除去する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
- ・廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
- ・プラットホームを適宜洗浄する。
- ・廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。

(4) 水質汚濁対策

- ・生活排水は公共下水道へ排水し、プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行った後、公共下水道へ排水するほか、一部を場内で再利用する。
- ・雨水は、調整池を経由した後、対象事業実施区域北東側の水路から公共用水域へ放流する。
- ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。

(5) 土壌汚染対策

- ・廃棄物の受入れ場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピット（コンクリート構造物・不浸透性）とし、ごみピット汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
- ・ごみ焼却方式の場合は焼却灰及び飛灰、ガス化溶融方式の場合は溶融飛灰が発生するものの、焼却灰は冷却を行った後、焼却灰ピットに貯留するほか、飛灰は飛灰処理設備において、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化处理する。

(6) 自然環境保全対策

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
- ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
- ・既存水路の改修にあたっては、可能な限り改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
- ・調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
- ・緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
- ・設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
- ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

(7) 日照障害に係る配慮事項

- ・建築物を可能な限り小さくすることにより、対象事業実施区域外に及ぶ日影の範囲を小さくする。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・北側に向かって高さを抑えた勾配の屋根にする等、建築物の形状を工夫することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。

(8) 電波障害に係る配慮事項

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・本事業に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、実態を確認のうえ、適切な改善対策を講じる。
- ・工事中及び供用時には問合せ窓口を設置し、電波障害に関する問合せが住民からあった場合には、実態を確認のうえ、迅速かつ適切な対応を行う。

(9) 景観に係る配慮事項

- ・施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」（令和８年３月 盛岡市）に準拠する。
- ・施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
- ・建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とし、河川景観に配慮を行う。
- ・建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
- ・外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。

(10) 廃棄物等対策

- ・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。
- ・焼却主灰は、セメント原料化、焼成砂化、熔融固化等により、資源化する。
- ・熔融スラグは、路盤材等として有効利用する。
- ・熔融メタルは、非金属精錬用還元剤処理等により有効利用する。

(11) 温室効果ガス削減対策

- ・ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用した発電については、より高い発電効率となるよう努める。
- ・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。
- ・ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。
- ・本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、余熱利用施設にて活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る。
- ・施設内の照明は、LED照明機器を採用する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

(12) 災害防止対策

- ・施設の稼働に伴う火災、爆発等の事故を防止するため、ごみの受け入れ管理の徹底、受け入れたごみの適切な選別等を行うとともに、設置した機器類等の定期点検を実施する。

3. 公害防止基準値の設定

本事業では、周辺環境への環境負荷低減のほか、エネルギー効率（発電含む）や費用対効果等も考慮し、既設のごみ処理施設の基準や県内自治体や全国における同規模施設における最新事例等も参考に、近年の技術動向等も加味したうえで、表 2-19(1)～(3)に示すとおり、公害防止基準値（自主規制値）を設定する計画である。

なお、本事業に係る対象事業実施区域は、市街化調整区域に指定されていることから、騒音、振動、悪臭、排水等については、各法令上の規制基準等が適用されない地域となっているものの、本事業では、既設の盛岡市クリーンセンターにおける公害防止基準値を基本に設定した。

また、施設内からの生活排水は公共下水道へ排水し、プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行った後、公共下水道へ排水するほか、一部を場内で再利用する計画とし、近隣河川への排水は行わないものとする。

表 2-19(1) 公害防止基準値（排出ガス濃度）

項目	公害防止基準値	法規制値等
ばいじん	0.01g/m ³ N	0.04g/m ³ N
硫黄酸化物（SO _x ）	10ppm	約 1,600ppm (K 値 14.5)
塩化水素（HCl）	10ppm	430ppm
窒素酸化物（NO _x ）	50ppm	250ppm
水銀（Hg）	30 μg/m ³ N	30 μg/m ³ N
ダイオキシン類（DXNs）	0.05ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N

表 2-19(2) 公害防止基準値（騒音・振動：敷地境界の基準値）

項目		公害防止基準値	備考
騒音	朝（6時～8時）	50デシベル	騒音規制法 第二種区域
	昼間（8時～18時）	55デシベル	
	夕（18時～22時）	50デシベル	
	夜間（22時～6時）	45デシベル	
振動	昼間（7時～20時）	60デシベル	振動規制法 第一種区域
	夜間（20時～7時）	55デシベル	

注）岩手県では、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、特定工場等の騒音・振動について、都市計画区域のうち用途地域が指定された地域を対象に規制されているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域である。

表 2-19(3) 公害防止基準値（悪臭：敷地境界の基準値）

項目	公害防止基準値	
	敷地境界基準値	煙突出口基準値
臭気濃度	10	1,000
アンモニア	1 ppm	10 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	—
硫化水素	0.02 ppm	—
硫化メチル	0.01 ppm	—
二硫化メチル	0.009 ppm	—
トリメチルアミン	0.005 ppm	—
アセトアルデヒド	0.05 ppm	—
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	—
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	—
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm	—
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm	—
イソブタノール	0.9 ppm	—
酢酸エチル	3 ppm	—
メチルイソブチルケトン	1 ppm	—
トルエン	10 ppm	—
スチレン	0.4 ppm	—
キシレン	1 ppm	—
プロピオン酸	0.03 ppm	—
ノルマル酪酸	0.001 ppm	—
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	—
イソ吉草酸	0.001 ppm	—

注) 岩手県では9市町について規制地域が指定されており、対象事業実施区域が位置する盛岡市は特定悪臭物質による規制地域に指定されているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域である。

2.2.8 その他の対象事業に関する事項

1. 対象事業実施区域に関する検討経緯

対象事業実施区域に係る方法書からの変更内容は、図 2-12に示すとおりである。

対象事業実施区域について、方法書時点（令和6年2月）では、地形、土地の形状、土地所有者や土地利用状況等を勘案して、面積約7haの区域を対象事業実施区域としていたものの、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」に係る施設整備検討委員会における審議等を踏まえて、施設の規模（処理能力）、施設配置、構内動線等の検討を更に進めた結果、面積約6haの対象事業実施区域に縮小することとした。

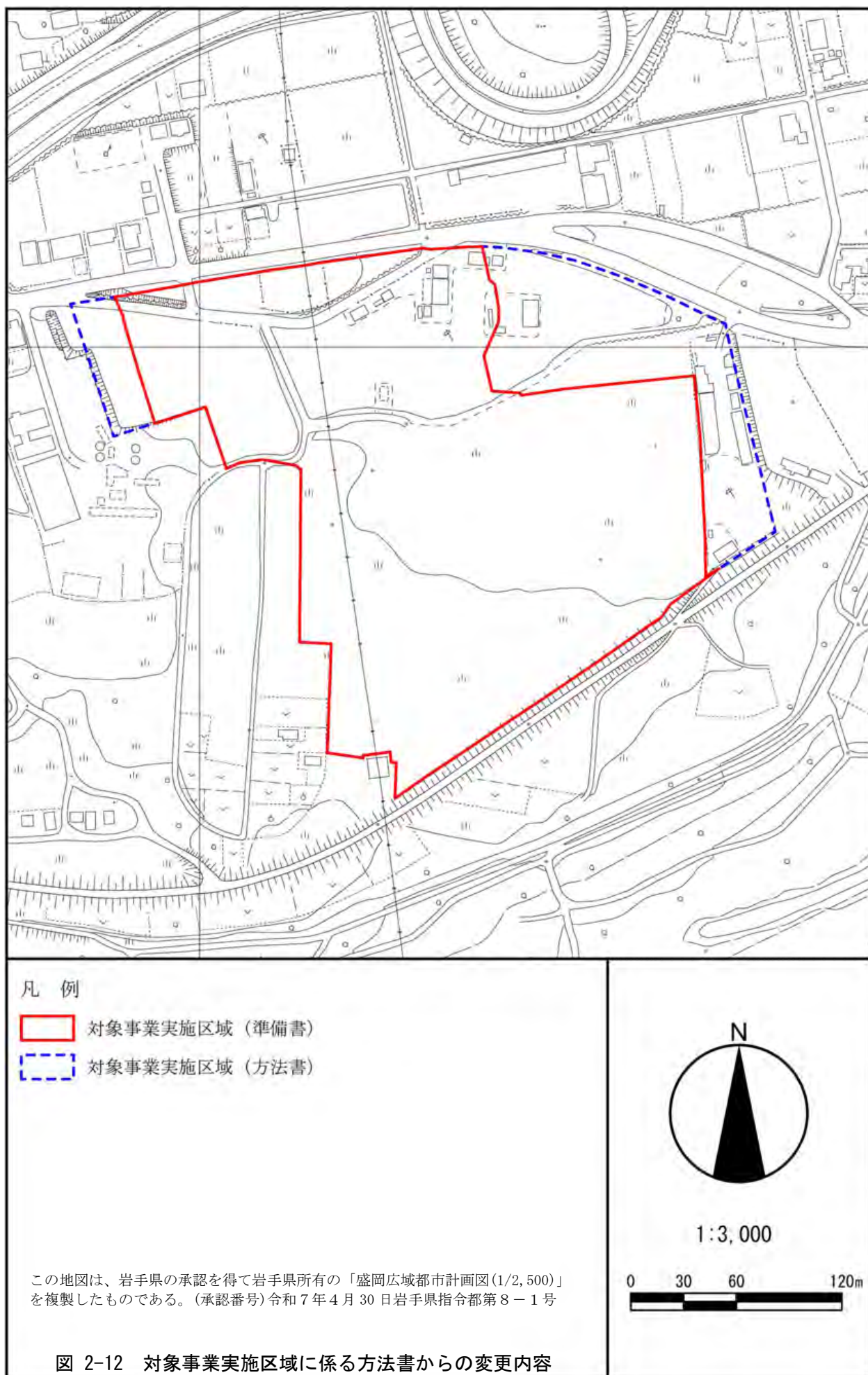


図 2-12 対象事業実施区域に係る方法書からの変更内容

2. 対象事業の規模（処理能力）に関する検討経緯

対象事業の規模（処理能力）に係る方法書からの変更内容は、表 2-20に示すとおりである。

対象事業の規模（処理能力）については、盛岡広域 8 市町の圏域におけるごみの排出状況、将来のごみ排出推計等に基づき検討しており、方法書時点（令和 6 年 2 月）では 438 t/日としていたものの、令和 7 年 6 月に策定した「施設整備基本計画」では 378 t/日としている。

さらに、「施設整備基本計画」の策定後も検討を進め、現時点では盛岡広域 8 市町の圏域における令和 6 年度のごみ排出量の実績、近年の動向及び将来のごみ排出推計等を踏まえて施設規模を「357 t/日」としている。

表 2-20 対象事業の規模（処理能力）に係る方法書からの変更内容

時期	方法書時点 (令和 6 年 2 月)	ごみ処理施設整備基本計画 (令和 7 年 6 月)	準備書時点 (令和 8 年 6 月)
処理能力	438 t/日 (18.25 t/時間) [約 6.083 t/時間・炉×3 炉×24 時間]	378 t/日 (15.75 t/時間) [約 5.25 t/時間・炉×3 炉×24 時間]	357 t/日 (14.875 t/時間) [約 4.958 t/時間・炉×3 炉×24 時間]

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下、「地域特性」という。）は、令和8年1月時点で入手可能な文献資料を基に、取りまとめた。

調査範囲は、対象事業の実施に伴う環境影響評価項目を選定するために必要となる範囲とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況	
1. 気象の状況	対象事業実施区域が位置する盛岡市は、寒暖差の大きい内陸性の気候特性を有している。対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である盛岡地方気象台における過去10年間の平均気温は11.5℃、年間降水量は1,339.8mm、平均風速は2.9m/sであり、年間の風向は南南東の風が最も多くなっている。 令和7年についてみると、平均気温は12.2℃であり、月別平均気温は7月が最も高く、2月が最も低くなっている。年間降水量は1,265.0mmであり、月別降水量は9月が最も多く、2月が最も少なくなっている。年間の平均風速は2.8m/sであり、風向は春季と冬季は南の風が、夏季は南南東の風が、秋季は北の風が最も多くなっている。
2. 大気質の状況	対象事業実施区域の周囲には、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の津志田局及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の上田局があり、津志田局では、有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定も行われている。 (1) 一般大気環境 ① 二酸化硫黄 (SO₂) 津志田局における令和5年度の二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.001ppm、1時間値の最高値は0.003ppmであり、長期的・短期的環境基準を達成している。 また、日平均値の2%除外値の経年変化は、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は横ばいで推移している。 ② 二酸化窒素 (NO₂) 津志田局及び上田局における令和5年度の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.012～0.014ppmであり、いずれの測定局においても環境基準を達成している。 また、日平均値の年間98%値の経年変化は、令和4年度までは概ね横ばいで推移しており、令和5年度には減少している。 ③ 光化学オキシダント (O_x) 津志田局における令和5年度の光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値は0.033ppmであるが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日が発生しており、環境基準値を超過している。 また、昼間の1時間値の最高値の経年変化は、令和3年度まで減少傾向であり、その後は増加傾向で推移している。 なお、光化学オキシダントについて、環境基準の達成状況が低いのは当該地域特有ではなく全国的傾向である。 ④ 浮遊粒子状物質 (SPM) 津志田局及び上田局における令和5年度の浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.027～0.035mg/m³、1時間値の最高値は0.079～0.147mg/m³であり、いずれの測定局においても長期的・短期的環境基準を達成している。 また、日平均値の2%除外値の経年変化は、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は概ね横ばいで推移している。 ⑤ 一酸化炭素 (CO) 上田局における令和5年度の一酸化炭素の日平均値の2%除外値は0.4ppmであり、長期的・短期的環境基準をともに達成している。 また、日平均値の2%除外値の経年変化は、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は横ばいで推移している。 ⑥ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 津志田局及び上田局における令和5年度の微小粒子状物質の年平均値は6.8～9.4μg/m³、日平均値の最高値は28.8～34.3μg/m³であり、いずれの測定局においても長期的・短期的環境基準を達成している。 また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は概ね横ばいで推移している。

2. 大気質の状況 (続き)	(2) 有害大気汚染物質の状況 津志田局における過去5年間（令和元年度～令和5年度）の有害大気汚染物質の測定結果は、環境基準が定められているベンゼン等4物質の年平均値は、すべての年で環境基準値を下回っている。 また、指針値が定められているアクリロニトリル等11物質の測定値についても、すべての年で指針値を下回っている。 (3) ダイオキシン類（大気）の状況 津志田局における過去5年間（令和元年度～令和5年度）のダイオキシン類の測定結果は、すべての年で環境基準値を下回っている。
3. 騒音の状況	(1) 一般環境騒音の状況 対象事業実施区域の周囲では過去5年間において4地点で測定が行われており、いずれも環境基準値を下回っている。 (2) 自動車騒音の状況 対象事業実施区域の周囲における自動車騒音（要請限度）の測定は、盛岡市で7地点、滝沢市で3地点の計10地点で行われており、令和5年度の測定結果はすべての地点で要請限度を下回っている。 また、対象事業実施区域の周囲における自動車騒音（面的評価）の測定は、10区間で行われており、一般国道46号の東側の区間及び市道上堂二丁目青山四丁目線では昼夜間ともに環境基準値を下回っていたものの、その他の区間では環境基準値の超過が確認されている。 (3) 新幹線鉄道騒音の状況 対象事業実施区域の周囲における新幹線鉄道騒音の測定は、東北新幹線を対象に上堂四丁目で測定が行われており、令和5年度の測定結果は環境基準値を下回っている。
4. 振動の状況	(1) 道路交通振動の状況 対象事業実施区域の周囲における道路交通振動の測定は、7地点で測定が行われており、令和5年度の測定結果はすべての地点で要請限度を下回っている。 (2) 新幹線鉄道振動の状況 対象事業実施区域の周囲における新幹線鉄道振動の測定は、東北新幹線を対象に上堂四丁目で測定が行われており、令和5年度の測定結果は指針値を下回っている。
5. 悪臭の状況	対象事業実施区域の周囲では、悪臭測定は実施されていない。 なお、盛岡市では、「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）に基づき、特定悪臭物質について物質濃度による規制を行っているが、対象事業実施区域は規制対象外である。
3.1.2 水環境の状況	
1. 水象の状況	対象事業実施区域の南側には一級河川である雫石川が西から東へ流れており、対象事業実施区域の北東側を流れる諸葛川が合流している。 また、対象事業実施区域の周囲には一級河川である北上川、北上川支川である木賊川及び南川等が分布している。
2. 水質の状況	(1) 公共用水域の水質の状況 対象事業実施区域の周囲では、公共用水域の水質の測定が行われており、人の健康の保護に関する項目が令和5年度に諸葛川（諸葛橋）で、生活環境の保全に関する項目が令和5年度に諸葛川（諸葛橋）及び木賊川（上堂三丁目）で測定されている。 ① 人の健康の保護に関する項目 諸葛川（諸葛橋）における令和5年度の水質測定結果は、すべての物質について環境基準値を下回っている。 ② 生活環境の保全に関する項目 諸葛川（諸葛橋：環境基準A類型・生物A類型）における令和5年度の水質測定結果は、大腸菌数を除いてすべての項目で環境基準（A類型）を達成している。また、全窒素、全燐については測定が行われているものの、環境基準は設定されていない。 なお、木賊川（上堂三丁目）には環境基準の類型区分は設定されていない。 (2) 地下水の水質の状況 対象事業実施区域の周囲における令和5年度の地下水質調査結果のうち、概況調査が実施された地点の測定値は、すべての項目で環境基準を達成しており、継続監視調査が実施された地点の測定値は、トリクロロエチレンが東見前で、砒素が上米内、手代森、川又で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が好摩で環境基準値を超過しているものの、その他の項目及び地点では環境基準を達成している。 (3) ダイオキシン類（水質、底質）の状況 対象事業実施区域の周囲におけるダイオキシン類の令和3年度の測定は、諸葛川（諸葛橋）で測定が行われており、測定値は水質、底質ともに環境基準を達成している。

3.1.3 土壌及び地盤の状況	
1. 土壌の状況	(1) 土壌の状況 対象事業実施区域の土壌は、褐色低地土壌の花輪統となっている。 また、対象事業実施区域の周囲は、粗粒灰色低地土壌の下太田統、土渕統及び褐色低地土壌の江刺愛宕統等となっているほか、対象事業実施区域北西側の山地は、淡色黒ボク土壌の高森統及び黒ボク土壌の谷地山統等となっており、対象事業実施区域南西側の山地は褐色森林土壌の南昌山統及び湿性褐色森林土壌の東ノ又沢統等となっている。山地のふもとは多湿黒ボク土壌の飯豊統、滝沢統、沼宮内統及び飯岡統等が広がっている。 (2) 土壌汚染の状況 岩手県では、令和5年度に一般環境（一般的住居地域）7地点及び発生源周辺（廃棄物焼却炉周辺地域）45地点で土壌中のダイオキシン類を測定しているが、対象事業実施区域及びその周囲で測定は行われていない。
2. 地盤の状況	「令和6年版 環境報告書」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は発生していない。
3.1.4 地形及び地質の状況	
1. 地形の状況	対象事業実施区域は、谷底平野及び氾濫平野が大部分を占めており、一部に砂礫段丘Ⅲがみられる。 また、対象事業実施区域の周囲は、砂礫段丘Ⅱ及び砂礫段丘Ⅲが広がっており、対象事業実施区域南側の雫石川沿いは河原となっているほか、崖もみられる。対象事業実施区域北西側から南西側にかけては、中起伏山地となっており、対象事業実施区域北側の市街地は、大山灰砂台地及び谷底平野及び氾濫平野が混在した地形となっている。
2. 地質の状況	対象事業実施区域は、未固結堆積物の砂礫（洪積世）及び砂礫（沖積世）となっている。 また、対象事業実施区域の周囲も同様に未固結堆積物の砂礫（洪積世）及び砂礫（沖積世）が広がっているほか、対象事業実施区域北西側から南西側に位置する山地には、火山性岩石の集塊岩及び未固結堆積物の碎屑物等が分布している。対象事業実施区域北西側の山地のふもと及び北東側の市街地には、火山性岩石の火山碎屑物が分布している。
3. 重要な地形及び地質	対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック 第1集 ―危機にある地形―」（平成6年2月 小泉・青木編）及び「日本の地形レッドデータブック 第2集 ―保存すべき地形―」（平成14年3月 小泉・青木編）によって選定された保存すべき地形は存在しない。 なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の典型地形」（国土交通省HP、閲覧：令和8年1月）に選定されている北上盆地及び雫石川下流部が存在している。
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	
1. 動物	(1) 動物相の状況 既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された動物は、哺乳類が13科45種、鳥類が50科179種、爬虫類が7科12種、両生類が6科14種、昆虫類が181科1,387種、魚類が10科34種、底生動物が31科57種である。 (2) 重要種の状況 ①哺乳類 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（哺乳類）は8科20種であり、ヒナコウモリ科のコウモリのほか、雑木林を利用するニホンモモンガやヤマネ、低山山麓の森林を生息域とするニホンイイズナなどが確認されている。 ②鳥類 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（鳥類）は30科74種であり、河川敷や水田など耕作地、ため池を利用するヒシクイやマガン等のカモ科やシギ・チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されているほか、クマタカやオジロワシ、アオバズク、トラフズクなどの猛禽類といった生態系上位種も確認されている。 ③は虫類 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（は虫類）は4科5種であり、ため池などの湛水を利用するニホンスッポンや水田から草地、森林まで幅広い環境を利用するヒバカリなどが確認されている。 ④両生類 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（両生類）は4科7種であり、河川の渓流域から中流域を生息環境とするカジカガエルや水田やため池などを利用するアカハライモリなどが確認されている。 ⑤魚類 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（魚類）は8科15種であり、ため池などの湛水を生息域とするフナ類や水田などに生息するドジョウなどが確認されている。

1. 動物（続き）	⑥昆虫類 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（昆虫類）は50科167種であり、河川やため池に生息するタガメやゲンゴロウ等水生昆虫をはじめ、河川敷や水田などの水辺環境を生息域とするコバネアオイトトンボやモートンイトトンボなどトンボ類が多く確認されている。 ⑦底生動物 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（底生動物）は10科13種であり、河川の砂礫などの河床に生息するカワシンジュガイや水量の多い水路に生息するカラスガイなどが確認されている。
2. 植物	(1)植物相 ①植物相の状況 既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物は、164科1,728種である。 ②重要な種 対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な植物種は、76科292種である。 (2)植生の状況 対象事業実施区域の大部分は畑雑草群落であるが、耕作放棄後20年程度が経過し、オギ等の高茎草本が繁茂しており、一部が緑の多い住宅地となっている。 また、対象事業実施区域の周囲では、対象事業実施区域の南北に水田雑草群落が広く分布しているほか、畑雑草群落、緑の多い住宅地及び果樹園等が点在している。また、対象事業実施区域の南側の雫石川沿いには、ヤナギ高木群落やヤナギ低木群落等の河川植生、ニセアカシア群落、イタチ萩群落が分布しているほか、ゴルフ場、草地及び自然裸地も分布している。 対象事業実施区域北東側には、高速道路のインターチェンジが位置するなど市街地が広がっており、西側には果樹園や山地が存在し、山地にはカスミザクラ-コナラ群落や赤松群落、クリ-コナラ群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布している。 (3)特定植物群落の状況 「第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省HP、調査：平成9～10年度、閲覧：令和8年1月）によると、対象事業実施区域内に特定植物群落は存在しない。 また、対象事業実施区域から最も近い特定植物群落は、東側約1.2kmの雫石川の沼沢地である。 (4)巨樹・巨木の状況 「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省HP、調査：第4回昭和63年度、第6回 平成11～12年度、閲覧：令和8年1月）及び「盛岡市の景観重要樹木」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）によると、対象事業実施区域から最も近い巨樹・巨木は、東側約1.8kmのハリギリ及び南西側約1.8kmのケヤキである。
3. 生態系	対象事業実施区域は東西の山々に囲まれた平地に位置しており、その周囲には水田等耕作地及び市街地が幹線道路を境とし、東西に広がっている。 対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度の分布は、北西側及び南西側に植生自然度6～7の山地が存在しているほか、南北に植生自然度2の水田耕作地が広がっており、一部に植生自然度1の市街地が存在している。また、北東側にも植生自然度1の市街地が広く存在しており、市街地内には南北に北上川が流れ、その河川沿いには植生自然度2の畑地及び植生自然度7の二次林等が分布している。 その他、対象事業実施区域内は植生自然度2の草地及び緑の多い住宅地となっており、対象事業実施区域の南側を流れる雫石川の河川敷には植生自然度9の高木及び低木林が分布しているほか、自然裸地が存在している。 以上のことから、対象事業実施区域及びその周囲の環境は、山地、水田等耕作地、河川・河川敷、市街地に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。 (1)山地 対象事業実施区域北西側及び南西側の山地には、主にカスミザクラ-コナラ群落やクリ-コナラ群落等の落葉広葉樹二次林、伐採跡地群落を含むスギ・ヒノキ・サワラ植林やアカマツ群落等の植林地が広く分布している。これらの人為的影響を受けた植生の構成種を生産者とし、セミ類やクワガタムシ類等の昆虫類、ニホンリス、ノウサギ等の哺乳類による低位消費者、タゴガエルやサンショウウオ類等の両生類、コウモリ類やヒメネズミ、ヤマネ等の小型哺乳類、コゲラやサンショウクイ、オオルリ等の小型鳥類等による中位消費者、ジムグリやマムシ等の爬虫類による上位消費者、フクロウやオオタカ等の猛禽類による高位消費者で構成されている。

3. 生態系（続き）	(2) 水田等耕作地 対象事業実施区域内には耕作放棄後のやや湿潤な草地環境が、対象事業実施区域の南北には水田雑草群落といった湿潤な環境が広がっているほか、一部に畑雑草群落や果樹園、緑の多い住宅地等の乾性な草地環境がみられる。これらの人為的影響のある場所に成立する植生の構成種を生産者とし、バッタ目やチョウ目等の昆虫類による低位消費者、ニホンアマガエルやシュレーゲルアオガエル等の両生類やハツカネズミやハタネズミ等の小型哺乳類による中位消費者、アオダイショウやシマヘビ等の爬虫類やタヌキ等の哺乳類による上位消費者、チョウゲンボウ等の猛禽類やホンドテン等の哺乳類による高位消費者で構成されている。 なお、水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっているが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。 (3) 河川・河川敷 対象事業実施区域南側を流れる雫石川の両岸には、ヤナギ高木群落及びヤナギ低木群落等の河川植生が带状にみられるほか、ニセアカシア群集やゴルフ場・芝地等、河川区域内には自然裸地やツルヨシ群集、小規模な止水域が存在しており、一部人為的影響を受けた場所はあるものの、乾湿～湿潤な環境及び止水域、河川といった多様な環境がみられる。これらの河川敷に成立する植生や水域の藻類、水草等の構成種を生産者とし、カワニナやモノアラガイ等の貝類、トビケラ目、トンボ目等の水生昆虫類、チョウ目やコウチュウ目等の昆虫類、モツゴ等の魚類等の低位消費者、ウグイ等の魚類、トノサマガエルやカジカガエル等の両生類、アカネズミ等の小型哺乳類による中位消費者、アオダイショウ等の爬虫類、イカルチドリやカワウ等の鳥類による上位消費者、ゴイサギやミサゴ等の鳥類やニホンイタチ、キツネ等の哺乳類による高位消費者で構成されている。 (4) 市街地 対象事業実施区域北東側には市街地が広がり、公園の敷地内にクリーコナラ群集がみられるほか、畑雑草群落や牧草地等の草地がみられる。これらの人工的な基盤の上に成立する植生の構成種を生産者とし、バッタ目やチョウ類等の昆虫類による低位消費者、ムクドリやハクセキレイ等の鳥類による上位消費者で構成されている。
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの場の状況	
1. 景観の状況	(1) 主要な眺望点の状況 対象事業実施区域の周囲には、「いわての残したい景観」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）に示される眺望点が8地点存在しており、対象事業実施区域最寄りの眺望点は、対象事業実施区域南東側約3.2kmに位置する県立美術館が存在している。 (2) 主要な景観資源の状況 対象事業実施区域の周囲には、自然景観資源として北上川中流域河岸段丘群(1)、景観重要建造物として盛岡ふれあい覆馬場プラザなど2か所、景観重要樹木として天昌寺のスギとケヤキなど8か所の合計11か所が存在している。
2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として中央公園、県営総合運動公園、志波城古代公園など9か所が分布している。 なお、対象事業実施区域南側の雫石川沿いには、一般県道盛岡矢巾自転車道が存在している。
3.1.7 温室効果ガスの排出の状況	
対象事業実施区域が位置する盛岡市における温室効果ガス排出量は、令和4年度の二酸化炭素換算排出量が2,058千t-CO ₂ となっており、令和元年度をピークに概ね減少傾向にある。	
3.1.8 放射性物質の分布状況	
対象事業実施区域の周囲では、太田小学校で空間放射線量の測定が行われており、過去5回の測定結果は概ね横ばいで推移している。	
3.1.9 公害苦情の状況	
対象事業実施区域が位置する盛岡市における過去5年間(令和2年度～令和6年度)の公害苦情の発生件数は、令和2年度以降減少しており、公害苦情の種類は騒音、大気汚染、悪臭によるものが多くを占めている。	

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況	盛岡市及び滝沢市における過去5年間（令和2年～令和6年）の人口及び世帯数の推移をみると、盛岡市の人口は過去5年間で減少傾向にあり、世帯数は過去5年間で増加傾向にある。 また、滝沢市の人口、世帯数は概ね横ばいである。
2. 産業の状況	(1) 産業構造及び産業配置 盛岡市及び滝沢市における令和2年の産業別就業者数をみると、盛岡市の就業者総数は141,690人で、部門別にみると第3次産業の就業者数が最も多く、全体の81.0%を占めている。分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、次いで医療、福祉、建設業、サービス業が多くなっている。 また、滝沢市の就業者総数は28,003人で、部門別にみると第3次産業の就業者数が最も多く、全体の73.5%を占めている。分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、次いで医療、福祉、建設業、製造業が多くなっている。 (2) 生産品目、生産量及び生産額 ① 農業 盛岡市及び滝沢市における平成17年から平成27年の農家数の推移をみると、いずれの市においても総農家数は減少傾向であるが、専業農家のみ増加傾向である。 また、盛岡市における令和5年の農業産出額は、鶏が最も多く、次いで果実、野菜が多くなっており、滝沢市の農業産出額は乳用牛が最も多く、次いで生乳、野菜が多くなっている。 ② 商業 盛岡市及び滝沢市における平成26年から令和3年の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移をみると、いずれの市においても平成28年は平成26年に比べ、事業所数、従業者数、年間商品販売額のすべての区分で増加しているが、令和3年はいずれの市においても、事業所数、従業者数、年間商品販売額のすべての区分で減少に転じている。 ③ 工業 盛岡市及び滝沢市における平成29年から令和3年の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移をみると、盛岡市の事業所数、従業者数は平成30年以降は減少傾向であり、製造品出荷額については、令和2年まで増加傾向にあったが、令和3年には減少に転じている。 また、滝沢市では事業所数は減少しており、従業員数及び製造品出荷額については、増加と減少を交互に繰り返している。

3.2.2 土地利用の状況

1. 地目別土地面積	盛岡市及び滝沢市における令和元年の地目別土地面積は、いずれの市においても山林が最も多く、盛岡市では全体の59.2%、滝沢市では全体の31.2%を占めている。
2. 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画	対象事業実施区域及びその周囲では、「国土利用計画法」（昭和49年6月 法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。
3. 都市計画法に基づく用途地域	対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年6月 法律第100号）に基づく用途地域の指定状況をみると、対象事業実施区域は、市街化調整区域となっている。

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況	対象事業実施区域の周囲には河川・農業用ため池が分布しており、農業用水として利用されている。なお湖沼は分布していない。
2. 地下水の利用状況	対象事業実施区域の周囲には、地下水を水源とする浄水場は存在しない。
3. 海域の利用状況	対象事業実施区域の周囲に海域は分布していない。
4. 漁業による利用状況	対象事業実施区域の周囲では、雫石川及び諸葛川に雫石川漁業協同組合により漁業権が設定されている。

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域の周囲の主要な道路として、対象事業実施区域の東側に東北自動車道、北側に一般国道46号が走っており、対象事業実施区域北側の一般国道46号における令和3年度の24時間自動車交通量調査結果では、19,386～27,665台となっている。 また、対象事業実施区域の周囲の鉄道は、対象事業実施区域の北側にJR田沢湖線、秋田新幹線が通っており、最寄りの駅は「前潟駅」となっている。
--

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、教育施設、病院、福祉施設及び保育施設が存在しており、対象事業実施区域最寄りの施設としては、北側に土淵小学校、土淵中学校、ケアハウスおでんせ等が存在している。

2. 住宅の配置の概況

対象事業実施区域内には住宅等は存在していない。
また、対象事業実施区域に最も近い住宅は、北側約30mに立地している。

3.2.6 下水道の整備状況

盛岡市及び滝沢市における令和6年度の下水道の整備状況は、盛岡市の処理人口普及率が97.0%、水洗化率が95.6%であり、滝沢市の処理人口普及率が90.5%、水洗化率が90.0%となっている。

3.2.7 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」（平成5年11月 法律第91号）に基づく環境基準、「大気汚染防止法」（昭和43年6月 法律第97号）及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（平成13年12月 岩手県条例第71号（以下、「生活環境保全条例」という。）」に基づく規制基準等がある。

公害防止関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、下表に示すとおりである。

区分	法令名	定められている事項	本事業との関連性
大気汚染	環境基本法	環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、規制基準	有
	大気汚染防止法	規制地域 排出基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀）	有
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	規制基準	無
騒音	環境基本法	環境基準	無
	騒音規制法	規制地域	無
		規制基準（特定工場等、特定建設作業）	無
		自動車騒音の要請限度	有
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	規制地域 規制基準（騒音関係施設、特定建設作業）	無	
振動	振動規制法	規制地域	無
		規制基準（特定工場等、特定建設作業）	無
		自動車振動の要請限度	有
悪臭	悪臭防止法	規制地域 規制基準（敷地境界線、排出口、排出水中）	無
水質	環境基本法	公共用水域水質	有
		地下水水質	有
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準	有
	水質汚染防止法	排水基準	無
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	排水基準	無
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	排水基準（上乘せ基準）	無
底質	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	有
土壌汚染	環境基本法	環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	有
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	無
	土壌汚染対策法	指定区域、届出	有
日照阻害	建築基準法 岩手県建築基準法施行条例	日影規制	有

注）本事業との関連性の有無は今後変わる可能性がある。

2. 自然環境保全関係法令等	自然環境の保全に関する法令では、「自然公園法」（昭和32年6月 法律第161号）に基づく国立・国定公園、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月 法律第88号）に基づく鳥獣保護区等を指定し、各種行為を規制している。 自然環境保全関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、下表に示すとおりである。 <table><tr><th>法令名</th><th>定められている事項</th><th>本事業との関連性</th></tr><tr><td>自然公園法</td><td>国立公園、国定公園</td><td>無</td></tr><tr><td>県立自然公園条例</td><td>県立自然公園</td><td>無</td></tr><tr><td>自然環境保全法</td><td>自然環境保全地域</td><td>無</td></tr><tr><td rowspan="2">岩手県自然環境保全条例</td><td>自然環境保全地域、環境緑地保全地域</td><td>無</td></tr><tr><td>自然環境保全指針（優れた自然、身近な自然）</td><td>有</td></tr><tr><td>都市緑地法</td><td>緑地保全地域、特別緑地保全地区</td><td>無</td></tr><tr><td>生産緑地法</td><td>生産緑地地区</td><td>無</td></tr><tr><td>鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律</td><td>鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域</td><td>有</td></tr><tr><td>絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律</td><td>生息地等保護区</td><td>無</td></tr><tr><td>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</td><td>指定希少野生動植物、特定希少野生動植物</td><td>無</td></tr><tr><td>景観法</td><td>景観計画区域</td><td>有</td></tr><tr><td>都市計画法</td><td>風致地区</td><td>無</td></tr><tr><td>特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約</td><td>条約湿地</td><td>無</td></tr></table>			法令名	定められている事項	本事業との関連性	自然公園法	国立公園、国定公園	無	県立自然公園条例	県立自然公園	無	自然環境保全法	自然環境保全地域	無	岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域	無	自然環境保全指針（優れた自然、身近な自然）	有	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	無	生産緑地法	生産緑地地区	無	鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域	有	絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律	生息地等保護区	無	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物、特定希少野生動植物	無	景観法	景観計画区域	有	都市計画法	風致地区	無	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	無
法令名	定められている事項	本事業との関連性																																										
自然公園法	国立公園、国定公園	無																																										
県立自然公園条例	県立自然公園	無																																										
自然環境保全法	自然環境保全地域	無																																										
岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域	無																																										
	自然環境保全指針（優れた自然、身近な自然）	有																																										
都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	無																																										
生産緑地法	生産緑地地区	無																																										
鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域	有																																										
絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律	生息地等保護区	無																																										
岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物、特定希少野生動植物	無																																										
景観法	景観計画区域	有																																										
都市計画法	風致地区	無																																										
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	無																																										
3. 災害防止関係法令等	災害防止関係に関する法令では、「森林法」に基づく各種保安林、「地すべり等防止法」（昭和47年7月 法律第57号）に基づく地すべり防止区域等を指定し、各種行為を規制している。 災害防止関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、下表に示すとおりである。 <table><tr><th>法令名</th><th>定められている事項</th><th>本事業との関連性</th></tr><tr><td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td><td>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</td><td>無</td></tr><tr><td>砂防法</td><td>砂防指定地</td><td>無</td></tr><tr><td>地すべり等防止法</td><td>地すべり防止区域</td><td>無</td></tr><tr><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>無</td></tr><tr><td>森林法</td><td>保安林</td><td>無</td></tr><tr><td>河川法</td><td>河川区域</td><td>無</td></tr><tr><td>水防法</td><td>洪水浸水想定区域</td><td>無</td></tr><tr><td>火山災害警戒地域</td><td>火山災害警戒区域</td><td>有</td></tr></table>			法令名	定められている事項	本事業との関連性	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	無	砂防法	砂防指定地	無	地すべり等防止法	地すべり防止区域	無	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	無	森林法	保安林	無	河川法	河川区域	無	水防法	洪水浸水想定区域	無	火山災害警戒地域	火山災害警戒区域	有														
法令名	定められている事項	本事業との関連性																																										
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	無																																										
砂防法	砂防指定地	無																																										
地すべり等防止法	地すべり防止区域	無																																										
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	無																																										
森林法	保安林	無																																										
河川法	河川区域	無																																										
水防法	洪水浸水想定区域	無																																										
火山災害警戒地域	火山災害警戒区域	有																																										
4. 文化関係法令	(1) 史跡・名称・天然記念物 対象事業実施区域及びその周囲における史跡・名勝・天然記念物の指定状況によると、対象事業実施区域及びその周囲には、国指定1件、県指定2件、市指定7件の史跡・名勝・天然記念物が存在する。 なお、対象事業実施区域内には、史跡・名勝・天然記念物は存在しない。 (2) 埋蔵文化財包蔵地 対象事業実施区域及びその周囲には、埋蔵文化財包蔵地が点在している。 なお、対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 (3) 指定文化財 対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財の指定状況によると、対象事業実施区域及びその周囲には、国指定1件、市指定1件の指定文化財が存在する。 なお、対象事業実施区域内には、指定文化財は存在しない。																																											
3.2.8 一般廃棄物処理の状況																																												
1. 廃棄物処理の状況	盛岡市の総排出量及び一人1日当たりの排出量はやや減少傾向となっており、滝沢市は概ね横ばい傾向となっている。																																											
2. 一般廃棄物処理施設の状況	対象事業実施区域及びその周囲には、一般廃棄物処理施設は存在しない。																																											

第4章 環境影響評価方法書についての意見及び事業者の見解

4.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧の概要

4.1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「岩手県環境影響評価条例」（平成10年7月15日 条例第42号）第8条の規定に基づき、住民等に対して環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下、「要約書」という。）を公告の日から起算して1ヵ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1. 公告の日

令和6年2月1日(木)

2. 公告の方法

令和6年2月1日(木)付の当組合広報紙、広報もりおか、広報たきざわに公告を掲載した。

また、上記の公告に加え、当組合のホームページに情報を掲載したほか、岩手県のウェブサイトにも情報が掲載された。

さらに、当組合構成市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）のホームページにも情報を掲載した。

3. 縦覧場所

方法書及び要約書（以下、「方法書等」という。）の縦覧場所は、以下に示すとおりとした。

なお、当組合のホームページでも閲覧可能とした。

- ・盛岡広域環境組合事務局（盛岡市若園町分庁舎1階）
- ・盛岡市役所本庁舎（1階市民ホール内）
- ・盛岡市土淵地区活動センター（事務室内）
- ・八幡平市役所本庁舎（1階市民課窓口内）
- ・滝沢市役所本庁舎（2階環境課内）
- ・雫石町役場庁舎（1階総合案内）
- ・葛巻町役場庁舎（3階農林環境エネルギー課内）
- ・岩手町役場庁舎（1階町民課内）
- ・紫波町役場庁舎（2階環境課内）
- ・矢巾町役場庁舎（1階町民ホール内）
- ・盛岡地区合同庁舎（1階県民ホール内）

4. 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年2月1日(木)から3月1日(金)までとし、インターネットによる公表は、縦覧期間中常時アクセス可能とした。

なお、関係地方公共団体の庁舎等での縦覧時間は、各庁舎等の開庁時間とした。

4.1.2 環境影響評価方法書に係る説明会の開催

「岩手県環境影響評価条例」第8条の2の規定に基づき、方法書等の記載事項を周知するための説明会を開催した。

1. 説明会の開催に関する公告

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催公告は、方法書等の縦覧等と同時に行うとともに、当組合ホームページでも周知した。

(2) 説明会開催日時、開催場所及び参加人数

方法書に係る説明会の開催日時、開催場所及び参加人数は、表 4.1-1に示すとおりである。

表 4.1-1 方法書に係る説明会の開催日時、開催場所及び参加人数

回	日 時	開催場所	参加人数
第1回	令和6年2月20日(火) 18時00分から20時00分まで	盛岡市土淵地区活動センター 第一集会室 (盛岡市前潟四丁目4-30)	8名
第2回	令和6年2月21日(水) 18時00分から20時00分まで	滝沢市多目的研修センター 研修室 (滝沢市篠木鳥谷平52番地)	1名
第3回	令和6年2月23日(金・祝) 10時00分から12時00分まで	盛岡市土淵地区活動センター 第一集会室 (盛岡市前潟四丁目4-30)	31名
第4回	令和6年2月23日(金・祝) 15時00分から17時00分まで	滝沢市多目的研修センター 研修室 (滝沢市篠木鳥谷平52番地)	3名
合 計			43名

4.1.3 方法書についての意見の把握

「岩手県環境影響評価条例」第9条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1. 意見書の提出期間

意見書の提出期間は、令和6年2月1日(木)から3月15日(金)までとした。

(縦覧期間及びその後2週間程度とし、郵送の受付は最終日の消印まで有効とした。)

2. 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見については、下記の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当組合への書面の郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出

3. 意見書の提出状況

意見書(環境の保全の見地からの意見)の提出は60通であった。

4.2 方法書についての住民等の意見の概要と事業者の見解

「岩手県環境影響評価条例」第9条の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見及び事業者の見解は、表 4.2-1(1)～(39)に示すとおりである。

なお、方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の考え方については、既に当組合のホームページで公開しているものの、準備書を取りまとめるにあたって、事業者の見解を整理した。

表 4.2-1(1) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	必要性は理解しました。 建設にあたり周辺の道路整備をお願いします。 産業道路を計画するとか。	本事業の必要性について、ご理解いただきありがとうございます。 本事業の実施に伴い廃棄物運搬車両等の大型車両が増加するため、周辺の道路の整備等について道路管理者と協議を行い、必要な対策を行ってまいります。
2	意見 (仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に反対し、全面撤回を求める。 理由 環境影響評価方法書（以下「方法書」）は上位の計画である事務組合の一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」）の策定が進行中であり、いまだ決定していない中で提起されたものであり、「基本計画」にかかわる重要事案を先取りしつつ取りまとめている。これは第3回施設整備検討委員（以下「検討委員会」）が環境影響評価方法書の策定のため、設備規模、ごみ処理方式、公害防止基準値、施設配置・動線、煙突高さ、を事務組合議会や住民の意見を聞かずに先行して検討・了承した結果である。 「基本計画」案に対するパブリックコメントでは360件の意見が寄せられ、そのすべてが「見直しを」求めるものであったと報告されている。令和6年2月盛岡広域環境組合議会定例会においても「基本計画」の見直し、とくに一極集中、焼却中心のごみ処理を転換し「脱炭素と資源循環の一体推進」を求める意見があった。事務組合管理者である内館盛岡市長は関係市町の首長や住民との対話を重視する姿勢を示している。こうした状況を「無視」するかのように「検討委員会」での短時間の検討結果を基に「方法書」案をまとめている。 【続く】	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指しているものです。平成31年3月の環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」において、「人口減少に加えて、ごみの排出量の減少も見込まれ、市町村の財政状況が一層厳しくなり、廃棄物処理に係る担い手不足も予想される中で、住民生活に不可欠な廃棄物処理を持続可能なものとするためには、より安定的・効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」として、ごみ処理の広域化・集約化を推進するよう通知しています。通知の主旨を踏まえて、持続可能なごみ処理体制の確保に努めてまいります。 ごみ処理施設の整備にあたっては、施設整備検討委員会において、有識者の知見も取り入れながら、審議検討を進め、令和7年6月に「施設整備基本計画」を策定しております。構成市町においては、首長の協議、市町議会での論議、住民との意見交換、基本構想や地域計画策定、施設整備基本計画の際はパブリックコメントの募集などを行い、現在に至っております。今後も情報提供や意見交換を行いながら進めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(2) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2 (続)	「方法書」の「対象事業の目的」では、時代遅れの焼却処理中心を基本とする「県央ブロックごみ処理広域化計画基本構想」（平成27年、以下「基本構想」）や5年2月1日の「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」（令和5年）に基づき一極集中、焼却中心によるごみ処理効率化とエネルギー回収、既存焼却施設の老朽化対策をすすめるとしている。しかし、ごみ処理をめぐる社会情勢は大きく変化し、新しい課題である「プラスチック資源循環促進法」「食品ロス削減の要請」、「2050年カーボンニュートラル」への対応が急務になってきており、焼却中心のごみ処理から、ごみ減量・資源化を前面にしたごみ処理体制への転換が求められている。昨年閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（環境省通知）では「脱炭素化・資源循環の一体推進」がポイントになっている。このように「方法書」は時代錯誤の認識の上に策定されたものになっている。 「方法書」の「対象事業の規模」では一極集中、焼却中心のごみ処理を前提として438t/日としている。しかし、この施設規模はまだ検討中のものであり、今後パブリックコメントや事務組合議会の審議を経て決まるものである。とくに大型焼却施設による一極集中の大量焼却から焼却施設の分散立地で自区内処理によるごみ減量・資源化への転換を求める声が大きくなっている中で、「方法書」が先行して「基本計画」案の施設規模を設定することは容認できない。 「方法書」の「処理方式」では、前回の「検討委員会」で「一次選考されていたメタンガス化を採用しない」としたことを受けて、「焼却方式（ストーカ式/流動床式）」と「ガス化溶融方式（シャフト式/流動床式）」の二つの処理方式が取り上げられている。これは一極集中大型焼却施設を前提とした結果である。焼却施設を分散立地すれば処理方式の選択度も広がる。「検討委員会」での「メタンガス化」の検討過程では一極集中の大型焼却施設に附設する「メタンガス化」施設を前提にしており、焼却施設を分散立地した場合の「メタンガス化」施設について、地域特性を生かし、生ごみを肥料化する「循環事業」としてとらえることも含めて検討されていない。 【続く】	また、施設規模については、構成市町において策定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新ごみ処理施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ごみ排出量の推計値を算定しています。なお、施設規模については、構成市町のごみ排出傾向も踏まえて、適正な施設規模となるよう引き続き検討してまいります。 今後も、構成市町等と連携し、ごみ処理の現状や課題について、住民に情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう、目指してまいります。また、新しく整備するごみ処理（焼却）施設において意識啓発と情報提供の拠点とし、環境教育・環境学習を併せて進めてまいります。 なお、環境影響評価方法書は、公告当時進めていた「施設整備検討委員会」で検討した処理能力を前提に、その後の環境影響評価手続きに係る調査、予測及び評価の手法をご提示したものです。なお、本事業に係る大気質や騒音・振動など周辺環境への影響については、準備書の第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 ごみ処理の広域化については、8市町で協議検討し、基本構想を策定し、1施設集約の方向を確認しています。その方向を踏まえ、8市町の議会の承認を得て、組合を設置し、施設整備の準備を行っているものです。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(3) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2 (続)	「方法書」の「環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法」において二酸化窒素等大気質について、対象事業実施区域を中心とした半径約4kmの範囲としている。これは一極集中大型焼却施設からの排ガスが広範囲に拡散することを前提にした調査法であり、設備規模が上位計画でいまだ確定しておらず、一極集中大型施設の見直し要請が多数寄せられている中で、「基本計画」の主要事項を先取りするものであり、容認できない。 以上の理由をもって、「方法書」の全面撤回を求めるものである。	【前ページに記載】
3	①一般廃棄物処理基本計画が策定中であるにもかかわらず、これまでのやり方と同じように住民の意見は無視して強引に進めることは納得いかない。 ②環境影響評価方法書について、低周波の影響などの評価項目がなくさまざまな時代要請に合わない時代遅れの評価方法になっている。 ③時代遅れの焼却中心の広域化計画の環境影響評価方法をやること自体税金の無駄遣いにしかない。即刻中断して時代が求めている3R推進に向けた政策に転換するべきである。 ④環境影響評価方法には、煙突からの飛媒の到達地点に前潟イオン周辺としているが、日常人が集合する地点に設定するのはいかなるものか。そもそも上厨川の建設地は盛岡市の西側に位置し、風上になっており、到達地点は市中心部に向かうことになる。環境面からも大きな問題がある。 以上のことから環境影響評価方法は、即刻撤回するべきである。	基本構想策定を経て、組合設置に至っており、組合は、これらの経緯を踏まえて計画策定を行っています。よって、集約化を行うこととして令和6年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しております。 広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、環境影響評価方法書は、公告当時進めていた「施設整備検討委員会」で検討した処理能力を前提に、その後の環境影響評価手続きに係る調査、予測及び評価の手法をご提示したものです。低周波音については、評価項目としておりませんでした。ご意見を踏まえて、評価項目として選定し、調査、予測及び評価の結果について、「第6章」に記載しております。 また、大気質や騒音・振動など周辺環境への影響については、準備書の第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。
4	「子どもたちの喘息が排気ガスやごみ焼却炉からの飛媒が要因になっていることは明らかになっている。 環境影響評価をすること自体無駄である。広域化計画の撤回を求める。」 市長公約の学校給食無償化より不要不急の広域化計画を強引に進めることの方が大事だということですね。 その他にも大型投資計画があると聞いているが、これらについても市民の間では無謀な計画だと言われている。 市民の立場にたった民主的行政の執行を求める。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、施設稼働後の大気質への影響については、準備書の第6章に記載したほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(4) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	盛岡広域ごみ処理施設整備事業に反対です。それに係る環境影響評価方法書にも反対し、全面撤回を求めます。 一般廃棄物処理基本計画の策定が進行中であり、いまだ決定していない中で提起されたものであり、「基本計画」にかかわる重要事案を先取りしてまとめているので問題外です。ごみ処理方式など住民の声をよく聞いてすすめるべきです。 ごみ処理は減量・リサイクルをしっかりとこなっていくべきです。そのためには住民によく説明し、住民と力をあわせておこなうべきです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各構成市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。構成市町等と連携し、ごみ処理の現状や課題について、住民に情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう、目指してまいります。 また、新しく整備するごみ処理施設において意識啓発と情報提供の拠点とし、環境教育・環境学習を併せて進めてまいります。
6	1. 広域処理を前提とするものであり反対。理由 ①盛岡市は可燃ごみの40%を生ごみが占め、さらに資源となるものも可燃に混り計50%を占めている。この盛岡市の分別を8市町の基準とした大型焼却施設を作るもので環境負荷は大きくなる。しかも現クリーンセンターでさえ15年間で有害物質が大気中に1500t(市答弁1000t)放出されている。一部の住民と地域に負担を押しつける計画は撤回すべきです。 ②毎年の様に大規模災害が起きているもとでは自区内処理、分散処理こそ環境問題にとっても重要です。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、盛岡市クリーンセンターでは、公害防止協定に基づき、排ガスの濃度や、定点観測所で周辺大気質について測定を行っております。環境モニタリング結果は、盛岡市のホームページで公表されており、最新の令和6年度の結果は、いずれの調査項目及び地点においても基準値を満足する値となっております。 また、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(5) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	「環境影響評価方法書」で放射性物質について評価を実施するべきではないでしょうか。 <意見・理由は次ページ> 意見・理由 昨年9月29日の朝日新聞(宮城県版)で「原発事故の未指定廃棄物、宮城県大崎市が県外で処分 県内自治体で初」と報道されました。そして今年1月12日 tbc 東北放送では「『我々が悩んでいることをどうして他県に押し付けるのか』原発事故の汚染廃棄物の県外搬出めぐり市民団体が県に抗議 宮城」と報道がありました。大崎市は岩手県に最も近いので、この汚染廃棄物は岩手県に来ている可能性があるのではないのでしょうか。 福島原発事故があり、環境が広く汚染されてから、放射性セシウムの放射性物質とみなす基準がそれまでの100Bq/kg から80倍の8000Bq/kgに突然引き上げられ、それ以下ならば焼却して良いことになりました。そして現在も放射性セシウムの“環境基準がない”まま焼却が行われています。そして焼却炉周辺の風下に放射性セシウムが降下し大気や土壌汚染されることになりますが、ほとんど調べられていません。 しかし個人で、この汚染を調べた方がおります。原発事故後宮古市の焼却場周辺を詳細に調べた岩見億丈医師が324箇所の土壌を調べ明らかにしています。 http://sanriku.my.coocan.jp/151005hokeni.pdf この結果からごみ広域処理により、どうしても焼却場周辺の汚染が必至です。<u>バグフィルターでは放射性セシウムは除去できません。放射線は微量でも人体へ影響があります。</u>事故前の規則が80倍も緩められた汚染物が除去できずに焼却され環境汚染が広がります。世界一地震の影響を受けやすいと米原子力学会で報告された女川原発2号機の再稼働が近寄っています。原子力事故が起きると8市町の汚染物が盛岡の処理場に集中します。 そして民間委託にすると営利目的になり、他県の汚染ごみまで引受焼却してしまう可能性があります。 このように放射能汚染が現実になったこの地で、広域ゴミ焼却処理をするのならば、風下の放射性物質の放射能(Bqを調べる)分布について詳細に調べるように環境影響評価方法書で取り上げ、調査を行いそれを公開することが重要ではないのでしょうか。 中央の大企業のため風光明媚な盛岡市の環境を汚染させるようなことがないようにしてください。世界2位の行ってみたい街の魅力をいつまでも・・・。	放射性物質については、焼却する廃棄物の中に放射性物質が含まれている場合に発生します。 現状の既存の処理施設では、定期的に焼却灰の放射性物質濃度を測定しており、これまでの測定結果は、国の定めた基準値を大幅に下回る結果となっており、十分に安全であることを確認しております。 なお、県条例では放射性物質を評価項目としていないことから、放射性物質の評価は実施していませんが、本事業で整備予定の新ごみ処理施設についても同様に安全性を確保できる施設を計画するとともに、供用後は適切な施設運営に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(6) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	盛岡広域ごみ処理施設の建設が決まったわけでもないのに「環境影響評価方法書」を作成するのには反対です。 計画ありきの行政ではなく住民の声を聞き、現状をよく考えての政治をお願いします。災害時の事も考えて下さい。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。
9	1. 20年以上前の古い計画に基づく この計画の発端は、1999年策定の岩手県広域化計画である。この計画策定の動機はゴミ償却に伴うダイオキシンなどの有害物質の発生抑制だった。その後、ごみ焼却に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガス削減が喫緊の課題となった。「盛岡広域ごみ処理施設」は、この課題への対応策を全く持っていない（次項で詳述）。 さらに、ゴミ処理規模は、日量438トンと、年間にすれば16万トンもの処理能力を計画している。岩手県の人口減少率は、年間2%程度で、全国第2位である。この施設稼働が計画されている2033年には、現在よりも2割人口減、今施設稼働中の2050年には、半減しているだろう（近年の出生数の予測を超えた減少は、この予測を上回る可能性を高くする）。ごみ焼却方式さえ未定の規模過大な計画は、将来、排出量が減少したゴミを不必要に燃やしてしまう愚行さえ招かねない。 したがって、この計画実施に、強く反対する。意見を求められている環境影響評価も、温室効果ガス削減の課題を含まず、お粗末極まりない（いわゆる「環境アセス」業者に税金を浪費させただけ）。 【続く】	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、広域化の必要性については、平成31年3月に環境省が通知した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、令和3年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を見直していますが、国、県ともに「ごみ処理広域化・集約化を推進する方向性」は変わっておりません。これを踏まえて、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。 また、施設規模の算出に用いたごみ処理量については、ごみ排出量の推計値をもとに試算しています。ごみ排出量の推計値の算定にあたっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく 【続く】

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(7) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
9 (続)	2. 盛岡市自身の温室効果ガス削減計画に真っ向から反対する 盛岡市は、2023 年、「盛岡市気候変動対策実行計画」(盛岡ゼロカーボン 2050)を策定した。この計画で、2023 年 246 万トンだった二酸化炭素排出を 2030 年に、120 万トンまで 51%削減、2050 年、二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。 この施設稼働開始 2033 年は、二酸化炭素半減を実現した後、ゼロを目指す初期過程にある。このとき、多数のごみ収集車を広域 8 市町村から集め、1ヶ所の巨大処理施設で焼却する。運搬と焼却とでどれだけの二酸化炭素が排出されるのか、生ゴミを分別すれば二酸化炭素排出量を減らせるけれど、ごみ分別計画も考慮されていない。 「盛岡ゼロカーボン 2050」は盛岡市の計画であって、盛岡広域環境組合は、その計画に縛られないとでも言い訳するのだろうか。 国連のグテレス事務総長が「地球温暖化ではない。もはや、地球沸騰だ」と警告を発している気候危機克服の責務から、盛岡広域環境組合が逃れることは許されない。 組合設立の 2023 年、この責務は十分に認識できたはずだ。この責務を無視した盛岡市を含む 8 市町村の対応は、不誠実極まりない。直ちに、組合を解散させ、各自治体で住民参加のもと、ゴミ処理を含む環境保全計画を策定すべきだ。あわせて、各自治体で、電力を中心としたエネルギー自給体制の構築を議論すべきだ。その際、ゴミ焼却は、貴重なエネルギー源となる。 もちろん、現在の 9 電力会社が続ける大規模発電・長距離送電の誤った方式を克服し、送電網を公共財として自治体・住民が管理する新たな体制が不可欠である。2050 年までに化石燃料を廃絶したゼロカーボン社会実現には、これくらいの社会変化が必要になる。	「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新ごみ処理施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ごみ排出量の推計値を算定しています。なお、施設規模については、構成市町のごみ排出傾向も踏まえて、適正な施設規模となるよう引き続き検討していきます。 また、温室効果ガスについては、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン 2050」の実現に向け、産業部門、運輸部門など社会全体で目指す必要があるものと捉えています。ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。その実現を目指し、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」では、有識者の知見の下、温室効果ガスの回収や低炭素型の処理方式など、カーボンニュートラルの実現に資する先進技術を調査するとともに、導入可能な技術を積極的に取り入れるなど、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえて、施設の仕様を検討してまいりました。また、新ごみ処理施設の運営にあたっては、購入電気量の低減、製品プラスチックを含むプラスチック類の資源化並びに廃棄物エネルギーの活用などにより、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。 なお、温室効果ガスに係る環境影響評価については、施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガスについて予測及び評価を行い、準備書第 6 章に記載しております。
10	意見 自分達が出したゴミは自分で理由 自分達の地域で出たゴミは地域で八市町村になれば大型のゴミ置き場になり住民の生活が脅かされるので各地域でお願いしたいです ゼッタイ反対です	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(8) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は、広域ごみ処理を進めるもので反対です。現在ゴミ処理施設は古くなったので、10 年をメドに広域ゴミ処理したいとのことですが、この大型の施設も時が経過すると、建てかえが必要ですが、将来のことまで考えているとは思えません。 今あるごみ施設は、それぞれ、たてかえると、トータルでいくらするのか、市民には、知らせていないし、新しい広域化のゴミ施設は、プランでは、いくらかかるかも、この前のもりおか広報では、お知らせがなく、今の環境を考えると、地球にやさしい計画ではないと思います。もっと、物を大切にする立場からではないと思い、強く反対するものです。 「広域化」ありきのごみ焼却プランだと思い、私は反対します。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、建設費及び運営維持管理費は、広域化により施設規模あたりの建設単価が下がるため、既存施設の建替よりも費用が低く抑えられると考えております。また、1施設のため、運営維持管理費も低い傾向にあり、全体コストの削減が見込まれると想定しております。具体的な費用は、今後の新ごみ処理施設整備運営事業者の選定手続きの中で、プラントメーカーからの見積設計図書の聴取の結果を踏まえて算定してまいります。
12	別紙のとおり ○大型ごみ処理施設と広域化 ○ごみの受け入れと減量化 2月1日発行の【盛岡広域環境組合ニュース】によると、ごみ処理の広域化について、「費用の低減、環境負荷の軽減等を目的に盛岡インターチェンジ付近を整備予定地とした新焼却施設整備を進め令和14年度稼働開始を目指す」と市の方針が打ち出されている。その理由として施設の老朽化、多額な費用、環境負荷の軽減があげられている。 一般に施設規模が大きくなることで、安定した燃焼が可能となり、ダイオキシン類の排出濃度の低減化が容易となり CO2 以外の環境負荷が期待できる。だが、施設周辺への環境負荷については、施設及び収集運搬車の影響が高くなると想定され、近隣には教育施設などもあり交通渋滞や通学への危険等が心配され安全とは言い切れない面もある。 厳しい財政状況や老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手不足、地域における廃棄物処理の非効率化などが懸念されているところで改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があることは理解できる。 【続く】	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域がありますが、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしており、周辺環境への影響に配慮した施設整備を目指してまいります。 【続く】

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(9) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
12 (続)	能登半島地震や東日本大震災等の実情を勘案しても、ゴミを一ヶ所にまとめて焼却処理し、更に災害ゴミも引き受けられるようにすることを想定して、一日のごみ量500トンの大型ゴミ焼却炉の計画は本当に妥当なのか、災害時の廃棄物は多種多様なものが混入している恐れがある。例えば雫石川に隣接して洪水等災害のリスクは高くないのか考える必要がある。長期的視野に立った計画の説明も必要になる。 すなわち、財政面で人口減少による財政難も心配される中での住民の税負担は過度にならないものなのか、現実的にみて広域化による大型焼却施設の建設による受人ゴミの安全性は確保されているのか、といった懸念も想定される。“未来の街づくり”の観点から施設の長命化を考えた場合の人材や技術面など詳細な計画が求められる。 一方で、ごみの減量・リサイクル・資源化を考えた場合、地域によりゴミ分別や処理方法は諸種であり、広域化により一か所で処理することは、ゴミ問題の解決策として真に妥当なのか。まずもって市民として、市や県と住民との協力によりごみの減量を進めていくことが何より大切であろうと考える。 環境省等でも原則としているように家庭から出たごみ等の一般廃棄物の処理は「区内」処理として全ての責任を負い、自己完結的な事業を行えるような支援も必要である。人口減少が進み、ゴミの減少はコロナ禍の影響以来、より進んでいる状況とみられる中で、効率的な事業となるよう公共事業も含め民間活力を活用したり、ごみ施設間の連携をしたりして経費の効率化を図っていくことも必要だと思う。	本施設の処理能力は、これまでのごみ排出量の実績値のほか、将来の排出量について、令和22年度までの将来人口と、ごみ削減施策を考慮した1人あたりのごみ排出量を求めたものとなります。なお、施設規模については、構成市町のごみ排出傾向も踏まえて、適正な施設規模となるよう引き続き検討していきます。 また、災害に関しては、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。 なお、建設費及び運営維持管理費は、ごみ処理の広域化により、施設規模あたりの建設単価が下がるため、既存施設の建替よりも費用が低く抑えられると考えております。さらに、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。
13	盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に反対します。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(10) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	今回のごみ処理施設整備に関する環境評価については、やはり広域ごみ処理推進のためと思いますので反対です。 3R をみなで実践し、ゴミは減らすこと、又、災害の多い日本の未来のためにも、ゴミ処理は地域ごとにするのが大切と感じます。勇気をもって広域処理からの決別をお願いします。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、広域化の必要性については、各構成市町の既存施設において、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設への集約を目指すこととしたものです。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(11) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
15	意見 (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対です。 理由 住民と行政が共同して行う環境負荷の少ない真のごみ処理は3Rの徹底と分散立地、自区内処理です。 広域処理は、住民の意識を3Rから遠ざけ、焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、広域化の必要性については、各構成市町の既存施設において、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設への集約を目指すこととしたものです。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。
16	意見 盛岡広域ごみ処理施設整備に反対します。 理由 大型ごみ処理場となると有害物質や、さまざまな事が問題になります。 今まで通り、自区内処理を望みます。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 本事業に係る大気質や騒音・振動などの影響については、調査、予測及び評価を行い、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(12) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
17	意見 広域ごみ処理ありき!?? 反対です。 理由 ●収集車からのCO2 他排気ガス排出増加と、ごみ焼却処理による有害物質排出増加は、付近住民への環境負荷となるため。 ●ガソリン代高止まり、ごみ輸送費試算が甘くはないか... ●8市町の今後の人口動態を推測すると、大型ごみ処理施設が過度の設備となるのではないか... ●生ごみ堆肥化など具体的なごみ減量対策を地域ごとに取り組むなどできないだろうか...	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域がありますが、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしております。廃棄物運搬車両等や施設稼働に伴う環境影響については、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」の内容を踏まえて予測及び評価を行い、準備書第6章に記載しております。また、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 また、生ごみの資源化については、各構成市町で情報の共有を図り、実情に応じて、取組を検討してまいります。
18	一般廃棄物処理基本計画案のパブコメでは同案に賛成0であり出された多くの意見が3Rの徹底で可燃ごみの減量、資源化、再利用を求め、自区内処理や分散処理を求める見直しの意見でした。広域ごみ処理は相反する計画で反対する	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。
19	同方法書案は1月にパブコメを行った一般廃棄物処理基本計画案が決定されていない中で進められており認められない。反対する	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、パブリックコメントで聴取した意見等を踏まえて、令和6年3月に策定したものです。 なお、環境影響評価方法書は、公告当時進めていた「施設整備検討委員会」で検討した処理能力を前提に、その後進めていく予定の環境影響評価手続きに係る調査、予測及び評価の手法を皆様にご提示させていただいたものです。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(13) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20	八市町広域ゴミ焼却施設の建設場所が盛岡インター付近に決まったことについて反対意見 ①地球温暖化の異常気象で風水害が多く発生し、雫石川のすぐそばに建設することはとても不安です。 そのことで市に質問しましたら「防災マップで安全な地域なので心配ない」との解答。盛岡インター付近は他の三ヶ所（クリーンセンター・都南工業団地付近・盛岡南インターチェンジ付近）に比べて概算事業費が安いから決定したと市は言いました。 もしも災害に対する安全策として予定外の工事費が出るとすれば市の選定の仕方が間違っていたことになります。 最初の計画で安全を守るか聞かせて下さい。 ②川のすぐそばということで、煙突からもれでる有害物質が川の水にふりそそぎます。川の水は田んぼや畑に使われています。とても心配です。 又、焼却炉を掃除した水はどこでどう処理されるのですか。教えてください。 ③身近で起きているゴミ廃棄物問題 ・柳泉園組合（一部事務組合）長期包括委託契約 大規模改修工事を過半が占める契約を長期包括委託契約と運転管理の委託契約と欺き2017年～15年間で133億円支出。偽った理由は、建設時は30年は耐久性があると説明。たった17年で基幹改修工事は、全く必要のない工事。野党もどこも批判せず柳泉園組合議会で承認。 ・久喜宮代衛生組合 日量168トンの焼却炉建設に、400億円以上を予定。従来では85億円。負債の返済額が年20億円 なぜこれほどのお金がかかる？市は返済に困っている ・豊橋市の場合 生ゴミだけを収集してメタン発電をしている。「生ゴミは宝」なそうです。年間でもかなりの収益があるそうです。 令和4年9月1日号 市の広報によると盛岡市のゴミ処理経費一年間33億300万円と記載されています。広域消却炉をつくった場合盛岡市の年間返済額はいくらになりますか 【続く】	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、対象事業実施区域は、盛岡市防災マップにおいて洪水浸水想定区域には含まれておらず、洪水の心配のない地域と考えておりますが、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。 煙突からの排ガスについては、現状、盛岡市内での大気環境測定結果は、クリーンセンター周辺、津志田地内とも測定結果に大きな差はなく、両地点とも環境基準を下回っています。本施設についても、国が定める排出基準より排出濃度を低くした、より厳しい基準を定めて運転管理を徹底していくことから、雫石川の水質に対する影響はないものと考えております。 なお、プラント排水及び生活排水は、対象事業実施区域内で必要な処理を行ったのち、公共下水道へ排水する計画としております。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(14) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20 (続)	広域ゴミをやることにより盛岡市としてやらなければならないこと、例えば学校給食などいろいろあると思いますが、優選すべきことがもっとあると思います。ゴミに関しては市民の協力を得ながらゴミを減らし、地球環境にも盛岡市の財政にもプラスになるような選択をしていただきたいと思います。	【前ページに記載】
21	意見 (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対します。 理由 広域ごみ処理は立地地域住民と地域に環境負荷を招くものであり日量 400 トンを越えるごみの焼却処理を行う事で有害物質の排出量は技術が進んだとしても看過できない環境負荷となることは明らかであり広域処理は住民の意識と 3R から遠ざけ焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけなので大反対です。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第 6 章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 3R の推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(15) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
22	日本は災害が多く、今年始めの能登地震は、改めて日頃の生活を見直しました。広域化を進めようとしている皆さんにとっても、ゴミの処理は分散型が良いと思われたと思います。何よりもゴミを少なくすること、分別をしっかりと行う事。行政も分別に力を入れ、指導していただきたいと思います。	新たなごみ処理施設の整備にあたっては、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。
23	広域ゴミ処理は、立地地域住民と地域に環境負荷を招くものであり反対です。現クリーンセンターは1日に220tのごみ焼却をしており、稼働15年のCO₂など、有害物質の排出量は盛岡市の試算でも1000tにもなっているとのこと。広域処理では、1日400tを越えるごみの焼却処理を行うことで有害物質の排出量は技術がすすんだとしても、みすごすことができません。 私は3Rの徹底で、可燃ゴミの減量、資源化、再利用、自区内処理や分散処理がよろしいかと思っております。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(16) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
24	環境影響評価方法書について、まず、盛岡市クリーンセンターの煙突から、有害物質がどれくらい出ているかを計算し把握してほしい。今までなかったところに大型の焼却場を立てるのだから、ゼロからどのくらいになるのかが、シュミレーションできるのではないかと。焼却場に向かう車の台数も今より増えるのだから、車の排ガス、粉塵はプラスになることがわかりきっている。 多額の費用をかけて調査し焼却場を建て、環境に影響が出ても、焼却場を稼働する限り対処できないと思う。大量のごみを1カ所で焼くことが環境に負荷をかけることにつながる。税金がもったいない。早く違う方法を考えるべきだ。	盛岡市クリーンセンターでは、公害防止協定に基づき、排ガスの濃度や、定点観測所で周辺大気質について測定を行っております。環境モニタリング結果は、盛岡市のホームページで公表されており、最新の令和6年度の結果は、いずれの調査項目及び地点においても基準値を満足する値となっております。 なお、施設稼働後における大気質への影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。
25	意見 …「(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」については、広域のごみ処理を進めるものであり、対象となっている広域ごみ処理施設は、438 トン/日の施設であり、求められているのは3Rの徹底で可燃ごみの減量、資源化、再利用、自区内処理や分散処理であり、この立場から明確に反対します。 理由 そもそも、盛岡広域ごみ処理施設整備にかかる事業自体、住民の声や要望をまったく無視したものであり、それを基本とした環境影響評価自体問題です。 広域のごみ処理は、立地地域住民と地域に環境負荷を及ぼすものであり、反対です。現クリーンセンターは日量で 220 トンのごみ焼却をしています。15 年間の稼働でCO2 などの有害物質の排出量は盛岡市の試算でも 1,000 トンにもなっていると報告されています。 あらためて日量で 400 トンを超える焼却処理では環境への負荷は増大することは明らかです。ごみ処理基本計画の見直し、大型焼却施設建設を根本から見直し、地域住民の声とゴミ減量化の取り組みなどを十分に反映した計画等とするよう強く求めます。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(17) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
26	計画場所は、河川区域であり、水害に対する危険要因の抽出およびリスク評価、対策が記載されていない。こらが、破綻すると、下流域に甚大な環境負荷を与えるものと推察される。 もし、御所ダムにより、コントロールされているとして、無視されているのであれば、方法書としては、欠陥と言える。緊急放流、放流システムの故障、テロ等、平常時及び緊急時の洪水被害想定を設定して、危険要因の抽出及びリスク評価を行うべきである。以上	対象事業実施区域は、盛岡市防災マップにおいて洪水浸水想定区域には含まれておらず、洪水の心配のない地域と考えておりますが、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。
27	盛岡市に計画されているごみ焼却施設に関して いままでは、ゴミの焼却場は厄介者として人口が集中している都心部から遠くに追いやって来た経緯があります。 しかし、現在は排ガスの清浄度を上げる技術も成熟し管理・監視を持続することで安全を担保できる時代にあると理解しています。 カーボンニュートラルに向けて、ゴミ焼却は地域にとって CO2 排出量が増える要素と理解されがちですが、ヨーロッパの発想は違うようです、製造時に CO2 排出量は一度計算されているので、ごみを焼却しても<u>ゼロカーボン燃料</u>として捉えています。(排出量のダブルカウントはしない原則) よって、今後ゼロカーボン燃料はとて貴重なエネルギー資源と捉えることができます。発電・熱供給可能な電熱併給型施設として捉え稼働率上げるとは盛岡都心の CO2 排出量の低下に繋がると理解しています。 また、アイディアとして、ごみの焼却プランの半径 X m 以内にエネルギー特区を設け、エネルギー単価は市場価格より安く設定し料金的に利用者を味方に付け、更にエネルギーを多く使用する需要家を集めることも期待できます。 北海道の地域熱供給事業を見ると負荷率の低い暖房・給湯のみの熱供給プラントは夏の熱需要が軽減するため採算が取れなく閉鎖している事例があります。 【続く】	新たなごみ処理施設の検討にあたっては、今後も盛岡広域 8 市町で相互に連携を図り、ごみ減量や資源化施策にも取り組みながら、基本構想に基づきごみ処理広域化を進めてまいります。 また、本施設に係る温室効果ガス対策については、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン 2050」も踏まえて、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」の中で、有識者の知見の下、温室効果ガスの回収や低炭素型の処理方式など、カーボンニュートラルの実現に資する先進技術を調査するとともに、導入可能な技術を積極的に取り入れるなど、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえて、施設の仕様を検討しました。 併せて、廃棄物エネルギー利活用の詳細についても、施設整備基本計画の策定を通じて検討を進めております。 なお、ご意見にある焼却に関する考え方や事例については、参考とさせていただきます。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(18) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解																								
27 (続)	盛岡市の場合に当てはめると、電気は搬送効率が良いので課題にはなりにくいのですが、温熱は搬送の熱ロスや配管類のライフサイクルコストを考えると半径Xm以内と条件をつけたくなります。ゴミ焼却プラントを中心に都市が広がっていくイメージが理想です。 ごみの焼却問題でもう一つの課題は分別が進んだために焼却ゴミの単位発熱量が低下して化石燃料を燃焼促進剤として使用せざるを得ない事例も有ると聞いています。そこで、プラごはフィムプラスチックと固形プラスチックに分けて、フィルムプラスチックは一般ゴミとして収集するアイディアがあります。 又、フィルムプラスチックは風化しやすくマイクロプラスチック化に繋がっています、燃焼する事で軽減できる可能性を秘めています。 よって、大いに検討の余地があると思います。 以下参考資料として環境負荷比較 <table><tr><th>項目</th><th>フィルム状プラスチックごみ焼却</th><th>化石燃料追加投入</th><th>詳細</th></tr><tr><td>CO₂排出量</td><td>少ない</td><td>多い</td><td>フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる</td></tr><tr><td>温室効果ガス排出量</td><td>少ない</td><td>多い</td><td>フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる</td></tr><tr><td>大気汚染物質排出量</td><td>多い</td><td>少ない</td><td>燃焼設備や燃焼条件によって異なる</td></tr><tr><td>資源回収率</td><td>低い</td><td>高い</td><td>フィルム状プラスチックごみの種類や回収方法によって異なる</td></tr><tr><td>処理コスト</td><td>安い</td><td>高い</td><td>処理方法や処理量によって異なる</td></tr></table>	項目	フィルム状プラスチックごみ焼却	化石燃料追加投入	詳細	CO ₂ 排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる	温室効果ガス排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる	大気汚染物質排出量	多い	少ない	燃焼設備や燃焼条件によって異なる	資源回収率	低い	高い	フィルム状プラスチックごみの種類や回収方法によって異なる	処理コスト	安い	高い	処理方法や処理量によって異なる	【前ページに記載】
項目	フィルム状プラスチックごみ焼却	化石燃料追加投入	詳細																							
CO ₂ 排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる																							
温室効果ガス排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる																							
大気汚染物質排出量	多い	少ない	燃焼設備や燃焼条件によって異なる																							
資源回収率	低い	高い	フィルム状プラスチックごみの種類や回収方法によって異なる																							
処理コスト	安い	高い	処理方法や処理量によって異なる																							
28	1, 2024 年 3 月 13 日の岩手日報 岩手県北の欄に岩手町では全国で 11 番目に国からの補助金を利用して「プラごみの再商品化への生産」が 2024 年 4 月から始まる記事が載ってました。プラごみを熔融炉で燃やさないで、プラごみの再商品化を岩手町へ委託して下さい。 2, 生ごみは岩手町の道の駅の産直レストランで生ごみを水とCO2に生分解する施設が設置されていて、生ごみを燃やすようなエネルギーや焼却堆積物がありません。 3, 生ごみは各自治体で自区内処理で水とCO2に生分解して下さい。	プラスチックごみについては、プラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を新ごみ処理施設の稼働予定である令和 14 年度までに全構成市町で実施する予定です。 また、生ごみの資源化については、各構成市町で情報の共有を図り、実情に応じて、取組を検討してまいります。																								

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(19) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
29	意見 （仮称）盛岡広域ゴミ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ゴミ処理を進めるもので反対です。 理由 住民と行政が共同して行う環境負荷の少ない真のゴミ処理は、3Rの徹底と分散立地、自区内処理です。広域処理は住民の意識を3Rから遠ざけ、焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけです。分別をしっかりとやる。プラも再利用する。温暖化につながるCO2を減らす。子供らの未来のため地球を汚さない。環境問題に配慮した市側の指導的役割が求められている。	広域化の意義や施設整備の必要性について、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。
30	意見 ごみの処理は各自治体で行うこと、広域処理に反対です 理由 広域ごみ処理は地域住民と地域に環境の変化をまねき悪化するもので反対です	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1 (20) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	「盛岡広域ごみ処理基本計画」案に対するパブリックコメントのすべてが見直しを求める意見であったのに、広域を前提にした環境影響評価方法書は市民の意見を無視したもので認められません。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、環境影響評価方法書は、公告当時進めていた「施設整備検討委員会」で検討した処理能力を前提に、その後の環境影響評価手続きに係る調査、予測及び評価の手法をご提示したものです。より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。
32	「基本計画」案に寄せられたパブリックコメント 360 件すべてが見直しを求めるものあったにもかかわらず、一極集中を前提にした環境評価方法書は受け入れられません。撤回して下さい。大きな災害が起きた時のことを考えて下さい。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、新たなごみ処理施設は、令和7年6月策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。 環境への配慮とともに、安心・安全な施設となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(21) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
33	意見 （仮称）盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対です。 理由 住民と行政が共同して行なう環境負荷の少ない真のゴミ処理は 3R の徹底と分散立地、自区内処理です。 広域処理は、住民の意識を 3R から遠ざけ、焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけです。 絶対反対です!!	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第 6 章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 3R の推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注）意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(22) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
34	「盛岡広域ごみ処理施設事業に係る環境評価方法書」は広域ごみ処理をすすめることになり反対です。 地域は市のよびかけで「ごみの減量」「資源化」に努力してきました。広域化は、これに反するからです。まして異常気象や地震災害がつづくなかで、ことが起これば対応がむずかしくなります。 以上の理由で反対します。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 また、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。
35	施設を造ると地球温暖化に影響する。CO2排出を抑えるためには建設の方法や資材、運搬のほかエネルギーをどうするかも考慮すべきである。 ゴミの焼却は時代遅れのゴミ処理方法だとする考えがある。それはリサイクル、再利用、再資源化が普及する今日、現存する多くの施設とは異なるものである。 焼却施設を建設する場合、焼却熱を冷やす方法について影響調査をすることになる。焼却熱を、CO2や有害物質を出さないでエネルギーに変える方法がある。 資料をつぶさに見たわけではないので、その方法が記載されているか、今、これを書いている時点ではわからない。 施設建設を前提にするなら、「焼却熱から有害なものが出ず、エネルギーに変える」というやり方にしてほしい。 施設を造る前にゴミの有効活用とそれによる減量に力をいれるべきである。【続く】	本施設に係る温室効果ガス対策については、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン2050」も踏まえて、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」の中で、有識者の知見の下、温室効果ガスの回収や低炭素型の処理方式など、カーボンニュートラルの実現に資する先進技術を調査するとともに、導入可能な技術を積極的に取り入れるなど、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえて、施設の仕様を検討しております。また、併せて、廃棄物エネルギー利活用の詳細についても、施設整備基本計画の策定を通じて検討を進めております。 3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1 (23) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
35 (続)	生活する中でゴミ減量の方法はいろいろ思いつく。 ゴミ減量の方法を一般から募集してはいかがですか。	【前ページに記載】
36	ゴミを焼却した時の安全は 100%保証できるか不安を感じます。又、焼却以外に方法はないのかもっと検討が必要と思います。別の場所をふくめて。	新ごみ処理施設の処理方式は、施設整備検討委員会において、有識者の専門的な知見も取り入れながら、安心・安全な施設を最優先に審議検討を進め、令和7年6月に「施設整備基本計画」を策定しております。
37	「ちょっと待て!!見て・聞いて・話(しゃべり)何じよするか!?)」 (環境防災・観光環境⇒として再検討を) 環境防災の見知から、現状は方法書の内容では、説明不足であります。 世界情勢・気象問題・等々で別世界になりました。なので8市町の生業を将来に禍根を残さない様に「勇気を出して、一旦立ち止まり分析評価」は如何でしょうか 又、河川：雫石川・諸葛川・北上川・等に係る浸水地域指定も直近に位置します。 他、道路渋滞・ゴミ不法投棄・等々。 更に「NY タイムスによる盛岡市の紹介」他 観光環境評価も必要と思います。 以上、2/20(火)説明会では、私の発言、録音されていると思います。 加えて、観光環境評価も気になりましたので加筆しました。 PS 内館市長に拝見/他をして頂ければ幸いです。宜しく願います。	対象事業実施区域は、盛岡市防災マップにおいて洪水浸水想定区域には含まれておりませんが、洪水の心配のない地域と考えておりますが、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。 準備書の段階では、「施設整備基本計画」の内容を踏まえて、住民の皆様にも事業計画の内容や、周辺環境への影響について調査、予測及び評価した結果をご説明するとともに、ご意見をいただき、より良い事業となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(24) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
38	以下の理由により、この評価方法には反対です。そもそも、広域ごみ処理についても、反対です。 ・ごみ処理の広域集中化により、ごみ運搬車の走行距離が全体として長くなるため、排気ガスが多くなること、交通渋滞が発生すること、交通事故の増加が想定されること、など弊害が多すぎます。しかし、こうした懸念を払しょくするような評価項目がありません。 ・集中処理施設で自然災害が発生した場合など、ごみ処理が滞留する。また、事故・故障・停電など不測の事態が環境により発生するかどうかを考慮するような評価方法書になっていない。 ・リスク分散の考えがないことから、それを前提にしない評価方法書は、危険であり、集中処理は回避するべきです。つまりこの施設建設には反対です。以上	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、新ごみ処理施設では、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域があることから、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしています。中継施設については、現在処理施設がある敷地に整備することとしており、引き続き、周辺環境への影響に配慮した施設整備を目指してまいります。また、廃棄物運搬車両等の走行による大気質への影響予測及び評価結果は準備書第6章に記載しております。 また、災害廃棄物の処理にあたっては、まずは圏域内の災害廃棄物を処理することができるとすることが必要と捉えておりますが、災害の規模により、新たに整備するごみ処理施設の処理能力が不足する場合には、県と協議・調整の上で、本圏域にとどまらず、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があるものと考えており、今後、新ごみ処理施設整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1 (25) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
39	以下の点から、この方法書は重要な視点や項目をはずしており、地域住民の立場を考慮していないと判断されるため、<u>方法書に反対</u>であるとともに、<u>事業（処理施設の集約）そのものに反対</u>であります。 1. 温室効果ガス対策について ①施設からの排出のみを考慮しており、廃棄物運搬車両の走行総距離の増加による車両からの排出を考慮するものとなっていない。 ②さらに、運搬車両の集中により発生する可能性のある交通渋滞で増加するであろう、通過車両全体からの二酸化炭素排出も考慮する内容となっていない。 ③運搬車両の二酸化窒素、浮遊粒子のみ考慮していることは、明らかに恣意的である。 ④運搬車両の走行距離の増加により、当然に車両の燃料消費が増加し、環境負荷が大きいことは言うまでもない。 2. 運搬車両の集中による影響について考慮する項目が明らかに限定的である。 ①渋滞予測の調査箇所が施設近隣の3か所だけというのは、あまりにも少ない。渋滞がさらに広範に発生することがない、という前提に立っている、と思われる。 ②運搬車両の増加による、交通事故の防止に向けた調査項目がない。とくに、運搬車両が通過するであろう路線には、小中高が多いため、この評価も必要である。運搬車両の通学時間帯と通学時間帯がずれることは想定されるが、午後の時間帯では、比較的重なることが予想される。交通安全は環境評価の項目ではない、という考え方があれば、あまりにも的外れである。 3. 水質汚染にかかる評価を施設稼働後について考慮していない。施設稼働後の水質汚染について考慮しなくてよい前提であることは、方法書からは読み取れない。 4. この方法書が想定する評価項目以外に考慮すべき項目が後日判明し、地域住民および地球環境に大きな影響があった場合は、その責任はだれがとるのかについても、言及すべきである。 以上	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 廃棄物運搬車両等の走行による大気質及び温室効果ガスの予測及び評価結果は準備書第6章に記載しております。 また、廃棄物運搬車両等の走行による交通量への影響については、走行台数は往復1,278台/日と推計しており、対象事業実施区域北側の一般国道46号及び県道盛岡横手線の交通量（現地調査結果：18,339～26,501台/日）に対する廃棄物運搬車両等の増加割合は大きくないものと考えています。なお、車両による交通安全については、環境影響評価の項目ではないものの、交通渋滞や交通事故の防止については事業者として重要と認識しており、車両の集中回避や運転手に対する安全運転指導などの環境配慮事項を準備書第2章に記載しております。 施設の稼働に係る水の汚れ等に関しては、必要な処理を行い、公共下水道へ排水する計画であり、公共用水域の水質への影響が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しておりません。 なお、環境影響評価方法書は、岩手県環境影響評価条例に基づき、本事業における影響の有無を検討して、選定した項目についてとりまとめたものです。環境影響評価手続きに基づき、環境影響評価方法書及び準備書の内容については県知事や関係市町長からご意見をいただくこととなっており、地域住民及び地域環境に大きな影響を及ぼすことがないよう配慮してまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(26) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
40	①大気質の調査に、西風時の最大風速を年間上位 10 入れ、(煙突高による最大降下地点が計算出来たら) 盛岡市内の最大時の降下量を測定する。 ②騒音・振動の調査に、立地予定地から 600 メートル、及び 2 km 地点における低周波測定を、他の生活音や電車音 等が比較的低い夜間(午前 0 時～午前 2 時頃)に実施する。 (事由) ①季節風が強い日や台風などで強風が吹く場合、飛散する煤塵などの盛岡市中心部への飛散が生活感覚として懸念される。強風時の飛散状況を把握する必要がある、盛岡市内に飛散する懸念が市民・周辺自治体住民から出ていることから、強風時の最大降下量を予測しておく必要がある。 ②焼却炉または熔融炉は、低周波音が発生する。それは、敷地内より 600 m から 2 km 程度の離れた地点で体感されることが多い。又、高齢者が比較的に多く低周波被害を受けやすい。多くの場合、高血圧や心臓疾患等を訴えても原因が低周波被害によるものだという知見が現在はないが、周辺に住宅地があること等から、事前に測定しておく必要がある。 100 ヘルツ以上の騒音については騒音規制法があるが、100 ヘルツ以下の低周波音は参考となる「参照値」があるだけで法的規制がない。その為、症状を訴えても我慢せざるを得ない。危惧される喘息患者の増加とともに、低周波被害も視野に入れておくべきであり、事前対策も必要である。 (方法書に対する基本的な考え方について) ○環境影響評価は、法的範囲内の測定になっているが実態に即していなければ無意味な税金浪費になってしまう。生活感覚上、西風によるばい煙に含まれる物質が盛岡駅周辺に降下することが予測され、低周波被害も施設を建設してしまってからでは防止策は困難である。これらの事前測定を盛り込まずして環境影響評価を行うとしたらならば、実情に即しておらず、方法書そのものが無意味な儀礼的なものとなる。このことは環境影響評価技術審査会に必ず伝えてもらいたい。委託先の八千代エンジニアリングも最初から方法書に加えるべきである。 ○煙突高も決まっておらず、炉の種類も決まっていない、用地取得も実施されていない。このような中で、方法書が独り歩きしている。	施設の稼働による大気質の影響予測は、①長期的評価(年平均値)、②短期的評価(1 時間値)での予測及び評価を行い、準備書第 6 章に記載しております。特に②については、ご意見も参考に高濃度になる可能性のある特殊な気象条件を抽出し、予測及び評価を行いました。 また、低周波音については、評価項目としておりませんでした、ご意見を踏まえて、評価項目として選定のうえ、準備書第 6 章に記載しております。なお、低周波音の調査地点については、いただいたご意見も参考に設定しました。 なお、環境影響評価方法書の環境影響評価項目の選定や調査・予測及び評価の手法については、いずれの処理方式を選定した場合でも対応できるものとなっています。 環境影響評価準備書の段階では、施設整備基本計画で選考した処理方式に基づき、環境影響を予測及び評価しております。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(27) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
41	広域ごみ処理はその地域住民に環境を大変悪くするもので、反対です。 もし石川のような災害（地震）が起きた場合の処理等も考えると、それぞれの地域に処理場があった方が良いと思います。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、災害廃棄物の処理にあたっては、まずは圏域内の災害廃棄物を処理することができ体制とすることが必要と捉えておりますが、災害の規模により、新たに整備するごみ処理施設の処理能力が不足する場合には、県と協議・調整の上で、本圏域にとどまらず、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があるものと考えており、今後、新ごみ処理施設整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいります。
42	広域ごみ処理は、立地地域住民と地域に環境負荷を招くものであり、反対です。 有害物質の排出量は環境負荷も見過しできない。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1 (28) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
43	8市町村からごみを運搬する広域ごみ処理反対です。 環境負荷の少ないごみ処理、3Rの徹底と分散立地・自区内処理を望みます。 気候危機による2050年カーボンニュートラルへの対応が求められている。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 温室効果ガスについては、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン2050」の実現に向け、産業部門、運輸部門など社会全体で目指す必要があるものと捉えています。ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。その実現を目指し、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」では、有識者の知見の下、温室効果ガスの回収や低炭素型の処理方式など、カーボンニュートラルの実現に資する先進技術を調査するとともに、導入可能な技術を積極的に取り入れるなど、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえて、施設の仕様を検討しております。また、新ごみ処理施設の運営にあたっては、購入電気量の低減、製品プラスチックを含むプラスチック類の資源化並びに廃棄物エネルギーの活用などにより、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。 また、3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1 (29) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
44	はじめに、この方法書は一般廃棄物処理基本計画への住民の見直し意見が反映されない中で提示されていることに住民無視の姿勢があり、反対する。前回（1月のパブコメ）でも反対意見を提出したつもりだったが、事務組合議会では反対0と報告をされたことに、大きな疑問を抱いた。どのように表明すれば、反対と受け取ってもらえたのだろうか。 この方法書は、ごみ処理広域化を前提として全て提案されている。 広域自治体からのごみを一ヶ所の大型焼却場で処理することは、一部地域への環境負荷を増大させることになる。 一時様々な基準を守れているからと言って長期間にわたり蓄積される汚染物質がなくなる訳はない。 まして建設地域は元々道路事情により大気汚染も危惧されている。 そもそもの広域化計画を含めこの方法書には反対です。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。
45	盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対です。 気候危機による2050年カーボンニュートラルへの対応が求められている。8市町からのごみを運搬することによる収集車からのCO2排出、異常気象による豪雨災害など河川氾濫や道路の寸断時などの運搬、災害による大量のごみが出た場合、東日本大震災や能登半島地震などに見られるなどの処理対応など一極集中の大型焼却施設では対応できないことは明らかです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 本施設に係る温室効果ガスについては、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン2050」も含めて、「脱炭素社会の実現」に向けた施設計画、供用後の取り組みについて、今後検討を進めて、確実に実施してまいります。 また、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(30) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
46	○現在、世界的にもゴミ減量で取り組んでいる中で、何でもかんでも1ヶ所で燃やすということは賛成できない ○気候変動による自然災害また地震の多い日本で1ヶ所だけがゴミ処理となると大変不便である ○8市町村が1ヶ所で燃やすこととなると大型トラックが行き交い交通事故なども予想される ○今まで通り各地域でゴミ処理されることを切に願う。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、新たなごみ処理施設は、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図ることとしております。 ごみ処理広域化により、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域がありますが、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしております。廃棄物運搬車両等の運転手に対する安全運転指導などの環境配慮事項については、準備書第2章に記載しております。
47	気候危機による2050年カーボンニュートラルへの対応が求められている。8市町村のゴミを運搬することによる収集車からのCO2排出、異常気象による災害も多く大量のゴミが出た時などの処理など一極集中の大型焼却施設では対応できないことは明らかなです。 よって広域ごみ処理計画は、反対です。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 本施設に係る温室効果ガスについては、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン2050」も含めて、「脱炭素社会の実現」に向けた施設計画、供用後の取り組みについて、検討を進めてまいります。また、ごみ処理の広域化により、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域がありますが、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしております。 また、新たなごみ処理施設は、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、災害の規模により、新たに整備するごみ処理施設の処理能力が不足する場合には、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があると考えており、新ごみ処理施設整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(31) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
48	私は現在進めているゴミ処理の計画案に反対で、少しだけ意見を述べます。 ゴミ処理の基本は可燃ゴミの減量、資源化、そして再利用をすることで、自区内での処理、分散しての処理～それ等を住民が理解し協力することにあると考えます。 パブコメでも賛成がなかったと聞いております。是非市民の声を大事にして推進してほしいものです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。
49	意見 ごみ処理広域化には反対です。 理由 地球温暖化がすすむ中、なるべく環境負荷が少ないゴミ処理が望まれる。3Rの徹底と分散立地、自区内処理でゴミへの意識を高め、資源化率を進めていくことが必要だと思う。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。 また、3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(32) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
50	意見 標記方法書は、ごみ処理広域化を進めるもので、反対です。 理由 前回のパブリックコメントにも書きましたが、気候危機に直面している今、カーボンニュートラルへの対応が求められています。8市町のごみを運搬することによる収集車からのCO2排出、大型炉でどんどん燃やすことによる負荷は、いかに炉の性能がよくなったとはいえ心配です。また災害が起こりやすくなっている時代、災害ごみの処理は一極集中の処理施設では難しいのではないかと。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 本施設に係る温室効果ガスについては、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン 2050」も含めて、「脱炭素社会の実現」に向けた施設計画、供用後の取り組みについて、検討を進めてまいります。また、ごみ処理の広域化により、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域がありますが、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしております。 なお、ごみ処理施設の集約化により、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。なお、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第6章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。 また、新たなごみ処理施設は、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、災害の規模により、新たに整備するごみ処理施設の処理能力が不足する場合には、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があると考えており、新ごみ処理施設整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(33) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
51	意見 反対します。 理由 ごみ処理施設の広域化はメリットがあるとは思われません。 今年の能登半島地震の様な災害時に出るゴミも盛岡1ヶ所で処理をしなければならなくなるのはデメリットです。 ゴミ処理の一貫性も保てるのか全く不安です。結論は自分で出すゴミは自区内処分すべです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 各構成市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設への集約を目指すこととしたものです。 広域化により期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8市町が3Rの推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域内のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどがあげられます。 また、新たなごみ処理施設は、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、災害の規模により、新たに整備するごみ処理施設の処理能力が不足する場合には、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があると考えており、新ごみ処理施設整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(34) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
52	意見 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は、広域ごみ処理を進めるもので反対です。 理由 気候危機による 2025 年カーボンニュートラルへの対応が求められている。8 市町からのごみを運搬することによる収集車からの CO2 排出、異常気象による豪雨災害など河川氾濫や道路の寸断時などの運搬、災害による大量のごみが出た場合（東日本大震災や能登半島地震などに見られる）などの処理対応など、一極集中の大型焼却施設では、応じることが困難であることが明らかです。 環境負荷の少ない真のごみ処理は、3R の徹底です。住民と 3R を遠ざけることはやめてほしい。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 本施設に係る温室効果ガスについては、盛岡市の「盛岡ゼロカーボン 2050」も含めて、「脱炭素社会の実現」に向けた施設計画、供用後の取り組みについて、検討を進めてまいります。また、ごみ処理の広域化により、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域がありますが、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしております。 さらに、中継運搬においては、災害や事故等、不測の事態に備え、定期的に各種講習や訓練を実施することで、危機管理体制の充実・強化を図り、災害発生時においても安定的に業務を遂行できるよう努めます。 また、新たなごみ処理施設は、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、災害の規模により、新たに整備するごみ処理施設の処理能力が不足する場合には、県内の処理施設の応援体制により対応する必要があると考えており、新ごみ処理施設整備と併せて、県内自治体等との相互連携体制の構築に努めてまいります。 3 R の推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(35) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
53	意見 反対です 理由 ごみはそれぞれ自分で少なくする等やらなければならないものです。 車を使って他の地まで持って行ってなんですることではないのです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 各構成市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し1施設への集約を目指すこととしたものです。 広域化により期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8市町が3Rの推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどがあげられます。
54	意見 「反対」です 理由 基本的に3Rの徹底で可燃ゴミの減量、資源化、再利用を求め自区内処理を今以上に徹底することを望みます。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 また、3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において、意識啓発と情報提供に努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(36) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
55	環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので、それは反対です。 理由 広域処理では日量 400t も超えるごみ可燃処理を行う有害物質の排出量は技術が進んだとしても看過できない。環境負荷となることは明らかであり、反対します。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 各構成市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域 8 市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1 施設への集約を目指すこととしたものです。 広域化により期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8 市町が 3 R の推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどがあげられます。 また、施設稼働に伴う環境影響については、準備書第 6 章に記載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明するとともに、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(37) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
56	広域ごみ処理焼却施設の建設にあたり、環境影響評価を行う方法であるが、前提となる、そもそも日量 438t のゴミを 8 自治体から 1 ヶ所に集中させる根拠について示していないのはなぜか。20 年以上に及ぶ計画推進に住民の合意が得られず、その間に建設費の予算は膨れ上がり、結果市民への負担が増えていることに再検討はないのか。 さらに、明確となった計画地域が河川に隣接し、地盤が不安定であることとともに、万が一にも頻繁している地震や豪雨など大規模災害の際の流失等の安全確保はどう考えているのか。 以上の点が明確に示されておらず、市民への徹底した経過説明の不備と合わせて、この大型ごみ焼却施設の強引な建設計画に反対である。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 各構成市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域 8 市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1 施設への集約を目指すこととしたものです。 広域化により期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8 市町が 3 R の推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどがあげられます。 また、対象事業実施区域は、盛岡市防災マップにおいて洪水浸水想定区域には含まれておらず、洪水の心配のない地域と考えておりますが、新たなごみ処理施設は、令和 7 年 6 月に策定した「施設整備基本計画」において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合も想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1(38) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
57	もう一度見直してほしい。 少子化が進み人口が増えないなか将来盛岡市の負担が増えるようになるのでは？	人口減少に伴う担い手の不足といった課題に対し、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があります。市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであると考えております。 なお、建設費及び運営維持管理費は、ごみ処理の広域化により、施設規模あたりの建設単価が下がるため、既存施設の建替よりも費用が低く抑えられると考えております。さらに、助燃剤となる化石燃料等の消費を抑制でき、また効率的な熱回収が可能となります。高効率エネルギー利用施設の整備を行うことと併せて、環境負荷の低減が期待できると考えております。
58	広域ごみ処理は立地地域住民、近隣地域に環境、健康、人体に負荷を招くもので反対します。	施設の稼働に伴う大気質や騒音、振動等の影響については、「岩手県環境影響評価条例」に基づき、調査、予測及び評価を実施し、準備書第6章に掲載しているほか、今後の環境影響評価手続きの中で住民の皆様にご説明し、その結果に基づき、より環境に配慮した事業となるよう努めてまいります。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4.2-1 (39) 方法書に対する住民等の意見概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
59	意見 減量計画のないごみ処理広域化に反対です。(各市長村で行った方が良いと思います。) 理由 盛岡市であれば現在の場所で充分ではないかと思います。(一度見学しました) 立派な焼却場と思い大切に使用する様に長持ちしてほしいです。	広域化の意義や施設整備の必要性については、これまで構成市町や協議会により、説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところですが、引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。各構成市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し1施設への集約を目指すこととしたものです。 広域化により期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8市町が3Rの推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどがあげられます。 また、3Rの推進、分別資源化についても、継続した取組を進めてまいります。構成市町が連携して取り組むとともに、それぞれが策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。住民への情報提供を行うことを通じて、ごみ減量・リサイクルへの関心が高まるよう目指すとともに、新たに整備する施設において意識啓発と情報提供に努めてまいります。
60	・意見書とはパブコメが意見提出手続きといわれていましたように同じことです。意見書も集約せず、原文を全て公表していただくようお願いします。 ・環境影響評価についての説明会は、大気質・気象調査地点の4候補地を含む地区で説明会を開催してください。太田地区、大館地区で行われていません。 ・これらの環境影響評価書は、考慮する項目が多く挙げられていますが、全てにおいて環境影響を予測するという視点が欠如しています。施設が定常的に動いてから測定するのでは遅く、アセスメントとは言わないのではないのでしょうか。煙突の高さがどのような場合に、どの程度にどれくらいの影響があるかを市民にはっきり示してください。また、モデルを使用する場合はモデル名と境界条件も明らかにしてください。	環境影響評価方法書に対する意見書は、本準備書において、原文を全て公表するとともに、いただいたご意見に対する事業者の見解も併せて記載しております。 環境影響評価手続きに関する説明会は、岩手県環境影響評価条例に基づき、環境影響を受ける範囲であると認められる地域として、盛岡市及び滝沢市を対象に開催することとしております。準備書に関する説明会については、ご意見も踏まえて、施設の稼働に係る大気質の予測結果も考慮のうえ、盛岡市及び滝沢市の計2箇所において開催することとしております。 なお、施設の稼働に係る大気質の調査、予測及び評価結果のほか、予測に使用したモデルや条件等については、準備書第6章に記載しております。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

4.3 方法書についての県知事等の意見及び事業者の見解

「岩手県環境影響評価条例」第11条の規定に基づき、方法書に述べられた県知事の意見及び事業者の見解は表 4.3-1(1)、(2)に、盛岡市長の意見及び事業者の見解は表 4.3-2(1)、(2)に示すとおりである。なお、滝沢市長から意見はなかった。

表 4.3-1(1) 方法書に対する県知事の意見及び事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
1 総括的事項 (1) 施設の整備計画の具体化を図るとともに、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に明記すること。	本事業に係る施設整備計画については、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」等において具体化した計画を準備書要約書第2章(2ページ参照)に記載しました。 また、施設整備計画の具体化にあたり、方法書時点から施設の処理能力、対象事業実施区域の形状等に変更が生じたものの、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情は生じておりません。 なお、方法書に係る県知事意見、盛岡市長意見、住民等の意見を踏まえて、施設の稼働に係る低周波音及び廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス等を新たに環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書要約書第6章(179、335ページ参照)に記載しております。
(2) 環境影響の予測については、審査会の意見や当該環境影響評価項目の知見を有する専門家の助言を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における環境条件等を十分考慮して行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。	環境影響の予測にあたっては、審査会の意見や当該環境影響評価項目の知見を有する有識者の助言を踏まえて、対象事業実施区域及びその周辺における環境条件等を十分考慮して行うとともに、できる限り定量的な手法を用いました。
(3) 地域住民と適切なコミュニケーションを図る観点から、地域住民への一層の情報提供に努めるとともに、環境の保全の見地等からの地域住民からの意見には丁寧に対応し、事業について理解を得られるよう努めること。	地域住民に対しては、これまでも説明会や懇談会、意見交換会等により、コミュニケーションを図ってまいりましたが、今後も地域住民への情報提供に努めるとともに、いただいたご意見に対して丁寧に対応し、本事業について理解を得られるよう努めてまいります。
2 個別的事項 (1) 大気環境 ア 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測及び評価をすること。	建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルを予測するほか、騒音規制法に係る規制基準となる5%時間率騒音レベルの予測及び評価を行い、準備書要約書第6章(169ページ参照)に記載しております。
イ 施設の稼働による騒音については、低周波音の影響についても調査、予測及び評価をすること。	ご意見を踏まえ、施設の稼働に係る低周波音を新たに環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書要約書第6章(179ページ参照)に記載しております。
ウ 工事用車両による騒音と建設機械による騒音、又は施設の稼働による騒音と廃棄物運送車両等による騒音が重畳するおそれがある騒音の予測地点においては、複合騒音の影響についても予測及び評価をすること。	工事用車両による騒音と建設機械による騒音、又は施設の稼働による騒音と廃棄物運搬車両等による騒音が重畳するおそれがある予測地点としては、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の出入口付近となる対象事業実施区域北西側が想定されますが、当該出入口付近の市道沿道には住居等が存在しないことから、騒音が重畳するおそれがある地点はないものと考えております。 なお、当該出入口付近における市道沿道の国道46号側の2列目には、住居が1軒存在しておりますが、当該住居については、市道から見て1列目の建物(空家)の裏側に位置することから、著しい騒音の影響はないものと考えております。

注) 県知事の意見は、原文のまま記載している。

表 4.3-1(2) 方法書に対する県知事の意見及び事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
エ 施設の稼働による悪臭については、卓越風向の風下方向にあたる近隣住宅付近についても調査、予測及び評価をすること。	悪臭に係る現地調査については、夏季及び冬季における調査当日の風向を踏まえて、風上及び風下の2地点で調査を行いました。 また、施設の稼働に係る悪臭については、令和6年9月～令和7年8月まで対象事業実施区域における調査結果を踏まえ、卓越風向（西風）の風下方向（対象事業実施区域の東側）にあたる近隣住宅付近での予測及び評価も行い、準備書要約書第6章（201 ページ参照）に記載しております。
オ 時間帯別の工事車両及び廃棄物運送車両等の運行台数を示すとともに、時間帯により大気環境への影響が大きく異なると考えられる項目については、その条件により時間帯別に予測及び評価をすること。	予測に用いた時間帯別の工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行台数については、資料編に記載しております。 なお、本事業では、適切な運行管理により車両の集中を避ける計画としていることから、時間帯により大気環境（大気質、騒音、振動）への影響が大きく異なることはないと考えております。
(2)水環境 対象事業実施区域内で発生する濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を実施し、対象事業実施区域外に直接流出することがないよう、適切な措置を講じること。	工事中において、対象事業実施区域内で発生する濁水の影響については、最新の事業計画に基づき、適切に調査、予測及び評価を実施し、準備書要約書第6章（209 ページ参照）に記載しております。 また、本事業では、工事中及び供用時ともに対象事業実施区域外に直接濁水が流出することがないよう、調整池等を設置するとともに、必要に応じて適切な濁水流出防止対策等を実施する計画としております。
(3)動物、植物、生態系 ア 対象事業実施区域は、岩手県自然環境保全指針（平成11年3月策定、令和3年3月改訂）で定める「優れた自然」評価図において重要性が高いと区分される保全区分Aランクの重要な自然環境のまとまりの場の中に含まれているため、十分な調査等により現況を把握の上、周辺環境に対する影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を適切に検討すること。	動物、植物、生態系に係る調査、予測及び評価にあたっては、対象事業実施区域が「岩手県自然環境保全指針」に係る“保全区分A”に含まれていることを念頭に、有識者ヒアリング結果も踏まえた調査等により、現況の把握に努めたほか、周辺環境に対する影響を予測及び評価のうえ、必要となる環境保全措置を検討し、準備書要約書第6章及び第7章（342～343、346～347 ページ参照）に記載しております。
イ 鳥類については、各季節の鳥類相、重要な種及び生息地などを十分に把握するために、必要に応じて追加の調査を行うこと。	鳥類に係る調査については、有識者ヒアリング結果も踏まえて、各季節の鳥類相、重要な種及び生息地などを十分に把握するために必要な調査を実施しました。 なお、現地調査にあたっては、哺乳類などの他分類群の調査時においても鳥類相や繁殖行動等の特徴的な事象の把握に努め、調査結果を補完することで情報の蓄積を行いました。
3 盛岡市長からの意見 対象事業実施区域を管轄する盛岡市長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。	盛岡市長からのご意見については、内容を確認のうえ、表 4.3-2(1)、(2)に示すとおり、適切に対応しました。

注) 県知事の意見は、原文のまま記載している。

表 4.3-2(1) 方法書に対する盛岡市長の意見及び事業者の見解

盛岡市長の意見	事業者の見解
【総括的事項】 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。	県知事意見等を踏まえて、施設の稼働に係る低周波音及び廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス等を新たに環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書要約書第6章（179、335 ページ参照）に記載しております。
【個別的事項】 (1) 大気質（評価方法書 5-2～5-8ページ） 大気汚染防止法に基づく測定のもと基準を遵守するとともに、大気質への影響の予測及び評価に当たっては、近隣の住居に配慮した評価基準を定め、排出ガスの量及び濃度を適切に把握すること。	本事業に係る施設の稼働にあたっては、大気汚染防止法に基づく測定のもと基準を遵守できる施設とします。 また、大気質への影響に係る予測及び評価にあたっては、施設整備基本計画の検討において排出ガスの量及び濃度を適切に把握しており、予測条件とした排出ガス量及び濃度については準備書第6章に記載しました。 なお、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）は、準備書要約書第2章（37 ページ参照）に記載しました。
(2) 騒音・振動対策（評価方法書 5-9～5-17ページ） 騒音・振動の影響評価に当たっては、近隣の住居への影響が詳細に把握できるよう、予測及び評価地点を設定すること。	騒音・振動の予測及び評価地点については、方法書に記載したとおり、最寄住居の位置を踏まえた地点を設定しております。
(3) 悪臭（評価方法書 5-18～5-19ページ） 悪臭の影響評価に当たっては、季節や気象条件により影響範囲が異なることから、影響が最大となる時期を選定すること。	悪臭の予測及び評価にあたっては、施設の稼働に係る悪臭について、影響が最大となる気象条件等も踏まえて行い、準備書要約書第6章（201 ページ参照）に記載しております。
対象事業実施区域の東側にも住居等が点在しており風向によって影響を受ける可能性があることから、予測及び評価地点の追加を検討すること。	施設の稼働に係る悪臭については、令和6年9月～令和7年8月まで対象事業実施区域における調査結果を踏まえて、卓越風向（西風）の風下方向（対象事業実施区域の東側）にあたる近隣住宅付近での予測及び評価も行い、準備書要約書第6章（201 ページ参照）に記載しております。
(4) 水質（評価方法書 2-19～2-20、5-20～5-21ページ） 場外への土砂や濁水の流出防止のため仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置することとしているが、具体的な規模や構造が示されていないため、評価書の作成に当たっては、想定される気象条件を踏まえた規模・構造を設定し、下流の水域への影響を予測・評価すること。	本事業は、DBO方式（性能発注方式）により民間事業者を選定する計画としていることから、工事中及び供用時における土砂及び濁水流出防止に係る具体的な内容について、準備書でお示しすることは困難となりますが、工事の実施に係る濁水の影響については、気象条件等を踏まえた規模・構造を設定するなど、民間事業者に対して必要となる性能等を提示し、関係法令等に基づき必要な規模・構造を有した土砂及び濁水流出防止対策を確実に実施してまいります。
供用開始後において、廃棄物と接触した雨水等、対象事業実施区域内で発生した汚水が系外に直接流出することがないよう適切な漏洩防止措置を実施するとともに、排出先の水質への影響を把握するため、予測及び評価を行うよう検討すること。	本事業では、供用開始後において、廃棄物と接触した雨水等、対象事業実施区域内で発生した汚水が系外に直接流出することがないよう適切な漏洩防止措置を講じることから、排出先の水質に影響が生じる可能性はないものと考えております。

注）盛岡市長の意見は、原文のまま記載している。

表 4.3-2(2) 方法書に対する盛岡市長の意見及び事業者の見解

盛岡市長の意見	事業者の見解
(5) 動物・植物・生態系（評価方法書 5-24～5-30ページ） 対象事業実施区域の南側が、「市自然環境及び歴史的環境保全計画」における「高度保全地区」に接しており、重要な動植物の生息が予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定するとともに、在来植生の保全と影響の低減に努めること。	動物、植物、生態系に係る調査にあたっては、対象事業実施区域の南側が「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」に係る高度保全地区に接していることを念頭に、有識者ヒアリングで調査方法及び調査範囲等を確認のうえ、調査を実施しており、調査結果については準備書要約書第6章（236、267、285 ページ参照）に記載しております。 また、本事業の実施にあたっては、可能な限り在来植生の保全と影響の低減に努めてまいります。
(6) 景観（評価方法書 2-21ページ） 現在記載している配慮事項のほかに、看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による届出を必要とする場合があるので留意すること。	本事業において看板等を設置する場合には、盛岡市屋外広告物条例による届出の必要性も含めて関係機関と協議を行い、必要な手続きを行ってまいります。
(7) 人と自然との触れ合いの活動の場（評価方法書 5-33～5-34ページ） 地域住民等の利用状況を踏まえて適切な時期を選定し、予測及び評価を行うこと。	人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査にあたっては、地域住民等の利用状況を踏まえた適切な時期として、春季と秋季を選定のうえ実施するとともに、把握した現地調査結果を踏まえた予測及び評価を行い、準備書要約書第6章（317 ページ参照）に記載しております。
(8) 温室効果ガス等（評価方法書 2-20～2-21、5-37ページ） 事業の特性上、多くの温室効果ガスを排出する施設であることから、施設設備の仕様の決定に当たっては、より効率の高いエネルギー回収がなされるよう配慮しながら、予測及び評価を行うこと。	本事業の施設設備の仕様については、「施設整備基本計画」の検討にあたって実施したメーカーヒアリング結果を参考に、より効率の高いエネルギー回収がなされるよう配慮された施設にするとともに、これらの施設設備の仕様を踏まえた温室効果ガス等の予測及び評価を行い、準備書要約書第6章（332 ページ参照）に記載しております。
廃棄物運搬車両について、ごみ処理広域化に伴い総走行距離が伸びることとなるため、温室効果ガス排出の少ない車両の導入など環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響を把握するため、予測及び評価を行うよう検討すること。	廃棄物運搬車両等については、可能な限り温室効果ガスの排出が少ない車両の導入に努めるなど、環境影響の低減に努めます。 なお、廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス等については、新たに環境影響評価項目として選定のうえ、予測及び評価を行い、準備書要約書第6章（335 ページ参照）に記載しております。

注）盛岡市長の意見は、原文のまま記載している。

第5章 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

5.1 環境影響評価項目の選定及びその選定理由

5.1.1 環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価項目は、「岩手県環境影響評価技術指針」（平成11年1月14日 岩手県告示第19号の3）に定められる「別表第2 参考項目」を参考に、本事業に係る事業特性及び当該地域の地域特性を勘案のうえ、影響要因と環境要素の関連について影響の有無を検討し、表 5.1-1に示すとおり選定した。

なお、方法書からの主な変更箇所は、下線で示している。

また、方法書時点では、環境影響評価項目として選定していなかったものの、県知事意見、盛岡市長意見、住民意見等を踏まえて、「施設の稼働に係る低周波音」及び「廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る温室効果ガス等」を新たに環境影響評価項目として選定した。

表 5.1-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	事業の立地及び土地又は工作物の存在	施設の稼働	廃棄物の運搬その他の車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素等					○	○
			粉じん等		○	○			
		騒音	騒音		○	○		○	○
			低周波音					◇	
		振動	振動		○	○		○	○
	悪臭	悪臭					○		
	水環境	水質	水の汚れ等					×	
			土砂による水の濁り	○					
	その他	地下水位等							
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×		
		地盤	地下水の水位低下による地盤沈下						
			土地の安定性						
		土壌	土壌汚染						
		その他	日照障害				○		
			電波障害				○		
			反射光						
	風車の影								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	×	○			
	植物	重要な種及び重要な群落	○			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系	○			○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○		
		建設工事に伴う副産物	○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素等					○	◇	

注1) 〇：「岩手県環境影響評価技術指針」に定める参考項目

注2) 表中の記号は、それぞれ以下に示すとおりである。

○：「岩手県環境影響評価技術指針」に定める参考項目であり、本事業においても環境影響評価項目として選定した項目

×：「岩手県環境影響評価技術指針」に定める参考項目であるものの、事業特性及び地域特性から環境影響評価項目として選定しなかった項目

○：「岩手県環境影響評価技術指針」に定める参考項目ではないものの、事業特性及び地域特性から環境影響評価項目として選定した項目

◇：県知事意見、盛岡市長意見、住民意見等を踏まえて、方法書時点から追加した項目

5.1.2 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価項目の選定及び非選定の理由は、表5.1-2(1)、(2)に示すとおりである。

なお、方法書からの主な変更箇所は、下線で示している。

表5.1-2(1) 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由

環境要素の区分			影響要因の区分		選定の有無	選定又は非選定の理由
大気環境	大気質	粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に係る粉じん等の発生に係る影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
				資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材又は機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という。）の運行に係る粉じん等の発生による影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		二酸化窒素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	計画施設の稼働に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質等）への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
				廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	廃棄物の運搬その他の車両（以下、「廃棄物運搬車両等」という。）の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に係る騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
				資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事用車両の運行に係る騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	計画施設の稼働に係る騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
				廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		低周波音	<u>土地又は工作物の存在及び供用</u>	施設の稼働	◇	<u>方法書に対する県知事意見、盛岡市長意見等を踏まえて、施設の稼働に係る低周波音の影響を把握するため、環境影響評価項目として選定する。</u>
	振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に係る振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
				資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事用車両の運行に係る振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	計画施設の稼働に係る振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
				廃棄物の運搬その他の車両の運行	○	廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	計画施設の稼働に係る悪臭の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
水環境	水質	土砂による水の濁り	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	造成等の工事により、一時的に出現した裸地から濁水の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		水の汚れ等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	×	計画施設からの排水は、必要な処理を行い、公共下水道へ排水する計画であり、公共用水域の水質への影響がないことから、環境影響評価項目として選定しない。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	×	対象事業実施区域には、名勝、天然記念物等に指定された重要な地形及び地質が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	その他	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	計画施設が存在により、日照障害が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定する。
		電波障害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	計画施設が存在により、テレビジョン放送電波への障害が発生する可能性があることから、環境影響評価項目として選定する。

表5. 1-2 (2) 環境影響評価項目の選定又は非選定の理由

環境要素の区分		影響要因の区分		選定の有無	選定又は非選定の理由
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	造成等の工事に係る重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に係る重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	×	工事用車両の運行ルートは、既存道路を利用する計画であり、新たな改変を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	計画施設の立地（土地の改変）及び存在に係る重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
植物	重要な種及び重要な群落	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	造成等の工事に係る重要な種及び重要な群落への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	計画施設の立地（土地の改変）及び存在に係る重要な種及び重要な群落への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	造成等の工事に係る土地の改変により生態系への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	計画施設の立地（土地の改変）に係る地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	計画施設の存在に係る主要な眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	○	対象事業実施区域の南側には、サイクリングロードが存在しており、直接の改変はしないものの、計画施設の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	○	造成等の工事に係る建設副産物の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	計画施設の稼働により、廃棄物（残さ）が発生することから、環境影響評価項目として選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	計画施設の稼働により、二酸化炭素等が発生することから、環境影響評価項目として選定する。
			廃棄物の運搬その他の車両の運行	◇	方法書に対する盛岡市長意見を踏まえて、廃棄物運搬車両等の運行による二酸化炭素の発生量を把握するため、環境影響評価項目として選定する。

5.2 環境影響評価項目ごとに予測及び評価の対象とする処理方式及び選定理由

計画施設の処理方式については、「施設整備基本計画」において以下3つの処理方式を候補としている。

- ストーカ式焼却方式
- シャフト炉式ガス化熔融方式
- 流動床式ガス化熔融方式

今後実施予定の民間事業者の選定は、「施設整備基本計画」での策定事項を基本条件とし、上記3処理方式を対象に実施する予定であり、準備書段階においては処理方式を1つに決定しないこととする。

そのため、「第6章 調査、予測及び評価」においては、「施設整備基本計画」の内容やメーカーヒアリング結果等を基に、環境影響評価の項目ごとに、環境への影響が大きくなると考えられる処理方式の諸元を用いることを基本として、予測及び評価を行うものとする。

環境影響評価の項目ごとに予測及び評価の対象とする処理方式についての考え方と設定については、下記に示すとおりである。

5.2.1 全般に係る設定

1. 工事計画

設備機器の構成は、いずれの処理方式でも焼却炉本体以外は基本的に同様であり、建築物の形状について各処理方式を包含する形状とした場合、基本的な工事種類（造成工事、土木建築工事、プラント設備工事等）は処理方式によらないものと考えられることから、工事工程等の工事計画は、処理方式によって大きく変わらないものと考えられる。

したがって、予測条件となる掘削・盛土等の土木工事の区域、工事用車両台数、建設機械の種類及び台数は、処理方式によらず概ね同様であると考ええる。

このため、工事の実施に係る影響の予測及び評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

2. 施設配置

施設配置は、各処理方式を包含する配置とし、第2章に示した施設配置図とする。

3. 建築物の形状及び配置

建築物の形状は各処理方式を包含する形状とし、第2章に示した施設配置図における建築物の形状を基本とする。

なお、建築物の外観、色調は処理方式によって大きく変わることはないものと考ええるが、詳細については民間事業者からの提案内容によることから、準備書では第2章に示した施設配置計画図を基に、単純な形状、色調とする。

4. 廃棄物運搬車両等

廃棄物運搬車両等の台数は、基本的に搬入する廃棄物の量によって決定することから、予測の条件となる廃棄物運搬車両等の台数は、各処理方式で同様になるものとする。

そのため、廃棄物等の搬入及び搬出による影響の予測及び評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

5.2.2 環境影響評価項目ごとの設定

1. 大気質（施設の稼働）

施設の稼働に係る大気質への影響の予測及び評価については、排出ガス量（湿り、乾き）、排出ガス温度、酸素濃度等の違いにより拡散の状況が変わることから、メーカーヒアリング結果を基に大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質量が最大となる処理方式の諸元で行うこととする。

なお、排出ガス濃度は、いずれの処理方式を採用した場合でも遵守する値である公害防止基準値（自主規制値）を用いるものとし、処理方式による違いはないものとする。

排出ガスの諸元比較は表 5.2-1に、各諸元に基づき算出した汚染物質量の比較は表 5.2-2に示すとおりである。

比較結果より、予測及び評価にあたっては排出する汚染物質の量が最大となるG社（シャフト炉式ガス化溶融方式）の諸元を用いることとする。

表 5.2-1 排出ガス諸元の比較

項 目		ストーカ式焼却方式						シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
		A	B	C	D	E	F	G	E
湿り排出ガス量 (m ³ /時)		34,600	42,000	35,300	35,700	37,800	31,400	56,100	34,200
乾き排出ガス量 (m ³ /時)		27,500	34,200	27,800	29,900	29,800	26,200	48,700	28,400
酸素濃度 (%)		4.57	5.70	5.80	6.03	6.21	5.71	10.00	5.24
排出ガス温度 (℃)		189	163	160	176	160	169	175	170
煙突高さ (m)		59m							
排出ガス濃度 注1・2	硫黄酸化物	10ppm以下							
	窒素酸化物	50ppm以下							
	ばいじん	0.01g/m ³ 以下							
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ 以下							
	塩化水素	10ppm以下							
	水銀	30 μg/m ³ 以下							

注1) 公害防止基準値（自主規制値）であり、酸素濃度12%換算の値。

注2) 気体の体積は温度零度及び圧力1気圧の状態に換算したものである。

注3) 数値は、高質ごみにおける値である。

注4) : 最大値

表 5.2-2 汚染物質量の比較（1炉あたり）

項目	単位	ストーカ式焼却方式						シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
		A	B	C	D	E	F	G	E
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.5020	0.5814	0.4695	0.4975	0.4897	0.4451	0.5952	0.4974
窒素酸化物排出量	m ³ /h	2.5101	2.9070	2.3476	2.4875	2.4486	2.2255	2.9761	2.4872
ばいじん排出量	kg/h	0.5020	0.5814	0.4695	0.4975	0.4897	0.4451	0.5952	0.4974
ダイオキシン類排出量	μg/h	2.5101	2.9070	2.3476	2.4875	2.4486	2.2255	2.9761	2.4872
塩化水素排出量	m ³ /h	0.5020	0.5814	0.4695	0.4975	0.4897	0.4451	0.5952	0.4974
水銀排出量	g/h	1.5061	1.7442	1.4085	1.4925	1.4691	1.3353	1.7857	1.4923

注) : 最大値

2. 騒音、低周波音、振動（施設の稼働）

施設の稼働に係る騒音、振動の予測及び評価については、敷地境界における騒音の予測結果がいずれの処理方式においても共通となる蒸気復水器、蒸気タービンなどの騒音レベルの大きい機器の諸元や配置、吸音処理の内容等により左右されることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

諸元は、メーカーヒアリング結果を基に合成騒音レベルを試算し、騒音レベルが最大となる騒音発生機器の諸元を設定する。

予測に用いる騒音発生機器については、各処理方式で共通となる機器を対象とし、機器配置は、メーカーヒアリング結果を参考に設定するほか、壁等の材質や厚さ、吸音処理の内容については国内他都市のごみ処理施設において一般的に実施される内容を基本とする。

また、施設の稼働に係る振動の予測及び評価については、騒音で設定した機器の諸元を設定する。

なお、施設の稼働に係る低周波音の予測及び評価については、処理方式ごとに行うものとし、類似施設での調査結果を基に定性的に予測する。

3. 悪臭（施設の稼働）

施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の予測及び評価については、「大気質（施設の稼働）」と同様に、メーカーヒアリング結果を基に大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質の排出量が最大となる諸元で行うこととする。煙突排ガスの濃度に係る臭気濃度は、メーカーヒアリング結果（臭気濃度：1,000～10,000、臭気指数：30～40）及び盛岡市クリーンセンターの公害防止基準値（臭気濃度：1,000、臭気指数：10）を参考に、煙突出口での臭気濃度を1,000（臭気指数：10）とする。

また、施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭の予測及び評価については、処理方式ごとに行うものとし、類似施設での調査結果を基に定性的に予測する。

4. 水質（工事の実施）

造成等の工事に係る水質（水の濁り）への影響の予測及び評価については、いずれの処理方式においても同様の土砂・濁水流出防止対策を講じる計画であることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

なお、本事業は、DBO方式（性能発注方式）により民間事業者を選定する計画としていることから、工事中及び供用時における土砂及び濁水流出防止に係る具体的な内容について設定することが困難であるため、造成等の工事に係る水質（水の濁り）への影響の予測及び評価については、環境保全措置として実施する土砂及び濁水流出防止対策の内容に基づき、定性的に予測を行う。実際の工事の実施にあたっては、気象条件等を踏まえた規模・構造とした沈砂池等の設置など、民間事業者に対して必要となる性能等を提示し、関係法令等に基づき必要な規模・構造を有した土砂及び濁水流出防止を確実に整備する計画である。

5. 日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場（事業の立地及び土地又は工作物の存在）

事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る環境影響の予測及び評価については、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6. 廃棄物等（施設の稼働）

施設の稼働に係る廃棄物等の予測及び評価については、処理方式によって発生する廃棄物の種類が異なり、発生量について一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果を基に、各処理方式において最も廃棄物等の発生量が多い諸元を用いて予測を行うものとする。

7. 温室効果ガス等（施設の稼働）

施設の稼働に係る温室効果ガス等の予測及び評価については、処理方式によって温室効果ガス等の発生要因となる電力の消費量や燃料等の種類や消費量が異なり、発生量について一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果を基に、各処理方式において最も二酸化炭素の排出量が多い諸元を用いて予測を行うものとする。

なお、ばい煙の排出（廃棄物の焼却）による温室効果ガス等については、予測の条件となる廃棄物の質、焼却量がいずれの処理方式においても同様であることから、処理方式による違いはないものとする。

5.2.3 予測及び評価の対象とした処理方式

「5.2.1 全般に係る設定」及び「5.2.2 環境影響評価項目ごとの設定」を踏まえて、環境影響評価の項目ごとに予測及び評価の対象とした処理方式及び選定理由については、表 5.2-3(1)、(2)に示すとおりである。

表 5.2-3(1) 環境影響評価の項目ごとの予測及び評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストー ーカ式 焼却方 式	シヤ フト 炉式ガ ス化溶 融方式	流動 床式ガ ス化溶 融方式	
大気質	工事の実施	建設機械の稼働	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行				
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		○		大気汚染物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	—			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
騒音振動	工事の実施	建設機械の稼働	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行				
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	—			騒音等の発生機器については、各処理方式を包含する騒音レベル等、配置、吸音処理等を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	—			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
低周波音	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	○	○	各処理方式における実態を把握するため、処理方式ごととする。
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働 (煙突排出ガス)		○		悪臭物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
		施設の稼働 (施設からの漏洩)	○	○	○	各処理方式における実態を把握するため、処理方式ごととする。
水質	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
電波障害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。

表 5.2-3(2) 環境影響評価の項目ごとの予測及び評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストー ーカ 式 焼 却 方 式	シ ャ フ ト 炉 式 ガ ス 化 溶 融 方 式	流 動 床 式 ガ ス 化 溶 融 方 式	
動物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働	—			
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	—			
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
植物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
生態系	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
景観	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	—			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	—			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	○	○	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
温室効果ガス等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの発生量は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	—			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

5.3 有識者からの意見の概要

調査、予測及び評価の手法について、有識者からの意見聴取を実施した。

有識者からの意見の概要及び事業者の対応は、表 5.4-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 5.4-1(1) 有識者からの意見の概要及び事業者の対応（方法書）

聞き取り分野 (聞き取り実施日)	有識者からの意見の概要	事業者の対応
鳥類 (令和6年9月4日)	【対象者：研究機関所長】 ①調査内容について ・猛禽類調査は今季（1営巣期目）をもって終了し、環境影響調査における他項目の調査時にオオタカ等の生息状況の把握に努める方針で問題ない。 ・一般鳥類調査について、調査方法、ルート及び調査箇所について、問題ない。 ・今年3月末に岩手県レッドリストが改訂され、11月にレッドデータブックが改訂される予定である。調査の際は最新のリストを確認し、重要種の抜けがないようにすること。 ・雫石川上流の葛根田川との合流点付近に保全対象となっている大きなヨシ原がある。t5付近でもイカルチドリ、コチドリ、イソシギ等が見られる可能性があるため注意すること。 ・シロヤナギの樹洞はフクロウやアオバズクの営巣地となる可能性があるため、調査の際はシロヤナギの大木に注意すること。 ②その他 ・雫石川の河川敷ではヒメシロチョウの食草（ツルフジバカマ）が地元で管理されており、カワラナデシコ等も生育している可能性があるため調査の際は注意すること。 ・近年、雫石川におけるサケの遡上数が減少していることにより、オジロワシの確認数が減少している。 ・対象事業実施区域付近は渡り鳥の渡りルートとなっているため、夜間の渡り鳥の衝突対策として、ごみ処理施設の建屋のガラス窓を小さくする、夜間照明をやめる等の対策が必要である。滝沢市のネイチャーセンター傍のし尿処理施設で導入されているため、見学すると良い。	調査、予測及び評価手法等は、左記の内容を踏まえ実施することとした。

表 5.4-1 (2) 有識者からの意見の概要及び事業者の対応（方法書）

聞き取り分野 (聞き取り実施日)	有識者からの意見の概要	事業者の対応
植物 (令和6年9月9日)	【対象者：博物館 学芸員】 ①調査内容について - 調査時期は計画書に記載のとおりで良いと考える。真夏の猛暑の時期を避けるのであれば、春季調査を3～4月、夏季調査を5～6月としても良い。 - 植生調査におけるコドラートの数は各植生区分に対して1～2か所ずつで良い。 ②重要種について - 重要種が確認されるのはe5（河川敷）のみであると予想される。そのうち魚類・底生動物調査地点 w4 付近には水生植物の重要種が生育している可能性が高いため、注意すること。 - 礫河原内にカワラハハコが多数生育している可能性がある。カワラニガナは20年前に確認記録があり、現在は生育していない可能性があるが、注意すること。 - 排水の放流先の水路では、湧水があればクロカワゴケやカワゴケ等の重要種が確認される可能性がある。止水で水が枯れない場所であればシャジクモ等の藻類の重要種が確認される可能性がある。 - 雫石川の堤防付近はノイバラの多い林であれば重要種は生育していない可能性が高いが、藪の薄い場所を中心に重要種の確認に努めること。 - 対象事業実施区域内はどのような環境か。 ⇒元々畑であった土地が約20年前に区画整備事業が頓挫して以来耕作放棄されている土地であり、攪乱はほとんどなく、現在は乾燥化が進んでいる。 ⇒ほとんどが畑雑草で重要種が確認される可能性は低いと予想されるが、水路がある場合は注意すること。	調査、予測及び評価手法等は、左記の内容を踏まえ実施することとした。

表 5.4-1 (3) 有識者からの意見の概要及び事業者の対応（方法書）

聞き取り分野 (聞き取り実施日)	有識者からの意見の概要	事業者の対応
昆虫類 (令和6年9月11日)	【対象者：博物館 学芸員】 ①調査内容について - 調査時期及び方法は計画書に記載のとおりで問題ない。 - 水生昆虫の確認のため、水生生物調査地点 w4 付近に適した場所があればベイトトラップを設置すると良い。また、周辺におけるトンボ類の確認にも努めること。 - 春先～初夏に、雫石川河川敷等の湿地環境にコハンミョウモドキが確認される可能性がある。湿地環境内のベイトトラップを多めに設置するなど、確認に努めること。 - 河川敷には河原を好む昆虫類が多く生息していると思われるため、地表を含め注意して調査すること。 - 対象事業実施区域及びその周辺で見られるホタル類はヘイケボタルであると考えられるが、念のためゲンジボタルにも注意すること。 ②その他 - 対象事業実施区域及びその周辺が岩手県の「優れた自然」の自然保護区Aに指定されている理由について、適切な調査の実施にあたり必要な情報であるため、県の自然保護課に問い合わせる。	調査、予測及び評価手法等は、左記の内容を踏まえ実施することとした。

第6章 調査、予測及び評価

6.1 大気環境（大気質）

6.1.1 調査

1. 調査項目

大気質に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・二酸化窒素等の状況

- 一般環境大気質：二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、二酸化窒素（簡易 PTIO）、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類

- 道路沿道大気質：窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、二酸化窒素（簡易 PTIO）、浮遊粒子状物質

- ・粉じん等（降下ばいじん量）の状況

- ・地上気象の状況：風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量

- ・上層気象の状況：風向、風速、気温

- ・運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況

2. 調査地域

調査地域は、一般環境大気質等については対象事業実施区域から半径 4 km の範囲とし、道路沿道大気質等については、資材又は機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という。）及び廃棄物の運搬その他の車両（以下、「廃棄物運搬車両等」という。）の主要な走行ルートとなる道路沿道とした。

3. 調査地点

調査地点は、表 6.1-1(1)、(2) 及び図 6.1-1(1)、(2) に示すとおりである。

一般環境大気質の調査地点は対象事業実施区域 1 地点及び周辺 4 地点の計 5 地点、道路沿道大気質の調査地点は工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートにおける 2 地点、粉じん等、地上気象及び上層気象の調査地点は、対象事業実施区域 1 地点とした。

また、自動車交通量の調査地点は、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートにおける 2 地点及び 5 交差点とした。

なお、一般環境大気質及び道路沿道大気質については、補足調査として簡易 PTIO 調査を一般環境大気質の調査地点として 10 地点、道路沿道大気質の調査地点として 3 地点で実施した。

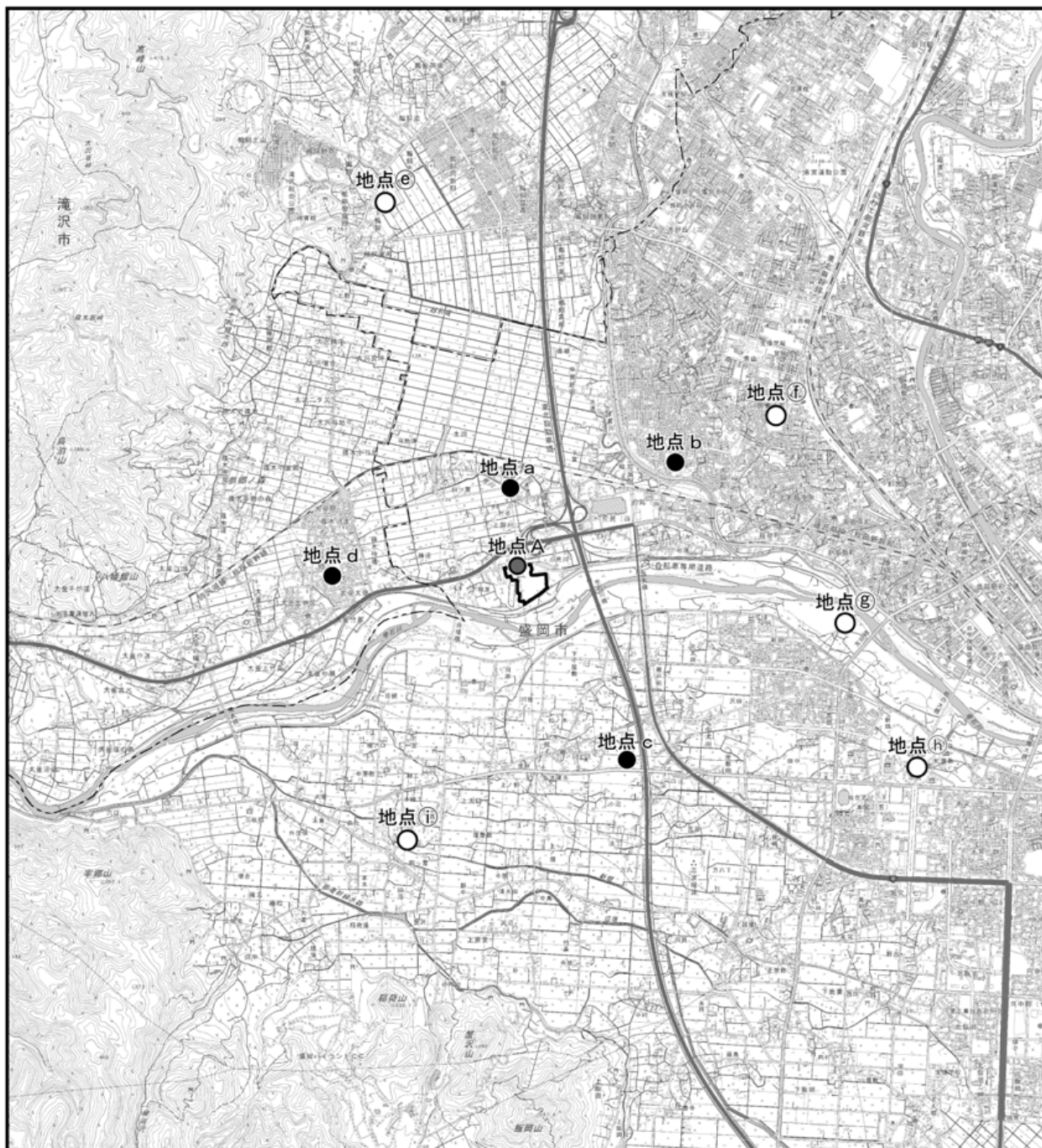
表 6.1-1(1) 大気質に係る調査地点

区分	地点	調査項目											
		二酸化窒素等								粉じん等 (降下ばいじん量)	地上気象 ・ 上層気象	運行道路 の沿道 状況	自動車 交通量 の状況
		二酸化 硫黄	窒素 酸化物	簡易PTIO (二酸化 窒素)	浮遊 粒子状 物質	微小 粒子状 物質	有害物質						
塩化水素	水銀						ダイオキシ ン類						
一般環境 大気質・ 粉じん等・ 地上気象・ 上層気象	地点A 対象事業実施区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
	地点a 盛岡市土淵小中学校	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
	地点b 盛岡市ヴァンペール南公園	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
	地点c 盛岡市太田地区活動センター	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
	地点d 滝沢市大釜中央公園	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
	地点㊸ ビックルーフ滝沢	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地点㊹ 盛岡市立大新小学校	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地点㊺ 盛岡市太田橋野球場	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地点㊻ 盛岡市中央公園	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地点㊼ 盛岡市立太田小学校	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道路沿道大気質	地点1 盛岡市JAいわて中央 厨川活動センター前付 近	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○ ^{注)}	○ ^{注)}
	地点2 イオンモール盛岡前付 近	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○ ^{注)}	○ ^{注)}
	地点③ 盛岡環状線口交差点付 近	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車交通量	交差点A 盛岡環状線口交差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	交差点B 舟場橋北交差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	交差点C 盛岡インター西交差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	交差点D (仮称)旧国道T字路交 差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	交差点E 西バイパス北口交差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

注) 道路沿道大気質調査の地点1及び地点2における運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況については、「6.2 騒音」及び「6.3 振動」の道路交通騒音・振動の調査地点において調査を実施した。

表 6.1-1(2) 大気質に係る調査地点

区分	地点	設定根拠
一般環境大気質・粉じん等・地上気象・上層気象	地点A 対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺における現況の大気質の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点a 盛岡市土淵小中学校	対象事業実施区域北側における現況の大気質の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点b 盛岡市ヴァンベール南公園	対象事業実施区域東側における現況の大気質の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点c 盛岡市太田地区活動センター	対象事業実施区域南側における現況の大気質の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点d 滝沢市大釜中央公園	対象事業実施区域西側における現況の大気質の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点㊦ ビックルーフ滝沢	対象事業実施区域北西側における現況の大気質の状況を補足的に把握するため、調査地点として選定した。
	地点㊧ 盛岡市立大新小学校	対象事業実施区域北東側における現況の大気質の状況を補足的に把握するため、調査地点として選定した。
	地点㊨ 盛岡市太田橋野球場	対象事業実施区域南東側における現況の大気質の状況を補足的に把握するため、調査地点として選定した。
	地点㊩ 盛岡市中央公園	対象事業実施区域南東側における現況の大気質の状況を補足的に把握するため、調査地点として選定した。
	地点㊪ 盛岡市立太田小学校	対象事業実施区域南西側における現況の大気質の状況を補足的に把握するため、調査地点として選定した。
道路沿道大気質	地点1 盛岡市 JA いわて中央 厨川活動センター前付近	工事関係車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号の対象事業実施区域西側方面における現況の大気質の状況を把握するため、道路沿道の調査地点として選定した。
	地点2 イオンモール盛岡前付近	工事関係車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号の対象事業実施区域東側方面における現況の大気質の状況を把握するため、道路沿道の調査地点として選定した。
	地点③ 盛岡環状線口交差点付近	工事関係車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号と県道盛岡環状線との交差点周辺における現況の大気質の状況を補足的に把握するため、道路沿道の調査地点として選定した。
自動車交通量	交差点A 盛岡環状線口交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号及び県道盛岡環状線が交わる交差点であり、対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	交差点B 舟場橋北交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号、市道上厨川線及び市道舟場橋1号線・2号線が交わる交差点であり、対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	交差点C 盛岡インター西交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号及び市道上厨川8号線が交わる交差点であり、対象事業実施区域最寄りの交差点として選定した。
	交差点D (仮称)旧国道T字路交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである市道上厨川8号線及び対象事業実施区域北側を走る市道諸葛橋上厨川線が交わる交差点であり、対象事業実施区域北側を走る市道諸葛橋上厨川線の状況を把握するための地点として選定した。
	交差点E 西バイパス北口交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号及び県道盛岡横手線が交わる交差点であり、対象事業実施区域東側方面の代表地点として選定した。



凡 例



対象事業実施区域



行政界



一般環境大気質、粉じん等、地上気象、上層気象調査地点



一般環境大気質調査地点



一般環境大気質調査地点（簡易PT10）

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1 : 50,000

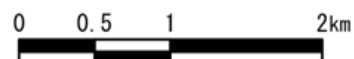
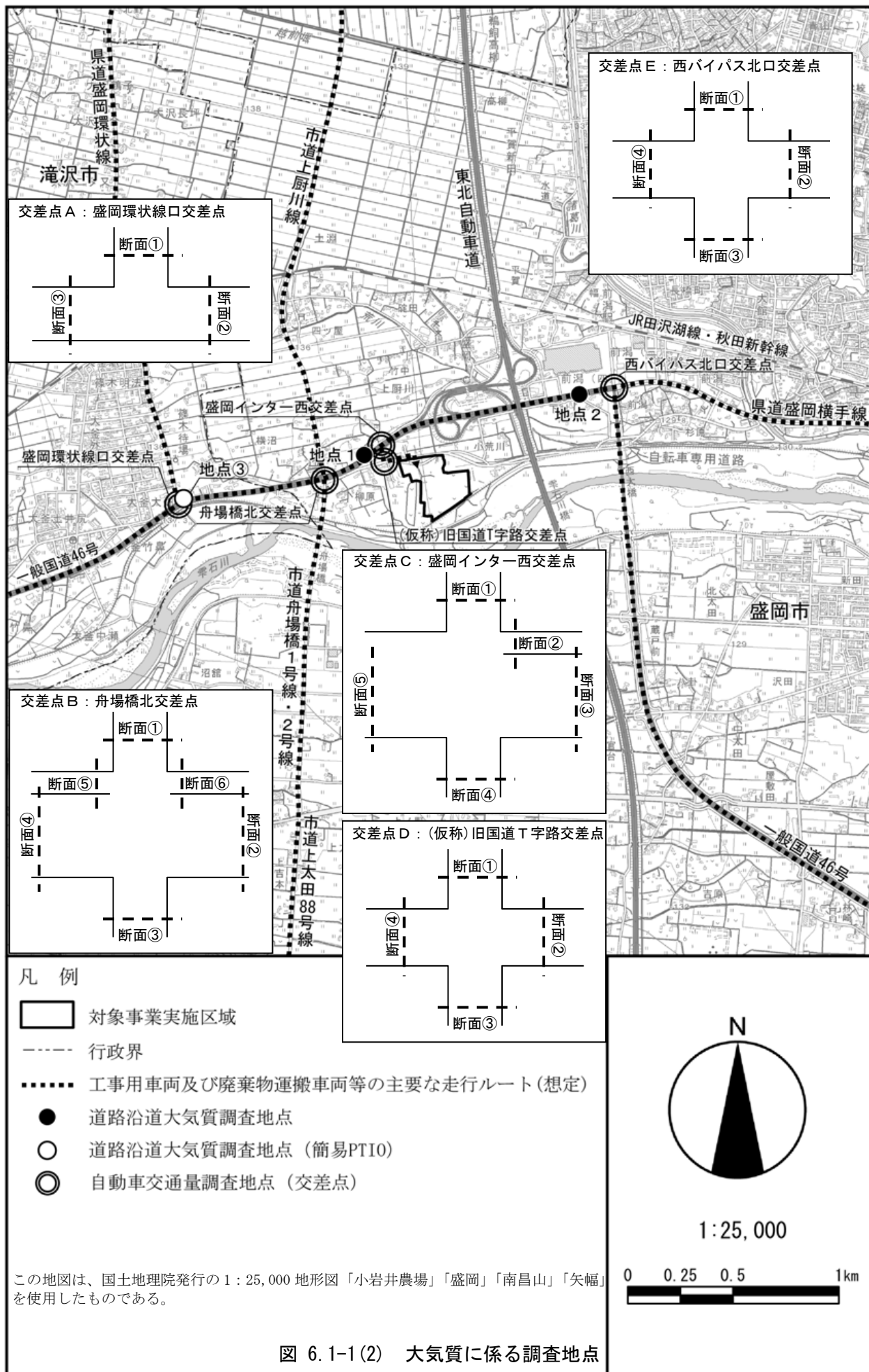


図 6.1-1(1) 大気質に係る調査地点



4. 調査結果

(1) 二酸化窒素等の状況

① 一般環境大気質

a. 二酸化硫黄

二酸化硫黄の調査結果は、表 6.1-2 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が 0.000～0.001ppm、1 時間値の最高値（四季）が 0.002～0.011ppm であり、いずれの調査地点においても 1 時間値及び日平均値が環境基準値を下回っていた。

表 6.1-2 二酸化硫黄（SO₂）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1 時間値が 0.1ppm を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppm を超 えた日数とそ の割合	
								日	%	日	%
対象事業実施区域		秋季	7	168	0.001	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.000	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.000	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.000	0.006	0.000	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.000	0.006	0.001	0	0.0	0	0.0
地点 a	土淵小 中学校	秋季	7	168	0.000	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.001	0.003	0.001	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.000	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.000	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.000	0.003	0.001	0	0.0	0	0.0
地点 b	盛岡市 ヴァンペー ル南公園	秋季	7	168	0.000	0.011	0.001	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.000	0.003	0.000	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.001	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.000	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.000	0.011	0.001	0	0.0	0	0.0
地点 c	盛岡市 太田地区活 動センター	秋季	7	168	0.001	0.005	0.002	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.001	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.000	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.000	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.001	0.005	0.002	0	0.0	0	0.0
地点 d	滝沢市大釜 中央公園	秋季	7	168	0.001	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.000	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.000	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.000	0.000	0.000	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.000	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0

注) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

b. 二酸化窒素

二酸化窒素の調査結果は、表 6.1-3 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が 0.002～0.004ppm であり、いずれの調査地点においても日平均値が環境基準値を下回っていた。

表 6.1-3 二酸化窒素（NO₂）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下の日数 とその割合	
								日	%	日	%
対象事業実施区域		秋季	7	168	0.006	0.020	0.009	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.022	0.006	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.003	0.016	0.004	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.002	0.010	0.003	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.004	0.022	0.009	0	0.0	0	0.0
地点 a	土淵小 中学校	秋季	7	168	0.001	0.006	0.002	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.004	0.017	0.005	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.002	0.007	0.003	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.002	0.006	0.003	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.002	0.017	0.005	0	0.0	0	0.0
地点 b	盛岡市 ヴァンパール 南公園	秋季	7	168	0.007	0.023	0.012	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.021	0.007	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.003	0.008	0.004	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.002	0.006	0.003	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.004	0.023	0.012	0	0.0	0	0.0
地点 c	盛岡市 太田地区活動 センター	秋季	7	168	0.005	0.016	0.008	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.004	0.015	0.005	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.003	0.007	0.004	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.002	0.006	0.004	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.003	0.016	0.008	0	0.0	0	0.0
地点 d	滝沢市大釜 中央公園	秋季	7	168	0.005	0.016	0.008	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.020	0.006	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.002	0.007	0.004	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.002	0.005	0.003	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.004	0.020	0.008	0	0.0	0	0.0

注）環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。

c. 一酸化窒素及び窒素酸化物

一酸化窒素及び窒素酸化物の調査結果は、表 6.1-4 に示すとおりである。

各調査地点の期間平均値（四季）は、一酸化窒素で 0.000～0.002ppm、窒素酸化物で 0.003～0.006ppm であり、いずれの項目も調査地点間に大きな差はみられなかった。

表 6.1-4 一酸化窒素（NO）及び窒素酸化物（NOx）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	一酸化窒素			窒素酸化物			
			期間 平均値		1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	NO ₂ / NO+NO ₂	
			日		時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
対象事業実施区域		秋季	7	168	0.004	0.053	0.006	0.010	0.068	0.015	61.7
		冬季	7	168	0.002	0.024	0.003	0.006	0.041	0.009	74.2
		春季	7	168	0.001	0.025	0.002	0.004	0.041	0.006	72.9
		夏季	7	167	0.002	0.036	0.003	0.004	0.046	0.006	61.5
		四季	28	671	0.002	0.053	0.006	0.006	0.068	0.015	66.8
地点 a	土淵小 中学校	秋季	7	168	0.004	0.029	0.009	0.005	0.034	0.010	14.8
		冬季	7	168	0.000	0.007	0.001	0.004	0.024	0.006	88.8
		春季	7	168	0.000	0.002	0.000	0.002	0.008	0.003	93.6
		夏季	7	168	0.000	0.003	0.001	0.003	0.007	0.003	82.6
		四季	28	672	0.001	0.029	0.009	0.003	0.034	0.010	62.0
地点 b	盛岡市 ヴァンペール 南公園	秋季	7	168	0.002	0.031	0.004	0.008	0.044	0.016	80.3
		冬季	7	168	0.001	0.010	0.002	0.006	0.031	0.009	87.4
		春季	7	168	0.000	0.004	0.001	0.003	0.008	0.004	89.7
		夏季	7	168	0.000	0.003	0.001	0.003	0.007	0.003	82.6
		四季	28	672	0.001	0.031	0.004	0.005	0.044	0.016	84.2
地点 c	盛岡市 太田地区活動 センター	秋季	7	168	0.001	0.021	0.003	0.005	0.032	0.011	85.0
		冬季	7	168	0.001	0.006	0.001	0.005	0.019	0.006	89.0
		春季	7	168	0.000	0.002	0.001	0.003	0.008	0.004	92.2
		夏季	7	168	0.000	0.002	0.000	0.003	0.008	0.004	88.5
		四季	28	672	0.000	0.021	0.003	0.004	0.032	0.011	88.1
地点 d	滝沢市大釜 中央公園	秋季	7	168	0.002	0.025	0.003	0.007	0.039	0.012	74.7
		冬季	7	168	0.001	0.008	0.002	0.006	0.028	0.008	77.3
		春季	7	168	0.000	0.002	0.001	0.003	0.008	0.004	89.4
		夏季	7	167	0.000	0.002	0.000	0.002	0.005	0.003	86.9
		四季	28	671	0.001	0.025	0.003	0.004	0.039	0.012	79.4

d. 二酸化窒素（簡易 PTIO）

二酸化窒素（簡易 PTIO）の調査結果は、表 6.1-5 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果（四季）は、0.005～0.006ppm であり、調査地点間に大きな差はみられなかった。

表 6.1-5 二酸化窒素（NO₂：簡易 PTIO）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効測定日数	測定時間	調査結果 ^{注1)} (分析結果)
			日	時間	ppm
対象事業実施区域		秋季	7	168	0.006
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点 a	土淵小中学校	秋季	7	168	0.005 未満
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点 b	盛岡市ヴァンパール南公園	秋季	7	168	0.006
		冬季	7	168	0.005
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点 c	盛岡市太田地区活動センター	秋季	7	168	0.005 未満
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点 d	滝沢市大釜中央公園	秋季	7	168	0.005
		冬季	7	168	0.005
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点㊸	ビックルーフ滝沢	秋季	7	168	0.005 未満
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点㊹	大新小学校	秋季	7	168	0.007
		冬季	7	168	0.007
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.006
地点㊺	太田橋野球場	秋季	7	168	0.005 未満
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点㊻	盛岡市中央公園	秋季	7	168	0.006
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005
地点㊼	太田小学校	秋季	7	168	0.005 未満
		冬季	7	168	0.005 未満
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.005

注 1) 調査結果は、7 日間暴露した値を示す。

注 2) (参考) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。

注 3) 0.005 未満とは、定量下限値未満を示す。

e. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の調査結果は、表 6.1-6 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が 0.010～0.011mg/m³、1 時間値の最高値（四季）が 0.033～0.047mg/m³であり、いずれの調査地点においても 1 時間値及び日平均値が環境基準値を下回っていた。

表 6.1-6 浮遊粒子状物質（SPM）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数とそ の割合	
			日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
対象事業実施区域		秋季	7	168	0.007	0.033	0.010	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.016	0.009	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.015	0.031	0.020	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.015	0.037	0.017	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.011	0.037	0.020	0	0.0	0	0.0
地点 a	土淵小 中学校	秋季	7	168	0.010	0.038	0.014	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.017	0.008	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.011	0.021	0.014	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.016	0.033	0.019	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.010	0.038	0.019	0	0.0	0	0.0
地点 b	盛岡市 ヴァンペール 南公園	秋季	7	168	0.008	0.026	0.011	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.007	0.017	0.011	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.014	0.031	0.018	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.016	0.033	0.019	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.011	0.033	0.019	0	0.0	0	0.0
地点 c	盛岡市 太田地区活動 センター	秋季	7	168	0.004	0.017	0.005	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.030	0.010	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.014	0.029	0.020	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	168	0.015	0.034	0.019	0	0.0	0	0.0
		四季	28	672	0.010	0.034	0.020	0	0.0	0	0.0
地点 d	滝沢市大釜 中央公園	秋季	7	168	0.005	0.047	0.009	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.004	0.015	0.008	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.018	0.037	0.022	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.017	0.031	0.020	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.011	0.047	0.022	0	0.0	0	0.0

注）環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

f. 微小粒子状物質

微小粒子状物質の調査結果は、表 6.1-7 に示すとおりである。

調査結果は、期間平均値（四季）は $7.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の最高値（四季）が $14.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準値を下回っていた。

表 6.1-7 微小粒子状物質（PM2.5）の調査結果

調査地点	調査時期	有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 時間とその割合		日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	
		日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	時間	%	日	%
対象事業 実施区域	秋季	7	168	3.8	19	6.8	0	0.0	0	0.0
	冬季	7	168	4.7	24	8.1	0	0.0	0	0.0
	春季	7	168	10.6	25	14.4	0	0.0	0	0.0
	夏季	7	167	8.8	27	10.4	0	0.0	0	0.0
	四季	28	671	7.0	27	14.4	0	0.0	0	0.0

注) 環境基準：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

g. 塩化水素

塩化水素の調査結果は、表 6.1-8 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が 0.00004～0.00006ppm、日平均値の最高値（四季）が 0.00013～0.00017ppm であり、いずれの調査地点においても目標環境濃度を下回っていた。

表 6.1-8 塩化水素（HCl）の調査結果

調査地点		調査時期	有効 測定日数	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
			日	ppm	ppm	ppm
対象事業実施区域		秋季	7	0.00002	0.00002 未満	0.00002 未満
		冬季	7	0.00002	0.00002 未満	0.00002 未満
		春季	7	0.00007	0.00013	0.00003 未満
		夏季	7	0.00005	0.00007	0.00002 未満
		四季	28	0.00004	0.00013	0.00002 未満
地点 a	土淵小 中学校	秋季	7	0.00002	0.00002 未満	0.00002 未満
		冬季	7	0.00002	0.00003	0.00002 未満
		春季	7	0.00007	0.00015	0.00003
		夏季	7	0.00006	0.00009	0.00002
		四季	28	0.00004	0.00015	0.00002 未満
地点 b	盛岡市 ヴァンペール 南公園	秋季	7	0.00002	0.00002 未満	0.00002 未満
		冬季	7	0.00002	0.00003	0.00002 未満
		春季	7	0.00008	0.00013	0.00003 未満
		夏季	7	0.00011	0.00017	0.00005
		四季	28	0.00006	0.00017	0.00002 未満
地点 c	盛岡市 太田地区活動 センター	秋季	7	0.00002	0.00002 未満	0.00002 未満
		冬季	7	0.00002	0.00005	0.00002 未満
		春季	7	0.00008	0.00016	0.00003
		夏季	7	0.00005	0.00008	0.00003
		四季	28	0.00004	0.00016	0.00002 未満
地点 d	滝沢市大釜 中央公園	秋季	7	0.00002	0.00002 未満	0.00002 未満
		冬季	7	0.00002	0.00004	0.00002 未満
		春季	7	0.00008	0.00016	0.00004
		夏季	7	0.00007	0.00010	0.00003
		四季	28	0.00005	0.00016	0.00002 未満

注 1) 目標環境濃度：0.02ppm 以下（環境庁大気保全局長通達（昭和 52 年 6 月 16 日 環大規第 136 号））。

注 2) 0.00002 未満、0.00003 未満とは、定量下限値未満を示す。

h. 水銀

水銀の調査結果は、表 6.1-9 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が $0.0015 \sim 0.0016 \mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$ 、日平均値の最高値（四季）が $0.0020 \sim 0.0023 \mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$ であり、いずれの調査地点においても指針値を下回っていた。

表 6.1-9 水銀(Hg)の調査結果

調査地点		調査時期	有効 測定日数	期間 平均値	調査結果 の最高値	調査結果 の最低値
			日	$\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$	$\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$	$\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$
対象事業実施区域		秋季	7	0.0013	0.0014	0.0013
		冬季	7	0.0014	0.0015	0.0013
		春季	7	0.0015	0.0017	0.0016
		夏季	7	0.0018	0.0020	0.0016
		四季	28	0.0015	0.0020	0.0014
地点 a	土淵小中学校	秋季	7	0.0014	0.0015	0.0013
		冬季	7	0.0014	0.0015	0.0013
		春季	7	0.0014	0.0016	0.0015
		夏季	7	0.0019	0.0023	0.0017
		四季	28	0.0015	0.0023	0.0015
地点 b	盛岡市 ヴァンペール南公園	秋季	7	0.0014	0.0015	0.0013
		冬季	7	0.0014	0.0015	0.0013
		春季	7	0.0017	0.0020	0.0019
		夏季	7	0.0017	0.0020	0.0015
		四季	28	0.0016	0.0020	0.0015
地点 c	盛岡市 太田地区活動センター	秋季	7	0.0014	0.0015	0.0013
		冬季	7	0.0013	0.0013	0.0012
		春季	7	0.0014	0.0017	0.0015
		夏季	7	0.0018	0.0021	0.0016
		四季	28	0.0015	0.0021	0.0013
地点 d	滝沢市 大釜中央公園	秋季	7	0.0014	0.0014	0.0013
		冬季	7	0.0014	0.0015	0.0014
		春季	7	0.0014	0.0017	0.0014
		夏季	7	0.0017	0.0020	0.0016
		四季	28	0.0015	0.0020	0.0014

注) 指針値 : $0.04 \mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$ 以下 (環境省環境管理局長通知 (平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004 号))。

i. ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査結果は、表 6.1-10 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果（四季）は、0.0044～0.017pg-TEQ/m³であり、いずれの調査地点においても環境基準値を下回っていた。

表 6.1-10 ダイオキシン類 (DXN) の調査結果

調査地点		調査時期	調査結果 (毒性等量)
			pg-TEQ/m ³
対象事業実施区域		秋季	0.0076
		冬季	0.049
		春季	0.0062
		夏季	0.0071
		四季	0.017
地点 a	土淵小中学校	秋季	0.0098
		冬季	0.0040
		春季	0.0032
		夏季	0.0048
		四季	0.0055
地点 b	盛岡市 ヴァンベール南公園	秋季	0.0089
		冬季	0.0062
		春季	0.0043
		夏季	0.0047
		四季	0.0060
地点 c	盛岡市 太田地区活動センター	秋季	0.0078
		冬季	0.0049
		春季	0.0040
		夏季	0.0038
		四季	0.0051
地点 d	滝沢市 大釜中央公園	秋季	0.0060
		冬季	0.0037
		春季	0.0034
		夏季	0.0046
		四季	0.0044

注) 環境基準：年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

② 道路沿道大気質

a. 二酸化窒素

二酸化窒素の調査結果は、表 6.1-11 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が 0.004ppm であり、いずれの調査地点においても日平均値が環境基準値を下回っていた。

表 6.1-11 二酸化窒素 (NO₂) の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下の日数 とその割合	
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
地点 1	一般国道 46 号沿道 (JA いわて付近)	秋季	7	168	0.003	0.012	0.005	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.006	0.028	0.008	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.004	0.009	0.005	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.004	0.011	0.005	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.004	0.028	0.008	0	0.0	0	0.0
地点 2	一般国道 46 号沿道 (イオン前付近)	秋季	7	168	0.008	0.022	0.012	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.003	0.016	0.004	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.002	0.008	0.003	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.003	0.039	0.006	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.004	0.039	0.012	0	0.0	0	0.0

注) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。

b. 一酸化窒素及び窒素酸化物

一酸化窒素及び窒素酸化物の調査結果は、表 6.1-12 に示すとおりである。

各調査地点の期間平均値（四季）は、一酸化窒素で 0.003ppm、窒素酸化物で 0.007ppm であり、いずれの項目も調査地点間に大きな差はみられなかった。

表 6.1-12 一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NO_x) の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	一酸化窒素			窒素酸化物			
					期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	NO ₂ /NO+NO ₂
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
地点 1	一般国道 46 号沿道 (JA いわて付近)	秋季	7	168	0.005	0.045	0.008	0.008	0.057	0.012	34.4
		冬季	7	168	0.003	0.024	0.005	0.009	0.052	0.013	67.0
		春季	7	168	0.001	0.012	0.003	0.005	0.017	0.007	73.3
		夏季	7	167	0.002	0.016	0.003	0.006	0.025	0.007	62.5
		四季	28	671	0.003	0.045	0.008	0.007	0.057	0.013	57.6
地点 2	一般国道 46 号沿道 (イオン前付近)	秋季	7	168	0.005	0.046	0.009	0.012	0.059	0.021	62.2
		冬季	7	168	0.004	0.030	0.005	0.006	0.046	0.008	41.1
		春季	7	168	0.002	0.014	0.003	0.004	0.021	0.007	45.2
		夏季	7	167	0.002	0.063	0.006	0.005	0.079	0.012	65.1
		四季	28	671	0.003	0.063	0.009	0.007	0.079	0.021	55.3

c. 二酸化窒素（簡易 PTIO）

二酸化窒素（簡易 PTIO）の調査結果は、表 6.1-13 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果（四季）は、0.006～0.007ppm であり、調査地点間に大きな差はみられなかった。

表 6.1-13 二酸化窒素（NO₂：簡易 PTIO）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効測定日数	測定時間	調査結果 ^{注1)} (分析結果)
			日	時間	ppm
地点 1	一般国道 46 号沿道 (JA いわて)	秋季	7	168	0.007
		冬季	7	168	0.007
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.006
地点 2	一般国道 46 号沿道 (イオン前)	秋季	7	168	0.008
		冬季	7	168	0.008
		春季	7	168	0.005 未満
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.007
地点 3	盛岡環状線口交差点	秋季	7	168	0.009
		冬季	7	168	0.009
		春季	7	168	0.005
		夏季	7	168	0.005 未満
		四季	7	168	0.007

注 1) 調査結果は、7 日間暴露した値を示す。

注 2) (参考) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。

d. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の調査結果は、表 6.1-14 に示すとおりである。

各調査地点の調査結果は、期間平均値（四季）が 0.009mg/m³、1 時間値の最高値（四季）が 0.030～0.031mg/m³ であり、いずれの調査地点においても 1 時間値及び日平均値が環境基準値を下回っていた。

表 6.1-14 浮遊粒子状物質（SPM）の調査結果

調査地点		調査 時期	有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数とそ の割合	
			日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
			日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
地点 1	一般国道 46 号沿道 (JA いわて)	秋季	7	168	0.004	0.030	0.008	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.003	0.012	0.006	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.015	0.027	0.019	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.015	0.029	0.016	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.009	0.030	0.019	0	0.0	0	0.0
地点 2	一般国道 46 号沿道 (イオン前)	秋季	7	168	0.004	0.013	0.007	0	0.0	0	0.0
		冬季	7	168	0.005	0.020	0.008	0	0.0	0	0.0
		春季	7	168	0.013	0.029	0.018	0	0.0	0	0.0
		夏季	7	167	0.016	0.031	0.018	0	0.0	0	0.0
		四季	28	671	0.009	0.031	0.018	0	0.0	0	0.0

注) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

(2) 粉じん等の状況

降下ばいじん量の調査結果は、表 6.1-15に示すとおりである。

降下ばいじん量は、0.87～3.08 t /km²/30日であり、このうち不溶解性物質量は0.76～1.83 t /km²/30日、溶解性物質量は0.08～1.25 t /km²/30日となっていた。

なお、降下ばいじん量については、国等において基準値や目標値等は示されていないが、降下ばいじん量における参考値として「道路環境影響評価の技術手法」に示される参考値があり、調査結果は当該参考値を下回る結果となっていた。

表 6.1-15 降下ばいじん量の調査結果

調査地点	調査時期	降下ばいじん量 (t/km ² /30日)			参考値 (t/km ² /30日)
			不溶解性成分	溶解性成分	
地点A (対象事業 実施区域)	秋季	1.69	1.16	0.53	10以下
	冬季	0.87	0.79	0.08	
	春季	3.08	1.83	1.25	
	夏季	1.75	0.76	0.99	
	四季	1.85	1.14	0.71	

注) 参考値は、「道路環境影響評価の技術手法」に示される値である。

(3) 地上気象の状況

① 風向、風速

風向、風速の調査結果は、表 6.1-16 及び図 6.1-2 に示すとおりである。

年間平均風速は 1.8m/s であり、最多風向は西（W）となっている。

表 6.1-16 地上気象（風向、風速）の調査結果

調査地点	調査期間		有効 測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1 時間 値の 最高値	1 時間 値の 最低値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	最大風速 時の風向	最多風向	最多風向 の出現率	静穏の 出現率
			日	時間	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	16 方位	16 方位	%	%
対象事業 実施区域	令和 6 年	9 月	30	720	1.3	4.5	0.0	2.1	0.8	WNW	S	12.2	14.3
		10 月	31	744	1.3	5.2	0.0	2.6	0.6	W	NNE, WSW	10.9	16.3
		11 月	30	720	1.4	6.9	0.1	3.4	0.5	WNW	W	13.5	15.0
		12 月	31	744	2.0	8.3	0.1	3.7	0.8	WNW	W	18.5	6.6
	令和 7 年	1 月	31	744	1.6	7.1	0.0	3.4	0.8	NNE	W	15.5	8.2
		2 月	28	672	2.5	7.7	0.0	4.5	0.9	WNW	W	21.0	3.1
		3 月	31	744	2.4	9.2	0.0	5.3	0.6	W	W	22.0	4.8
		4 月	30	720	2.5	8.1	0.1	4.2	1.1	W	W	20.1	2.6
		5 月	31	744	2.0	7.4	0.0	3.6	0.8	W	W	17.3	7.1
		6 月	30	720	2.0	6.2	0.1	3.1	1.1	W	S	15.8	5.0
		7 月	31	744	1.7	5.8	0.0	3.0	1.1	SSW	SSE	16.9	6.3
		8 月	31	744	1.4	5.3	0.0	2.1	0.8	WNW	S	20.3	9.5
	年間		365	8,760	1.8	9.2	0.0	5.3	0.5	W	W	14.8	8.3

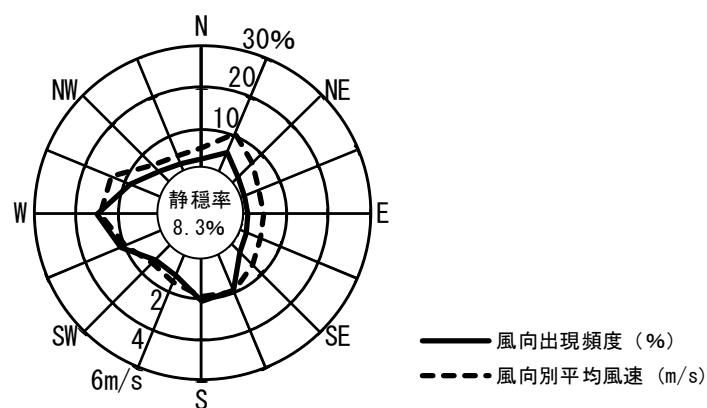


図 6.1-2 風配図 (令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日)

② 気温

気温の調査結果は、表 6.1-17 に示すとおりである。

年間平均気温は 11.9℃であり、1 時間値の最高値は 36.6℃、最低値は-12.2℃となっている。

表 6.1-17 地上気象（気温）の調査結果

調査地点	調査期間		有効 測定 日数	測定時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値 の最低値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
			日	時間	℃	℃	℃	℃	℃
対象事業実施区域	令和 6 年	9 月	30	720	21.1	32.8	7.8	27.0	12.8
		10 月	31	744	14.6	26.5	0.0	20.3	8.1
		11 月	30	720	6.7	18.9	-3.5	12.7	1.8
		12 月	31	744	0.3	10.5	-10.5	4.7	-3.7
	令和 7 年	1 月	31	744	-0.4	8.5	-7.9	2.4	-3.8
		2 月	28	672	-0.9	11.3	-12.2	5.0	-4.7
		3 月	31	744	3.9	16.8	-7.3	10.3	-0.8
		4 月	30	720	9.8	20.7	-2.8	15.6	2.8
		5 月	31	744	14.5	27.8	1.4	20.1	9.9
		6 月	30	720	21.3	32.3	8.3	25.9	12.6
		7 月	31	744	26.2	36.6	17.3	28.6	20.5
		8 月	31	744	25.2	36.3	16.1	29.3	22.9
	年間		365	8,760	11.9	36.6	-12.2	29.3	-4.7

③ 湿度

湿度の調査結果は、表 6.1-18 に示すとおりである。

年間平均湿度は 74%であり、1 時間値の最高値は 100%、最低値は 25%となっている。

表 6.1-18 地上気象（湿度）の調査結果

調査地点	調査期間		有効 測定 日数	測定時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値 の最低値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
			日	時間	%	%	%	%	%
対象事業実施区域	令和 6 年	9 月	30	720	78	97	33	93	65
		10 月	31	744	79	97	28	93	64
		11 月	30	720	76	97	31	91	64
		12 月	31	744	75	97	39	93	58
	令和 7 年	1 月	31	744	78	97	39	93	59
		2 月	28	672	68	97	30	79	50
		3 月	31	744	67	97	25	95	50
		4 月	30	720	72	98	27	95	56
		5 月	31	744	72	99	25	92	48
		6 月	30	720	74	99	31	92	58
		7 月	31	744	73	99	31	90	59
		8 月	31	744	79	100	33	93	65
	年間		365	8,760	74	100	25	95	48

④ 日射量

日射量の調査結果は、表 6.1-19 に示すとおりである。

年間平均値は 0.154kW/m² であり、月平均の最高値は 7 月の 0.247kW/m²、最低値は 12 月の 0.073kW/m² であった。

表 6.1-19 地上気象（日射量）の調査結果

調査地点	調査期間		有効 測定 日数	測定時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値 の最低値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
			日	時間	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²
対象事業実施区域	令和 6 年	9 月	30	720	0.168	0.890	0.000	0.266	0.022
		10 月	31	744	0.112	0.727	0.000	0.196	0.018
		11 月	30	720	0.098	0.702	0.000	0.151	0.034
		12 月	31	744	0.073	0.613	0.000	0.125	0.020
	令和 7 年	1 月	31	744	0.086	0.640	0.000	0.140	0.016
		2 月	28	672	0.124	0.772	0.000	0.196	0.021
		3 月	31	744	0.151	0.889	0.000	0.267	0.034
		4 月	30	720	0.164	1.167	0.000	0.304	0.037
		5 月	31	744	0.192	1.142	0.000	0.334	0.027
		6 月	30	720	0.228	1.079	0.000	0.348	0.064
		7 月	31	744	0.247	1.082	0.000	0.336	0.079
		8 月	31	744	0.207	1.039	0.000	0.317	0.082
	年間		365	8,760	0.154	1.167	0.000	0.348	0.016

⑤ 放射収支量

放射収支量の調査結果は、表 6.1-20 に示すとおりである。

年間平均値は 0.078kW/m² であり、月平均の最高値は 7 月の 0.166kW/m²、最低値は 12 月の 0.005kW/m² であった。

表 6.1-20 地上気象（放射収支量）の調査結果

調査地点	調査期間		有効 測定 日数	測定時間	期間 平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値 の最低値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
			日	時間	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²
対象事業実施区域	令和 6 年	9 月	30	720	0.097	0.656	-0.086	0.160	0.004
		10 月	31	744	0.048	0.562	-0.090	0.118	0.005
		11 月	30	720	0.030	0.504	-0.099	0.060	-0.010
		12 月	31	744	0.005	0.419	-0.109	0.036	-0.026
	令和 7 年	1 月	31	744	0.014	0.407	-0.096	0.033	-0.022
		2 月	28	672	0.021	0.517	-0.104	0.087	-0.029
		3 月	31	744	0.065	0.627	-0.106	0.133	0.003
		4 月	30	720	0.088	0.839	-0.093	0.171	0.008
		5 月	31	744	0.113	0.859	-0.103	0.211	0.012
		6 月	30	720	0.147	0.853	-0.091	0.230	0.043
		7 月	31	744	0.166	0.850	-0.079	0.234	0.061
		8 月	31	744	0.139	0.850	-0.080	0.213	0.049
	年間		365	8,760	0.078	0.859	-0.109	0.234	-0.029

⑥ 大気安定度

1年間連続の地上気象調査結果を用いて、表 6.1-21 に示す大気安定度分類表により大気安定度を分類整理した結果は、表 6.1-22 及び図 6.1-3 に示すとおりであり、安定度階級Dの出現頻度が最も高くなっている。

表 6.1-21 パスキル大気安定度階級分類表

風速 (U) m/s	日射量 (T) kW/m ²				放射収支量 (Q) kW/m ²		
	$T \geq 0.60$	$0.60 > T \geq 0.30$	$0.30 > T \geq 0.15$	$0.15 > T$	$Q \geq -0.020$	$-0.020 > Q \geq -0.040$	$-0.040 > Q$
$U < 2$	A	A-B	B	D	D	G	G
$2 \leq U < 3$	A-B	B	C	D	D	E	F
$3 \leq U < 4$	B	B-C	C	D	D	D	E
$4 \leq U < 6$	C	C-D	D	D	D	D	D
$6 \leq u$	C	D	D	D	D	D	D

注) 昼間 (日の出～日の入) は日射量、夜間 (日の入～日の出) は放射収支量を用いる。

出典:「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」(平成 12 年 12 月 公害研究対策センター)

表 6.1-22 大気安定度出現状況

調査期間	出現率 (%)										
	不安定						中立		安定		
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D(昼)	D(夜)	E	F	G
春季	0.5	1.2	2.0	0.6	2.5	0.7	6.4	4.8	1.0	0.9	4.6
夏季	1.4	2.8	3.8	0.6	1.3	0.2	5.1	3.3	0.4	0.6	5.6
秋季	0.8	2.0	2.5	0.5	0.8	0.2	5.0	4.0	0.4	0.4	8.3
冬季	0.1	1.1	1.3	0.6	1.3	0.6	5.7	4.7	1.2	1.1	7.0
年間	2.8	7.1	9.5	2.4	5.9	1.6	22.3	16.9	3.0	2.9	25.6
	29.3						39.2		31.5		

注) 風速の集計高さは、本事業の計画施設の排出高さである地上 59.0m とした。

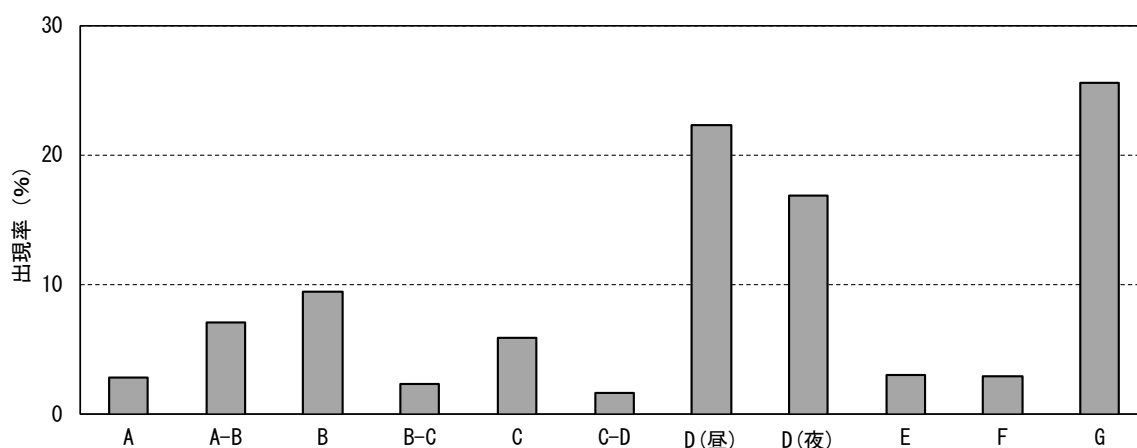


図 6.1-3 大気安定度出現状況 (年間)

⑦ 異常年検定

現地調査を実施した令和6年9月～令和7年8月の1年間における気象が異常年ではなかったかどうかについて、「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」（平成12年12月 公害研究対策センター）（以下、「総量規制マニュアル」という。）に基づき、F分布棄却検定法を用いて検討を行った。

検定にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺における気象官署である盛岡地方気象台における気象データを用いて、現地調査を実施した令和6年9月～令和7年8月を検定年とし、前後10年間（平成26年9月～令和6年8月）の気象データを統計年として異常年検定を行った。

異常年検定の結果は、表6.1-23に示すとおり、有意な差が確認されなかったことから、現地調査を実施した令和6年9月～令和7年8月の1年間における気象は異常年ではないと考えられる。

表 6.1-23 異常年検定結果（盛岡地方気象台）

盛岡地方気象台		統計年										平均	標準偏差	検定年	検定量	判定	棄却限界	
		H26.9～	H27.9～	H28.9～	H29.9～	H30.9～	R1.9～	R2.9～	R3.9～	R4.9～	R5.9～	—		R6.9～		○採択, ×棄却	(1%)	
		H27.8	H28.8	H29.8	H30.8	R1.8	R2.8	R3.8	R4.8	R5.8	R6.8	X	S	R7.8	F ₀	1%	上限	下限
風向出現頻度(%)	N	8.1	10.2	8.9	8.4	8.4	9.5	7.9	8.5	8.5	10.5	8.89	0.83	9.3	0.16	○	11.9	5.9
	NNE	7.1	8.0	7.0	6.6	7.2	8.1	7.8	8.1	7.2	7.6	7.48	0.50	7.3	0.06	○	9.3	5.7
	NE	2.9	3.5	3.4	2.9	3.1	3.3	3.7	3.4	3.5	3.2	3.28	0.26	3.4	0.26	○	4.2	2.4
	ENE	1.9	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.1	2.1	2.2	1.9	2.05	0.11	1.9	2.32	○	2.5	1.6
	E	2.3	1.9	2.3	2.1	2.4	1.9	2.0	2.6	2.4	2.2	2.20	0.22	1.8	2.33	○	3.0	1.4
	ESE	4.3	3.5	4.3	3.9	4.1	3.6	3.6	3.7	3.7	3.4	3.81	0.33	3.5	0.55	○	5.0	2.6
	SE	9.1	7.5	9.2	8.9	8.6	8.6	9.1	8.5	9.0	9.0	8.76	0.48	9.0	0.22	○	10.5	7.0
	SSE	12.2	10.4	13.1	11.2	12.3	12.4	13.1	12.4	12.8	13.4	12.33	0.86	11.7	0.46	○	15.4	9.2
	S	15.0	16.7	14.9	17.1	16.6	16.1	17.8	18.4	17.7	16.2	16.65	1.09	17.4	0.43	○	20.6	12.7
	SSW	6.6	6.1	5.8	6.7	5.6	5.5	6.3	6.5	5.9	5.2	6.01	0.50	5.9	0.02	○	7.8	4.2
	SW	4.3	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.8	3.1	3.8	3.5	3.84	0.33	3.9	0.03	○	5.0	2.7
	WSW	6.7	6.2	5.4	7.1	6.6	5.4	5.7	5.5	5.3	5.4	5.93	0.63	5.7	0.07	○	8.2	3.7
	W	7.5	6.8	6.4	6.9	7.2	6.9	6.5	6.1	6.8	7.1	6.83	0.39	7.4	1.96	○	8.2	5.4
	WNW	5.5	5.7	4.9	4.7	4.9	5.3	4.5	4.5	4.3	4.8	4.90	0.43	4.7	0.15	○	6.5	3.4
	NW	2.6	3.0	3.4	3.2	2.8	2.8	2.3	2.6	2.5	2.5	2.76	0.32	2.9	0.25	○	3.9	1.6
	NNW	3.3	4.1	4.3	3.9	3.9	4.3	3.6	3.7	3.8	3.8	3.87	0.30	3.7	0.32	○	4.9	2.8
	静穏	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4	0.4	0.38	0.09	0.2	1.93	○	0.7	0.1
平均風速 [m/s]		2.9	3.0	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	2.87	0.06	2.8	1.00	○	3.1	2.7

注) 静穏の風速は0.2m/s以下とした。

盛岡地方気象台		統計年										平均	標準偏差	検定年	検定量	判定	棄却限界	
		H26.9～	H27.9～	H28.9～	H29.9～	H30.9～	R1.9～	R2.9～	R3.9～	R4.9～	R5.9～	—		R6.9～		○採択, ×棄却	(1%)	
		H27.8	H28.8	H29.8	H30.8	R1.8	R2.8	R3.8	R4.8	R5.8	R6.8	X	S	R7.8	F ₀	1%	上限	下限
風速出現頻度(%)	～0.9	8.9	7.6	10.0	8.6	8.8	9.1	8.6	9.5	9.6	8.9	9.0	0.6	9.2	0.09	○	11.2	6.7
	1.0～1.9	27.4	26.2	28.8	27.6	28.1	27.1	27.7	26.3	28.8	27.3	27.5	0.9	27.6	0.00	○	30.6	24.4
	2.0～2.9	23.6	22.7	23.2	23.2	21.7	22.9	23.7	22.7	22.1	22.9	22.9	0.6	23.6	1.45	○	25.0	20.8
	3.0～3.9	16.2	17.0	15.6	16.5	16.4	17.0	15.8	17.0	15.7	15.4	16.3	0.6	16.3	0.00	○	18.4	14.1
	4.0～5.9	18.3	20.2	17.6	18.5	19.2	18.0	18.0	18.9	18.5	19.3	18.6	0.7	18.7	0.01	○	21.2	16.1
	6.0～7.9	4.9	5.5	4.2	4.8	4.8	4.9	5.2	4.9	4.8	5.3	4.9	0.3	4.1	5.17	○	6.1	3.7
	8.0～	0.8	1.0	0.6	0.8	0.9	1.0	1.1	0.7	0.6	0.9	0.8	0.2	0.5	2.00	○	1.5	0.2

(4) 上層気象の状況

① 風向

上層風向の高度別出現頻度は表 6.1-24 に示すとおりである。

四季における高度 50m の最多風向は西南西 (WSW) で出現頻度が 12.9%、高度 100m の最多風向は西 (W) で出現頻度が 17.0%、高度 200m の最多風向は西南西 (WSW) で出現頻度が 21.9%、高度 300m の最多風向は南 (S) で出現頻度が 20.1%、高度 500m の最多風向は西 (W) で出現頻度が 22.3%、高度 1,000m の最多風向は西 (W) で出現頻度が 20.5% であった。

表 6.1-24 高度別風向出現頻度 (全日)

単位: %

時期	高度 (m)	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	静穏
秋季	地上	7.1	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0	3.6	10.7	3.6	5.4	7.1	14.3	25.0	5.4	3.6	3.6	7.1
	50	7.1	8.9	1.8	5.4	3.6	5.4	3.6	3.6	5.4	0.0	8.9	23.2	3.6	3.6	8.9	5.4	1.8
	100	3.6	1.8	10.7	3.6	5.4	5.4	8.9	1.8	1.8	7.1	8.9	21.4	5.4	3.6	5.4	5.4	0.0
	200	3.6	1.8	3.6	1.8	0.0	3.6	10.7	8.9	8.9	8.9	10.7	14.3	3.6	7.1	5.4	5.4	1.8
	300	5.4	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	7.1	17.9	7.1	10.7	3.6	16.1	7.1	10.7	7.1	3.6	0.0
	500	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	5.4	14.3	8.9	8.9	16.1	14.3	8.9	8.9	8.9	1.8	0.0
	1,000	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	10.7	0.0	12.5	17.9	14.3	17.9	14.3	3.6	1.8	1.8
冬季	地上	3.6	0.0	1.8	0.0	1.8	7.1	5.4	7.1	3.6	1.8	19.6	21.4	14.3	3.6	3.6	3.6	1.8
	50	1.8	1.8	1.8	3.6	8.9	3.6	8.9	5.4	1.8	10.7	21.4	10.7	7.1	5.4	1.8	3.6	1.8
	100	0.0	1.8	5.4	3.6	3.6	0.0	7.1	7.1	7.1	5.4	30.4	19.6	1.8	5.4	0.0	1.8	0.0
	200	0.0	1.8	3.6	1.8	0.0	1.8	1.8	7.1	3.6	3.6	41.1	30.4	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0
	300	0.0	1.8	0.0	0.0	1.8	0.0	3.6	3.6	7.1	5.4	33.9	33.9	1.8	1.8	0.0	0.0	5.4
	500	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	5.4	10.7	23.2	48.2	8.9	0.0	0.0	0.0	1.8
	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	5.4	33.9	30.4	23.2	0.0	1.8	0.0
春季	地上	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8	28.6	17.9	3.6	3.6	17.9	10.7	5.4	1.8	1.8	0.0	3.6
	50	1.8	1.8	7.1	0.0	5.4	12.5	16.1	10.7	3.6	5.4	8.9	8.9	7.1	3.6	5.4	0.0	1.8
	100	3.6	0.0	0.0	5.4	1.8	1.8	30.4	14.3	0.0	7.1	7.1	17.9	0.0	7.1	0.0	1.8	1.8
	200	1.8	0.0	0.0	1.8	1.8	7.1	21.4	23.2	5.4	3.6	12.5	14.3	3.6	1.8	0.0	1.8	0.0
	300	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	16.1	32.1	10.7	5.4	7.1	16.1	5.4	0.0	0.0	1.8	1.8
	500	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	7.1	37.5	16.1	10.7	7.1	10.7	3.6	0.0	0.0	1.8	1.8
	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	5.4	17.9	10.7	17.9	21.4	14.3	7.1	0.0	1.8	0.0	0.0
夏季	地上	0.0	1.8	0.0	1.8	1.8	5.4	19.6	21.4	3.6	7.1	10.7	10.7	0.0	1.8	1.8	0.0	12.5
	50	0.0	3.6	1.8	5.4	7.1	8.9	8.9	12.5	7.1	7.1	12.5	5.4	5.4	5.4	1.8	7.1	0.0
	100	3.6	1.8	3.6	1.8	5.4	10.7	12.5	10.7	10.7	10.7	8.9	8.9	3.6	1.8	3.6	1.8	0.0
	200	0.0	0.0	0.0	1.8	5.4	1.8	16.1	21.4	3.6	8.9	23.2	5.4	0.0	3.6	1.8	7.1	0.0
	300	1.8	0.0	0.0	0.0	3.6	3.6	8.9	26.8	10.7	5.4	21.4	10.7	0.0	1.8	3.6	0.0	1.8
	500	0.0	1.8	0.0	0.0	1.8	0.0	5.4	25.0	10.7	14.3	23.2	16.1	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	5.4	7.1	12.5	28.6	19.6	16.1	3.6	0.0	0.0	0.0
四季	地上	3.1	0.4	0.4	0.9	1.8	3.6	14.3	14.3	3.6	4.5	13.8	14.3	11.2	3.1	2.7	1.8	6.3
	50	2.7	4.0	3.1	3.6	6.3	7.6	9.4	8.0	4.5	5.8	12.9	12.1	5.8	4.5	4.5	4.0	1.3
	100	2.7	1.3	4.9	3.6	4.0	4.5	14.7	8.5	4.9	7.6	13.8	17.0	2.7	4.5	2.2	2.7	0.4
	200	1.3	0.9	1.8	1.8	1.8	3.6	12.5	15.2	5.4	6.3	21.9	16.1	1.8	3.1	2.2	4.0	0.4
	300	1.8	0.4	0.0	0.9	1.3	1.8	8.9	20.1	8.9	6.7	16.5	19.2	3.6	3.6	2.7	1.3	2.2
	500	0.9	0.4	0.0	0.0	0.9	0.4	4.5	19.6	10.3	11.2	17.4	22.3	5.8	2.2	2.2	0.9	0.9
	1,000	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	3.6	8.5	4.5	12.1	18.3	20.5	17.9	10.3	1.3	0.9	0.4

: 最大値

注1) 出現頻度は、四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

注2) 風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏とした。

注3) 地上は、地上 1.5m での調査結果を示す。

注4) 四季は、全調査期間 (四季×7日間) の結果を示す。

② 風速

上層風速の高度別平均風速は表 6.1-25 に示すとおりである。

四季の全日における高度 50m の平均風速は 3.7m/s、高度 100m の平均風速は 4.1m/s、高度 200m の平均風速は 4.5m/s、高度 300m の平均風速は 4.9m/s、高度 500m の平均風速は 5.7m/s、高度 1,000m の平均風速は 8.5m/s であった。

表 6.1-25 高度別平均風速

単位：m/s

高度 (m)	秋季			冬季			春季			夏季			四季		
	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間
地上	1.5	2.1	1.2	1.5	2.3	1.0	2.1	2.4	1.6	1.4	1.7	1.0	1.6	2.1	1.2
50	3.3	3.9	3.0	3.9	4.4	3.6	4.2	4.3	3.9	3.5	3.4	3.7	3.7	4.0	3.6
100	3.4	4.2	3.0	4.4	4.9	4.1	4.8	5.1	4.4	3.9	3.9	3.9	4.1	4.5	3.9
150	3.5	4.2	3.1	4.6	5.1	4.3	5.0	5.2	4.5	4.0	4.1	3.8	4.3	4.7	3.9
200	3.8	4.3	3.5	4.9	5.3	4.7	5.1	5.3	4.7	4.1	4.2	3.8	4.5	4.8	4.2
250	4.1	4.5	3.8	5.2	5.4	5.1	5.1	5.4	4.7	4.3	4.5	3.9	4.7	5.0	4.4
300	4.3	4.8	4.1	5.5	5.5	5.5	5.1	5.4	4.7	4.5	4.7	4.1	4.9	5.1	4.6
350	4.6	5.1	4.4	5.7	5.6	5.8	5.2	5.5	4.7	4.6	4.8	4.2	5.0	5.3	4.8
400	4.9	5.4	4.6	6.0	5.7	6.1	5.3	5.6	4.8	4.7	4.9	4.5	5.2	5.4	5.0
450	5.3	5.8	4.9	6.2	5.9	6.4	5.5	5.8	5.0	4.9	4.9	4.9	5.5	5.6	5.3
500	5.7	6.3	5.3	6.4	6.0	6.7	5.6	6.0	5.1	5.1	5.0	5.1	5.7	5.8	5.6
550	6.1	6.8	5.6	6.6	6.2	6.9	5.8	6.2	5.1	5.2	5.1	5.3	5.9	6.1	5.7
600	6.6	7.4	6.1	6.8	6.4	7.1	6.0	6.4	5.2	5.3	5.2	5.5	6.2	6.4	6.0
650	7.0	7.9	6.5	7.0	6.5	7.2	6.1	6.6	5.3	5.5	5.4	5.7	6.4	6.6	6.2
700	7.4	8.2	6.8	7.2	6.7	7.4	6.3	6.9	5.4	5.8	5.6	6.0	6.7	6.9	6.4
750	7.8	8.7	7.2	7.4	6.9	7.7	6.5	7.1	5.6	6.0	5.7	6.4	6.9	7.1	6.7
800	8.2	9.2	7.6	7.6	7.1	8.0	6.8	7.3	5.9	6.2	5.9	6.7	7.2	7.4	7.1
850	8.6	9.6	8.0	7.9	7.3	8.3	7.1	7.6	6.2	6.5	6.2	6.9	7.5	7.7	7.4
900	9.0	10.0	8.3	8.2	7.5	8.5	7.3	7.8	6.5	6.8	6.5	7.2	7.8	8.0	7.6
950	9.3	10.4	8.7	8.4	7.8	8.8	7.6	8.1	6.9	7.1	6.8	7.6	8.1	8.3	8.0
1,000	9.7	10.8	9.0	8.7	8.1	9.1	8.0	8.4	7.3	7.4	7.1	7.9	8.5	8.6	8.3

注) 昼間：9時～15時、夜間：18時～6時

③ 気温

上層気温の高度別平均気温は表 6.1-26 に示すとおりである。

四季の全日における高度 50m の平均気温は 11.5℃、高度 100m の平均気温は 11.2℃、高度 200m の平均気温は 10.7℃、高度 300m の平均気温は 10.2℃、高度 500m の平均気温は 9.0℃、高度 1,000m の平均気温は 5.7℃であった。

表 6.1-26 高度別平均気温

単位：℃

高度 (m)	秋季			冬季			春季			夏季			四季		
	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間
地上	5.6	7.9	4.3	-1.0	1.1	-2.2	17.6	19.3	14.8	25.8	27.1	23.5	12.0	13.9	10.1
50	5.6	6.7	4.9	-1.5	-0.5	-2.0	16.7	17.8	14.9	25.0	26.0	23.3	11.5	12.5	10.3
100	5.4	6.3	4.8	-1.7	-1.0	-2.2	16.5	17.4	14.9	24.7	25.6	23.4	11.2	12.1	10.2
150	5.2	6.0	4.7	-2.1	-1.4	-2.5	16.2	17.1	14.8	24.6	25.3	23.3	11.0	11.8	10.1
200	5.0	5.6	4.7	-2.5	-1.7	-2.9	16.0	16.8	14.6	24.3	25.0	23.2	10.7	11.4	9.9
250	4.8	5.4	4.5	-2.8	-2.1	-3.2	15.8	16.5	14.5	24.1	24.7	23.1	10.5	11.1	9.7
300	4.6	5.0	4.3	-3.1	-2.5	-3.5	15.6	16.3	14.4	23.8	24.4	22.8	10.2	10.8	9.5
350	4.2	4.6	4.0	-3.5	-2.9	-3.9	15.4	16.1	14.2	23.6	24.1	22.6	9.9	10.5	9.2
400	3.9	4.2	3.8	-3.9	-3.3	-4.3	15.2	15.8	14.0	23.3	23.9	22.4	9.6	10.2	9.0
450	3.6	3.7	3.5	-4.3	-3.8	-4.6	15.0	15.7	13.9	23.1	23.6	22.2	9.4	9.8	8.8
500	3.2	3.3	3.1	-4.7	-4.2	-5.0	14.8	15.4	13.7	22.8	23.3	21.9	9.0	9.5	8.4
550	2.8	3.0	2.7	-5.1	-4.6	-5.3	14.5	15.1	13.6	22.5	23.0	21.7	8.7	9.1	8.2
600	2.5	2.6	2.3	-5.5	-5.0	-5.7	14.3	14.9	13.5	22.2	22.7	21.4	8.4	8.8	7.9
650	2.1	2.3	2.0	-5.9	-5.4	-6.1	14.1	14.6	13.3	21.9	22.3	21.2	8.1	8.5	7.6
700	1.8	1.9	1.7	-6.3	-5.9	-6.5	13.8	14.3	13.1	21.6	21.9	21.0	7.7	8.1	7.3
750	1.4	1.5	1.4	-6.7	-6.3	-6.9	13.5	14.0	12.8	21.3	21.7	20.7	7.4	7.7	7.0
800	1.1	1.1	1.1	-7.1	-6.7	-7.3	13.3	13.7	12.6	21.0	21.3	20.5	7.1	7.4	6.7
850	0.7	0.7	0.7	-7.5	-7.1	-7.7	13.0	13.3	12.4	20.7	20.9	20.3	6.7	7.0	6.4
900	0.4	0.3	0.4	-7.9	-7.5	-8.1	12.7	13.0	12.2	20.4	20.5	20.1	6.4	6.6	6.2
950	0.1	0.0	0.1	-8.3	-7.9	-8.5	12.5	12.7	12.0	20.0	20.2	19.8	6.1	6.3	5.9
1,000	-0.3	-0.4	-0.2	-8.7	-8.3	-8.9	12.2	12.5	11.9	19.7	19.8	19.5	5.7	5.9	5.6

注) 昼間 9 時～15 時、夜間 18 時～6 時

また、高度別平均気温勾配は表 6.1-27 に示すとおりである。

四季の全日における地上～50mの平均気温勾配は-1.2℃/100m、高度 50～100mの平均気温勾配は-0.5℃/100m、高度 100～150mの平均気温勾配は-0.5℃/100m、高度 150～200mの平均気温勾配は-0.5℃/100mであった。

表 6.1-27 高度別平均気温勾配

単位：℃/100m

高度 (m)	秋季			冬季			春季			夏季			四季		
	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間
地上～50	-0.2	-2.5	1.2	-0.9	-3.3	0.5	-1.9	-3.1	0.2	-1.6	-2.2	-0.4	-1.2	-2.8	0.4
50～100	-0.3	-0.7	-0.1	-0.5	-0.9	-0.3	-0.5	-0.7	-0.1	-0.5	-0.8	0.1	-0.5	-0.8	-0.1
100～150	-0.4	-0.7	-0.2	-0.7	-0.8	-0.7	-0.5	-0.6	-0.2	-0.4	-0.6	0.0	-0.5	-0.7	-0.3
150～200	-0.3	-0.7	-0.1	-0.8	-0.7	-0.8	-0.5	-0.6	-0.4	-0.5	-0.6	-0.3	-0.5	-0.7	-0.4
200～250	-0.5	-0.5	-0.4	-0.7	-0.8	-0.6	-0.5	-0.6	-0.3	-0.5	-0.7	-0.2	-0.6	-0.7	-0.4
250～300	-0.5	-0.8	-0.3	-0.6	-0.7	-0.6	-0.3	-0.4	-0.2	-0.6	-0.6	-0.6	-0.5	-0.6	-0.4
300～350	-0.6	-0.8	-0.5	-0.8	-0.8	-0.8	-0.5	-0.6	-0.3	-0.5	-0.5	-0.4	-0.6	-0.7	-0.5
350～400	-0.6	-0.8	-0.5	-0.8	-0.9	-0.8	-0.4	-0.4	-0.3	-0.5	-0.5	-0.4	-0.6	-0.7	-0.5
400～450	-0.8	-0.9	-0.7	-0.8	-0.9	-0.7	-0.3	-0.3	-0.4	-0.5	-0.6	-0.4	-0.6	-0.7	-0.6
450～500	-0.8	-0.9	-0.7	-0.8	-0.8	-0.8	-0.5	-0.6	-0.3	-0.6	-0.6	-0.6	-0.7	-0.7	-0.6
500～550	-0.7	-0.5	-0.8	-0.8	-0.8	-0.7	-0.4	-0.5	-0.3	-0.6	-0.6	-0.5	-0.6	-0.6	-0.6
550～600	-0.7	-0.8	-0.7	-0.8	-0.9	-0.8	-0.4	-0.5	-0.3	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.7	-0.6
600～650	-0.7	-0.7	-0.6	-0.8	-0.9	-0.8	-0.5	-0.6	-0.3	-0.6	-0.8	-0.4	-0.7	-0.8	-0.5
650～700	-0.7	-0.7	-0.7	-0.9	-1.0	-0.8	-0.6	-0.6	-0.5	-0.6	-0.7	-0.4	-0.7	-0.8	-0.6
700～750	-0.7	-0.8	-0.7	-0.8	-0.7	-0.8	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.5	-0.7	-0.7	-0.7
750～800	-0.7	-0.8	-0.6	-0.8	-0.8	-0.8	-0.5	-0.6	-0.3	-0.6	-0.8	-0.4	-0.7	-0.8	-0.5
800～850	-0.7	-0.8	-0.6	-0.8	-0.9	-0.8	-0.6	-0.7	-0.5	-0.6	-0.8	-0.5	-0.7	-0.8	-0.6
850～900	-0.7	-0.7	-0.6	-0.8	-0.9	-0.7	-0.5	-0.6	-0.3	-0.6	-0.7	-0.4	-0.7	-0.7	-0.5
900～950	-0.7	-0.7	-0.7	-0.8	-0.8	-0.8	-0.5	-0.6	-0.3	-0.6	-0.7	-0.5	-0.7	-0.7	-0.6
950～1,000	-0.7	-0.7	-0.7	-0.8	-0.9	-0.8	-0.5	-0.6	-0.3	-0.7	-0.7	-0.6	-0.7	-0.7	-0.6

注) 秋季：昼間 9 時～15 時、夜間 18 時～6 時

④ 逆転層

上層気温観測結果より分類した逆転層の出現頻度は、表 6.1-28 に示すとおりである。

逆転層区分高度は煙突実体高（煙突高さ）を考慮した高度（100m）及び有効煙突高を考慮した高度（350m）を設定した。

四季の逆転層区分毎出現頻度は、区分高度 100m で逆転なしが 73.7%、下層逆転が 4.0%、上層逆転が 13.4%、全層逆転が 5.8%、二段逆転が 3.1%、区分高度 350m で逆転なしが 73.7%、下層逆転が 11.6%、上層逆転が 5.8%、全層逆転が 4.0%、二段逆転が 4.9% であった。

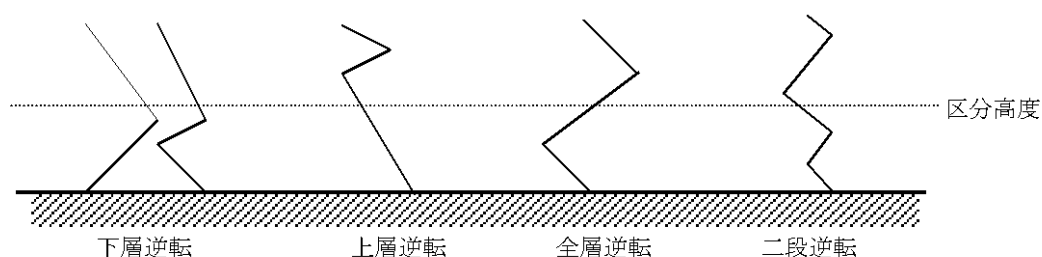
表 6.1-28 逆転層の出現頻度

区分 高度	逆転層 区分	秋季		冬季		春季		夏季		四季	
		回数 (回)	頻度 (%)	回数 (回)	頻度 (%)	回数 (回)	頻度 (%)	回数 (回)	頻度 (%)	回数 (回)	頻度 (%)
100m	逆転なし	42	75.0	48	85.7	34	60.7	41	73.2	165	73.7
	下層逆転	3	5.4	4	7.1	2	3.6	0	0.0	9	4.0
	上層逆転	6	10.7	2	3.6	14	25.0	8	14.3	30	13.4
	全層逆転	4	7.1	1	1.8	4	7.1	4	7.1	13	5.8
	二段逆転	1	1.8	1	1.8	2	3.6	3	5.4	7	3.1
	合 計	56	100.0	56	100.0	56	100.0	56	100.0	224	100.0
350m	逆転なし	42	75.0	48	85.7	34	60.7	41	73.2	165	73.7
	下層逆転	10	17.9	7	12.5	3	5.4	6	10.7	26	11.6
	上層逆転	1	1.8	0	0.0	8	14.3	4	7.1	13	5.8
	全層逆転	2	3.6	0	0.0	5	8.9	2	3.6	9	4.0
	二段逆転	1	1.8	1	1.8	6	10.7	3	5.4	11	4.9
	合 計	56	100.0	56	100.0	56	100.0	56	100.0	224	100.0

注 1) 出現頻度は、四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

注 2) 出現頻度は、観測回数に対する比率(%)を示す。

注 3) 逆転層分類は、区分高度と逆転層の位置関係から、区分高度より下にあるものを下層逆転、区分高度より上にあるものを上層逆転、区分高度にまたがるものを全層逆転、区分高度の上と下にあるものを二段逆転とし、下層、上層、全層、二段逆転の順に集計した。



(5) 運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況

① 運行道路の沿道状況

調査地点における道路横断面構成は、図 6.1-4 に示すとおりである。

工事用車両及び廃棄物運搬車両等が主に走行する一般国道 46 号は、道路幅員が 24.0～27.1 m の 4 車線道路であり、規制速度は 50km/h となっている。

なお、一般国道 46 号沿道には、住居、事業所のほか、商業施設等が立地している。

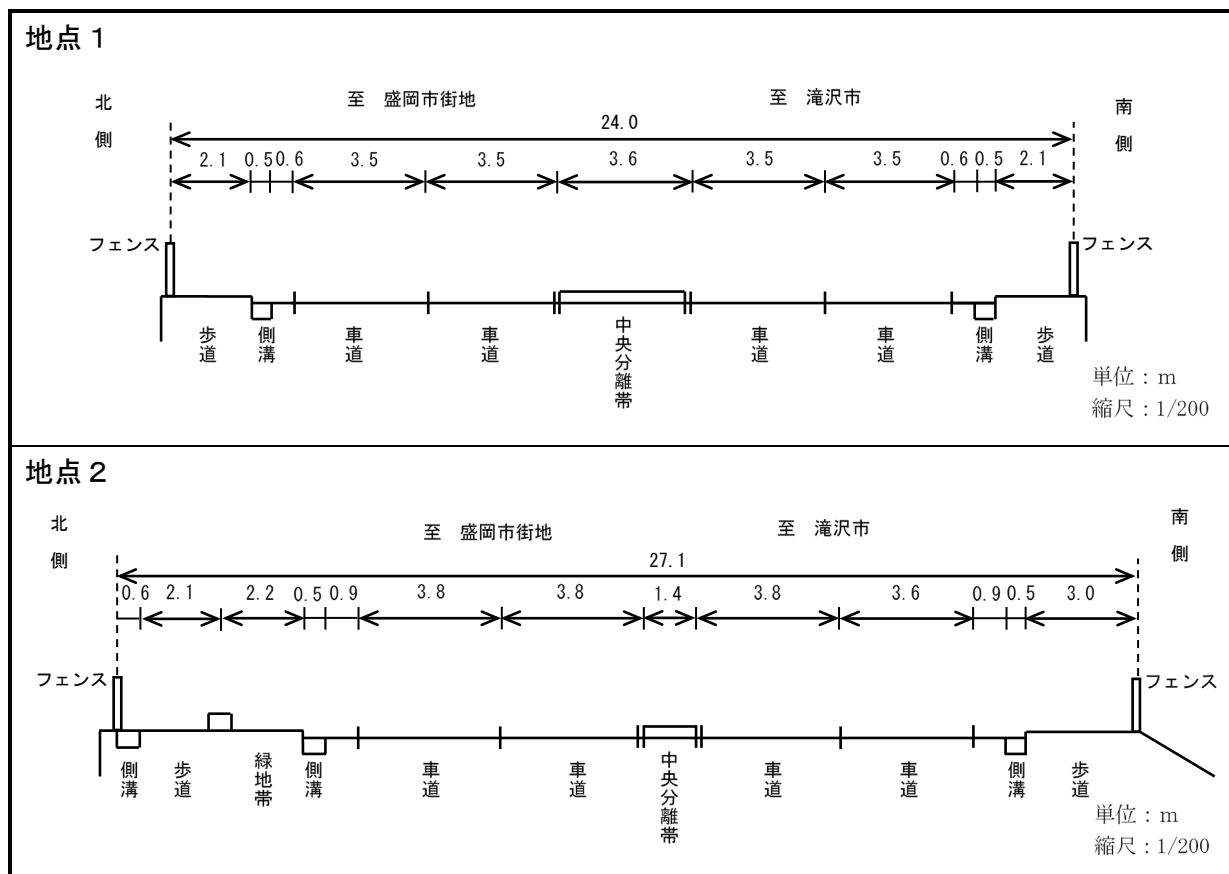


図 6.1-4 調査地点における道路横断面構成

② 自動車交通量

自動車交通量の調査結果は、表 6.1-29(1)、(2)に示すとおりである。

工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号の断面交通量（地点 1 及び地点 2）は、20,447～23,082 台/日となっており、ピーク時間帯交通量は 7 時台に 1,775 台/時、17 時台に 1,936 台/時となっていた。

また、交差点交通量（交差点 A～E）のうち、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号及び県道盛岡横手線の交通量は、18,339～26,501 台/日となっており、ピーク時間帯交通量は 7 時台に 1,540～1,900 台/時、17 時台に 1,622～2,162 台/時となっていた。

表 6.1-29(1) 自動車交通量の調査結果（断面交通量）

調査地点		項目	24 時間交通量：台/日					ピーク時間帯交通量	
			小型車	大型車	合計	大型車混入率 (%)	二輪車	時間帯 (時)	交通量 (台/時)
地点 1 (一般国道 46 号)	東行き (至 盛岡市街地)		9,409	793	10,202	7.8	47	17～18	925
	西行き (至 滝沢市)		9,427	818	10,245	8.0	27	7～8	1,044
	合 計		18,836	1,611	20,447	7.9	74	7～8	1,775
地点 2 (一般国道 46 号)	東行き (至 盛岡市街地)		10,925	628	11,553	5.4	46	17～18	1,114
	西行き (至 滝沢市)		10,858	671	11,529	5.8	31	7～8	1,128
	合 計		21,783	1,299	23,082	5.6	77	17～18	1,936

表 6.1-29(2) 自動車交通量の調査結果（交差点交通量）

調査地点		項目	24 時間交通量：台/日					ピーク時間帯交通量		対象道路
			小型車	大型車	合計	大型車混入率 (%)	二輪車	時間帯 (時)	交通量 (台/時)	
交差点 A 盛岡環状線口 交差点	断面①		6,369	1,269	7,638	16.6	12	7～8	686	県道盛岡環状線
	断面②		18,813	2,326	21,139	11.0	58	17～18	1,771	一般国道 46 号
	断面③		18,140	1,765	19,905	8.9	60	17～18	1,717	一般国道 46 号
交差点 B 舟場橋北交差点	断面①		9,244	1,229	10,473	11.7	25	17～18	999	市道上厨川線
	断面②		19,039	1,641	20,680	7.9	78	7～8	1,777	一般国道 46 号
	断面③		10,425	2,135	12,560	17.0	50	7～8	1,251	市道舟場橋 1 号線
	断面④		19,761	2,340	22,101	10.6	70	7～8	1,825	一般国道 46 号
	断面⑤		289	24	313	7.7	2	17～18	35	市道上厨川 43 号線
	断面⑥		24	1	25	4.0	1	17～18	4	市道上厨川 43 号線
交差点 C 盛岡インター西 交差点	断面①		1,783	64	1,847	3.5	15	17～18	159	市道上厨川 8 号線
	断面②		475	12	487	2.5	3	7～8	118	市道上厨川 15 号線
	断面③		18,019	1,484	19,503	7.6	69	17～18	1,622	一般国道 46 号
	断面④		780	261	1,041	25.1	7	7～8	97	市道上厨川 8 号線
	断面⑤		18,239	1,613	19,852	8.1	72	7～8	1,759	一般国道 46 号
交差点 D (仮称)旧国道 T 字路 交差点	断面①		669	248	917	27.0	9	8～9	87	市道上厨川 8 号線
	断面②		673	200	873	22.9	10	7～8	91	市道諸葛橋上厨川線
	断面③		60	22	82	26.8	3	10～11	12	盛岡アスコン
	断面④		310	110	420	26.2	12	16～17	42	市道諸葛橋上厨川線
交差点 E 西バイパス北口 交差点	断面①		9,873	196	10,069	1.9	43	17～18	877	市道上厨川 66 号線
	断面②		25,330	1,171	26,501	4.4	83	17～18	2,162	県道盛岡横手線
	断面③		17,326	1,013	18,339	5.5	45	7～8	1,540	一般国道 46 号
	断面④		21,037	1,342	22,379	6.0	67	7～8	1,900	一般国道 46 号

③ 走行速度

走行速度の調査結果は、表 6.1-30 に示すとおりである。

各地点の走行速度は、47.1～52.1km/h となっており、地点 1 の西行きを除き、いずれも規制速度を超過している状況となっていた。

表 6.1-30 走行速度の調査結果

調査地点 \ 項目		走行速度 (km/h) [24 時間平均]	規制速度 (km/h)
地点 1 (一般国道 46 号)	東行き (至 盛岡市街地)	50.6	50
	西行き (至 滝沢市)	47.1	
地点 2 (一般国道 46 号)	東行き (至 盛岡市街地)	51.8	50
	西行き (至 滝沢市)	52.1	

6.1.2 予測及び評価

1. 建設機械の稼働に係る粉じん等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に係る降下ばいじん量とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界付近とし、図 6.1-5 に示すとおり、対象事業実施区域の敷地境界の4地点とした。

予測高さは、地上 1.5mとした。

⑤ 予測結果

建設機械の稼働に係る粉じん等の予測結果は、表 6.1-31 に示すとおりである。

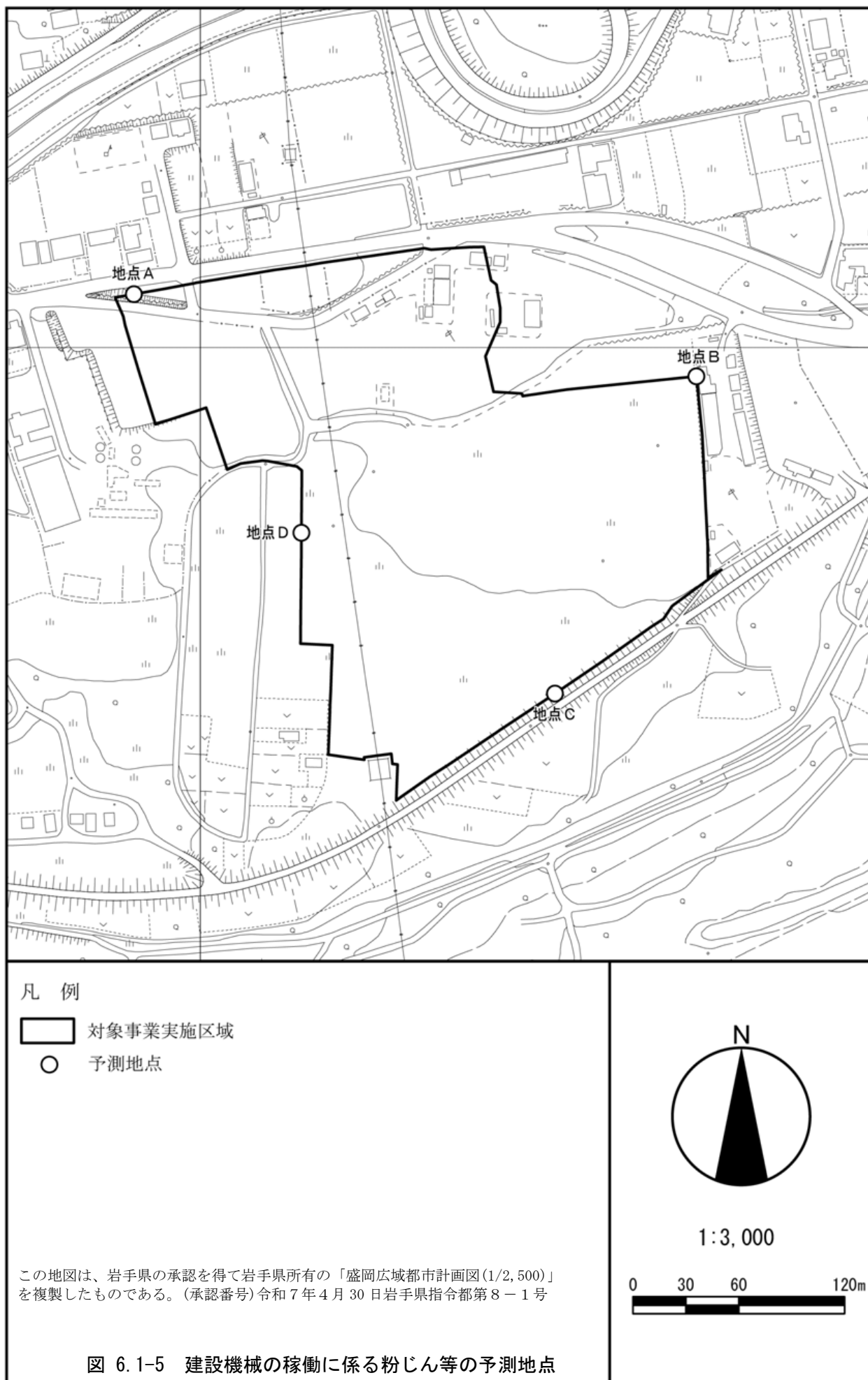
建設機械の稼働に係る季節別降下ばいじん量は、最大で 3.4～6.2 t /km²/月となり、参考値を下回るものと予測する。

表 6.1-31 建設機械の稼働に係る粉じん等の予測結果

単位：t /km²/月

予測地点		予測結果					参考値
		春季	夏季	秋季	冬季	最大	
地点A	敷地境界 北西側	3.5	6.2	4.8	3.6	6.2	10
地点B	敷地境界 東側	2.3	4.0	3.4	2.4	4.0	10
地点C	敷地境界 南側	3.4	2.9	5.4	4.8	5.4	10
地点D	敷地境界 西側	2.2	2.8	3.4	1.8	3.4	10

注) 参考値は、「道路環境影響評価の技術手法」に示される値である。



(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、建設機械の稼働に係る粉じん等の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・工事現場内では、必要に応じて粉じん等防止用のシートを使用するなど、粉じん等の発生防止に努める。
- ・工事現場内では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

建設機械の稼働に係る粉じん等の評価については、表 6.1-32 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

建設機械の稼働に係る粉じん等の評価結果は、表 6.1-33 に示すとおりである。

建設機械の稼働に係る季節別降下ばいじん量は、最大で 3.4～6.2 t /km²/月となり、参考値を下回ることから、目標との整合は図られるものと評価する。

表 6.1-32 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
粉じん等 (降下ばいじん量)	「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 土木研究所資料第 4254 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示される参考値	10 t /km ² /月 以下

表 6.1-33 建設機械の稼働に係る粉じん等の評価結果

予測地点		予測結果	整合を図る 基準又は目標
		最大	
地点 A	敷地境界北西側	6.2	10
地点 B	敷地境界東側	4.0	
地点 C	敷地境界南側	5.4	
地点 D	敷地境界西側	3.4	

単位： t /km²/月

2. 資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の運行に係る降下ばいじん量とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、主要な工事用車両の運行経路における道路沿道とした。

④ 予測地点

予測地点は、工事用車両の主要な走行ルート上において住宅等が存在している地点とし、図 6.1-6 に示す運行道路の沿道等の状況に係る現地調査地点と同様の 2 地点とした。

予測高さは、道路敷地境界付近の地上 1.5m とした。

⑤ 予測結果

工事用車両の運行に係る粉じん等の予測結果は、表 6.1-34 に示すとおりである。

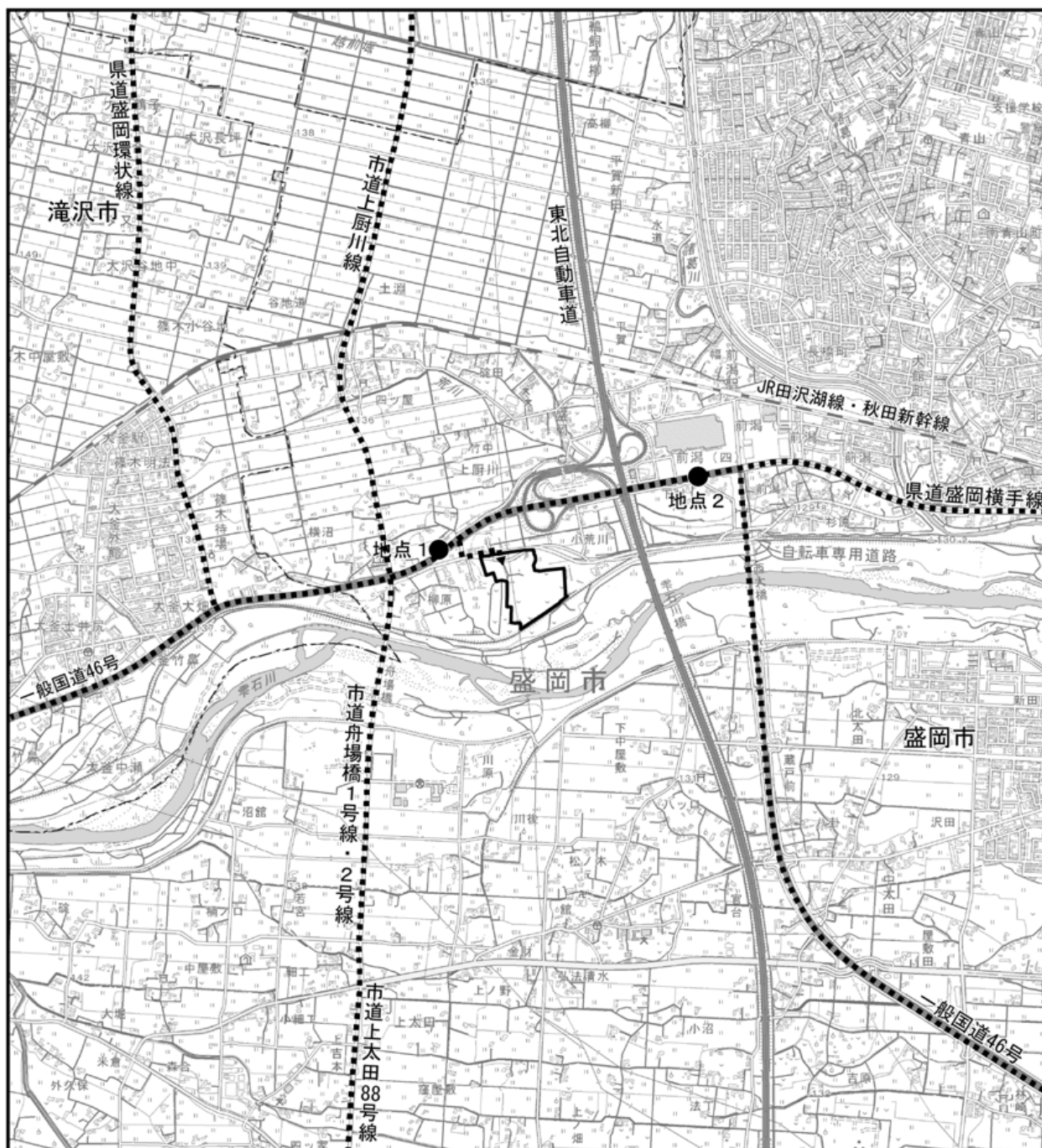
工事用車両の運行に係る季節別降下ばいじん量は、最大で 0.8～1.9 t/km²/月となり、参考値を下回るものと予測する。

表 6.1-34 工事用車両の運行に係る粉じん等の予測結果

単位：t/km²/月

予測地点		予測結果					参考値
		春季	夏季	秋季	冬季	最大	
地点 1 (一般国道46号)	北側	1.0	1.9	1.3	0.9	1.9	10
	南側	0.7	0.6	1.3	1.2	1.3	
地点 2 (一般国道46号)	北側	0.4	0.8	0.6	0.4	0.8	
	南側	0.4	0.3	0.8	0.6	0.8	

注) 参考値は、「道路環境影響評価の技術手法」に示される値である。

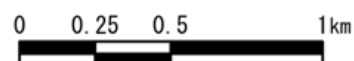


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 工事用車両の主要な走行ルート(想定)
- 予測地点



1:25,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.1-6 工事用車両の運行に係る粉じん等の予測地点

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、工事用車両の運行に係る粉じん等の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・工事現場出入口付近では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
- ・工事用車両の出入口付近の清掃に努めるほか、必要に応じてタイヤ洗浄を実施する。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

工事用車両の運行に係る粉じん等の評価については、表 6.1-35 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

工事用車両の運行に係る粉じん等の評価結果は、表 6.1-36 に示すとおりである。

工事用車両の運行に係る季節別降下ばいじん量は、最大で 0.8～1.9 t /km²/月となり、参考値を下回ることから、目標との整合は図られるものと評価する。

表 6.1-35 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
粉じん等 (降下ばいじん量)	「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 土木研究所資料第 4254 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示される参考値	10 t /km ² /月 以下

表 6.1-36 工事用車両の運行に係る粉じん等の評価結果

単位：t /km²/月

予測地点		予測結果	整合を図る 基準又は目標
		最大	
地点 1 (一般国道46号)	北側	1.9	10
	南側	1.3	
地点 2 (一般国道46号)	北側	0.8	
	南側	0.8	

3. 施設の稼働に係る二酸化窒素等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る二酸化窒素等とし、表 6.1-37 に示すとおり、長期平均濃度（年平均値）と短期高濃度（高濃度出現条件下における 1 時間値）の予測を行った。

なお、水銀及びダイオキシン類については、評価の基準となる環境基準等が年平均値で定められているため、長期平均濃度予測を行った。塩化水素については、評価基準が 1 時間値であるため短期高濃度予測を行った。

表 6.1-37 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測項目

項目 区分	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子 状物質	塩化水素	水 銀	ダイオキ シン類
長期平均 濃度予測	○	○	○	—	○	○
短期 高濃度予測	○	○	○	○	—	—

② 予測対象とした処理方式

本予測では、メーカーヒアリング結果をもとに大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質の排出量が最大となる諸元を用いて予測を行うこととした。

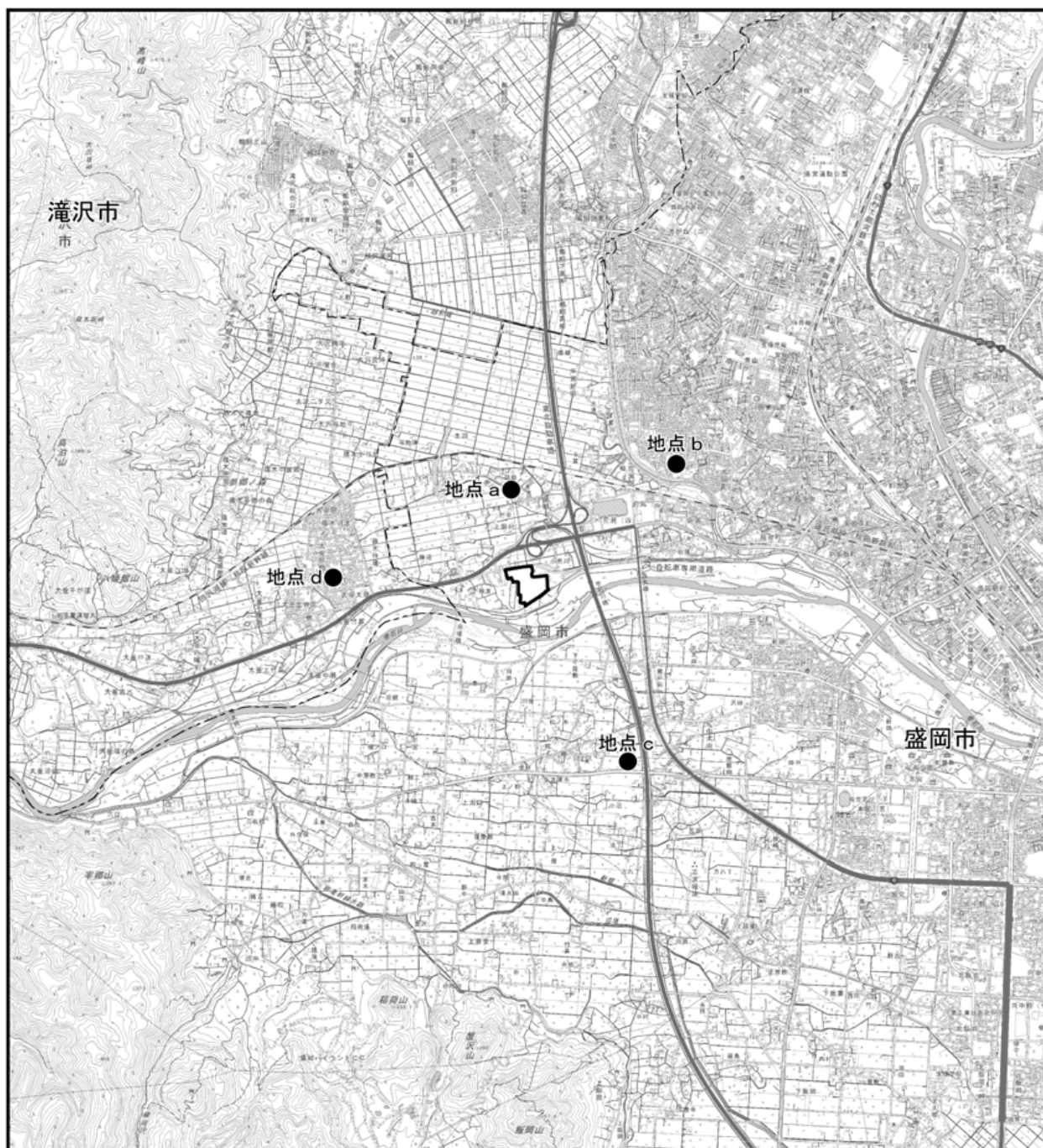
③ 予測地域

予測地域は、図 6.1-7 に示すとおり、対象事業実施区域を中心とした半径約 4 km の範囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、図 6.1-7 に示すとおり、最大着地濃度地点及び現地調査を行った周辺 4 地点を合わせた計 5 地点とした。

予測高さは、地上 1.5m とした。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 予測地点

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1 : 50,000

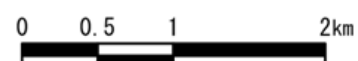


図 6.1-7 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測地域及び予測地点

⑤ 予測結果

a. 長期平均濃度予測

ア. 年平均値

施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果は、表 6.1-38(1)、(2)及び図 6.1-8(1)～(5)に示すとおりである。

煙突排出ガスの最大着地濃度（年平均値）は、二酸化硫黄が 0.000089ppm（付加率 8.2%）、二酸化窒素が 0.000116ppm（付加率 2.8%）、浮遊粒子状物質が 0.000089mg/m³（付加率 0.8%）、水銀が 0.000268 μ g-Hg/m³（付加率 14.3%）、ダイオキシン類が 0.000447pg-TEQ/m³（付加率 2.6%）になるものと予測する。

現地調査地点における煙突排出ガスの着地濃度（年平均値）は、二酸化硫黄が 0.000015～0.000088ppm（付加率 2.1～100.0%）、二酸化窒素が 0.000023～0.000116ppm（付加率 0.6～5.5%）、浮遊粒子状物質が 0.000015～0.000088mg/m³（付加率 0.1～0.9%）、水銀が 0.000045～0.000264 μ g/m³（付加率 2.9～15.0%）、ダイオキシン類が 0.000076～0.000441pg-TEQ/m³（付加率 1.7～7.4%）になるものと予測する。

また、水銀の将来濃度（年平均値）が 0.001545～0.001868 μ g-Hg/m³ となり、指針値（0.04 μ g-Hg/m³ 以下）を満足するものと予測するほか、ダイオキシン類の将来濃度（年平均値）が 0.004476～0.017447pg-TEQ/m³ となり、環境基準（0.6pg-TEQ/m³ 以下）を満足するものと予測する。

表 6.1-38(1) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果

(長期平均濃度 (年平均値) : 最大着地濃度地点)

項 目	最大着地濃度 (A)			バックグラウンド濃度 (B)	将来濃度 (年平均値) (A+B)	付加率 (A/(A+B) × 100)
		出現距離	出現方向			
二酸化硫黄 (ppm)	0.000089	710m	北側	0.001	0.001089	8.2%
二酸化窒素 (ppm)	0.000116	800m	北側	0.004	0.004116	2.8%
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.000089	710m	北側	0.011	0.011089	0.8%
水銀 (μg-Hg/m ³)	0.000268	710m	北側	0.0016	0.001868	14.3%
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.000447	710m	北側	0.017	0.017447	2.6%

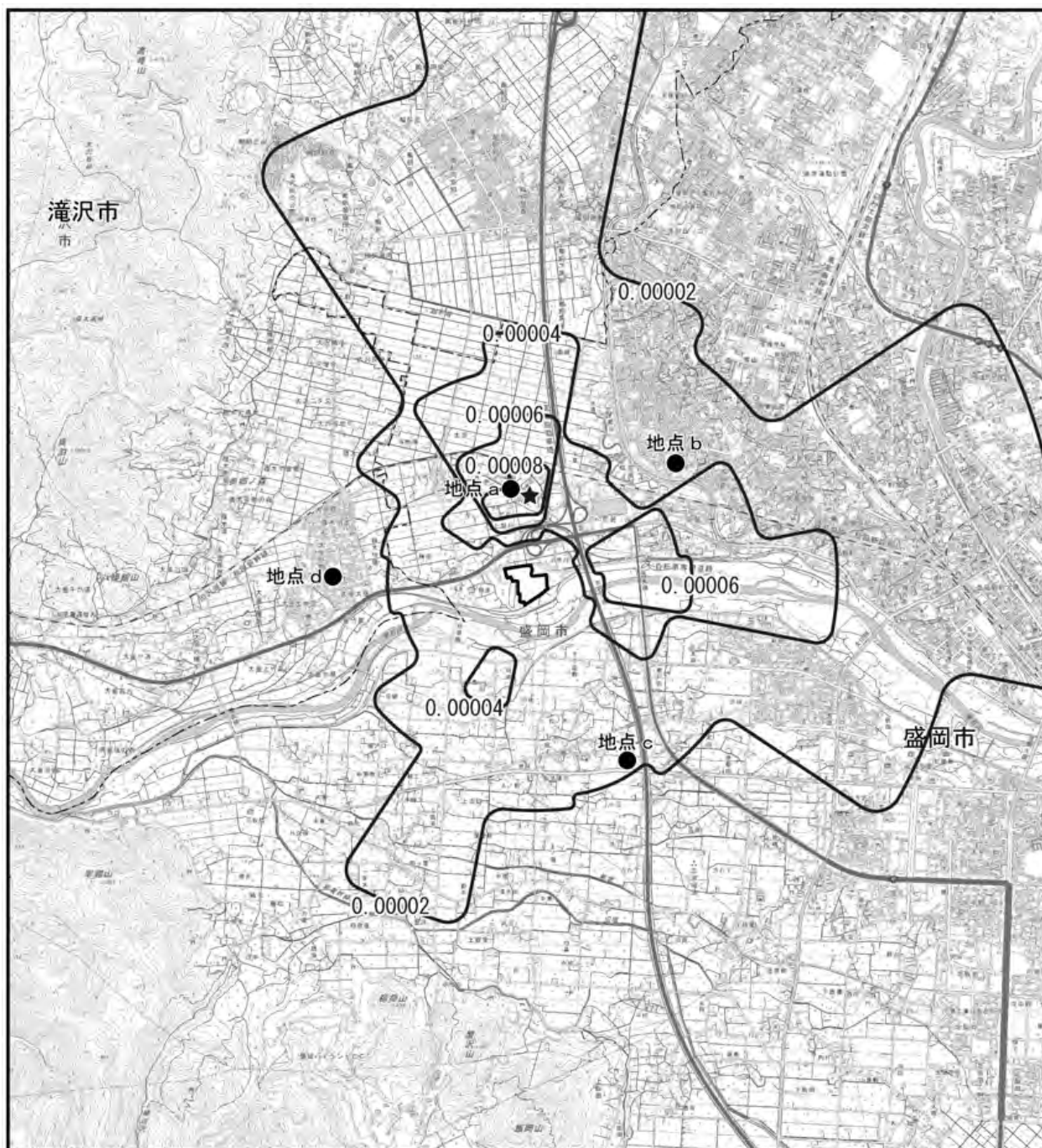
注) バックグラウンド濃度は、現地調査結果 (5 地点) における四季平均値の最大値を用いた。

表 6.1-38(2) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果

(長期平均濃度 (年平均値) : 現地調査地点)

項目	調査地点		着地濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	将来濃度 (年平均値) (A+B)	付加率 (A/(A+B) × 100)
二酸化硫黄 (ppm)	a	盛岡市土淵小中学校	0.000088	0.000	0.000088	100.0%
	b	盛岡市ヴァンペール南公園	0.000029	0.000	0.000029	100.0%
	c	盛岡市太田地区活動センター	0.000021	0.001	0.001021	2.1%
	d	滝沢市大釜中央公園	0.000015	0.000	0.000015	100.0%
二酸化窒素 (ppm)	a	盛岡市土淵小中学校	0.000116	0.002	0.002116	5.5%
	b	盛岡市ヴァンペール南公園	0.000047	0.004	0.004047	1.2%
	c	盛岡市太田地区活動センター	0.000033	0.003	0.003033	1.1%
	d	滝沢市大釜中央公園	0.000023	0.004	0.004023	0.6%
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	a	盛岡市土淵小中学校	0.000088	0.010	0.010088	0.9%
	b	盛岡市ヴァンペール南公園	0.000029	0.011	0.011029	0.3%
	c	盛岡市太田地区活動センター	0.000021	0.010	0.010021	0.2%
	d	滝沢市大釜中央公園	0.000015	0.011	0.011015	0.1%
水銀 (μg-Hg/m ³)	a	盛岡市土淵小中学校	0.000264	0.0015	0.001764	15.0%
	b	盛岡市ヴァンペール南公園	0.000087	0.0016	0.001687	5.2%
	c	盛岡市太田地区活動センター	0.000064	0.0015	0.001564	4.1%
	d	滝沢市大釜中央公園	0.000045	0.0015	0.001545	2.9%
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	a	盛岡市土淵小中学校	0.000441	0.0055	0.005941	7.4%
	b	盛岡市ヴァンペール南公園	0.000146	0.0060	0.006146	2.4%
	c	盛岡市太田地区活動センター	0.000106	0.0051	0.005206	2.0%
	d	滝沢市大釜中央公園	0.000076	0.0044	0.004476	1.7%

注) バックグラウンド濃度は、各調査地点の四季平均値とした。

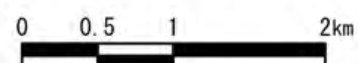


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ★ 最大付加濃度出現地点 (0.000089ppm)
- 〰 等濃度線 (ppm)
- 予測地点

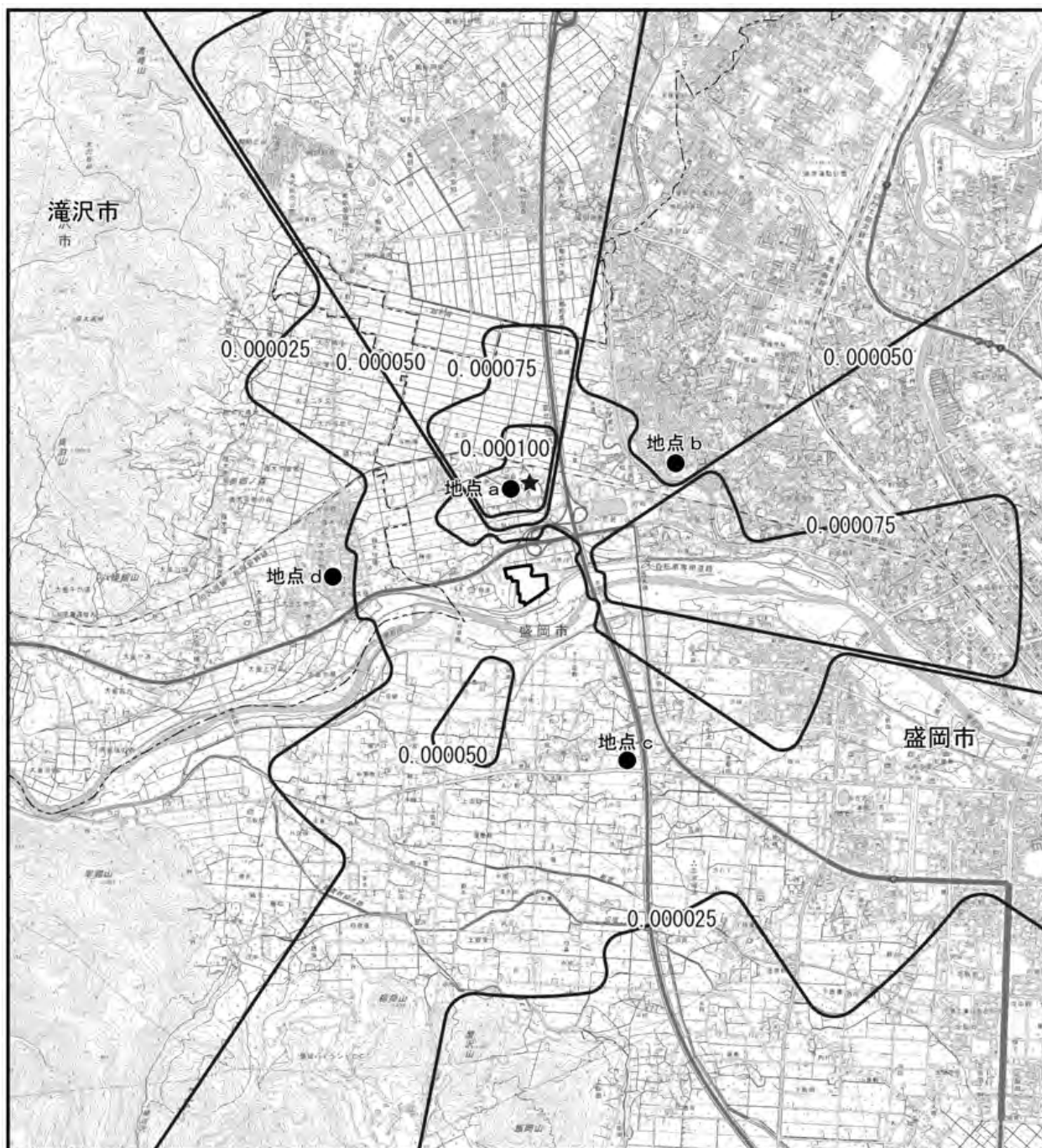


1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.1-8(1) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果
(長期平均濃度：二酸化硫黄)

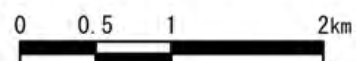


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ★ 最大付加濃度出現地点 (0.000116ppm)
- ~ 等濃度線 (ppm)
- 予測地点

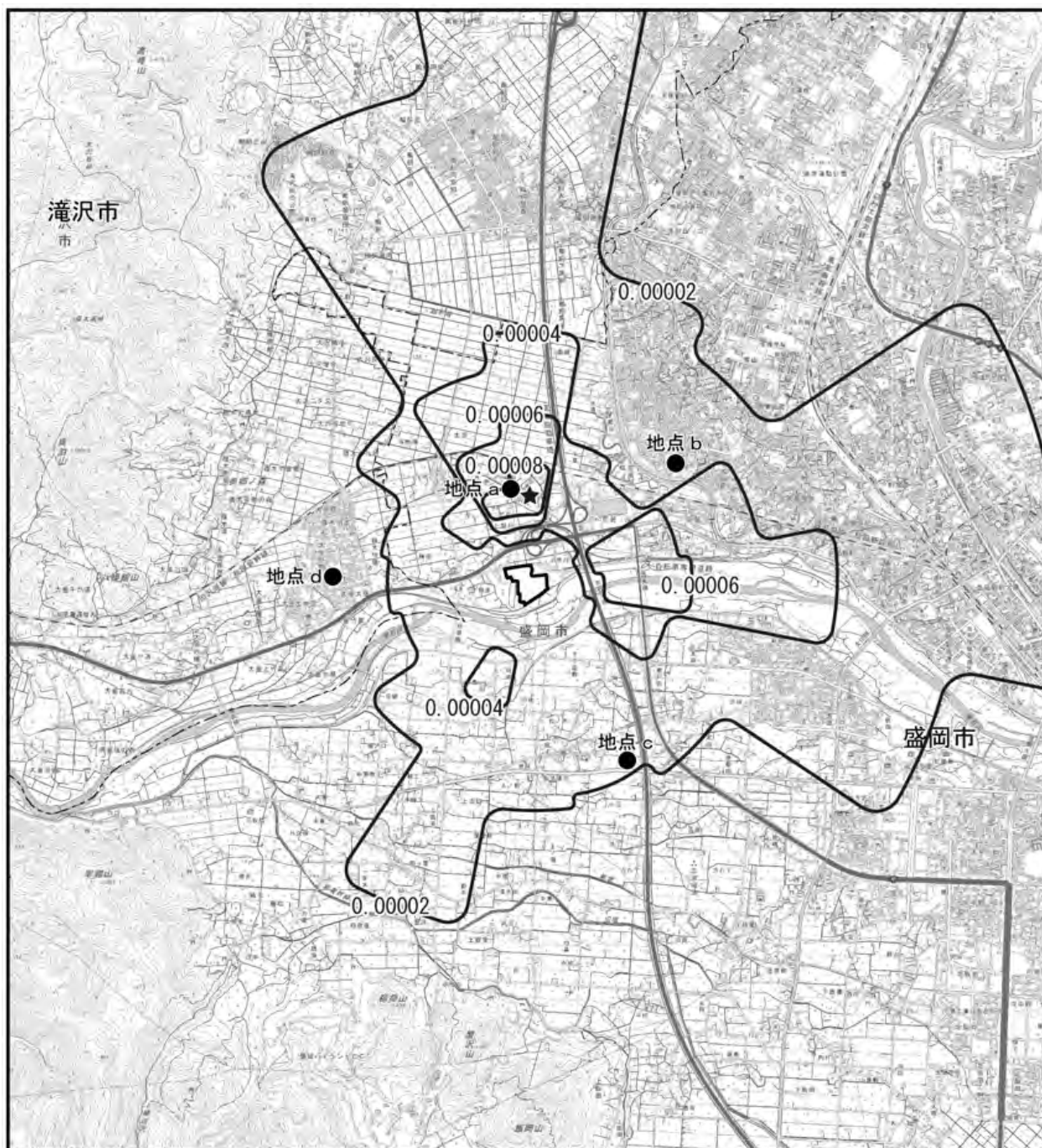


1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.1-8(2) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果
(長期平均濃度：二酸化窒素)

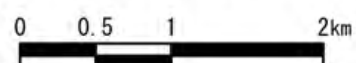


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ★ 最大付加濃度出現地点 (0.000089mg/m³)
- ～ 等濃度線 (mg/m³)
- 予測地点

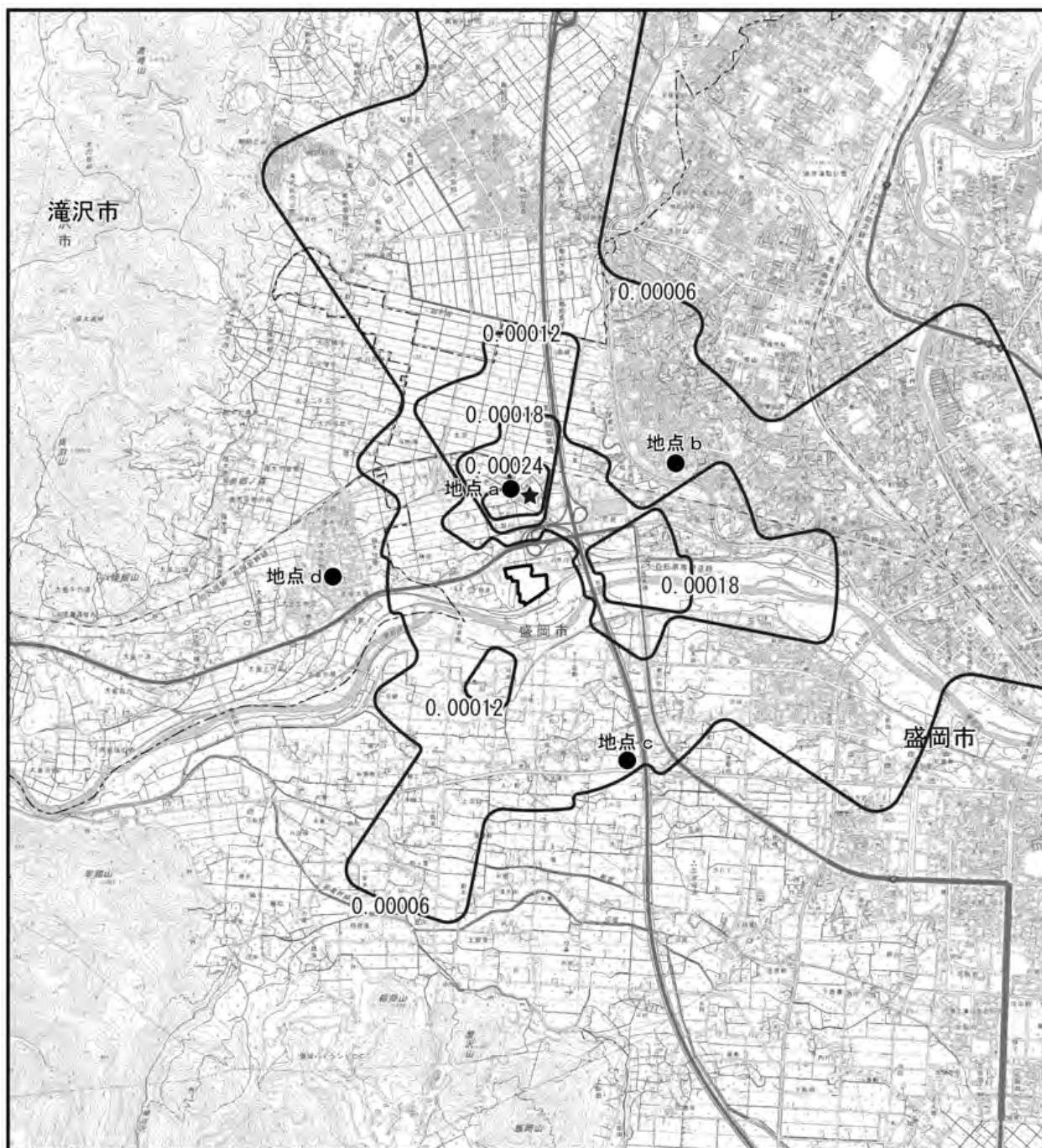


1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.1-8(3) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果
(長期平均濃度：浮遊粒子状物質)

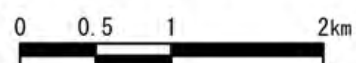


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ★ 最大付加濃度出現地点 (0.000268 $\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$)
- 〰 等濃度線 ($\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$)
- 予測地点

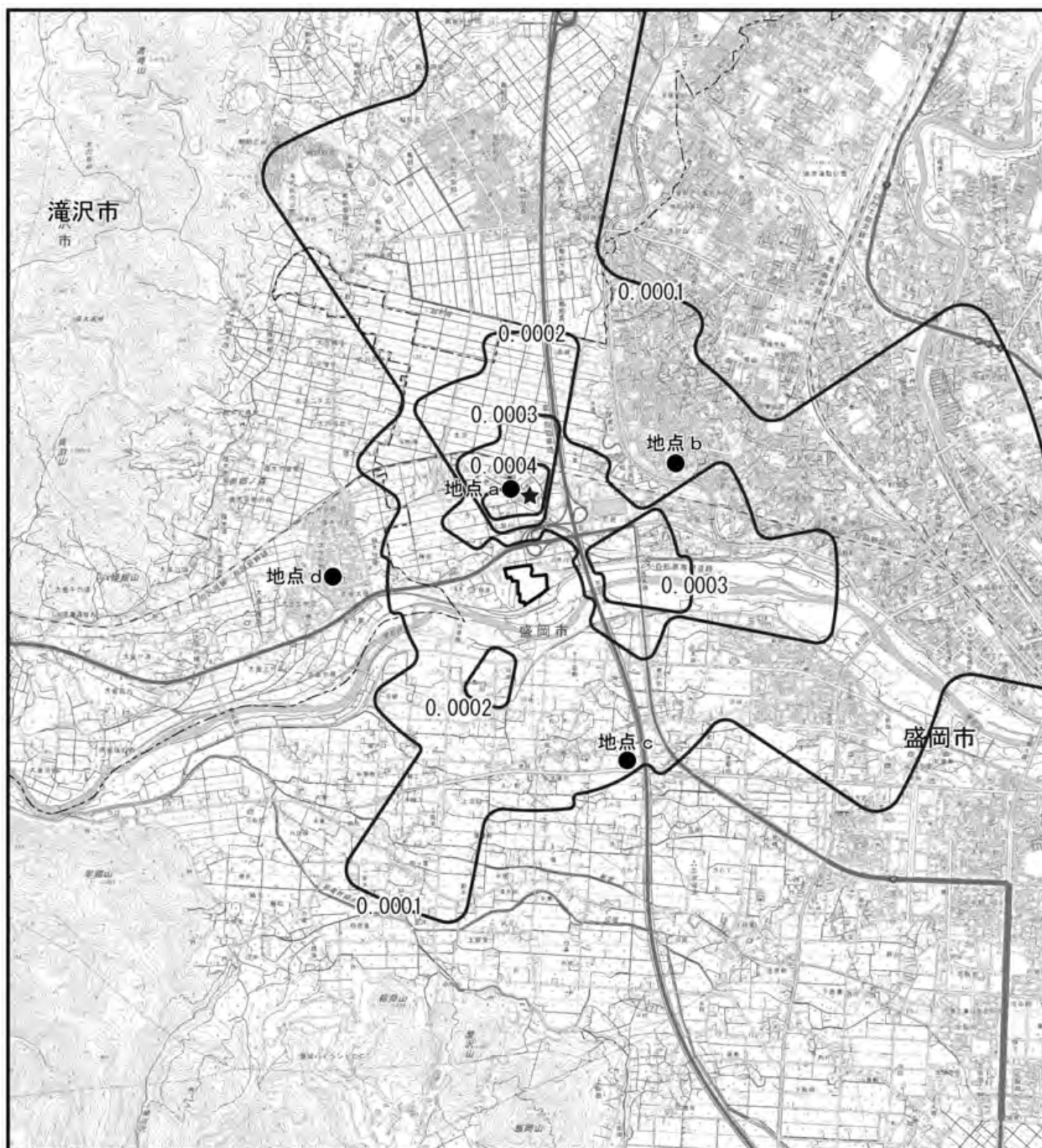


1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.1-8(4) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果
(長期平均濃度：水銀)

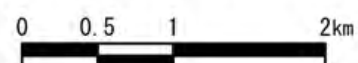


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ★ 最大付加濃度出現地点 (0.000447pg-TEQ/m³)
- 〰 等濃度線 (pg-TEQ/m³)
- 予測地点



1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.1-8(5) 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果
(長期平均濃度：ダイオキシン類)

イ．日平均値の年間 98％値又は年間 2％除外値

施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間 98％値又は年間 2％除外値は、表 6.1-39 に示すとおりである。

二酸化硫黄の日平均値の年間 2％除外値は 0.001～0.002ppm、二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は 0.007～0.013ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2％除外値は 0.024～0.027mg/m³ となり、いずれの項目も環境基準を満足するものと予測する。

表 6.1-39 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果
(長期平均濃度：日平均値の年間 98％値又は年間 2％除外値)

項目	調査地点	年平均値	日平均値の 年間 98％値 又は 年間 2％除外値	環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	ー 最大着地濃度地点	0.001089	0.002	日平均値が 0.04 以下
	a 盛岡市土淵小中学校	0.000088	0.001	
	b 盛岡市ヴァンペール南公園	0.000029	0.001	
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.001021	0.002	
	d 滝沢市大釜中央公園	0.000015	0.001	
二酸化窒素 (ppm)	ー 最大着地濃度地点	0.004116	0.013	日平均値が 0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下
	a 盛岡市土淵小中学校	0.002116	0.007	
	b 盛岡市ヴァンペール南公園	0.004047	0.013	
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.003033	0.010	
	d 滝沢市大釜中央公園	0.004023	0.013	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	ー 最大着地濃度地点	0.011089	0.027	日平均値が 0.10 以下
	a 盛岡市土淵小中学校	0.010088	0.025	
	b 盛岡市ヴァンペール南公園	0.011029	0.027	
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.010021	0.024	
	d 滝沢市大釜中央公園	0.011015	0.027	

b. 短期高濃度予測

施設の稼働に係る二酸化窒素等の短期高濃度予測結果（最大付加濃度）にバックグラウンド濃度を加えた環境濃度及び環境基準等は、表 6.1-40 に示すとおりである。

施設の稼働に係る二酸化窒素等（短期高濃度）の予測結果は、煙突排出ガスに係る周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、接地逆転層崩壊時の予測結果が最大となり、二酸化硫黄が 0.0180ppm、二酸化窒素が 0.0720ppm、浮遊粒子状物質が 0.1120mg/m³、塩化水素が 0.00718ppm となり、いずれの項目も環境基準等を満足するものと予測する。

表 6.1-40 施設の稼働に係る二酸化窒素等の予測結果（短期高濃度：1 時間値）

項目			大気安定度 不安定時	上層気温 逆転時	接地逆転層 崩壊時	ダウン ウォッシュ時	ダウン ドラフト時	環境基準等
区分	物 質	単位						
最大将来濃度	二酸化硫黄	ppm	0.0126 (0.0016)	0.0143 (0.0033)	0.0180 (0.0070)	0.0118 (0.0008)	0.0134 (0.0024)	0.1以下 ^{注3)}
	二酸化窒素	ppm	0.0452 (0.0082)	0.0535 (0.0165)	0.0720 (0.0350)	0.0408 (0.0038)	0.0488 (0.00118)	0.1～0.2以下 ^{注4)}
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.1066 (0.0016)	0.1083 (0.0033)	0.1120 (0.0070)	0.1058 (0.0008)	0.1074 (0.0024)	0.20以下 ^{注3)}
	塩化水素	ppm	0.00182 (0.00165)	0.00348 (0.00331)	0.00718 (0.00701)	0.00094 (0.00077)	0.00252 (0.00235)	0.02以下 ^{注5)}
出現条件	大気安定度	—	A	A	strong Inversion	C	A	—
	風 速	m/s	1.0	1.0	1.0	13.9	1.0	

注1) 接地逆転層崩壊時の予測結果が全ての予測値の中の最大となった。

注2) () 内は最大付加濃度を示す。

注3) 環境基準

注4) 短期暴露指針値（「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」（昭和53年3月22日答申 中央環境審議会））

注5) 目標環境濃度（環境庁大気保全局長通知（昭和52年6月16日 環大規第136号））

注6) 上記の1時間値に関する気象条件の出現頻度等は以下のとおりである。

- ・大気安定度不安定時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がA、風速が1～2m/sの年間の出現時間は150時間（1.7%）である。
- ・上層気温逆転時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がA、風速が1～2m/sの年間の出現時間は150時間（1.7%）である。
- ・接地逆転層崩壊時：接地逆転層は、特に冬季の晴天で風の弱い時に地面からの放射冷却によって深夜から早朝にかけて生じる現象であり、日の出からの時間経過とともに崩壊する。接地逆転層の崩壊現象は、通常1時間以内の短時間での現象である。
- ・ダウンウォッシュ時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がC、風速が13.9m/s以上の年間の出現時間は0時間（0.0%）である。
- ・ダウンドラフト時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がA、風速が1～2m/sの年間の出現時間は150時間（1.7%）である。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働に係る二酸化窒素等の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
- ・ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷により安定した処理を維持することで、煙突からの排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。
- ・ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
- ・塩化水素及び硫黄酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。
- ・窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、脱硝装置により除去する。
- ・ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

ア. 長期平均濃度予測

施設の稼働に係る二酸化窒素等の長期平均濃度の評価については、表 6.1-41 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

施設の稼働に係る二酸化窒素等（長期平均濃度）の評価結果は、表 6.1-42 に示すとおりである。

施設の稼働に係る二酸化窒素等（長期平均濃度）の最大着地濃度地点における日平均値の年間 98%値又は年間 2%除外値は、二酸化硫黄が 0.002ppm、二酸化窒素が 0.013ppm、浮遊粒子状物質が 0.027mg/m³となるほか、水銀の年平均値が 0.001868 μg/m³、ダイオキシン類の年平均値が 0.017447pg-TEQ/m³ となり、いずれの項目も環境基準等を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.1-41 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)	日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)	日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下
水銀	「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」について」（平成 15 年 9 月 30 日 環境省通知 環管総発 030930004 号）に示される指針値	年平均値が 0.04 μg-Hg/m ³ 以下
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

表 6.1-42 施設の稼働に係る二酸化窒素等の評価結果（長期平均濃度）

項目	調査地点	年平均値	日平均値の 年間 98% 値 又は 年間 2 % 除外値	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	ー 最大着地濃度地点	0.001089	0.002	日平均値が 0.04 以下 ^{注1)}
	a 盛岡市土淵小中学校	0.000088	0.001	
	b 盛岡市ヴァンベール南公園	0.000029	0.001	
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.001021	0.002	
	d 滝沢市大釜中央公園	0.000015	0.001	
二酸化窒素 (ppm)	ー 最大着地濃度地点	0.004116	0.013	日平均値が 0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下 ^{注1)}
	a 盛岡市土淵小中学校	0.002116	0.007	
	b 盛岡市ヴァンベール南公園	0.004047	0.013	
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.003033	0.010	
	d 滝沢市大釜中央公園	0.004023	0.013	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	ー 最大着地濃度地点	0.011089	0.027	日平均値が 0.10 以下 ^{注1)}
	a 盛岡市土淵小中学校	0.010088	0.025	
	b 盛岡市ヴァンベール南公園	0.011029	0.027	
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.010021	0.024	
	d 滝沢市大釜中央公園	0.011015	0.027	
水銀 (μ g-Hg/m ³)	ー 最大着地濃度地点	0.001868		年平均値が 0.04 以下 ^{注2)}
	a 盛岡市土淵小中学校	0.001764		
	b 盛岡市ヴァンベール南公園	0.001687		
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.001564		
	d 滝沢市大釜中央公園	0.001545		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ー 最大着地濃度地点	0.017447		年平均値が 0.6 以下 ^{注1)}
	a 盛岡市土淵小中学校	0.005941		
	b 盛岡市ヴァンベール南公園	0.006146		
	c 盛岡市太田地区活動センター	0.005206		
	d 滝沢市大釜中央公園	0.004476		

注 1) 環境基準

注 2) 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」について」（平成15年 9 月 30 日環境省通知 環管総発030930004号）
に示される指針値

イ．短期高濃度予測

施設の稼働に係る二酸化窒素等の短期高濃度の評価については、表 6.1-43 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

施設の稼働に係る二酸化窒素等（短期高濃度）の評価結果は、表 6.1-44 に示すとおりである。

施設の稼働に係る二酸化窒素等（短期高濃度）の予測結果は、煙突排出ガスに係る周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、接地逆転層崩壊時の予測結果が最大となり、二酸化硫黄が 0.0180ppm、二酸化窒素が 0.0720ppm、浮遊粒子状物質が 0.1120mg/m³、塩化水素が 0.00718ppm となり、いずれの項目も環境基準等を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.1-43 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)	1 時間値が 0.1ppm 以下
二酸化窒素	「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」(昭和 53 年 3 月 中央公害対策審議会答申) に示される短期暴露指針値	1 時間値が 0.1 から 0.2ppm 以下
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
塩化水素	「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和 52 年 6 月 16 日 環大規第 136 号) に示される目標環境濃度	1 時間値が 0.02ppm 以下

表 6.1-44 施設の稼働に係る二酸化窒素等の評価結果（短期高濃度：1 時間値）

区分	項目		大気安定度 不安定時	上層気温 逆転時	接地逆転層 崩壊時	ダウン ウォッシュ時	ダウン ドラフト時	環境基準等
	物質	単位						
最大将来濃度	二酸化硫黄	ppm	0.0126 (0.0016)	0.0143 (0.0033)	0.0180 (0.0070)	0.0118 (0.0008)	0.0134 (0.0024)	0.1以下 ^{注3)}
	二酸化窒素	ppm	0.0452 (0.0082)	0.0535 (0.0165)	0.0720 (0.0350)	0.0408 (0.0038)	0.0488 (0.00118)	0.1～0.2以下 ^{注4)}
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.1066 (0.0016)	0.1083 (0.0033)	0.1120 (0.0070)	0.1058 (0.0008)	0.1074 (0.0024)	0.20以下 ^{注3)}
	塩化水素	ppm	0.00182 (0.00165)	0.00348 (0.00331)	0.00718 (0.00701)	0.00094 (0.00077)	0.00252 (0.00235)	0.02以下 ^{注5)}
出現条件	大気安定度	—	A	A	strong Inversion	C	A	—
	風速	m/s	1.0	1.0	1.0	13.9	1.0	

注1) 接地逆転層崩壊時の予測結果が全ての予測値の中の最大となった。

注2) () 内は最大付加濃度を示す。

注3) 環境基準

注4) 短期暴露指針値（「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」(昭和53年3月22日答申 中央環境審議会)）

注5) 目標環境濃度（環境庁大気保全局長通知（昭和52年6月16日 環大規第136号））

注6) 上記の1時間値に関する気象条件の出現頻度等は以下のとおりである。

- ・大気安定度不安定時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がA、風速が1～2m/sの年間の出現時間は150時間（1.7%）である。
- ・上層気温逆転時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がA、風速が1～2m/sの年間の出現時間は150時間（1.7%）である。
- ・接地逆転層崩壊時：接地逆転層は、特に冬季の晴天で風の弱い時に地面からの放射冷却によって深夜から早朝にかけて生じる現象であり、日の出からの時間経過とともに崩壊する。接地逆転層の崩壊現象は、通常1時間以内の短時間での現象である。
- ・ダウンウォッシュ時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がC、風速が13.9m/s以上の年間の出現時間は0時間（0.0%）である。
- ・ダウンドラフト時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は高さ59mの推定風速）で、大気安定度がA、風速が1～2m/sの年間の出現時間は150時間（1.7%）である。

4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る二酸化窒素等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（年平均値）とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の拡散の特性を踏まえて、主要な運行道路の沿道地域とした。

④ 予測地点

予測地点は、廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート上において住宅等が存在している地点とし、図 6.1-9 に示す運行道路の沿道等の状況に係る現地調査地点と同様の2地点とした。

予測高さは、道路敷地境界付近の地上1.5mとした。

⑤ 予測結果

廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の予測結果は、表 6.1-45 及び表 6.1-46 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.015ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.031mg/m³となり、いずれの項目も環境基準を満足するものと予測する。

表 6.1-45 廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の予測結果（二酸化窒素）

単位：ppm

地点名		年平均値					日平均値の 年間98%値	環境基準
		廃棄物運搬車 両等に係る 付加濃度	一般車両 に係る 付加濃度	バック グラウンド 濃度	将来濃度	付加率		
		①	②	③	④=①+②+③	⑤=①/④×100		
地点1	北側	0.000028	0.000723	0.004	0.004751	0.59%	0.015	0.04 以下
	南側	0.000026	0.000715	0.004	0.004741	0.55%	0.015	
地点2	北側	0.000078	0.000702	0.004	0.004780	1.64%	0.015	
	南側	0.000067	0.000675	0.004	0.004743	1.42%	0.015	

表 6.1-46 廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の予測結果（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

地点名		年平均値					日平均値の 年間2% 除外値	環境基準
		廃棄物運搬車 両等に係る 付加濃度	一般車両 に係る 付加濃度	バック グラウンド 濃度	将来濃度	付加率		
		①	②	③	④=①+②+③	⑤=①/④×100		
地点1	北側	0.000001	0.000024	0.011	0.011025	0.01%	0.031	0.10 以下
	南側	0.000001	0.000024	0.011	0.011025	0.01%	0.031	
地点2	北側	0.000003	0.000022	0.011	0.011026	0.03%	0.031	
	南側	0.000003	0.000021	0.011	0.011024	0.03%	0.031	

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・灰等の残さは、飛散しないよう屋根及び壁を設けた建屋内に保管し、天蓋付きの車両により搬出する。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の評価については、表 6.1-47 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の評価結果は、表 6.1-48 及び表 6.1-49 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.015ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.031mg/m³ となり、いずれの項目も環境基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.1-47 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)	日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下

表 6.1-48 廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の評価結果（二酸化窒素）

単位：ppm

地点名		将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間 98%値	環境基準
地点 1 (一般国道 46 号)	北側	0.004751	0.015	0.04 以下
	南側	0.004741	0.015	
地点 2 (一般国道 46 号)	北側	0.004780	0.015	
	南側	0.004743	0.015	

表 6.1-49 廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等の評価結果（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

地点名		将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間 2%除外値	環境基準
地点 1 (一般国道 46 号)	北側	0.011025	0.031	0.10 以下
	南側	0.011025	0.031	
地点 2 (一般国道 46 号)	北側	0.011026	0.031	
	南側	0.011024	0.031	

6.2 大気環境（騒音）

6.2.1 調査

1. 調査項目

騒音に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・環境騒音の状況
- ・道路交通騒音の状況
- ・低周波音の状況
- ・地表面の状況（地表面の種類）
- ・運行道路の沿道、自動車交通量等の状況

2. 調査地域

調査地域は、環境騒音及び低周波音については対象事業実施区域及びその周囲とし、道路交通騒音については、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートの沿道地域とした。

3. 調査地点

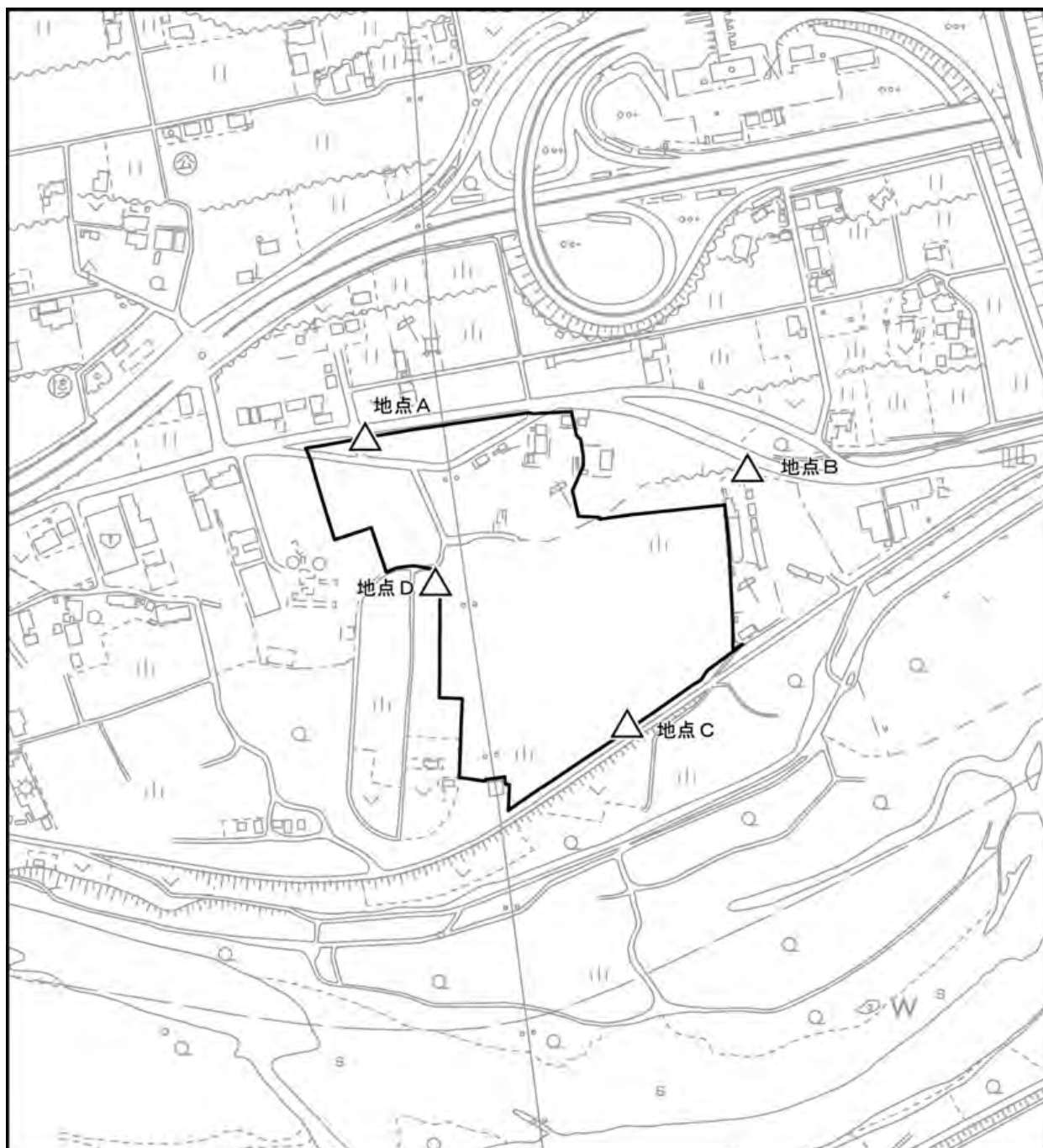
調査地点は、表 6.2-1(1)、(2)及び図 6.2-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 騒音に係る調査地点

調査項目		調査地点
環境騒音の状況	環境騒音	対象事業実施区域及びその周囲を代表して、対象事業実施区域の敷地境界4地点とした。
低周波音の状況	低周波音	対象事業実施区域及びその周囲を代表して、対象事業実施区域の敷地境界4地点とした。
道路交通騒音の状況	道路交通騒音	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号における沿道地域の住居等を勘案した代表2地点とした。
地表面の状況（地表面の種類）		対象事業実施区域及びその周囲を代表して、対象事業実施区域の敷地境界4地点及び工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号における沿道地域の住居等を勘案した代表2地点とした。
運行道路の沿道、 自動車交通量等の状況	道路構造 走行速度 自動車交通量（断面）	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号における沿道地域の住居等を勘案した代表2地点とした。
	自動車交通量（交差点）	道路交通騒音の状況に係る2地点のほか、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号等における交差点5地点とした。

表 6.2-1 (2) 騒音に係る調査地点

調査項目	地点	設定根拠
環境騒音 低周波音 地表面の状況 (地表面の種類)	地点A	対象事業実施区域の敷地境界における現況の騒音・低周波音の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点B	
	地点C	
	地点D	
道路交通騒音 地表面の状況 (地表面の種類) 道路構造 走行速度 自動車交通量(断面)	地点1	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号の対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	地点2	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号の対象事業実施区域東側方面の代表地点として選定した。
自動車交通量(交差点)	交差点A 盛岡環状線口交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号及び県道盛岡環状線が交わる交差点であり、対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	交差点B 舟場橋北交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号、市道上厨川線及び市道舟場橋1号線・2号線が交わる交差点であり、対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	交差点C 盛岡インター西交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号及び市道上厨川8号線が交わる交差点であり、対象事業実施区域最寄りの交差点として選定した。
	交差点D (仮称)旧国道T字路交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである市道上厨川8号線及び対象事業実施区域北側を走る市道諸葛橋上厨川線が交わる交差点であり、対象事業実施区域北側を走る市道諸葛橋上厨川線の状況を把握するための地点として選定した。
	交差点E 西バイパス北口交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号及び県道盛岡横手線が交わる交差点であり、対象事業実施区域東側方面の代表地点として選定した。



凡 例



対象事業実施区域



環境騒音・低周波音調査地点

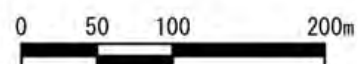
注) 調査地点は、方法書で示した対象事業実施区域の敷地境界として、調査を実施している。

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.2-1(1) 騒音に係る調査地点(環境騒音、低周波音)



1:5,000





凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート(想定)
- ▲ 道路交通騒音、運行道路の沿道等調査地点
- ◎ 自動車交通量等調査地点



1:25,000

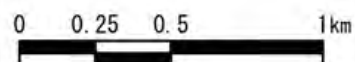


図 6.2-1(2) 騒音に係る調査地点
(道路交通騒音、自動車交通量等)

4. 調査結果

(1) 環境騒音の状況

① 等価騒音レベル (L_{Aeq}) の状況

等価騒音レベル (L_{Aeq}) の調査結果は、表 6.2-2 に示すとおりである。

調査結果は、昼間が 41～55 デシベル、夜間が 39～44 デシベルとなっており、昼間夜間ともに参考として示した環境基準値 (C 地域) を下回っていた。

表 6.2-2 等価騒音レベル (L_{Aeq}) の調査結果

単位：デシベル

調査地点	等価騒音レベル (L_{Aeq})			
	昼間 (6 時～22 時)		夜間 (22 時～6 時)	
		(参考) 環境基準		(参考) 環境基準
地点 A	55	60 以下	44	50 以下
地点 B	48		41	
地点 C	41		40	
地点 D	45		39	

注 1) 時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分 (昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時) とした。

注 2) 等価騒音レベルの値は、時間区分におけるエネルギー平均値を示す。

注 3) 調査地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“C 地域 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)”の基準を表記した。

② 時間率騒音レベル (L_{A5} , L_{A50} , L_{A95}) の状況

時間率騒音レベル (L_{A5} , L_{A50} , L_{A95}) の調査結果は、表 6.2-3 に示すとおりである。

騒音レベルの 90% レンジの上端値 (L_{A5}) の調査結果は、朝が 41～55 デシベル、昼間が 41～59 デシベル、夕が 42～52 デシベル、夜間が 41～47 デシベルとなっていた。

表 6.2-3 時間率騒音レベル (L_{A5} , L_{A50} , L_{A95}) の調査結果

単位：デシベル

調査地点		時間率騒音レベル		
		L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}
地点 A	朝	55	47	43
	昼間	59	47	44
	夕	52	45	41
	夜間	47	42	39
地点 B	朝	52	41	38
	昼間	51	42	39
	夕	46	41	38
	夜間	43	39	34
地点 C	朝	41	39	37
	昼間	41	39	37
	夕	46	42	39
	夜間	43	39	35
地点 D	朝	45	42	40
	昼間	45	42	39
	夕	42	39	37
	夜間	41	38	36

注 1) 時間区分は「騒音規制法」に基づく特定工場の規制基準の区分 (朝：6 時～8 時、昼間：8 時～18 時、夕：18 時～22 時、夜間：22 時～6 時) とした。

注 2) 時間率騒音レベルの値は、時間区分における算術平均値を示す。

(2) 低周波音の状況

低周波音の調査結果は、表 6.2-4に示すとおりである。

1～80Hzの50％時間率音圧レベル（ L_{50} ）の調査結果は、昼間が63～65デシベル、夜間が56～58デシベル、全日が61～63デシベルとなっており、昼夜全日ともに参考値を下回っていた。

1～20HzのG特性の5％時間率音圧レベル（ L_{G5} ）の調査結果は、昼間が68～70デシベル、夜間が65～67デシベル、全日が67～69デシベルとなっており、昼夜全日ともに参考値を下回っていた。

表 6.2-4 低周波音の調査結果

単位：デシベル

調査地点	1～80Hzの50％時間率音圧レベル（ L_{50} ）				1～20HzのG特性の5％時間率音圧レベル（ L_{G5} ）			
	昼間	夜間	全日	参考値 ^{注3)}	昼間	夜間	全日	参考値 ^{注4)}
地点A	65	57	63	90以下	70	66	69	100以下
地点B	64	58	62		69	67	68	
地点C	63	58	61		68	67	68	
地点D	63	56	61		68	65	67	

注1）時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）とした。

注2）時間率音圧レベルの値は、時間区分における算術平均値を示す。

注3）1～80Hzの50％時間率音圧レベル（ L_{50} ）の参考値（90デシベル以下）は、環境庁の一般環境中の低周波空気振動の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果に基づく「一般環境中に存在する低周波音圧レベル」であり、“一般環境中に存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった”とされている。

注4）G特性の5％時間率音圧レベル（ L_{G5} ）の参考値（100デシベル以下）は、ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベルであり、ISO7196では、1～20Hzの周波数範囲において、平均的な被験者が知覚できる低周波音をG特性低周波音圧レベルで概ね100デシベルとしている。

(3) 道路交通騒音の状況

道路交通騒音の調査結果は、表 6.2-5に示すとおりである。

調査結果は、昼間で70～72デシベルとなっており、地点2では参考として示した環境基準値（幹線交通を担う道路に近接する空間）を超過していたものの、地点1では下回っていた。

表 6.2-5 道路交通騒音の調査結果

単位：デシベル

調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）	
	昼間（6時～22時）	（参考）環境基準
地点1	70	70以下
地点2	72	

注1）時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分（昼間：6時～22時）とした。

注2）等価騒音レベルの値は、時間区分におけるエネルギー平均値を示す。

注3）調査地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“幹線交通を担う道路に近接する空間（近接空間）”の基準を表記した。

(4) 地表面の状況（地表面の種類）

対象事業実施区域内の地表面は、主に草地、樹林地、畑地となっているほか、対象事業実施区域北側には事業所が立地している。

対象事業実施区域の周囲における地表面の状況は、主に事業所や住宅、水田や畑地が広がっており、南側は雫石川の河川敷となっている。

また、道路交通騒音を測定した一般国道46号沿道の地表面は、アスファルトやコンクリート等によって舗装されている状況である。

(5) 運行道路の沿道、自動車交通量等の状況

運行道路の沿道、自動車交通量等の状況は、「6.1 大気質」に示したとおりである。

6.2.2 予測及び評価

1. 建設機械の稼働に係る騒音

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に係る騒音とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、現地調査地点と同様の地点として、図 6.2-9 に示す4地点のほか、敷地境界上の最大地点とした。予測高さは地上1.2mとした。

⑤ 予測結果

建設機械の稼働に係る騒音の予測結果は、表 6.2-6 及び図 6.2-9 に示すとおりである。

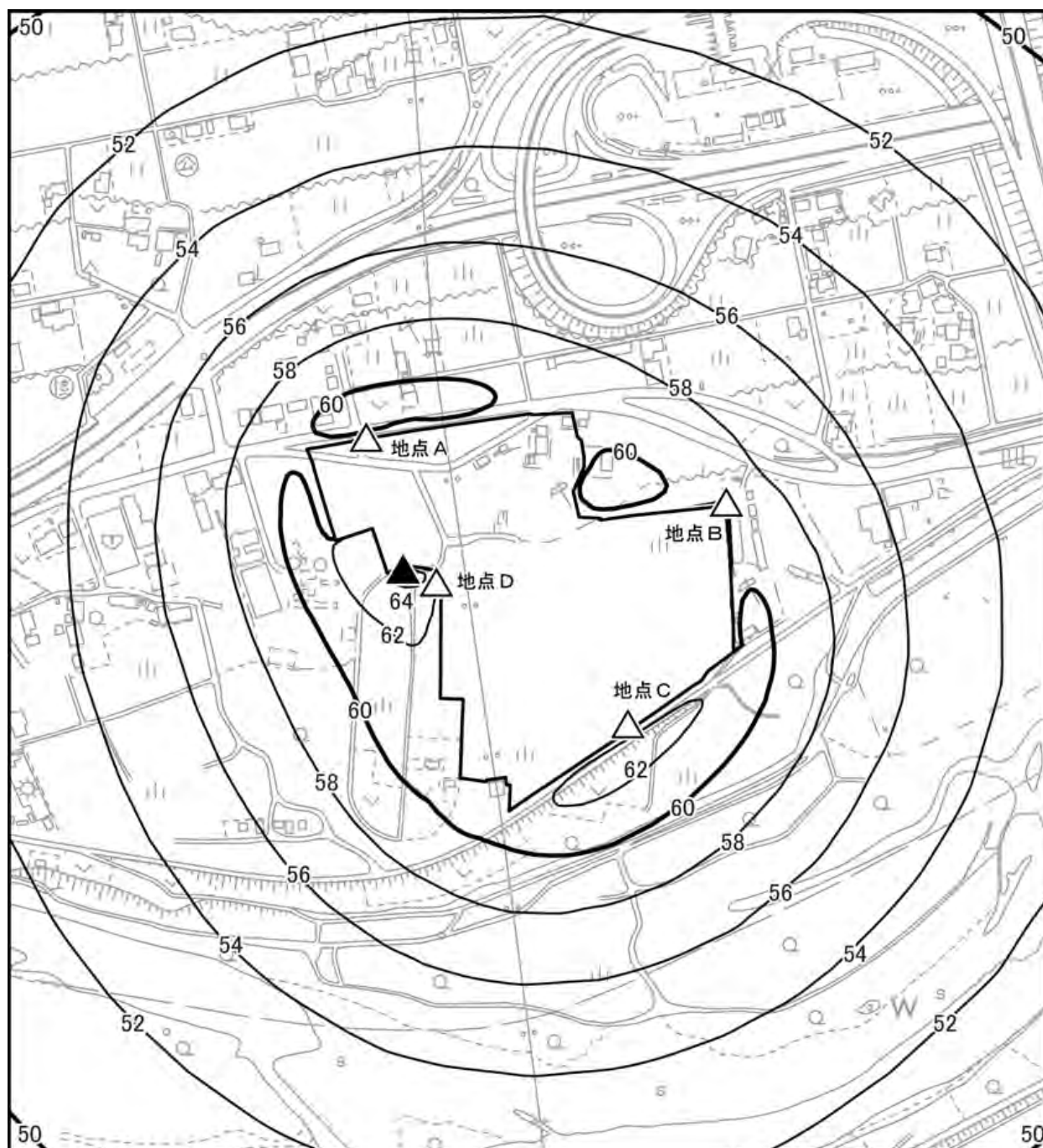
建設機械の稼働に係る騒音レベル (L_{A5}) の最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で65デシベルとなり、参考として示した規制基準を下回るものと予測する。

表 6.2-6 建設機械の稼働に係る騒音の予測結果

単位：デシベル

予測地点	予測結果		
	L_{Aeq}	L_{A5}	
		(参考) 規制基準	
最大レベル地点	62	65	85 以下
地点A	56	59	
地点B	53	56	
地点C	57	60	
地点D	60	63	

注) 予測地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「騒音規制法」に基づく規制基準は適用されないが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として「騒音規制法」に係る“第2号区域”の基準を表記した。



凡 例

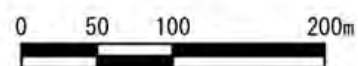
- 対象事業実施区域
- 騒音予測地点
- 最大レベル地点
- 等騒音レベル線

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.2-2 建設機械の移動に係る騒音の予測結果



1:5,000



(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、建設機械の稼働に係る騒音の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

建設機械の稼働に係る騒音の評価については、表 6.2-7 に示す「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準との整合が図られているかどうかを評価した。

なお、対象事業実施区域は、市街化調整区域であり、周囲に学校、保育所等も存在しないことから、同法の規制対象とはならないものの、整合を図る基準又は目標として同法の規制基準を設定した。

建設機械の稼働に係る騒音の評価結果は、表 6.2-8 に示すとおりである。

建設機械の稼働に係る騒音レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 65 デシベルとなり、基準又は目標とした規制基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.2-7 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
騒音レベルの 90% レンジの上端値 (L _{A5})	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 厚生省・建設省告示 1 号) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号に該当する区域の指定」(平成 17 年 12 月 盛岡市告示第 449 号)	85 デシベル以下

表 6.2-8 建設機械の稼働に係る騒音の評価結果

予測地点	予測結果	基準又は目標 (規制基準)
最大レベル地点	65 デシベル	85 デシベル以下

2. 資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の運行に係る騒音とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とした。

④ 予測地点

予測地点は、道路交通騒音の状況に係る現地調査地点と同様の2地点とした。

⑤ 予測結果

工事用車両の運行に係る騒音の予測結果は、表 6.2-9 に示すとおりである。

工事用車両の運行に係る騒音レベルは、昼間で70～72 デシベルとなり、地点1は参考として示した環境基準を下回るが、地点2は環境基準を超過するものと予測する。

なお、地点2については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は1 デシベル未満である。

表 6.2-9 工事用車両の運行に係る騒音の予測結果 (L_{Aeq})

単位：デシベル

予測地点	時間区分	予測結果			現況の 等価騒音レベル (現地調査結果)	予測結果 ⑤ (③+④)	(参考) 環境 基準
		現況交通量 に係る 等価騒音レベル	工事用車両台数 に係る 等価騒音レベル	増加量 ΔL			
		①	②	③	④		
地点1 (一般 国道46号)	昼間	70 (70.4)	61 (61.0)	0.5	70 (69.6)	70 (70.1)	70 以下
地点2 (一般 国道46号)	昼間	70 (70.1)	61 (60.5)	0.5	72 (71.6)	72 (72.1)	

注1) 時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分(昼間：6時～22時)とした。

注2) 予測地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“幹線交通を担う道路に近接する空間(近接空間)”の基準を表記した。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、工事用車両の運行に係る騒音の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

工事用車両の運行に係る騒音の評価については、表 6.2-10 に示す「道路交通騒音に係る環境基準」との整合が図られているかどうかを評価した。

なお、予測地点は、市街化調整区域であることから、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域であるが、予測対象道路とした一般国道 46 号は、幹線交通を担う道路であることから、「幹線交通を担う道路に近接する空間（近接空間）」の環境基準（70 デシベル以下）を適用した。

工事用車両の運行に係る騒音の評価結果は、表 6.2-11 に示すとおりである。

工事用車両の運行に係る騒音レベルは、昼間で 70～72 デシベルとなり、地点 1 については基準又は目標とした環境基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

なお、地点 2 については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は 1 デシベル未満であることから、本事業の実施により沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

表 6.2-10 整合を図る基準又は目標

予測地点	用途地域	地域の 類型	地域区分	項目	整合を図る基準 又は目標
地点 1 (一般国道 46 号)	市街化調整区域	特例	幹線交通を担う道路に 近接する空間（近接空間）	等価騒音レベル (L_{Aeq})	昼間： 70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)					

表 6.2-11 工事用車両の運行に係る騒音の評価結果

予測地点	時間区分	予測結果	基準又は目標 (環境基準)
地点 1 (一般国道 46 号)	昼間	70 デシベル	70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)	昼間	72 デシベル	

3. 施設の稼働に係る騒音

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る騒音とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、「6.2.2 1. 建設機械の稼働に係る騒音」と同様の地点及び敷地境界上の最大地点とした。

⑤ 予測結果

施設の稼働に係る騒音の予測結果は、表 6.2-12 及び図 6.2-16 に示すとおりである。

施設の稼働に係る騒音レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 42 デシベルとなり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。

表 6.2-12 施設の稼働に係る騒音の予測結果

単位：デシベル

予測地点	予測結果	公害防止基準値（自主規制値）
最大レベル地点	42	昼 間：55 以下 朝・夕：50 以下 夜 間：45 以下
地点A	33	
地点B	33	
地点C	41	
地点D	40	

注1）岩手県では、「騒音規制法」に基づき、特定工場等の騒音について、都市計画区域のうち用途地域が指定された地域を対象に規制されているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域である。

注2）時間区分は「騒音規制法」に基づく特定工場の規制基準の区分（朝：6時～8時、昼間：8時～18時、夕：18時～22時、夜間：22時～6時）とした。

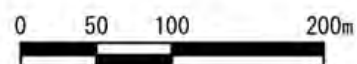


凡 例

- 対象事業実施区域
- 騒音予測地点
- 最大レベル地点
- 等騒音レベル線



1:5,000



この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.2-3 施設の稼働に係る騒音の予測結果

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働に係る騒音の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・設備機器は、可能な限り低騒音型機器の採用に努める。
- ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
- ・必要に応じて建屋内での吸音材の使用等、防音対策を行う。
- ・プラットホームの出入口には開閉式の自動シャッターを設け、車両の通行時以外は原則として閉鎖状態を保つことで、建屋内部の騒音の漏洩を最小限に抑える。
- ・タービン発電機、空気圧縮機等の騒音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

施設の稼働に係る騒音の評価については、表 6.2-13 に示す「施設整備基本計画」に基づく公害防止基準値（自主規制値）との整合が図られているかどうかを評価した。

施設の稼働に係る騒音の評価結果は、表 6.2-14 に示すとおりである。

施設の稼働に係る騒音レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 42 デシベルとなり、基準又は目標とした公害防止基準値（自主規制値）を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.2-13 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
騒音レベルの 90% レンジの上端値 (L _{A5})	「ごみ処理施設整備基本計画」(令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合) に基づく公害防止基準値（自主規制値）	昼 間：55 デシベル以下 朝・夕：50 デシベル以下 夜 間：45 デシベル以下

表 6.2-14 施設の稼働に係る騒音の評価結果

予測地点	予測結果	基準又は目標 (公害防止基準値)
最大レベル地点	42 デシベル	昼 間：55 デシベル以下 朝・夕：50 デシベル以下 夜 間：45 デシベル以下

4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る騒音

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とした。

④ 予測地点

予測地点は、道路交通騒音の状況に係る現地調査地点と同様の2地点とした。

⑤ 予測結果

廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の予測結果は、表 6.2-15 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音レベルは、昼間で 70～72 デシベルとなり、地点 1 は参考として示した環境基準を下回るが、地点 2 は環境基準を超過するものと予測する。

なお、地点 2 については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は 1 デシベル未満である。

表 6.2-15 廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の予測結果 (L_{Aeq})

単位：デシベル

予測地点	時間 区分	予測結果			現況の 等価騒音レベル (現地調査結果)	予測結果	(参考) 環境 基準
		現況交通量に 係る 等価騒音レベル	廃棄物運搬車両等台数 に係る 等価騒音レベル	増加量 ΔL			
		①	②	③	④	③+④	
地点 1 (一般 国道 46 号)	昼間	70 (70.4)	59 (58.8)	0.3	70 (69.6)	70 (69.9)	70 以下
地点 2 (一般 国道 46 号)	昼間	70 (70.1)	63 (62.7)	0.7	72 (71.6)	72 (72.3)	

注 1) 時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分(昼間：6 時～22 時)とした。

注 2) 予測地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“幹線交通を担う道路に近接する空間(近接空間)”の基準を表記した。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等は点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の評価については、表 6.2-16 に示す「道路交通騒音に係る環境基準」との整合が図られているかどうかを評価した。

なお、予測地点は、市街化調整区域であることから、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域であるが、予測対象道路とした一般国道 46 号は、幹線交通を担う道路であることから、「幹線交通を担う道路に近接する空間（近接空間）」の環境基準（70 デシベル以下）を適用した。

廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の評価結果は、表 6.2-17 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音レベルは、昼間で 70～72 デシベルとなり、地点 1 については基準又は目標とした環境基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

なお、地点 2 については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は 1 デシベル未満であることから、本事業の実施により沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

表 6.2-16 整合を図る基準又は目標

予測地点	用途地域	地域の 類型	地域区分	項目	整合を図る基準 又は目標
地点 1 (一般国道 46 号)	市街化調整区域	特例	幹線交通を担う道路に 近接する空間（近接空間）	等価騒音レベル (L_{Aeq})	昼間： 70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)					

表 6.2-17 廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の評価結果

予測地点	時間区分	予測結果	基準又は目標 (環境基準)
地点 1 (一般国道 46 号)	昼間	70 デシベル	70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)	昼間	72 デシベル	

5. 施設の稼働に係る低周波音

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る低周波音とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、処理方式ごとに行うものとし、焼却方式（ストーカ式）、ガス化溶融方式（シャフト炉式）及びガス化溶融方式（流動床式）の各処理方式を予測対象として、予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界とした。

⑤ 予測結果

本事業に係る計画施設における低周波音防止対策の内容は、表 6.2-18 に示すとおりである。

本事業に係る低周波音防止対策として、設備機器は強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。また、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努めるほか、設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

また、本事業で候補としている「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」の各処理方式の類似施設における低周波音の状況は、表 6.2-19 に示すとおりであり、いずれの施設においても本事業に係る計画施設から敷地境界までの距離を勘案した位置において、現地調査結果が「一般環境中に存在する低周波音圧レベルの参考値」90 デシベル（ L_{50} ）及び「ISO 7196 に規定されたG特性低周波音圧レベルの参考値」100 デシベル（ L_{G5} ）を下回っており、本事業ではこれらの類似施設と同等以上の低周波音防止対策を実施する計画である。

以上のことから、本事業に係る施設の稼働に係る低周波音は、敷地境界において「一般環境中に存在する低周波音圧レベルの参考値」90 デシベル（ L_{50} ）及び「ISO 7196 に規定されたG特性低周波音圧レベルの参考値」100 デシベル（ L_{G5} ）を下回るものと予測する。

表 6.2-18 本事業に係る計画施設及び類似施設での低周波音防止対策

項目	本事業に係る計画施設	類似施設
低周波音防止対策	・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。 ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。	・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。 ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

表 6.2-19 類似施設における低周波音の調査結果

単位：デシベル

類似施設	調査地点	工場棟からの距離	区分	低周波音圧レベル	参考値
類似施設①	地点A (北側)	約 15m	L ₅₀	67	90
			L _{G5}	69	100
	地点B (東側)	約 20m	L ₅₀	71	90
			L _{G5}	75	100
	地点C (南側)	約 16m	L ₅₀	70	90
			L _{G5}	74	100
	地点D (西側)	約 15m	L ₅₀	73	90
			L _{G5}	79	100
類似施設②	地点A (北側)	約 15m	L ₅₀	77	90
			L _{G5}	81	100
	地点B (東側)	約 14m	L ₅₀	68	90
			L _{G5}	74	100
	地点C (南側)	約 13m	L ₅₀	72	90
			L _{G5}	78	100
	地点D (西側)	約 17m	L ₅₀	75	90
			L _{G5}	80	100
類似施設③	地点A (北側)	約 15m	L ₅₀	78	90
			L _{G5}	82	100
	地点B (東側)	約 10m	L ₅₀	76	90
			L _{G5}	79	100
	地点C (南側)	約 13m	L ₅₀	76	90
			L _{G5}	79	100
	地点D (西側)	約 15m	L ₅₀	69	90
			L _{G5}	72	100

注1) 低周波音については、国等において基準値や目標値等は示されていないものの、参考となる指標として、①一般環境中に存在する低周波音圧レベルの参考値 (L₅₀ : 90デシベル) [出典：「低周波空気振動調査報告書」(昭和59年12月 環境庁)]、②ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベルの参考値 (L_{G5} : 100デシベル) がある。

注2) 50%時間率音圧レベル (L₅₀) とは、当該周波数範囲内における測定値全体の中央値を示す。

注3) G特性音圧レベルとは、超低周波音の感覚閾値に基づいた20Hz以下の音の評価加重特性で、可聴音における聴感補正特性であるA特性に相当するものであり、1995年にISO7196として規定された。ISO7196によると、平均的には、G特性音圧レベルで100デシベルを超えると超低周波音を感じ、概ね90デシベル以下では人間の知覚としては認識されない。また、100デシベルを超えたあたりから睡眠障害が発生し始め、120デシベルを超えると非常に強く感じるとされている。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働に係る低周波音の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
- ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

施設の稼働に係る低周波音の評価については、表 6.2-20 に示す「一般環境中に存在する低周波音圧レベル」及び「ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル」との整合が図られているかどうかを評価した。

施設の稼働に係る低周波音は、いずれの処理方式においても類似施設と同様に参考値を下回るものと予測することから、基準又は目標とした参考値を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.2-20 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標（参考値）	
1～80Hz の 50%時間率 音圧レベル(L_{50})	環境庁の一般環境中の低周波空気振動の測定結果及び 被験者暴露実験等の調査結果に基づく 「一般環境中に存在する低周波音圧レベル」	90 デシベル以下
1～20Hz の G 特性 5%時間率 音圧レベル(L_{G5})	ISO 7196 に示されている 1～20Hz の周波数範囲にお いて、平均的な被験者が知覚できる低周波音	100 デシベル以下

6.3 大気環境（振動）

6.3.1 調査

1. 調査項目

振動に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・環境振動の状況
- ・道路交通振動の状況
- ・地盤の状況（地盤卓越振動数）
- ・運行道路の沿道、自動車交通量等の状況

2. 調査地域

調査地域は、環境振動については対象事業実施区域及びその周囲とし、道路交通振動及び地盤卓越振動数については、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートの沿道地域とした。

3. 調査地点

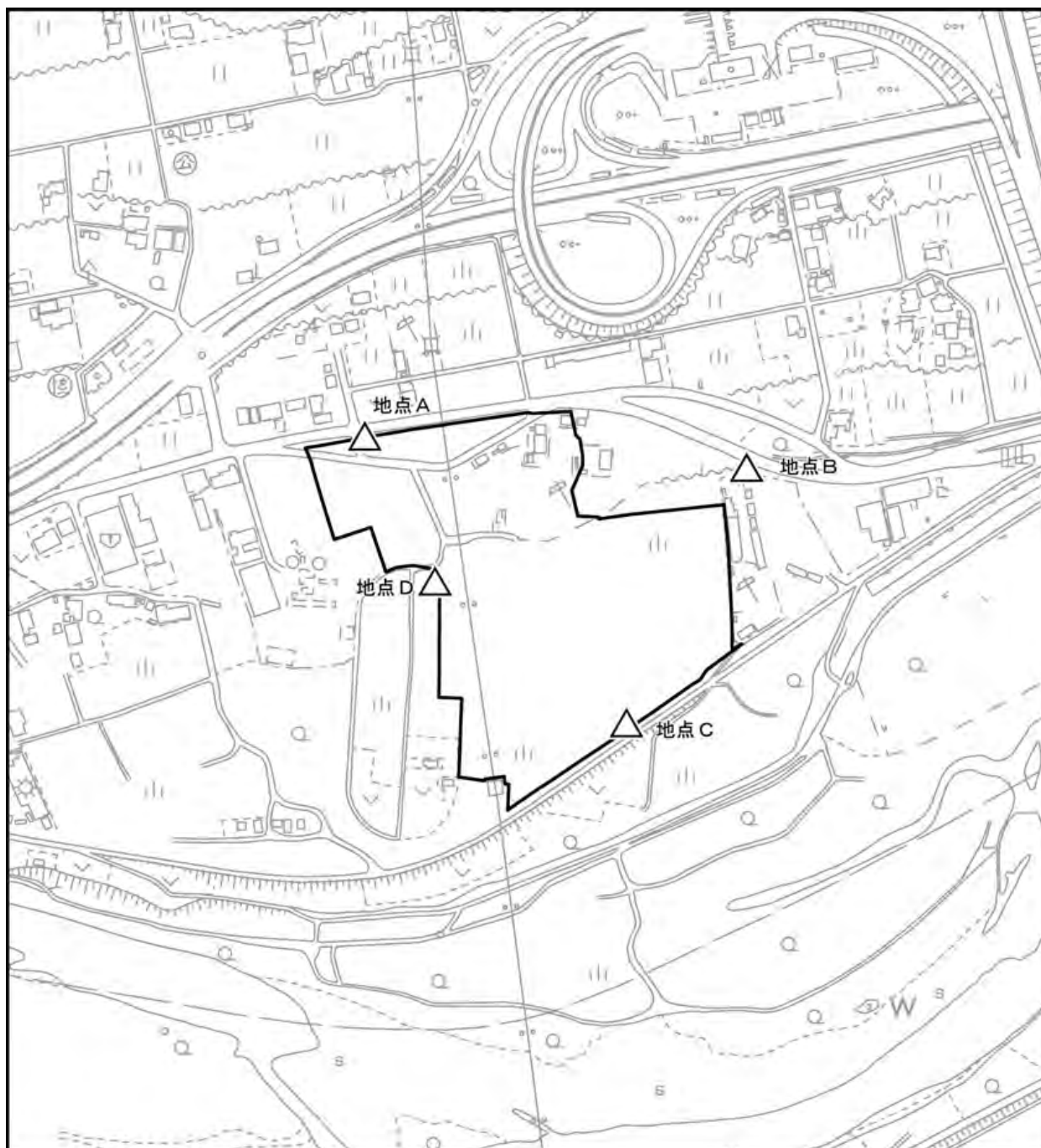
調査地点は、表 6.3-1(1)、(2)及び図 6.3-1(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.3-1(1) 振動に係る調査地点

調査項目		調査地点
環境振動の状況	環境振動	対象事業実施区域及びその周囲を代表して、対象事業実施区域の敷地境界4地点とした。
道路交通振動の状況	道路交通振動	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号における沿道地域の住居等を勘案した代表2地点とした。
地盤の状況	地盤卓越振動数	地盤卓越振動数は、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号における沿道地域の住居等を勘案した代表2地点とした。 また、対象事業実施区域及びその周囲における地盤の状況について、既存資料からも把握した。
運行道路の沿道、 自動車交通量等の状況	道路構造 走行速度 自動車交通量（断面）	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号における沿道地域の住居等を勘案した代表2地点とした。
	自動車交通量（交差点）	道路交通振動の状況に係る2地点のほか、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道46号等における交差点5地点とした。

表 6.3-1(2) 振動に係る調査地点

調査項目	地点	設定根拠
環境振動	地点A	対象事業実施区域の敷地境界における現況の振動の状況を把握するため、調査地点として選定した。
	地点B	
	地点C	
	地点D	
道路交通振動 地表面の状況 (地盤卓越振動数)	地点 1	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号の対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
道路構造 走行速度 自動車交通量 (断面)	地点 2	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号の対象事業実施区域東側方面の代表地点として選定した。
自動車交通量 (交差点)	交差点A 盛岡環状線口交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号及び県道盛岡環状線が交わる交差点であり、対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	交差点B 舟場橋北交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号、市道上厨川線及び市道舟場橋 1 号線・2 号線が交わる交差点であり、対象事業実施区域西側方面の代表地点として選定した。
	交差点C 盛岡インター西交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号及び市道上厨川 8 号線が交わる交差点であり、対象事業実施区域最寄りの交差点として選定した。
	交差点D (仮称)旧国道T字路交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである市道上厨川 8 号線及び対象事業実施区域北側を走る市道諸葛橋上厨川線が交わる交差点であり、対象事業実施区域北側を走る市道諸葛橋上厨川線の状況を把握するための地点として選定した。
	交差点E 西バイパス北口交差点	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートである一般国道 46 号及び県道盛岡横手線が交わる交差点であり、対象事業実施区域東側方面の代表地点として選定した。



凡 例

-  対象事業実施区域
 環境振動調査地点

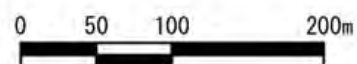
注) 調査地点は、方法書で示した対象事業実施区域の敷地境界として、調査を実施している。

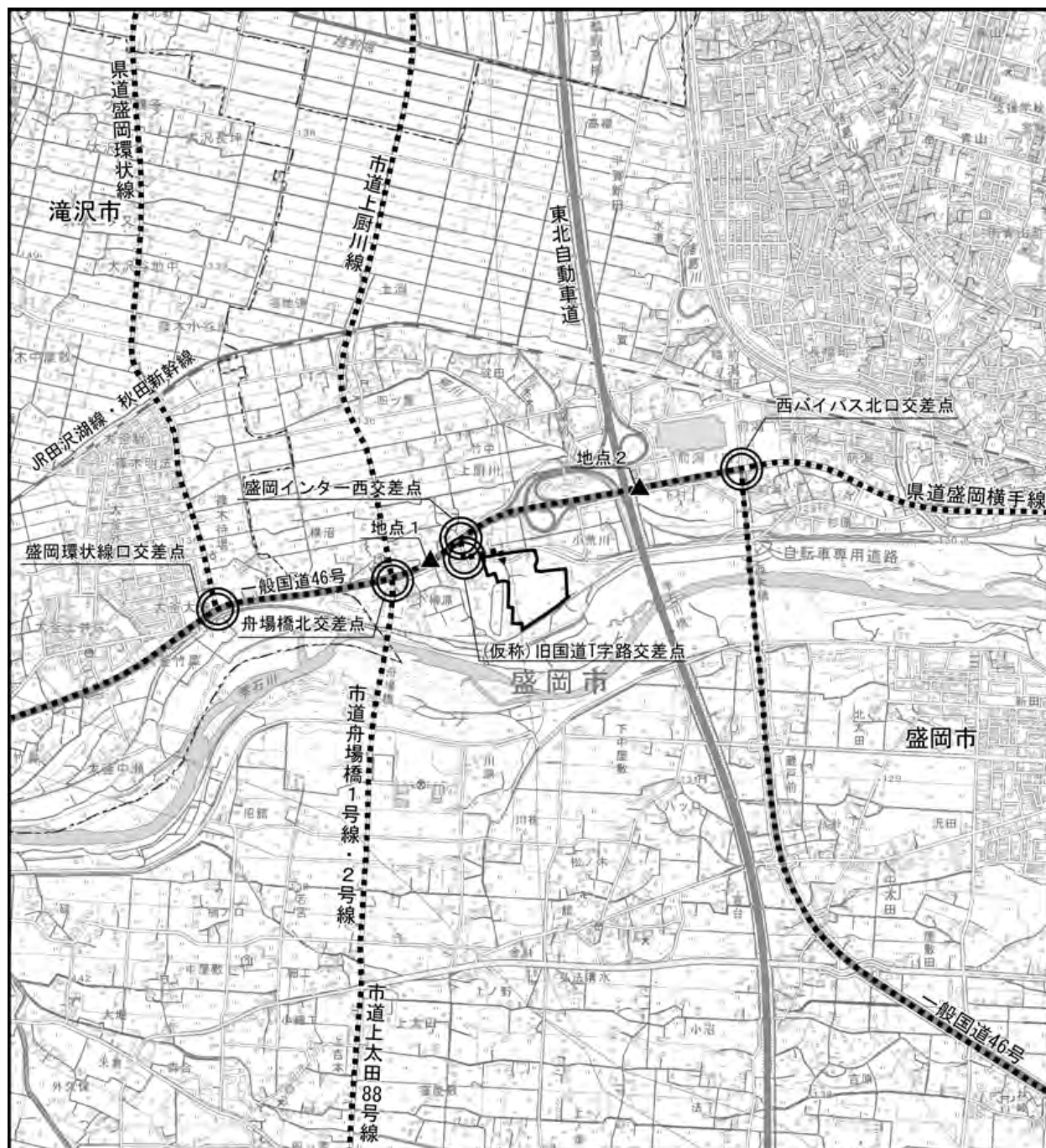
この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.3-1(1) 振動に係る調査地点(環境振動)



1:5,000





凡 例

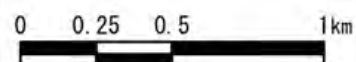
- 対象事業実施区域
- 行政界
- 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート(想定)
- 道路交通振動、運行道路の沿道等調査地点
- 自動車交通量等調査地点

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.3-1(2) 振動に係る調査地点
(道路交通振動、自動車交通量等)



1:25,000



4. 調査結果

(1) 環境振動の状況

環境振動の調査結果は、表 6.3-2に示すとおりである。

振動レベルの80%レンジの上端値（ L_{10} ）は、昼間が25未満～25デシベル、夜間が25デシベル未満となっており、昼間夜間ともに振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるとされる値：55デシベル）を下回っていた。

表 6.3-2 環境振動調査結果

単位：デシベル

調査地点		時間率振動レベル			振動感覚 閾値
		L_{10}	L_{50}	L_{90}	
地点A	昼間	25	25未満	25未満	55
	夜間	25未満	25未満	25未満	
地点B	昼間	25	25未満	25未満	
	夜間	25未満	25未満	25未満	
地点C	昼間	25未満	25未満	25未満	
	夜間	25未満	25未満	25未満	
地点D	昼間	25	25	25	
	夜間	25未満	25未満	25未満	

注1）時間区分は「振動規制法」に基づく規制基準の区分（昼間：7時～20時、夜間：20時～7時）とした。

注2）時間率振動レベルの値は、時間区分における算術平均値を示す。

注3）振動レベル計の測定下限値は25デシベルであるため、25デシベル未満の数値は「25未満」と記載した。

(2) 道路交通振動の状況

道路交通振動の現地調査結果は、表 6.3-3に示すとおりである。

振動レベルの80%レンジの上端値（ L_{10} ）は、昼間が39～43デシベル、夜間が28～36デシベルであり、参考として示した要請限度を下回っていた。

表 6.3-3 道路交通振動調査結果

単位：デシベル

調査地点		時間率振動レベル			
		L ₁₀		L ₅₀	L ₉₀
		(参考) 要請限度			
地点 1	昼間	39	70以下	27	25未満
	夜間	28	65以下	25未満	25未満
地点 2	昼間	43	70以下	33	25
	夜間	36	65以下	26	25未満

注1）時間区分は「振動規制法」に基づく要請限度の区分（昼間：7時～20時、夜間：20時～7時）とした。

注2）時間率振動レベルの値は、時間区分における算術平均値を示す。

注3）振動レベル計の測定下限値は25デシベルであるため、25デシベル未満の数値は「25未満」と記載した。

注4）調査地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「振動規制法」に基づく要請限度が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“第2種区域（住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域）”の基準を表記した。

(3) 地盤の状況

対象事業実施区域は谷底平野及び氾濫平野が大部分を占めており、一部に砂礫段丘Ⅲがみられる。また、対象事業実施区域の周囲は砂礫段丘Ⅱ及び砂礫段丘Ⅲが広がっており、対象事業実施区域南側の雫石川沿いは河原となっているほか、崖もみられる。対象事業実施区域北西側から南西側にかけては、中起伏山地となっており、対象事業実施区域北側の市街地は、大山灰砂台地及び谷底平野及び氾濫平野が混在した地形となっている。

なお、詳細については、「3.1.4 地形及び地質の状況」に示したとおりである。

また、地盤卓越振動数の調査結果は、表 6.3-4に示すとおりである。

調査地点における地盤卓越振動数（最大値を示す中心周波数の平均値）は、地点 1 で21.5Hz、地点 2 で28.7Hzであり、軟弱地盤の目安とされる15Hz以上となっていた。

表 6.3-4 地盤卓越振動数調査結果

単位：Hz

調査地点	最大値が最も多い 中心周波数	最大値を示す 中心周波数の平均値
地点 1	20	21.5
地点 2	25	28.7

注)「道路環境整備マニュアル」(平成元年1月 社団法人日本道路協会)においては、地盤卓越振動数 15Hz 以下の地盤を軟弱地盤としている。

(4) 運行道路の沿道、自動車交通量等の状況

運行道路の沿道、自動車交通量等の状況は、「6.1 大気質」に示したとおりである。

6.3.2 予測及び評価

1. 建設機械の稼働に係る振動

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に係る振動とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、現地調査地点と同様の地点として、図 6.3-4 に示す4地点のほか、敷地境界上の最大地点とした。

⑤ 予測結果

建設機械の稼働に係る振動の予測結果は、表 6.3-5 及び図 6.3-4 に示すとおりである。

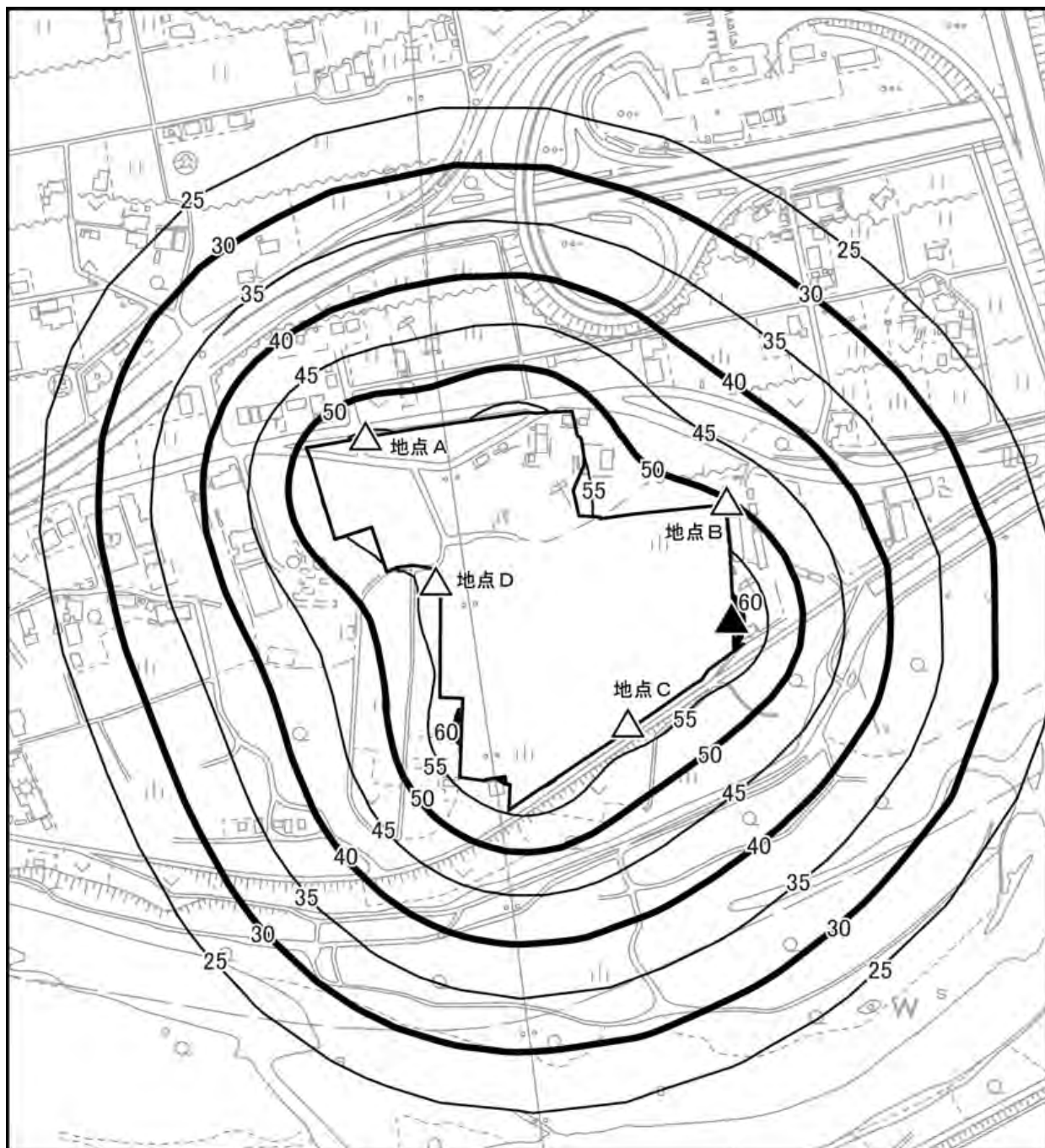
建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、対象事業実施区域東側の敷地境界で 63 デシベルとなり、参考として示した規制基準を下回るものと予測する。

表 6.3-5 建設機械の稼働に係る振動の予測結果

単位：デシベル

予測地点	予測結果	(参考) 規制基準
最大レベル地点	63	75 デシベル以下
地点A	55	
地点B	50	
地点C	58	
地点D	57	

注) 調査地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「振動規制法」に基づく規制基準は適用されないが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として「振動規制法」に係る“第2号区域”の基準を表記した。

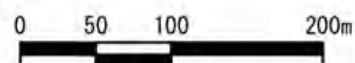


凡 例

- 対象事業実施区域
- 振動予測地点
- 最大レベル地点
- 等振動レベル線



1:5,000



この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.3-2 建設機械の稼働に係る振動の予測結果

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、建設機械の稼働に係る振動の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・建設機械は、可能な限り低振動型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う振動を抑制する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

建設機械の稼働に係る振動の評価については、表 6.3-6 に示す「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準との整合が図られているかどうかを評価した。

なお、対象事業実施区域は、市街化調整区域であり、周囲に学校、保育所等も存在しないことから、同法の規制対象とはならないものの、整合を図る基準又は目標として同法の規制基準を設定した。

建設機械の稼働に係る振動の評価結果は、表 6.3-7 に示すとおりである。

建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、対象事業実施区域東側の敷地境界で 63 デシベルとなり、基準又は目標とした規制基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.3-6 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
振動レベルの 80% レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号)	75 デシベル以下

表 6.3-7 建設機械の稼働に係る振動の評価結果

予測地点	予測結果	基準又は目標 (規制基準)
最大レベル地点	63 デシベル	75 デシベル以下

2. 資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の運行に係る振動とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とした。

④ 予測地点

予測地点は、道路交通振動の状況に係る現地調査地点と同様の2地点とした。

⑤ 予測結果

工事用車両の運行に係る振動の予測結果は、表 6.3-8 に示すとおりである。

工事用車両の運行に係る振動レベルは、昼間で 42～45 デシベルとなり、参考として示した要請限度を下回るものと予測する。

表 6.3-8 工事用車両の運行に係る振動の予測結果 (L₁₀)

単位：デシベル

予測地点	時間区分	ピーク時間帯	現況の 振動レベル (現地調査結果)	増加量 ΔL	予測結果	(参考) 要請 限度
			①	②	③ (①+②)	
地点1 (一般国道46号)	昼間	10時～11時	41 (41.4)	1 (0.6)	42 (42.0)	70 以下
地点2 (一般国道46号)	昼間	9時～10時	44 (43.9)	1 (0.7)	45 (44.6)	

注1) 時間区分は「振動規制法」に基づく要請限度の区分(昼間：7時～20時)とした。

注2) ピーク時間帯は、工事用車両の運行に係る振動の予測結果が最大になる時間帯を示している。

注3) 予測地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「振動規制法」に基づく要請限度が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“第2種区域”の基準を表記した。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、工事用車両の運行に係る振動の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

工事用車両の運行に係る振動の評価については、表 6.3-9 に示す「道路交通振動に係る要請限度」との整合が図られているかどうかを評価した。

なお、予測地点は、市街化調整区域であることから、「振動規制法」に基づく要請限度が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、“第2種区域”の基準（70 デシベル以下）を適用した。

工事用車両の運行に係る振動の評価結果は、表 6.3-10 に示すとおりである。

工事用車両の運行に係る振動レベルは、昼間で 42～45 デシベルとなり、基準又は目標とした要請限度を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.3-9 整合を図る基準又は目標

予測地点	用途地域	区域区分	項目	整合を図る基準 又は目標
地点 1 (一般国道 46 号)	市街化調整区域	第 2 種区域	振動レベルの 80% レンジの上端値 (L ₁₀)	昼間： 70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)				

表 6.3-10 工事用車両の運行に係る振動の評価結果

予測地点	時間区分	予測結果	基準又は目標 (要請限度)
地点 1 (一般国道 46 号)	昼間	42 デシベル	70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)	昼間	45 デシベル	

3. 施設の稼働に係る振動

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る振動とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、「6.3.2 1. 建設機械の稼働に係る振動」と同様の地点及び敷地境界上の最大地点とした。

⑤ 予測結果

施設の稼働に係る振動の予測結果は、表 6.3-11 及び図 6.3-8 に示すとおりである。

施設の稼働に係る振動レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 53 デシベルとなり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。

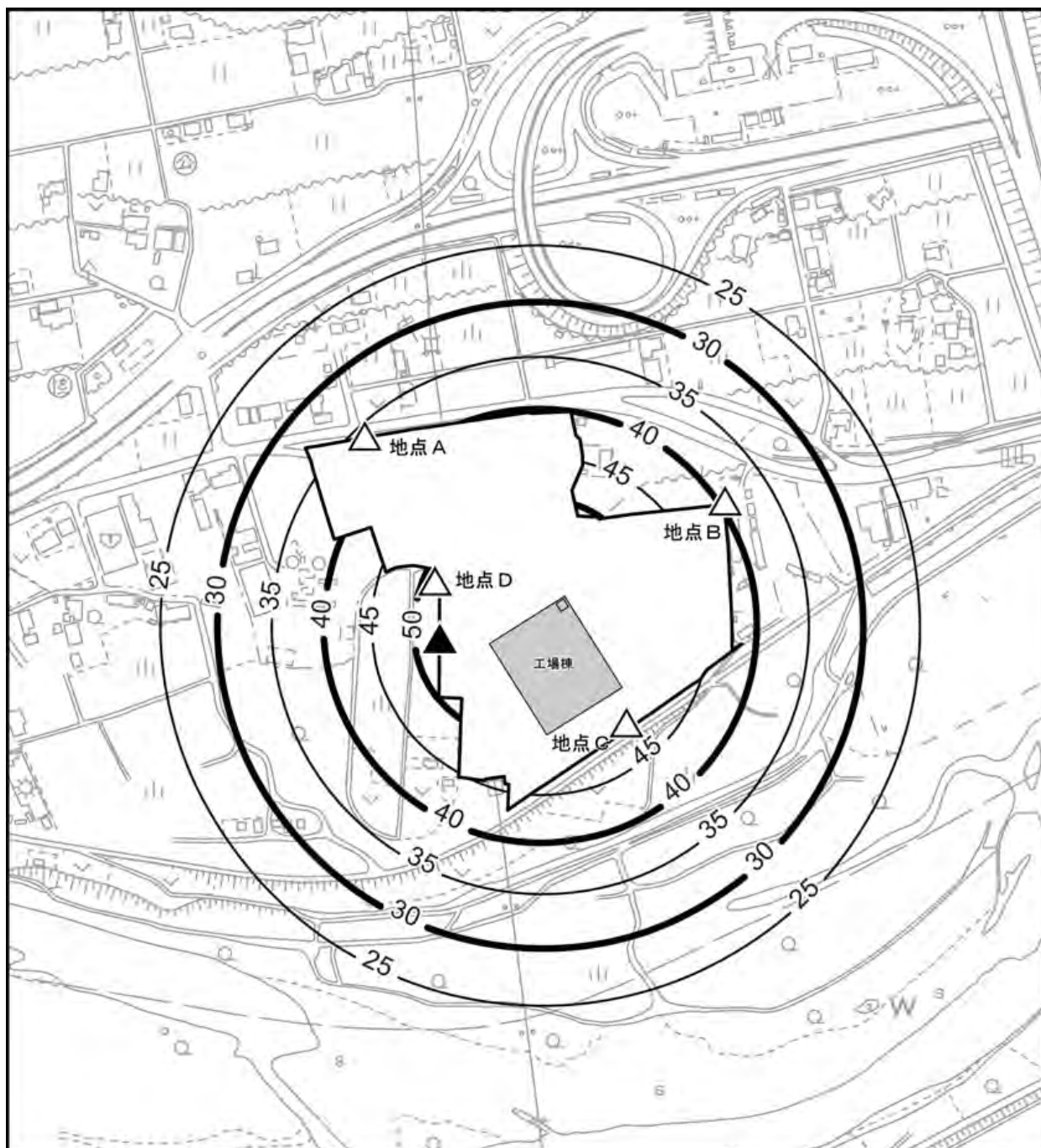
表 6.3-11 施設の稼働に係る振動の予測結果

単位：デシベル

予測地点	予測結果	公害防止基準値（自主規制値）
最大レベル地点	53	昼 間：60 以下 夜 間：55 以下
地点A	36	
地点B	40	
地点C	50	
地点D	51	

注1）岩手県では、「振動規制法」に基づき、特定工場等の振動について、都市計画区域のうち用途地域が指定された地域を対象に規制されているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域である。

注2）時間区分は「振動規制法」に基づく特定工場の規制基準の区分（昼間：7時～20時、夜間：20時～7時）とした。

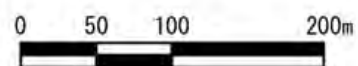


凡 例

- 対象事業実施区域
- 振動予測地点
- 最大レベル地点
- 等振動レベル線



1:5,000



この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.3-3 施設の稼働に係る振動の予測結果

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働に係る振動の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・設備機器は、可能な限り低振動型機器の採用に努める。
- ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・タービン発電機、空気圧縮機等の振動が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

施設の稼働に係る振動の評価については、表 6.3-12 に示す「施設整備基本計画」に基づく公害防止基準値（自主規制値）との整合が図られているかどうかを評価した。

施設の稼働に係る振動の評価結果は、表 6.3-13 に示すとおりである。

施設の稼働に係る振動レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 53 デシベルとなり、基準又は目標とした公害防止基準値（自主規制値）を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.3-12 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
振動レベルの 80% レンジの上端値 (L ₁₀)	「ごみ処理施設整備基本計画」(令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合) に基づく公害防止基準値（自主規制値）	昼 間：60 デシベル以下 夜 間：55 デシベル以下

表 6.3-13 施設の稼働に係る振動の評価結果

予測地点	予測結果	基準又は目標 (公害防止基準値)
最大レベル地点	53 デシベル	昼 間：60 デシベル以下 夜 間：55 デシベル以下

4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両等の運行に係る振動とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とした。

④ 予測地点

予測地点は、道路交通振動の状況に係る現地調査地点と同様の2地点とした。

⑤ 予測結果

廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の予測結果は、表 6.3-14 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両等の運行に係る振動レベルは、昼間で 42～45 デシベルとなり、参考として示した要請限度を下回るものと予測する。

表 6.3-14 廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の予測結果 (L₁₀)

単位：デシベル

予測地点	時間区分	ピーク時間帯	現況の振動レベル (現地調査結果)	増加量 ΔL	予測結果	(参考) 要請 限度
			①	②	③ (①+②)	
地点1 (一般国道46号)	昼間	10時～11時	41 (41.4)	0 (0.4)	42 (41.8)	70 以下
地点2 (一般国道46号)	昼間	9時～10時	44 (43.9)	1 (1.3)	45 (45.2)	

注1) 時間区分は要請限度の区分(昼間：7時～20時)とした。

注2) ピーク時間帯は、工事用車両の運行に係る振動の予測結果が最大になる時間帯を示している。

注3) 予測地点は、「都市計画法」の用途地域が指定されておらず、市街化調整区域であることから、「振動規制法」に基づく要請限度が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、参考として“第2種区域”の基準を表記した。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の評価については、表 6.3-15 に示す「道路交通振動に係る要請限度」との整合が図られているかどうかを評価した。

なお、予測地点は、市街化調整区域であることから、「振動規制法」に基づく要請限度が適用されない地域であるが、周辺の土地利用状況等を考慮し、“第2種区域”の基準（70 デシベル以下）を適用した。

廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の評価結果は、表 6.3-16 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両等の運行に係る振動レベルは、昼間で 42～45 デシベルとなり、基準又は目標とした要請限度を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.3-15 整合を図る基準又は目標

予測地点	用途地域	区域区分	項目	整合を図る基準又は目標
地点 1 (一般国道 46 号)	市街化調整区域	第 2 種区域	振動レベルの 80% レンジの上端値 (L ₁₀)	昼間： 70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)				

表 6.3-16 廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の評価結果

予測地点	時間区分	予測結果	基準又は目標 (要請限度)
地点 1 (一般国道 46 号)	昼間	42 デシベル	70 デシベル以下
地点 2 (一般国道 46 号)	昼間	45 デシベル	

6.4 大気環境（悪臭）

6.4.1 調査

1. 調査項目

悪臭に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・悪臭の状況（特定悪臭物質(22 物質)、臭気指数）
- ・気象の状況（風向・風速、気温・湿度）

2. 調査地域

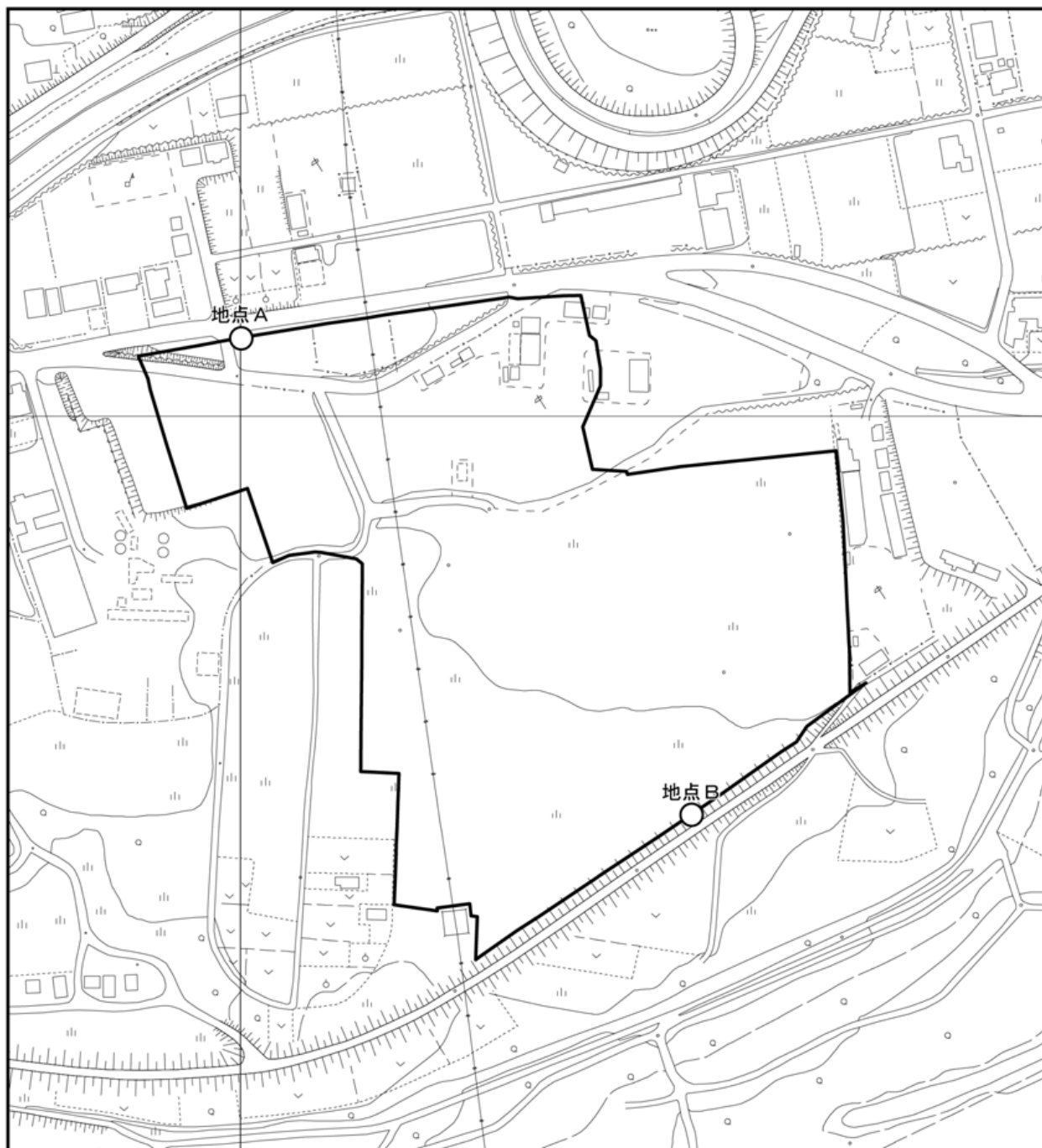
調査地域は、施設の稼働に伴う悪臭の拡散特性を踏まえて、対象事業実施区域及びその周囲とした。

3. 調査地点

調査地点は、表 6.4-1及び図 6.4-1に示すとおりである。

表 6.4-1 悪臭に係る調査地点

調査項目	地点 番号	地点名	設定根拠
特定悪臭物質濃度（22 物質） 臭気指数 気象（風向・風速、気温・湿度）	A	対象事業実施区域 （敷地境界 2 地点）	対象事業実施区域における現況 の悪臭の状況を把握するため、風上 側及び風下側の敷地境界を調査地 点として選定した。 調査当日の風向きにより、風上側 及び風下側を決定した。
	B		

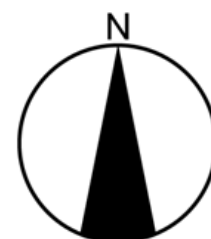


凡 例

 対象事業実施区域

 悪臭調査地点

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号



1:3,000

0 30 60 120m



図 6.4-1 悪臭に係る調査地点

4. 調査結果

(1) 悪臭の状況

悪臭の調査結果は、表 6.4-2に示すとおりである。

特定悪臭物質濃度は、一部を除き、いずれの項目も定量下限値未満となっており、臭気指数は、いずれの地点も10未満であった。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、悪臭防止法に係る特定悪臭物質の規制基準は適用されないものの、全ての項目で参考として示した規制基準を満足していた。

表 6.4-2 悪臭の調査結果

項 目		単位	冬 季		夏 季		(参考) 規制 ^{注)} 基準値
			地点A (風下側)	地点B (風上側)	地点A (風下側)	地点B (風上側)	
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1未満	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002未満	0.002未満	0.02
	硫化メチル	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005未満	0.005未満	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005未満	0.005未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002未満	0.002未満	0.02
	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	イソバレールアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
	イソブタノール	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.9
	酢酸エチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	1
	トルエン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	10
	スチレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.4
	キシレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	1
	プロピオン酸	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003未満	0.003未満	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001未満	0.0001未満	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	0.00009未満	0.00009未満	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0003	0.0003	0.001	
臭気指数		—	10 未満	10 未満	10未満	10未満	—

注1) 対象事業実施区域が位置する盛岡市は、「悪臭防止法第3条の規定による規制する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準」(平成17年12月15日 盛岡市告示第453号)に基づき、特定悪臭物質による規制地域を定めているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない。

注2) 「〇〇未満」とは、定量下限値未満を示す。

(2) 気象の状況

気象の調査結果は、表 6.4-3に示すとおりである。

冬季では東南東、夏季では南東の風向となっており、いずれの調査時点も地点Aが風下側、地点Bが風上側となっていた。

表 6.4-3 気象の調査結果

調査項目	単位	冬 季		夏 季	
		地点A (風下側)	地点B (風上側)	地点A (風下側)	地点B (風上側)
天 候	—	曇りのち雪	曇りのち雪	曇り	曇り
風 向	—	東南東	東南東	南東	南東
風 速	m/s	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満
気 温	℃	-6.5	-6.5	24.7	24.7
湿 度	%	75	75	90	90

6.4.2 予測及び評価

1. 施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭とし、アンモニア（特定悪臭物質）及び臭気指数（臭気濃度）とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、「6.1.2 3. 施設の稼働に係る二酸化窒素等」と同様に、メーカーヒアリング結果を基に大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質の排出量が最大となる諸元を用いて予測を行うこととした。

③ 予測地域

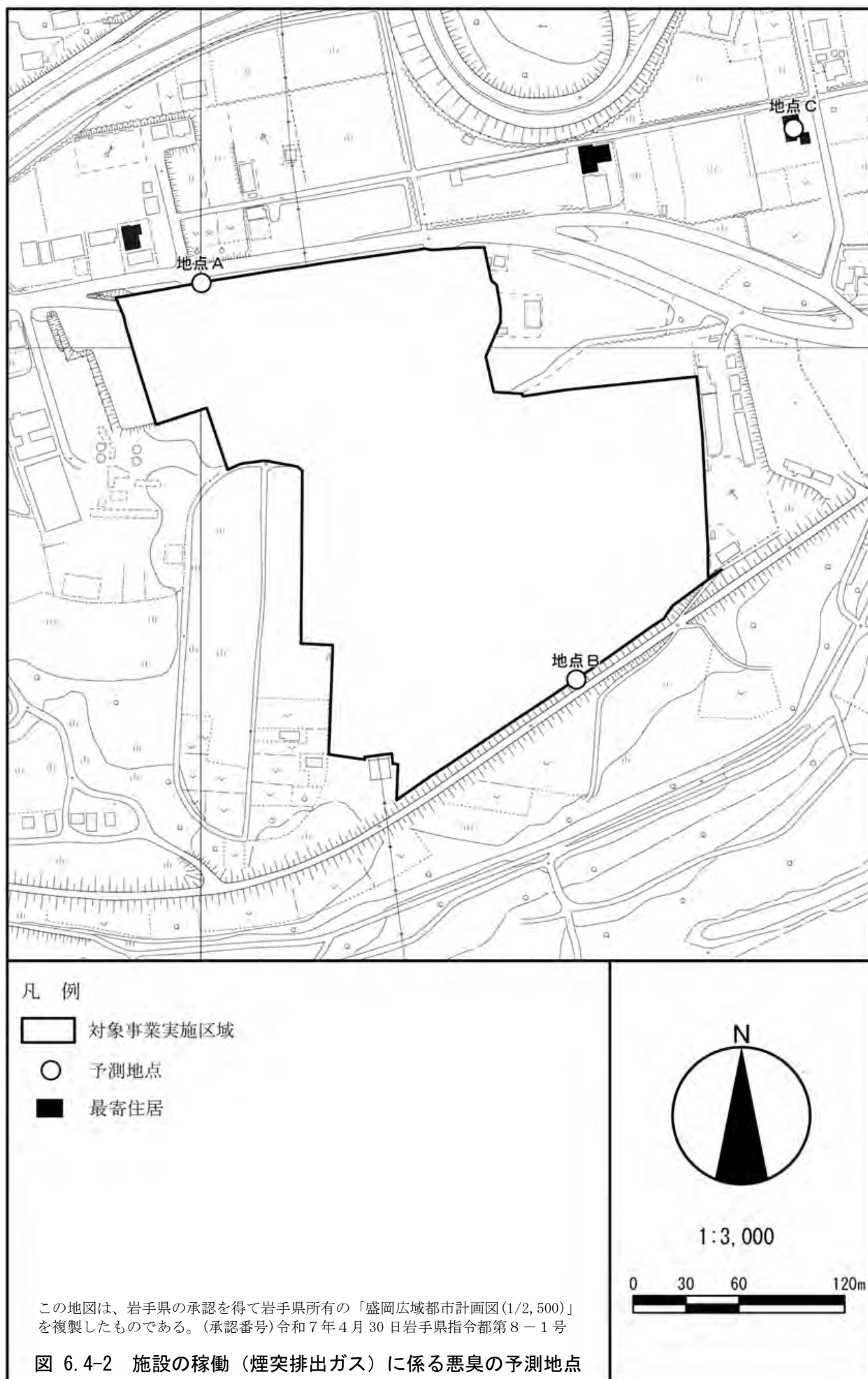
予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、「6.1.2 3. 施設の稼働に係る二酸化窒素等」で示した最大着地濃度地点のほか、図 6.4-2 に示すとおり、現地調査を行った対象事業実施区域の敷地境界 2 地点とした。

なお、方法書に対する知事意見及び盛岡市長意見を考慮し、対象事業実施区域における卓越風向（西風）の風下方向にあたる対象事業実施区域東側の住居付近も予測地点とした。

予測高さは、地上 1.5m とした。



⑤ 予測結果

施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の予測結果は、表 6.4-4 に示すとおりである。

施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭は、最大着地濃度地点を含めいずれの地点においても全ての気象条件において、アンモニアが 0.1ppm 未満、臭気指数が 10 未満となり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。

表 6.4-4 施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の予測結果

予測地点	気象条件	アンモニア (ppm)	臭気指数	出現距離 (m)
最大着地濃度地点	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	640
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	650
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	630
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	660
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	580
地点A (対象事業実施区域北側) [最寄住居付近]	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	200
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	200
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	200
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	200
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	200
地点B (対象事業実施区域南側)	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	110
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	110
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	110
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	110
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	110
地点C (対象事業実施区域 東側住居付近) [卓越風向の風下側]	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	290
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	290
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	290
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	290
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	290
公害防止基準値（自主規制値）		1	10	—

注）盛岡市は、「悪臭防止法第3条の規定による規制する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準」（平成17年12月15日 盛岡市告示第453号）に基づき、特定悪臭物質による規制地域を定めているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域となっている。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。
- ・高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解により除去する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の評価については、表 6.4-5 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の評価結果は、表 6.4-6 に示すとおりである。

施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭は、最大着地濃度地点を含めいずれの地点においても全ての気象条件において、アンモニアが 0.1ppm 未満、臭気指数が 10 未満となり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.4-5 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
アンモニア	「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）に係る公害防止基準値（敷地境界）	1 ppm 以下
臭気指数	「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）に係る公害防止基準値（敷地境界）	10 以下

注）盛岡市は、「悪臭防止法第 3 条の規定による規制する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準」（平成 17 年 12 月 15 日 盛岡市告示第 453 号）に基づき、特定悪臭物質による規制地域を定めているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域となっている。

表 6.4-6 施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭の評価結果

予測地点	気象条件	アンモニア (ppm)	臭気指数	出現距離 (m)
最大着地濃度地点	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	640
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	650
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	630
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	660
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	580
地点 A (対象事業実施区域北側) [最寄住居付近]	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	200
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	200
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	200
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	200
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	200
地点 B (対象事業実施区域南側)	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	110
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	110
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	110
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	110
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	110
地点 C (対象事業実施区域 北東側住居付近) [卓越風向の風下側]	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	290
	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	290
	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	290
	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	290
	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	290
公害防止基準値（自主規制値）		1	10	—

2. 施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭とし、特定悪臭物質及び臭気指数とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、処理方式ごとに行うものとし、焼却方式（ストーカ式）、ガス化溶融方式（シャフト炉式）及びガス化溶融方式（流動床式）の各処理方式を予測対象として、予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界とした。

⑤ 予測結果

本事業に係る悪臭防止対策としては、表 6.4-7 に示すとおりである。

本事業に係る計画施設では、悪臭防止対策として、廃棄物の搬入や荷下ろし等の作業は屋内で行い、廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する計画である。また、ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するほか、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行い、必要に応じて消臭剤を噴霧する計画である。

また、本事業で候補としている「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」の各処理方式の類似施設における悪臭の状況は、表 6.4-8 に示すとおりであり、いずれの施設においても本事業に係る計画施設から敷地境界までの距離を勘案した位置において、現地調査結果が悪臭防止法の規制基準等を満足しており、本事業ではこれらの類似施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画である。

以上のことから、本事業に係る施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭は、敷地境界において特定悪臭物質濃度及び臭気指数が本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。

表 6.4-7 本事業に係る計画施設及び類似施設での悪臭防止対策

項目	本事業に係る計画施設	類似施設
悪臭防止対策	<通常時> - 法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。 - 廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。 - 廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 - ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 - ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。 - プラットホームを適宜洗浄する。 - 廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。 - 設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 <休炉時> - 休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。 - プラットホームを適宜洗浄する。	<通常時> - 法令、県条例等を遵守する。 - 廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。 - 廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 - ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 - ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。 - プラットホームを適宜洗浄する。 <休炉時> - 設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 - 休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。 - プラットホームを適宜洗浄する。

表 6.4-8 類似施設における悪臭の調査結果

項 目		単位	類似施設①		類似施設②		類似施設③		基準値
			風上側	風下側	風上側	風下側	風上側	風下側	
ごみ処理施設からの距離		—	約 15m	約 15m	約15m	約15m	約15m	約17m	—
調査年月日		—	R7.8.18	R7.8.18	R7.8.19	R7.8.19	R7.8.26	R7.8.26	—
地上気象	天 候	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
	気 温	℃	25.8	25.8	26.4	26.4	29.7	29.7	—
	湿 度	%	73	73	75	75	85	85	—
	風 向	—	北	北	南西	南西	東北東	東北東	—
	風 速	m/s	1.0	1.0	2.1	2.1	1.0未満	1.0未満	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.8	0.1 未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002
	硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
	硫化メチル	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	イソバレールアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003
	イソブタノール	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.9
	酢酸エチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1
	トルエン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	10
	スチレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.4
	キシレン	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1
	プロピオン酸	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	0.0002	0.0003	0.0001	0.0001未満	0.0002	0.0005	0.001
	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	0.00009未満	0.00009未満	0.00009未満	0.00015	0.0009
	イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0003	0.0003	0.001
臭気指数		—	10 未満	10 未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10

注) 基準値の欄には、参考として「悪臭防止法第3条の規定による規制する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準」(平成17年12月15日盛岡市告示第453号)に係る工業地域以外の地域の規制基準値及び「ごみ処理施設整備基本計画」(令和7年6月盛岡広域環境組合)に係る公害防止基準値(自主規制値)を示した。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働(施設からの漏洩)に係る悪臭の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。
- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
- ・廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
- ・プラットホームを適宜洗浄する。
- ・廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭の評価については、表 6.4-9 に示す基準又は目標との整合が図られているかどうかについて評価した。

本事業に係る施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭は、敷地境界において特定悪臭物質濃度及び臭気指数が本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測するため、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.4-9 整合を図る基準又は目標

項目		整合を図る基準又は目標	
特定悪臭物質 (ppm)	アンモニア	1	「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）に係る公害防止基準値（敷地境界）
	メチルメルカプタン	0.002	
	硫化水素	0.02	
	硫化メチル	0.01	
	二硫化メチル	0.009	
	トリメチルアミン	0.005	
	アセトアルデヒド	0.05	
	プロピオンアルデヒド	0.05	
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
	イソブチルアルデヒド	0.02	
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	
	イソバレールアルデヒド	0.003	
	イソブタノール	0.9	
	酢酸エチル	3	
	メチルイソブチルケトン	1	
	トルエン	10	
	スチレン	0.4	
	キシレン	1	
	プロピオン酸	0.03	
	ノルマル酪酸	0.001	
	ノルマル吉草酸	0.0009	
	イソ吉草酸	0.001	
臭気指数		10	「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）に係る公害防止基準値（敷地境界）

注）盛岡市は、「悪臭防止法第 3 条の規定による規制する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準」（平成 17 年 12 月 15 日 盛岡市告示第 453 号）に基づき、特定悪臭物質による規制地域を定めているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域となっている。

6.5 水環境（水質）

6.5.1 調査

1. 調査項目

水質に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・浮遊物質質量及び流量の状況（浮遊物質質量、水素イオン濃度、一般観測項目、流量）
- ・気象の状況（降水量）
- ・土質の状況（土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性）

2. 調査地域

調査地域は、工事中において濁水が流入すると考えられる対象事業実施区域及びその下流域とした。

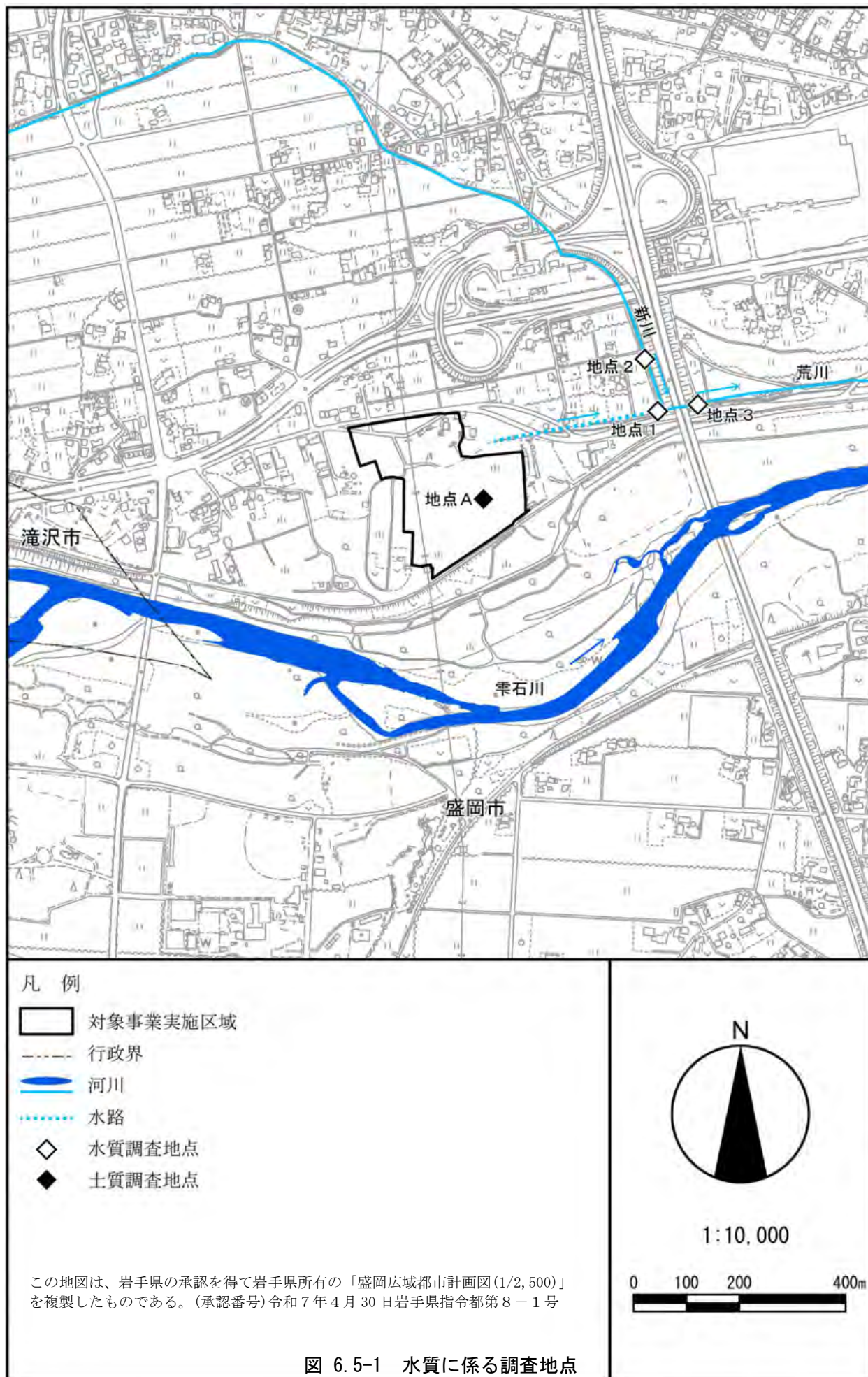
3. 調査地点

調査地点は、表 6.5-1及び図 6.5-1に示すとおりである。

なお、気象の状況については、対象事業実施区域及びその周囲における気象官署である盛岡地方気象台とした。

表 6.5-1 水質に係る調査地点

調査項目	地点番号	地点名	設定根拠
浮遊物質質量及び 流量の状況	1	水路（新川との合流前）	工事中の排水の放流先である水路であり、公共用水域である新川との合流前の地点として選定した。
	2	新川上流側	工事中の排水の放流先である水路と新川の合流箇所の上流側の地点として選定した。
	3	新川下流側	工事中の排水の放流先である水路と新川の合流箇所の下流側の地点として選定した。
土質の状況	A	対象事業実施区域	対象事業実施区域内の土質の状況を把握するために選定した。



4. 調査結果

(1) 浮遊物質量、流量の状況及び気象の状況

浮遊物質量及び流量の調査結果は表 6.5-2に、調査前後の降雨状況は表 6.5-3及び図 6.5-2に示すとおりである。

調査地点とした新川は、「環境基本法」に係る環境基準の類型指定はされていないものの、参考として新川と下流で合流する諸葛川における環境基準〔A類型〕浮遊物質量：25mg/L以下と比較すると、浮遊物質量の測定結果は、調査1回目が3～5 mg/L、2回目が100～160mg/L、3回目が73～90mg/L、4回目が19～20mg/Lとなっており、いずれの地点もピーク時には環境基準値を上回る状況となっていた。

また、調査当日の降雨時における新川の流量は0.023～1.01m³/sとなっており、調査当日の最大時間降水量は10mm/hとなっていた。

なお、対象事業実施区域からの排水が流入する調査地点1の水路については、調査当日の降雨時において、水の流れを確認することができなかったほか、他の環境要素に係る約1年間の現地調査期間中においても水が流れている様子が確認されない状況であった。

表 6.5-2 浮遊物質量及び流量の調査結果

調査項目		単位	調査地点							
			地点2				地点3			
			新川（水路合流前）				新川（水路合流後）			
			1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目
調査月日		—	R7.9.18	R7.9.18	R7.9.18	R7.9.18	R7.9.18	R7.9.18	R7.9.18	R7.9.18
採取時刻		—	6:38	8:33	10:20	13:20	6:20	8:23	10:01	13:03
天 気		—	雨	雨	雨	雲	雨	雨	雨	曇
降雨状況		—	前日：あり（22mm/日）、当日：あり（25mm/日）							
一般観測項目	気 温	℃	19.6	19.4	18.7	20.0	19.6	19.4	18.7	20.0
	水 温	℃	20.7	20.2	20.2	21.5	20.7	20.1	20.0	21.4
	外 観	—	微黄色透明	褐色濁	褐色濁	弱褐色濁	微黄色透明	褐色濁	褐色濁	弱褐色濁
	臭 気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	色 度	度	14	16	18	26	15	15	27	26
	透視度	度	100 以上	12	11	45	100 以上	11	11	43
	濁 度	度	5.4	63	53	18	6.2	73	68	20
水素イオン濃度(pH)		—	7.3	7.0	6.7	6.8	7.4	7.1	6.8	6.9
浮遊物質量(SS)		mg/L	3	100	73	19	5	160	90	20
流 量		m ³ /s	0.023	0.389	0.857	0.197	0.026	0.265	1.01	0.202

注1) 調査地点1の水路については、流水が確認されなかった。

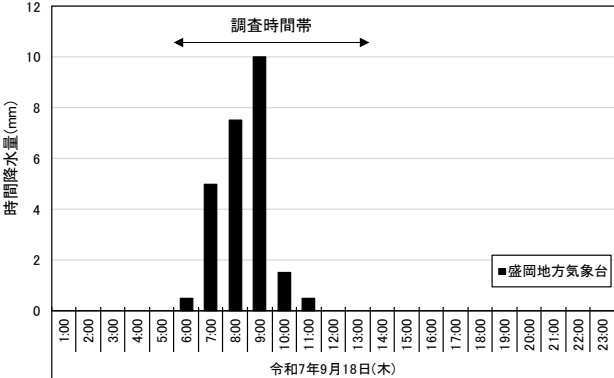
注2) 降雨状況は、盛岡地方気象台の観測結果を示す。

表 6.5-3 降雨時調査時の降水量の状況

調査実施日	調査地点	日降水量	時間最大降水量
令和7年9月18日(木)	盛岡地方気象台	25mm/日	10mm/h

注) 時間最大降水量は、毎正時における1時間毎の降水量データを基に示している。

出典：「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁HP、令和8年1月閲覧）



出典：「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁 HP、令和8年1月閲覧）

図 6.5-2 降雨時調査時の降水量の状況

(2) 土質の状況

対象事業実施区域内において実施したボーリング調査等の結果によると、対象事業実施区域内の地質は、地表から表土・埋め土等（土質：礫混じり粘土・粘土、礫混じり砂）、自然堤防を構成する沖積層（土質：玉石混じり砂礫、礫混じり粘土）がほぼ水平に分布している。

対象事業実施区域における粒度試験結果は表 6.5-4に、土壌沈降試験の結果は表 6.5-5に示すとおりである。

対象事業実施区域内の土壌の粒度組成は、粒径0.075mm以下のシルト分や粘土分が45.5%となっており、粒径0.075mm以上の礫分、砂分が概ね半数以上を占める粒度組成となっている。

また、沈降試験結果によると浮遊物質量は、経過時間 1 分で初期値の約55%に減少し、試験開始から約24時間で初期値の10%以下に減少する結果となっている。

表 6.5-4 粒度組成

区 分		粒度組成 (%)
礫分	粗礫(19～75mm)	2.7
	中礫(4.75～19mm)	14.7
	細礫(2～4.75mm)	5.4
砂分	粗砂(0.850～2mm)	5.2
	中砂(0.250～0.850mm)	12.3
	細砂(0.075～0.250mm)	14.2
シルト分	シルト(0.005～0.075mm)	26.8
粘土分	粘土(0.005mm 未満)	18.7
(参考)粒径 0.075mm 以下		45.5

注) 粒度組成は、石分を除いた 75mm 未満の土質材料に対する百分率を示す。

表 6.5-5 土壌沈降試験結果

経過時間 (分)	沈降速度 (m/s)	浮遊物質量 (mg/L)	浮遊物質量の残留率
0	—	2,000	1.0000
1	3.3×10^{-3}	1,100	0.5500
2	1.6×10^{-3}	900	0.4500
5	6.4×10^{-4}	780	0.3900
10	3.1×10^{-4}	710	0.3550
30	1.0×10^{-4}	590	0.2950
60	4.8×10^{-5}	480	0.2400
120	2.3×10^{-5}	360	0.1800
240	1.1×10^{-5}	290	0.1450
480	5.4×10^{-6}	250	0.1250
1,440	1.7×10^{-6}	170	0.0850
2,880	7.8×10^{-7}	140	0.0700

注1) 沈降試験開始時の底から水面までの距離を 40cm とし、開始時の採取深度は水面下 20cm とした。

注2) 浮遊物質量の残留率は、攪拌した経過時間 0 分の初期浮遊物質量を 1 とした場合の経過時間後の浮遊物質量の割合を示す。

6.5.2 予測及び評価

1. 工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁り

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁りとし、降雨時の浮遊物質の濃度とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその下流域とした。

④ 予測地点

予測地点は、現地調査を行った調査地点のうち、工事中の排水が合流する新川の地点3とした。

⑤ 予測結果

本事業の工事計画では、造成工事等が予定されており、工事の実施に伴う土砂の掘削や裸地の出現等により降雨時の濁水の発生が考えられる。このため、本事業では、濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行で整備のうえ、一時的に雨水を貯留し、調整池に貯留した雨水は、土砂を沈殿させた後に、場外に排水する計画である。

さらに、降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わないほか、雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する等の対策を講じる。

なお、対象事業実施区域からの排水が流入する現地調査地点1の水路については、現地調査当日の降雨時においても水の流れを確認することができなかったほか、他の環境要素に係る約1年間の現地調査期間中においても当該水路に水が流れている様子が確認されない状況であった。

以上のことから、本事業における工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁りの影響については、公共用水域の水質の変化は小さいものと予測する。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁りの影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わない。
- ・雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する。
- ・仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。
- ・雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置などの対策を行う。

6.6 その他の環境（日照障害）

6.6.1 調査

1. 調査項目

日照障害に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・土地利用及び地形の状況

2. 調査地域

調査地域は、土地利用及び地形の特性を踏まえて、対象事業実施区域及びその周囲とした。

3. 調査期間等

調査期間は、冬至日付近の令和6年12月19日（木）及び20日（金）とした。

4. 調査結果

(1) 土地利用及び地形の状況

保全対象となる住居等は、対象事業実施区域の北西側及び北東側に主に立地している。

対象事業実施区域内は、一部の事業所のほか、鉄塔などの日影が生じる工作物等が存在しているものの、大部分は雑草地等となっており、著しい日影を生じさせるような土地利用や地形とはなっていない。

6.6.2 予測及び評価

1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測結果

冬至日における日影の予測結果は、時刻別日影図を図 6.6-4 に、等時間日影図を図 6.6-5 に示すとおりである。

時刻別日影図では、煙突の日影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に日影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると1時間以上の日影となる範囲は対象事業実施区域近傍になり、住居等は存在しないものと予測する。

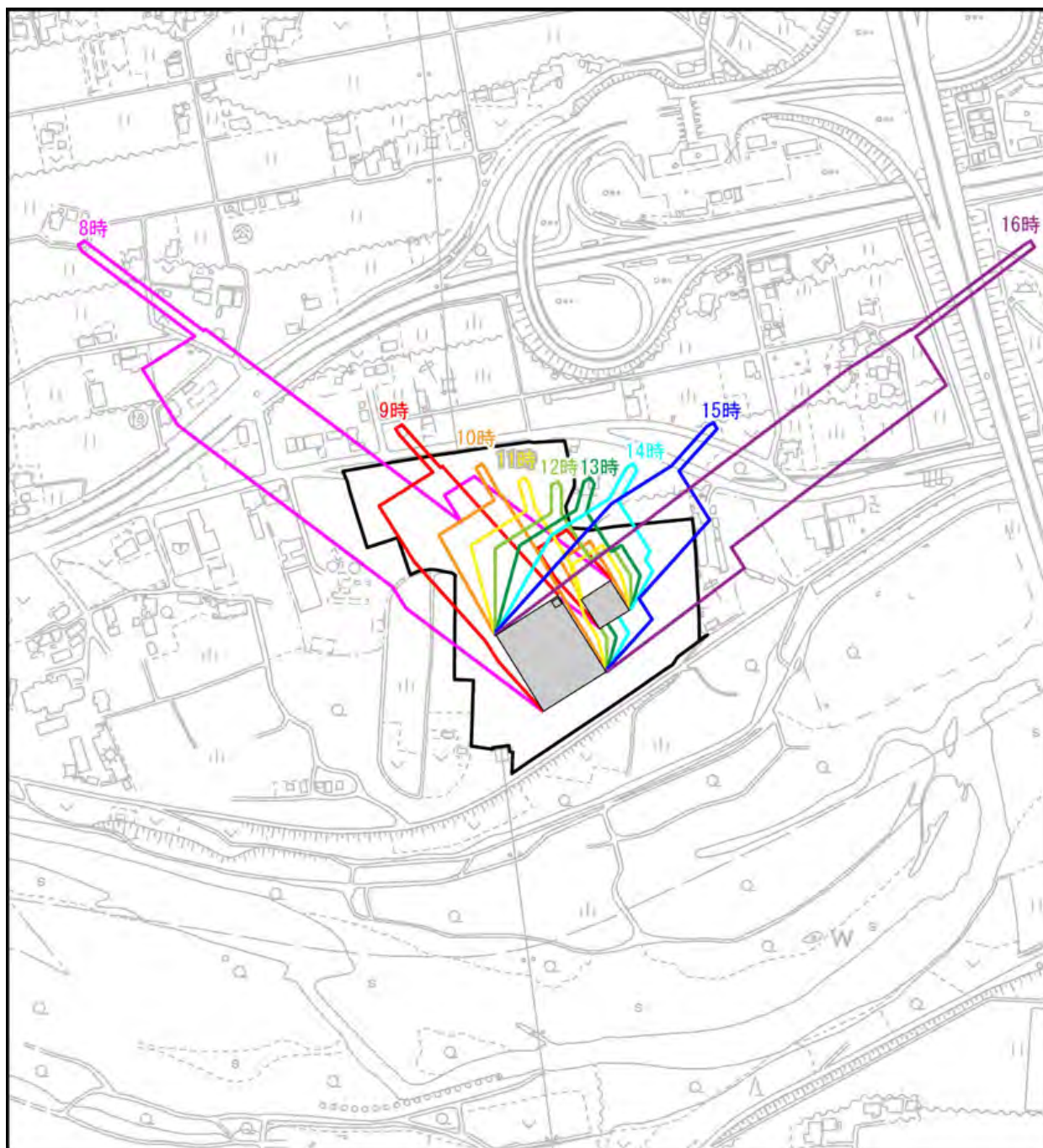
また、対象事業実施区域周辺に適用される日影規制は表 6.6-1 に、日影規制面における等時間日影図は図 6.6-6 に示すとおりである。対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、用途地域指定のない区域における「建築基準法」及び「岩手県建築基準法施行条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で5時間を超えないこと、10m以上で3時間を超えないこと）が適用される。

本事業の計画施設に係る等時間日影は、「建築基準法」及び「岩手県建築基準法施行条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で5時間を超えないこと、10m以上で3時間を超えないこと）を満足するものと予測する。

表 6.6-1 対象事業実施区域周辺に適用される日影規制

地域または区域	制限を受ける建築物	測定面(平均地盤面からの高さ)	規制日影時間 (敷地境界線からの水平距離)	
			5 m < ℓ ≤ 10 m	10 m < ℓ
第1種・第2種低層住居専用地域	軒高 > 7 m または 地上階数 ≥ 3	1.5 m	4	2.5
第1種・第2種中高層住居専用地域	建築物の高さ > 10 m	4 m	4	2.5
第1種・第2種住居地域、準住居地域	建築物の高さ > 10 m	4 m	5	3
用途地域指定のない区域	建築物の高さ > 10 m	4 m	5	3

出典：「建築基準法による建築物の高さ制限について」（平成26年5月 盛岡市）



凡 例

 対象事業実施区域

時刻別日影線

 8時	 11時	 14時
 9時	 12時	 15時
 10時	 13時	 16時

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.6-1 計画施設に係る時刻別日影図



1:6,000

0 60 120 240m



凡 例

対象事業実施区域

等時間日影線

1 時間	4 時間	7 時間
2 時間	5 時間	8 時間
3 時間	6 時間	

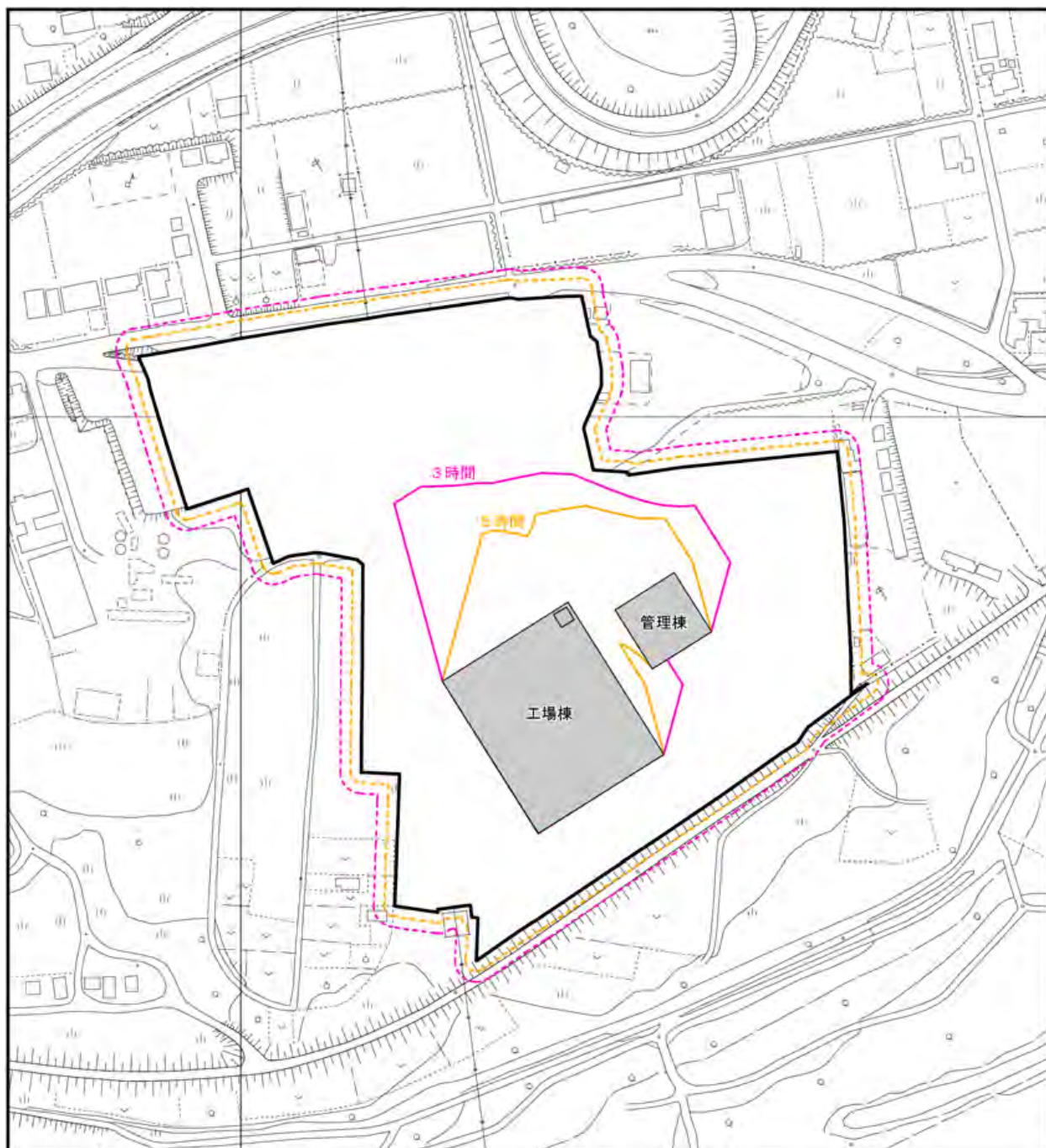


1:3,000

0 30 60 120m

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.6-2 計画施設に係る等時間日影図



凡 例

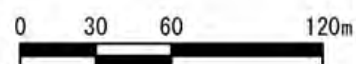
- 対象事業実施区域
- 10mライン（日影規制：敷地境界からの水平距離）
- 5mライン（日影規制：敷地境界からの水平距離）
- 3時間以上（日影規制時間）
- 5時間以上（日影規制時間）

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

図 6.6-3 計画施設に係る等時間日影図（日影規制面）



1:3,000



(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・建築物を可能な限り小さくすることにより、対象事業実施区域外に及ぶ日影の範囲を小さくする。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・北側に向かって高さを抑えた勾配の屋根にする等、建築物の形状を工夫することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。

b. 基準又は目標との整合性に係る評価

事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害については、表 6.6-2 に示す「建築基準法」及び「岩手県建築基準法施行条例」に基づく日影規制との整合が図られているかどうかを評価した。

事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害の影響は、日影規制（敷地境界線からの水平距離が 5～10m 以内で 5 時間を超えないこと、10m 以上で 3 時間を超えないこと）を満足することから、基準との整合は図られるものと評価する。

表 6.6-2 整合を図る基準又は目標

項目	整合を図る基準又は目標	
日影規制	「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 法律第 201 号） 「岩手県建築基準法施行条例」（平成 12 年 3 月 岩手県条例第 37 号）	敷地境界線から $5\text{ m} < \ell \leq 10\text{ m}$: 5 時間以下 敷地境界線から $10\text{ m} < \ell$: 3 時間以下

6.7 その他の環境（電波障害）

6.7.1 調査

1. 調査項目

電波障害に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・土地利用及び地形の状況
- ・テレビジョン放送電波の状況（受信画質、電波の強度、受信形態）

2. 調査地域

調査地域は、土地利用及び地形の特性を踏まえて、対象事業実施区域及びその周囲とした。

3. 調査地点

調査地点は、図 6.7-1に示すとおりである。テレビ電波受信障害が発生すると想定される地域を考慮して、計19地点とした。

4. 調査結果

(1) 土地利用及び地形の状況

対象事業実施区域内は、一部の事業所のほか、鉄塔などの工作物等が存在しているものの、大部分は雑草地等となっており、テレビジョン放送電波の状況に影響を及ぼす施設、地形等は存在しない。

(2) テレビジョン放送電波の状況（受信画質、電波の強度、受信形態）

① 受信画質及び電波の強度

受信画質及び電波の強度に係る調査結果は、表 6.7-1(1)～(3)に示すとおりである。

調査地点における各放送局の画像評価は、全ての受信局及び地点で正常に受信（○）されていた。

品質評価は、一部、受信状況が良好でない地点が存在するものの、概ねきわめて良好（A）以上で受信されていた。

表 6.7-1(1) 受信画質及び電波の強度に係る調査結果（盛岡局）

調査地点	調査項目	受信局名（盛岡局）						アンテナ高
		NHK総合	NHK教育	I B C 岩手放送	テレビ 岩手	岩手 めんこいテレビ	岩手 朝日テレビ	
		ch14	ch13	ch16	ch18	ch20	ch22	
1	画像評価 ^{注1)}	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価 ^{注2)}	A	A	A	A	A	A	
2	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
3	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
4	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
5	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
6	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
7	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
8	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
9	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
10	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
12	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
17	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	B	C	
19	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	

注1) 画像評価は次の基準による評価である。

○：正常に受信 △：ブロックノイズや画面フリーズあり ×：受信不能

注2) 品質評価は次の基準による評価である。

A：きわめて良好：画像評価○で、BER ≤ 1E-8

B：良好：画像評価○で、1E-8 < BER < 1E-5

C：おおむね良好：画像評価○で、1E-5 ≤ BER ≤ 2E-4

D：不良：画像評価○ではあるが、BER > 2E-4、又は画像評価△

E：受信不能：画像評価×

表 6. 7-1 (2) 受信画質及び電波の強度に係る調査結果 (雫石中継局)

調査地点	調査項目	受信局名 (雫石中継局)						アンテナ高
		NHK総合	NHK教育	I B C 岩手放送	テレビ 岩手	岩手 めんこいテレビ	岩手 朝日テレビ	
		ch14	ch13	ch16	ch18	ch20	ch22	
1	画像評価 ^{注1)}	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価 ^{注2)}	A	A	A	A	A	A	
2	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	B	A	A	A	A	B	
11	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
12	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
13	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
14	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
15	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	

注1) 画像評価は次の基準による評価である。

○: 正常に受信 △: ブロックノイズや画面フリーズあり ×: 受信不能

注2) 品質評価は次の基準による評価である。

A: きわめて良好: 画像評価○で、BER ≤ 1E-8

B: 良好: 画像評価○で、1E-8 < BER < 1E-5

C: おおむね良好: 画像評価○で、1E-5 ≤ BER ≤ 2E-4

D: 不良: 画像評価○ではあるが、BER > 2E-4、又は画像評価△

E: 受信不能: 画像評価×

表 6. 7-1 (3) 受信画質及び電波の強度に係る調査結果 (谷地山中継局)

調査地点	調査項目	受信局名 (谷地山中継局)						アンテナ高
		NHK総合	NHK教育	I B C 岩手放送	テレビ 岩手	岩手 めんこいテレビ	岩手 朝日テレビ	
		ch14	ch13	ch16	ch18	ch20	ch22	
1	画像評価 ^{注1)}	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価 ^{注2)}	A	A	A	A	A	A	
10	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
16	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
17	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
18	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	
19	画像評価	○	○	○	○	○	○	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	

注1) 画像評価は次の基準による評価である。

○: 正常に受信 △: ブロックノイズや画面フリーズあり ×: 受信不能

注2) 品質評価は次の基準による評価である。

A: きわめて良好: 画像評価○で、BER ≤ 1E-8

B: 良好: 画像評価○で、1E-8 < BER < 1E-5

C: おおむね良好: 画像評価○で、1E-5 ≤ BER ≤ 2E-4

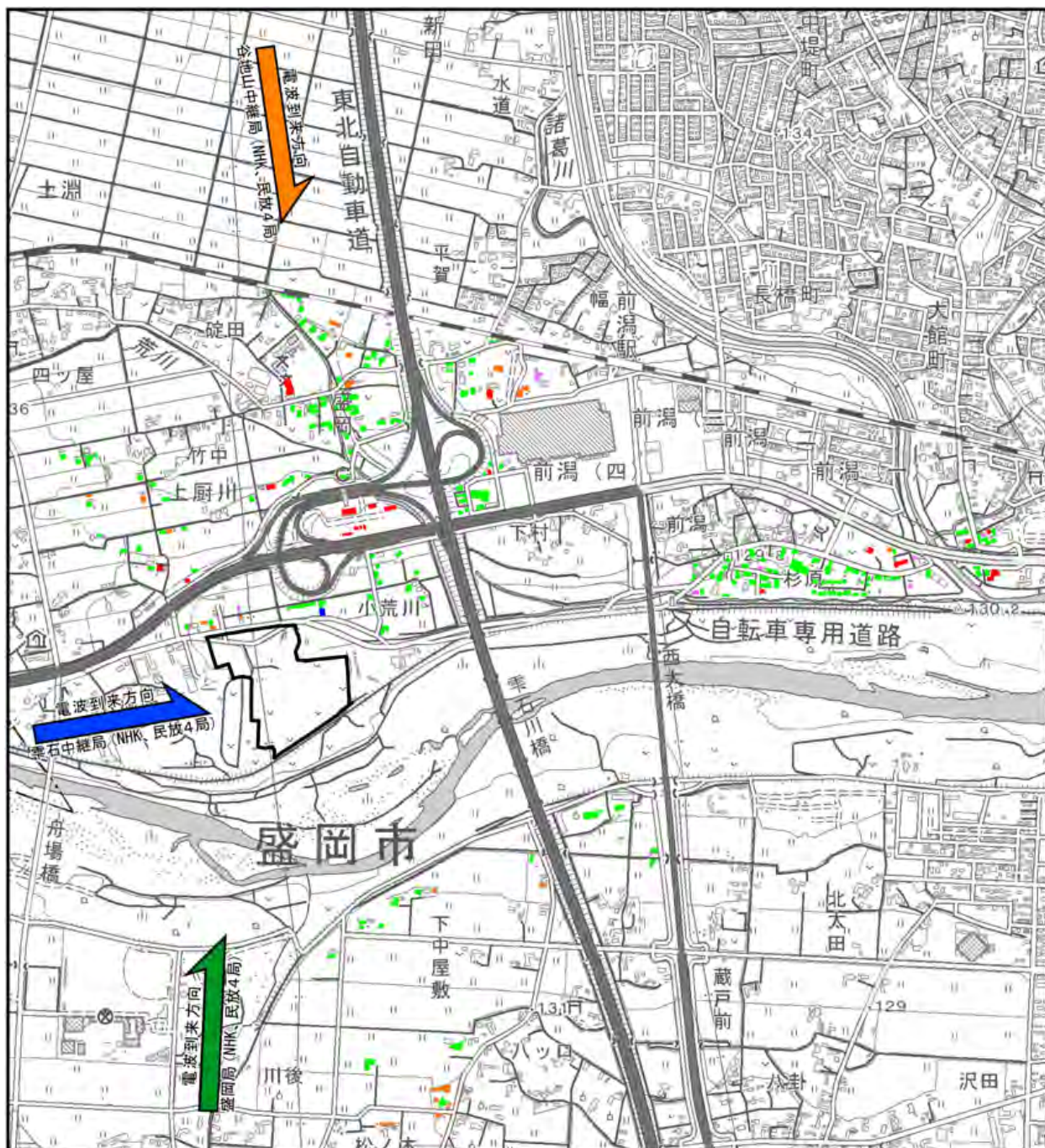
D: 不良: 画像評価○ではあるが、BER > 2E-4、又は画像評価△

E: 受信不能: 画像評価×

② 受信形態

対象事業実施区域及びその周囲における受信形態の状況は、図 6. 7-2 に示すとおりである。

調査地域においては、盛岡局から受信している建屋が多くを占めており、一部、雫石中継局や谷地山中継局から受信している建屋も存在していた。



凡 例

対象事業実施区域

行政界

盛岡局アンテナ

雫石中継局アンテナ

NTT光テレビ視聴建物

谷地山中継局アンテナ

視聴方法不明建物



1:15,000

0 150 300 600m

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 6.7-2 受信形態の状況

6.7.2 予測及び評価

1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測結果

a. 地上デジタル放送

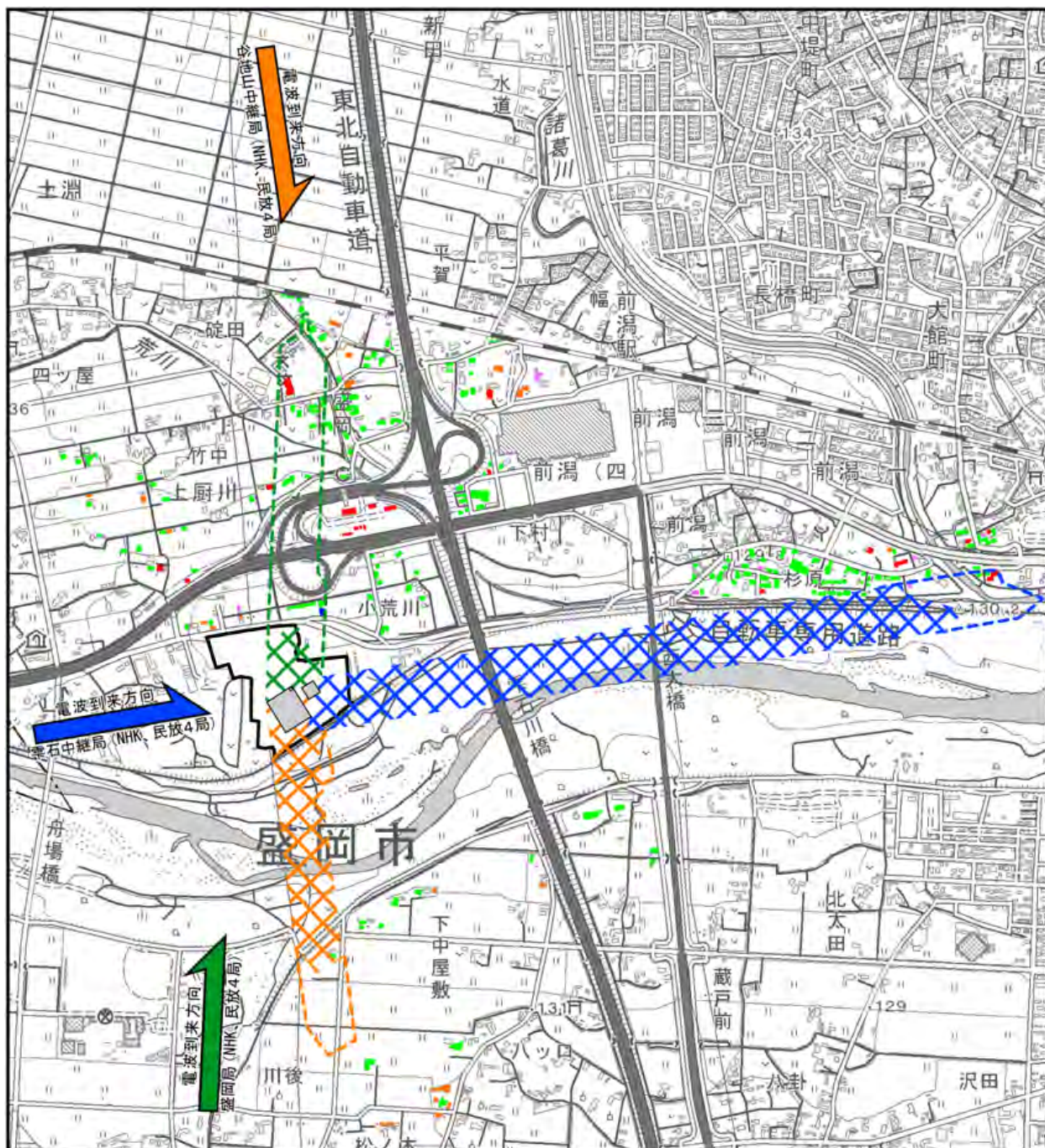
計画施設による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、表 6.7-2 及び図 6.7-3 に示すとおり、盛岡局からの遮へい障害範囲については、計画施設の北方向に最大距離約 152m で発生するものと予測する。雫石中継局からの遮へい障害範囲については、計画施設の東方向に最大距離約 1,528m で発生するものと予測する。谷地山中継局からの遮へい障害範囲については、計画施設の南方向に最大距離約 573m で発生するものと予測する。

また、遮へい障害予測範囲内の受信障害を受ける棟数は、全ての放送局において 0 棟と予測する。

表 6.7-2 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害の予測結果（地上デジタル放送）

放送局	障害種別	方向	障害距離 ^{注)} (最大値)	障害幅 (最大値)	遮へい障害予測範囲内の 受信障害を受ける棟数
盛岡局	遮へい	北	約 152m	約 131m	0
雫石中継局	遮へい	東	約1,528m	約 127m	0
谷地山中継局	遮へい	南	約 573m	約 138m	0

注) 障害距離は、計画施設外壁からの距離である。



凡 例

対象事業実施区域

行政界

盛岡局アンテナ

雫石中継局アンテナ

NTT光テレビ視聴建物

遮へい障害予測範囲（盛岡局）

遮へい障害要確認範囲（盛岡局）

遮へい障害予測範囲（雫石中継局）

遮へい障害要確認範囲（雫石中継局）

遮へい障害予測範囲（谷地山中継局）

遮へい障害要確認範囲（谷地山中継局）

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

谷地山中継局アンテナ

視聴方法不明建物



1:15,000

0 150 300 600m

図 6.7-3 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害の予測結果（地上デジタル放送）

b. 衛星放送

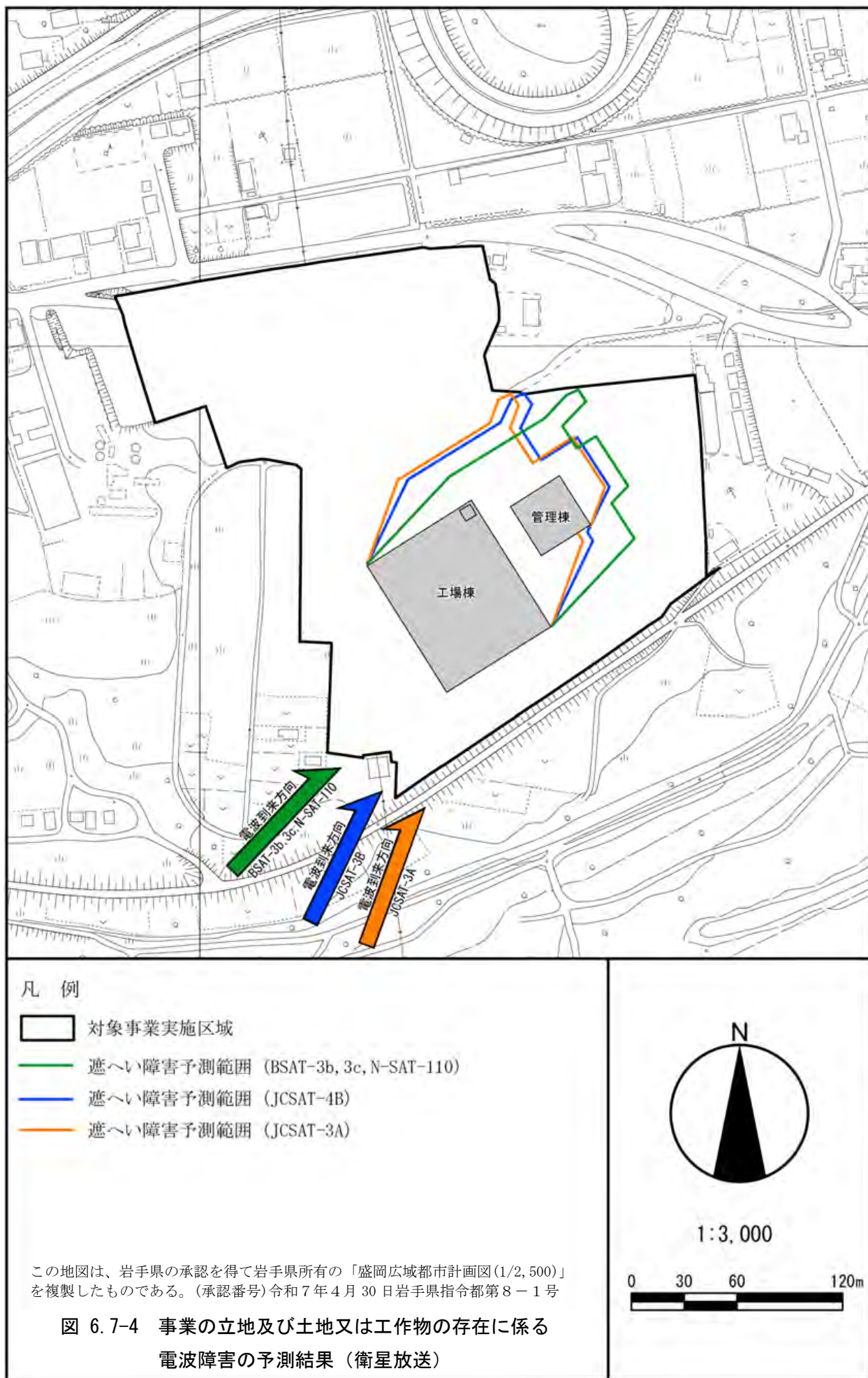
計画施設による衛星放送の遮へい障害予測範囲は表 6.7-3 及び図 6.7-4 に示すとおり、計画施設の北東方向にわずかに発生するものの、その大半は対象事業実施区域内となる。

また、遮へい障害予測範囲内の受信障害を受ける棟数は、全ての放送局において 0 棟と予測する。

表 6.7-3 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害の予測結果（衛星放送）

放送局	障害種別	方向	障害距離 ^{注)} (最大値)	障害幅 (最大値)	遮へい障害予測範囲内の 受信障害を受ける棟数
B S 放送 110° C S 放送	遮へい	北東	約88m	約102m	0
C S 放送 (JCSAT-3A)	遮へい	北東	約65m	約113m	0
C S 放送 (JCSAT-4B)	遮へい	北東	約68m	約111m	0

注) 障害距離は、計画施設外壁からの距離である。



(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・本事業に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、実態を確認のうえ、適切な改善対策を講じる。
- ・工事中及び供用時には問合せ窓口を設置し、電波障害に関する問合せが住民からあった場合には、実態を確認のうえ、迅速かつ適切な対応を行う。

6.8 動物

6.8.1 調査

1. 調査項目

動物に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び魚類その他の主な水生動物に係る動物相の状況
- ・動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況
- ・注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

2. 調査地域

陸生動物については、対象事業実施区域から約200mの範囲とし、調査地点及び調査ルートはこの範囲に含まれる植生を網羅できる場所を選定した。

行動圏の広い猛禽類については、出現する可能性のある猛禽類の行動圏に応じた調査範囲として、対象事業実施区域から約1km以内の範囲を基本とした。

また、魚類、底生動物については、対象事業実施区域北東側の河川、用水路及び南側の雫石川河川敷内の河道内湿地とした。

調査地域は、図 6.8-1 (1)～(3)に示すとおりである。

3. 調査地点

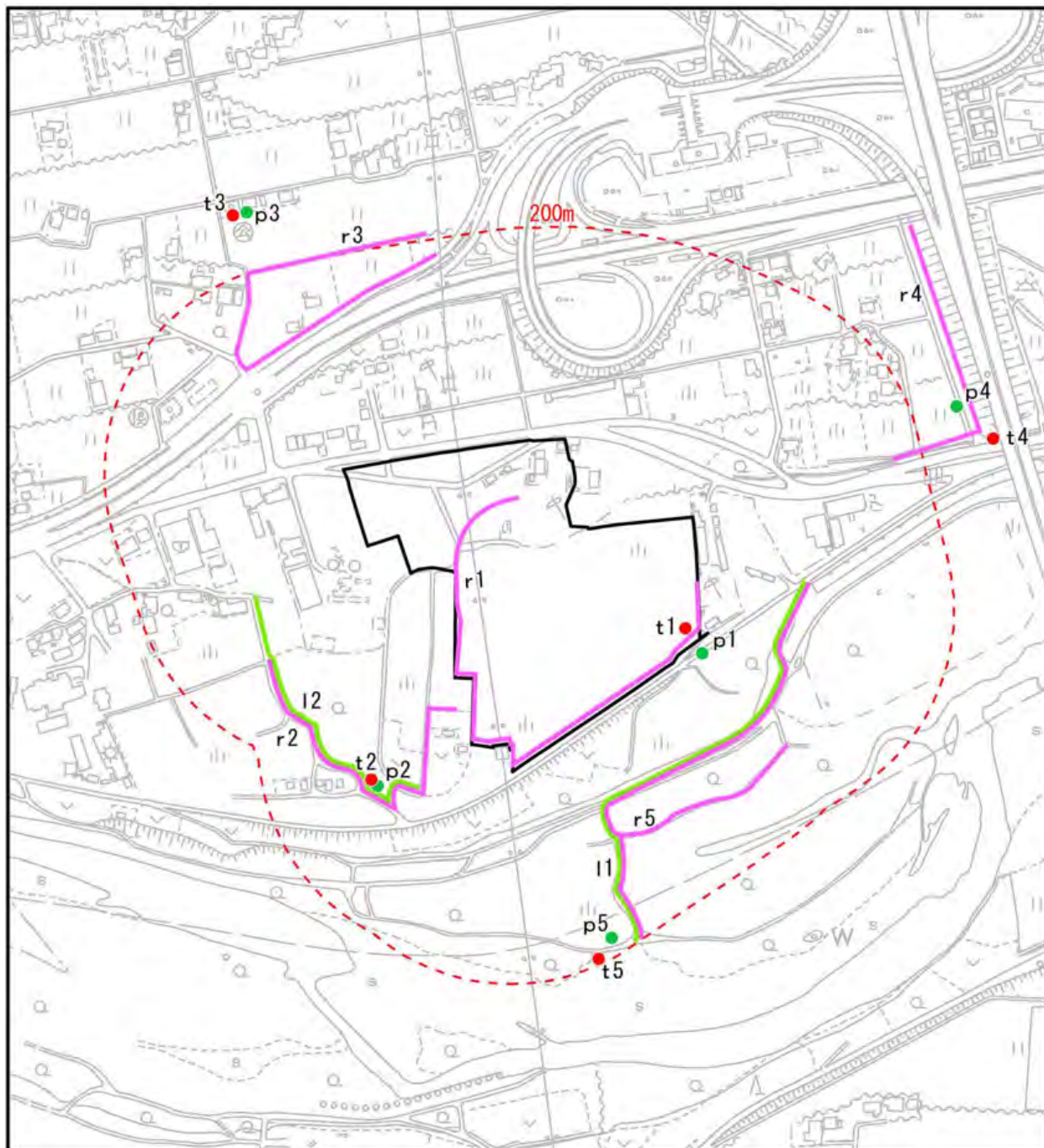
調査地点は、表 6.8-1及び図 6.8-1 (1)～(3)に、調査地点の設定根拠は表 6.8-2に示すとおりである。

表 6.8-1 動物の調査地点

調査地点				
既存資料調査	脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び魚類その他の主な水生動物に係る動物相の状況		盛岡市及び滝沢市全域	
現地調査	哺乳類	任意観察法		5ルートを中心とした任意の範囲
		捕獲調査		5地点（10個/地点）
		自動撮影法		5地点（1台/地点）
		夜間調査		—
	鳥類	任意観察法		—
		ラインセンサス法		2ルート（30分程度/ルート）
		ポイントセンサス法		4地点（1時間/地点）
		夜間調査		—
		猛禽類	定点観察法	5定点（8時間/日）
	林内踏査		—	
	昆虫類 クモ類	任意採集法		5ルートを中心とした任意の範囲
		ベイトトラップ法		5地点（10個/地点）
		ライトトラップ法		5地点
	両生類	任意観察法		5ルートを中心とした任意の範囲
	は虫類	任意観察法		5ルートを中心とした任意の範囲
	底生動物	任意採集法		4地点
魚類	捕獲調査		4地点	

表 6.8-2 動物の調査地点の設定根拠

調査項目	調査地点	設定根拠
哺乳類 昆虫類	t1	対象事業実施区域内の畑雑草群落（高茎草本群落を含む）に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t2	対象事業実施区域南西側の畑雑草群落に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t3	対象事業実施区域北西側の水田雑草群落に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した（現地の状況を踏まえて、地点を変更した）。
	t4	対象事業実施区域東北側の小河川及び水田雑草群落（緑の多い住宅地）に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した。
	t5	対象事業実施区域南側の自然裸地（河畔林）に生息する哺乳類及び昆虫類の生息状況を確認する地点として設定した（現地の状況を踏まえて、地点を変更した）。
鳥類	p1	対象事業実施区域内の畑雑草群落（高茎草本群落を含む）に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	p2	対象事業実施区域南西側の畑雑草群落に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	p3	対象事業実施区域北西側の水田雑草群落に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した（現地の状況を踏まえて、地点を変更した）。
	p4	対象事業実施区域北東側の小河川及び水田雑草群落（緑の多い住宅地）に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した。
	p5	対象事業実施区域南側の自然裸地（河畔林）に生息する鳥類の生息状況を確認する地点として設定した（自然度の高い場所であり、礫河原を利用する鳥類の生息状況を確認するため、知事意見を踏まえて、方法書から追加して設定した）。
	l1	対象事業実施区域南側の自然裸地（河畔林）に生息する鳥類の生息状況を確認するルートとして設定した（現地の状況を踏まえて、一部センサスラインを変更した）。
	l2	対象事業実施区域西側の畑雑草群落及び落葉広葉樹林に生息する鳥類の生息状況を確認するルートとして設定した。
哺乳類 鳥類 昆虫類 クモ類 両生類 は虫類	r1	対象事業実施区域内に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r2	対象事業実施区域南西側の畑雑草群落に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r3	対象事業実施区域北西側の水田雑草群落に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r4	対象事業実施区域北東側の小河川及び水田雑草群落（緑の多い住宅地）に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
	r5	対象事業実施区域南側の自然裸地（河畔林）に生息する動物の生息状況を確認するルートとして設定した。
底生動物 魚類	w1	対象事業実施区域北東側に位置する新川（上流側）に生息する魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。
	w2	工事中の排水の放流先である水路に生息する魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。
	w3	対象事業実施区域北東側に位置する新川（下流側）に生息する魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。
	w4	対象事業実施区域南側に位置する雫石川の河道内湿地に生息する魚類及び底生動物の生息状況を確認する地点として設定した。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲
- 哺乳類、昆虫類及びクモ類調査地点(t)
- 鳥類調査地点
 - ポイントセンサス法(p)
 - ラインセンサス法(l)
 - 任意踏査ルート(r)

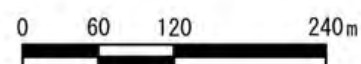
この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/10,000)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

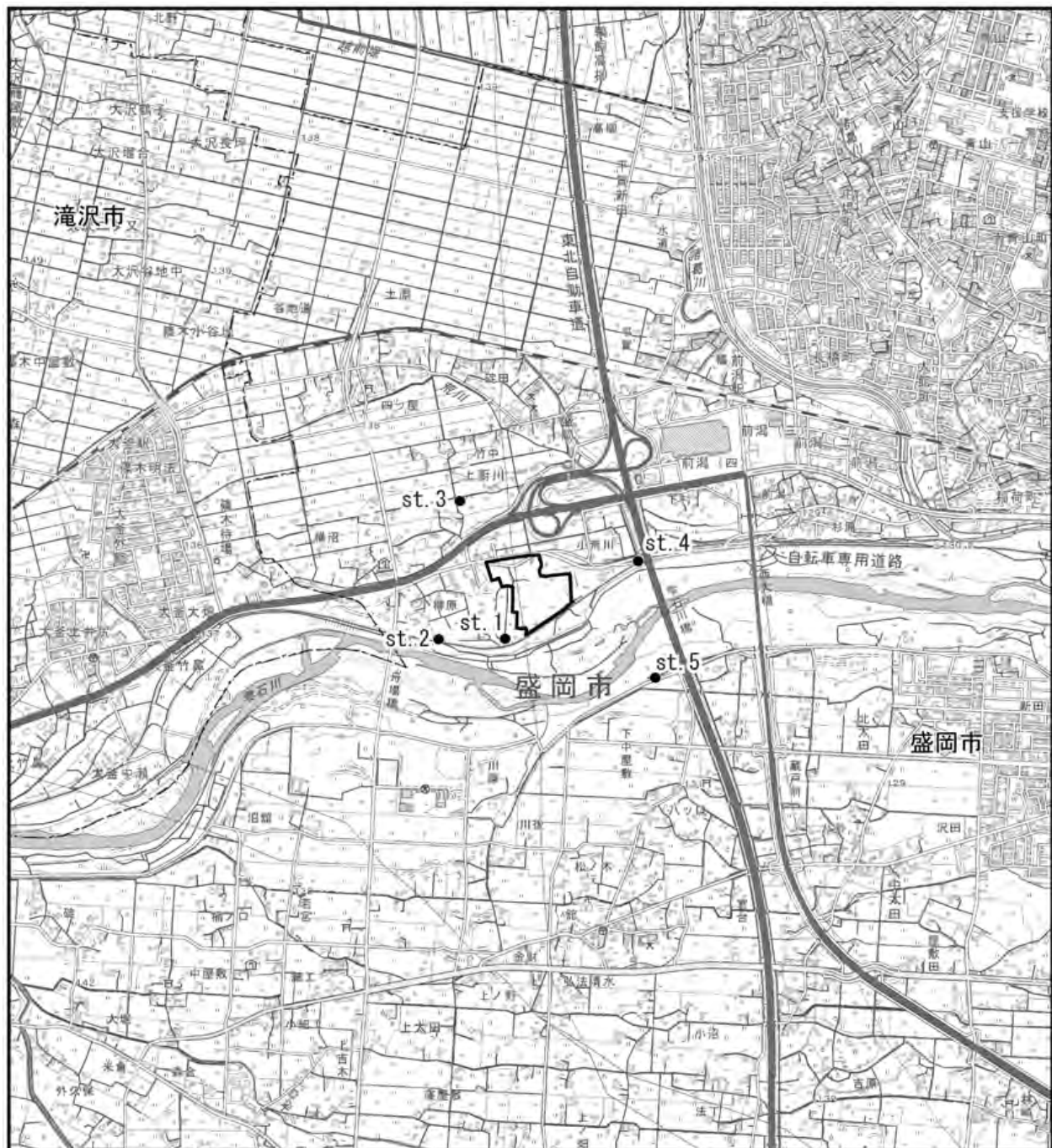
注) 調査範囲及び地点は方法書で示した対象事業実施区域の敷地境界より200mを基本とし、調査を実施した。

図 6.8-1(1) 動物調査範囲及び調査地点
(哺乳類、鳥類、昆虫類、クモ類)



1:6,000



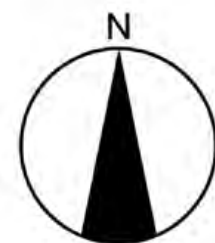


凡 例

- 対象事業実施区域
- 調査定点
- 行政界

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

注) 対象事業実施区域変更に伴う調査定点の変更はなく、方法書で示した定点で調査を実施した。



1:25,000

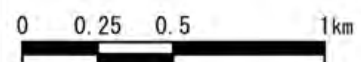
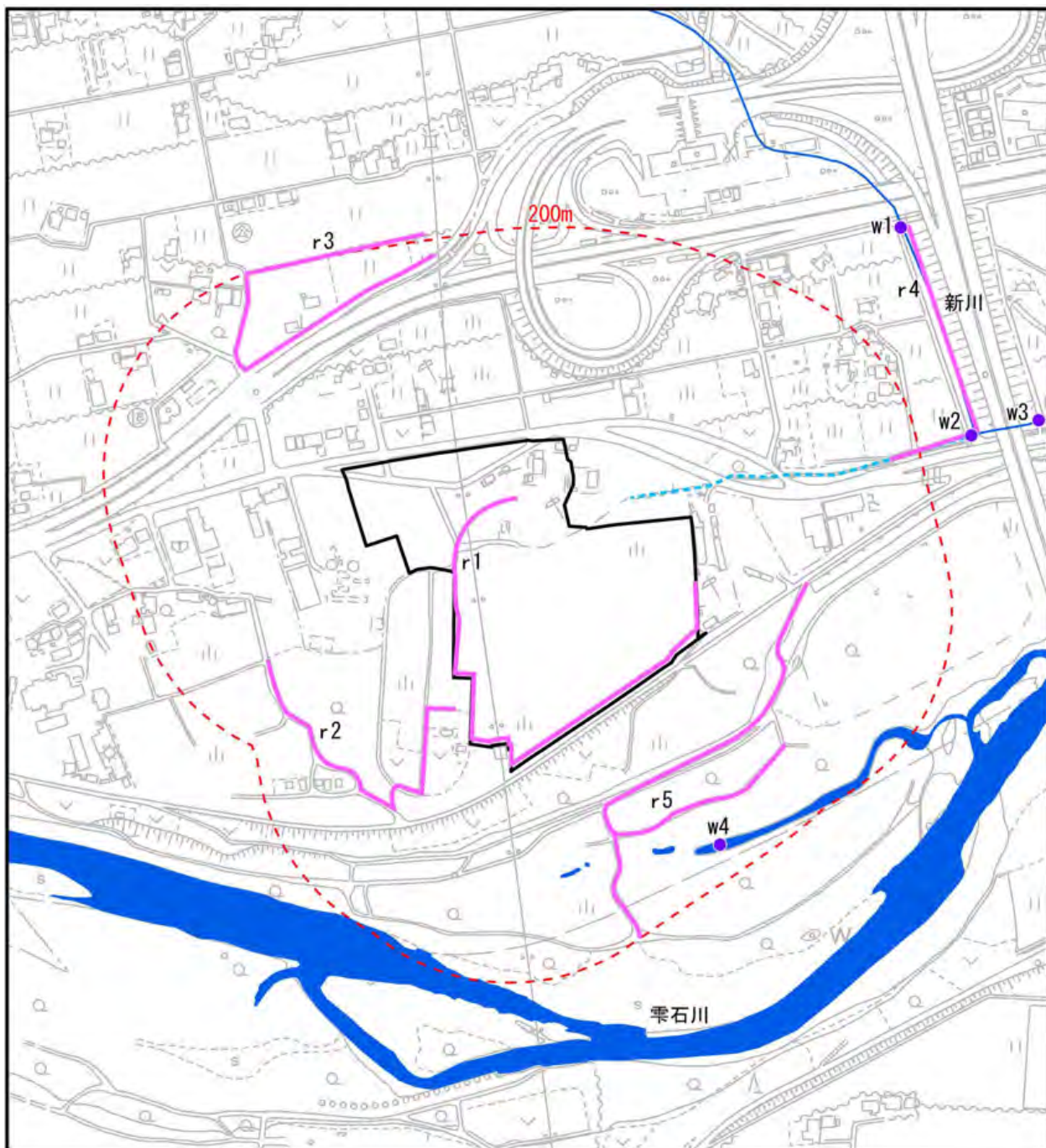


図 6.8-1 (2) 動物調査範囲及び調査地点 (猛禽類)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲
- 河川等水域
- 水路
- 魚類・底生動物調査地点(w)
- 任意踏査ルート(r)

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/10,000)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号

注) 調査範囲及び地点は方法書で示した対象事業実施区域の敷地境界より200mを基本とし、調査を実施した。



1:6,000

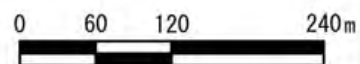


図 6.8-1 (3) 動物調査範囲及び調査地点

(両生類、は虫類、魚類、底生動物)

4. 調査結果

(1) 既存資料調査結果

既存資料調査結果は、「3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」に示したとおりである。

(2) 現地調査結果

① 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び魚類その他の主な水生動物に係る動物相の状況

a. 哺乳類

哺乳類の確認種は、表 6.8-3 に示すとおりである。

現地調査は、任意観察法（フィールドサイン法）、捕獲調査（トラップ法）、自動撮影法及び夜間調査（コウモリ類を対象とした調査）を実施した。

現地調査の結果、6 目 10 科 14 種の哺乳類の生息が確認された。

確認された種は、東北地方の河川敷を生息環境とする種が中心であり、対象事業実施区域及びその近傍では、耕作地や草地に適応する種が確認された。

このうち、ホンドギツネについては、調査範囲内で営巣地及び繁殖活動の痕跡が確認された。営巣地は対象事業実施区域外西側の樹林内に位置しており、営巣地周辺では幼獣のものと推測される糞や、獲物であるトウホクノウサギの遺骸が確認された。

また、大型種であるニホンツキノワグマは、個体の確認はなかったものの、雪解け後に糞が確認された。調査範囲周辺では地元住民等による目撃情報があり、これを裏付ける結果が得られた。その他、ホンダタヌキ、アカネズミ、トウホクノウサギ等の生息が広範囲で確認され、調査範囲周囲にも広く生息しているものと考えられた。

表 6.8-3 哺乳類の確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期				
					春季	夏季	秋季	冬季	その他
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	ホンシュウヒミズ	<i>Urotrichus talpoides hondonis</i>			●		
2			アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>	●		●		
3	コウモリ目（翼手目）	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ	<i>Vespertilio sinensis</i>		●			
4			イエコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>	●	●	●		
5	ネコ目（食肉目）	イヌ科	ホンドギツネ	<i>Vulpes vulpes japonica</i>	●	●	●	●	●
6			ホンダタヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides viverrinus</i>	●	●	●	●	●
7		クマ科	ニホンツキノワグマ	<i>Ursus thibetanus japonicus</i>	●				
8		イタチ科	ニホンイタチ	<i>Mustela itatsi itatsi</i>		●		●	●
9			ニホンアナグマ	<i>Meles meles anakuma</i>		●			
10		ジャコウネコ科	ハクビシン	<i>Paguma larvata</i>	●	●			
11	旧ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	ニホンイノシシ	<i>Sus scrofa leucomystax</i>		●			
12	ネズミ目（げっ歯目）	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>				●	●
13		ネズミ科	アカネズミ	<i>Apodemus speciosus</i>	●	●	●	●	●
14	ウサギ目（兔目）	ウサギ科	トウホクノウサギ	<i>Lepus brachyurus angustidens</i>	●	●	●	●	
計	6 目	10 科	14 種		8 種	10 種	7 種	6 種	5 種

注1) 種名及び配列については「日本の哺乳類[改訂版]」、「日本の哺乳類」、「日本産哺乳類全種分類表」を参考とした。

注2) 「その他」は別項目の調査において確認された種。

b. 鳥類

鳥類の確認種は、表 6.8-4(1)、(2)に示すとおりである。

調査結果は、任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、夜間調査、猛禽類調査において確認された鳥類について記録した。

現地調査の結果、12 目 31 科 53 種の鳥類が確認された。

表 6.8-4(1) 鳥類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期					
					春季	繁殖期	夏季	秋季	冬季	その他
1	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	<i>Cygnus cygnus</i>					●	●
2			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>		●	●	●		●
3			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>	●					●
4	キジ目	キジ科	キジ	<i>Phasianus versicolor</i>	●	●	●	●		●
5	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>		●	●			●
6			カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>		●				●
7	ハト目	ハト科	キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>	●	●	●	●	●	●
8	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	●	●				●
9		シギ科	イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>		●				●
10	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>	●	●	●			●
11	ペリカン目	サギ科	アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>	●	●	●	●		●
12			ダイサギ	<i>Ardea alba</i>		●		●		●
13	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	●					●
14		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>			●			●
15			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>						●
16			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>						●
17			トビ	<i>Milvus migrans</i>	●	●		●		●
18			ノスリ	<i>Buteo japonicus</i>	●	●	●	●		●
19	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>		●		●		●
20	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	<i>Yungipicus kizuki</i>	●	●	●	●	●	●
21			アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>	●	●	●	●	●	●
22			アオゲラ	<i>Picus awokera</i>					●	●
23	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>			●			●
24			チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>						●
25			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>			●			●
26	スズメ目	モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>		●				●
27		カラス科	オナガ	<i>Cyanopica cyanus</i>			●			●
28			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>	●	●	●	●	●	●
29			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>	●	●	●	●	●	●
30		シジュウカラ科	ヤマガラ	<i>Sittiparus varius</i>		●			●	●
31			コガラ	<i>Poecile montanus</i>	●					●
32			シジュウカラ	<i>Parus cinereus</i>	●	●	●	●	●	●
33		ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>	●					●
34		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	●	●	●	●	●	●
35		ツバメ科	ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>			●			●

表 6.8-4(2) 鳥類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期					
					春季	繁殖期	夏季	秋季	冬季	その他
36	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	<i>Horornis diphone</i>	●	●	●	●	●	●
37		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>				●	●	●
38		ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>		●				●
39		メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>	●					●
40		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	<i>Sitta europaea</i>		●			●	●
41		ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	●	●	●			●
42			コムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>		●	●			●
43		ツグミ科	ツグミ	<i>Turdus eunomus</i>	●				●	●
44		ヒタキ科	キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>		●				●
45		スズメ科	スズメ	<i>Passer montanus</i>	●	●	●	●	●	●
46		セキレイ科	ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>	●	●	●			●
47			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>	●	●		●	●	●
48		アトリ科	ベニマシコ	<i>Carpodacus sibiricus</i>					●	●
49			カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>	●	●	●	●		●
50		ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>	●	●	●	●	●	●
51			カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>	●					●
52			アオジ	<i>Emberiza personata</i>	●			●	●	●
53	ハト目	ハト科	カワラバト (ドバト)	<i>Columba livia</i>	●					●
計	12 目	31 科	53 種		29 種	32 種	25 種	21 種	19 種	53 種

注) 科名、種名等の配列は、原則として「日本鳥類目録第8版」(令和6年9月 日本鳥学会)に準拠した。

ア. 一般鳥類

確認された種のうちカモ目やチドリ目、カワウ等の水鳥は、主な利用場所を雫石川とする種が調査地点の上空を通過する様子が確認されたものであり、サギ科は対象事業実施区域付近の水田で見られることはあったが、種数、個体数ともに少なかった。

対象事業実施区域内では、高茎草本となるオギ群落でオオヨシキリが、樹林縁のブッシュではウグイスが複数確認され、これらに托卵するカッコウやホトトギスのさえずりも確認された。これらの他に、繁殖期に確認された種(猛禽類を除く)は、アカゲラ、ゴジュウカラ、オナガ、コムクドリ等樹林性の種が多く確認され、対象事業実施区域内外のヤナギ科を始めとする樹木を利用していると考えられた。

調査範囲は雫石川の河川敷に位置するが、北側は工場や耕作地等、植生がやや単調で、乾燥が進んでいると考えられることから、都市部周辺にも適応しているキジバト、コゲラ、シジュウカラ、ハシブトガラス等が確認された。

イ．猛禽類調査

猛禽類の確認種は、表 6.8-5 に示すとおりである。

調査の結果、2 目 3 科 8 種の猛禽類（トビを除く）が確認された。

確認された猛禽類のうち、最も多く確認された種はノスリであり、対象事業実施区域周辺で飛翔する個体やパーチ（とまり）個体が確認された。次いで、ハチクマ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、チゴハヤブサ、チョウゲンボウが確認された。

これらの種は、飛翔範囲や行動、雫石川河川時期の樹林でトビの巣が複数確認されたことを踏まえて、いずれも対象事業実施区域内及び近傍で繁殖している可能性は低いと考えられた。オオタカについては対象事業実施区域外遠方でオオタカのものと推察される巣が確認されたものの、その後トビが利用していることが明らかとなった。

対象事業実施区域内の利用としては、オオタカに縄張り監視の様子が見られたほか、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、ノスリの採餌行動が確認されたことから、これらの種は採餌場所として利用している可能性がある。

表 6.8-5 猛禽類確認種一覧

No	目名	科名	種名	令和 6 年				
				3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
1	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ		●			●
2		タカ科	ハチクマ				●	●
3			ハイタカ	●		●	●	
4			オオタカ	●	●			
5			ノスリ	●	●	●	●	●
6	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				●	
7			チゴハヤブサ					●
8			ハヤブサ			●	●	
計	2 目	3 科	8 種	3 種	3 種	3 種	5 種	4 種

注) 科名、種名等の配列は、原則として「日本鳥類目録第 8 版」（令和 6 年 9 月 日本鳥学会）に準拠した。

c. 昆虫類

ア. 昆虫類

昆虫類の目別確認種は表 6.8-6 に示すとおりである。

現地調査の結果、20 目 277 科 2,076 種の昆虫類が確認された。

確認された種は、東北地方の平地に典型的な種が大部分を占めた。特に自然度の高い環境や、特殊な環境に生息する種はほとんど確認されなかったが、幅広い種群の生息が認められ、本地域は昆虫類の生息環境として比較的良好な状態が維持されていると考えられた。

対象事業実施区域は、雫石川の河川敷に成立した耕作地が、草地、樹林に遷移が進んでいると考えられる場所である。雫石川よりは標高が高く、乾燥化が進んでいると考えられ、オギを主体とした高茎草本群落が広がる中に、ヤナギ科を始めとする樹木が散見された。ヤナギ科樹木は対象事業実施区域全体に散見され、コムラサキ、ヤナギカワウンカといったヤナギ科を食草とする種のほか、シロスジカミキリ等の広食性の種や樹液に集まるカナブン等のコウチュウ目やベニシタバ日本亜種等のチョウ目、オオスズメバチ等のハチ目が多く見られた。対象事業実施区域東側はニセアカシアが多く見られ、春季に開花した際はセイヨウミツバチの採蜜に適する樹木として知られているが、利用種は少なく、チョウ目の来集は見られなかった。西側にはクリやヤマグワ、オニグルミ等が混在しており、クリシギゾウムシやクワカミキリ等生育する樹種に依存する種や、これらの葉や花、樹液に来集する広食性の種に利用されており、多様な種が見られた。

対象事業実施区域外の東側や北側の水田や、南側の河川敷地内の溜まりには、クロゲンゴロウ、コガムシ、ミズカマキリ等の水生昆虫のほか、オツネントンボやヒメアカネ等のトンボ目等、種数、個体数ともに多く見られた。

表 6.8-6 昆虫類目別確認種数

目名	科数	種数	主な確認種
トビムシ(粘管目)	6	14	フクロムラサキトビムシ、ザウテルアヤトビムシ
カゲロウ(蜉蝣目)	5	34	モンカゲロウ、フタバコカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ
ハサミムシ(革翅目)	2	4	ヒゲジロハサミムシ、キバネハサミムシ
カワゲラ(積翅目)	4	8	オナシカワゲラ、フタツメカワゲラ
ナナフシ(竹節目)	1	1	ナナフシモドキ
カマキリ(蟷螂目)	1	3	コカマキリ、オオカマキリ、カマキリ
ゴキブリ(網翅目)	2	4	ヤマトゴキブリ、モリチャバネゴキブリ
シロアリ(等翅目)	1	1	ヤマトシロアリ
バッタ(跳躍目)	13	39	エンマコオロギ、ハラオカメコオロギ、カンタン、マダラスズ、コロギス、ハタケノウマオイ、ハラヒシバッタ、ショウリョウバッタ
チャタテムシ(嚙虫目)	2	4	ホソチャタテ
トンボ(蜻蛉目)	9	29	オツネトンボ、アジアイトトンボ、オニヤンマ ノシメトンボ、アキアカネ、ヒメアカネ、シオカラトンボ
アザミウマ(総翅目)	2	5	キロハナアザミウマ、イネクダアザミウマ
カメムシ(半翅目)	41	242	アブラゼミ、ツマグロオオヨコバイ、セジロウンカ、ミズカマキリ、 ヒゲナガカメムシ、エサキモンキツノカメムシ、ヤナギカワウンカ
アミメカゲロウ(脈翅目)	7	19	ヤマトヒメカゲロウ、ヤマトクサカゲロウ
シリアゲムシ(長翅目)	2	3	ヤマトシリアゲ、ブライアシリアゲ
トビケラ(毛翅目)	9	33	ヒゲナガカワトビケラ、アオヒゲナガトビケラ
コウチュウ(鞘翅目)	48	447	クロゲンゴロウ、オヒラタゴミムシ、コガムシ、サクラコガネ、カナ ブン、ヒメカメノコテントウ、クリシギゾウムシ、クワカミキリ、シロ スジカミキリ、ヤナギルリハムシ
チョウ(鱗翅目)	38	415	チャミノガ、アカマダラノメイガ、モンキチョウ、ヤマトシジミ日本 本土亜種、メスグロヒョウモン、コムラサキ、テנקロアツバ、フ タテンキョトウ、ベニシタバ日本亜種
ハエ(双翅目)	48	429	キリウジガガンボ、セスジユスリカ、ネグロミズアブ、アオメア ブ、ムナスジショウジョウバエ
ハチ(膜翅目)	36	342	オスグロハバチ、ギンケハラボソコマユバチ、アズマオオズア リ、クロヤマアリ、オオスズメバチ、シロスジヒゲナガハナバチ、 セイヨウミツバチ
20 目	277 科	2,076 種	—

イ. クモ類

クモ類の確認種は、表 6.8-7(1)～(3)に示すとおりである。

現地調査の結果、1 目 17 科 108 種のクモ類が確認された。

確認された種は、平地で一般的に見られる典型的な種が大部分を占めた。

特に自然度の高い環境や、特殊な環境に生息する種はほとんど確認されなかったが、幅広い種群の生息が認められ、本地域はクモ類の生息環境として比較的良好な状態が維持されていると考えられた。

表 6.8-7(1) クモ類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期		
					春季	夏季	秋季
1	クモ目	ヒメグモ科	オナガグモ	<i>Ariamnes cylindrogaster</i>	●	●	
2			カグヤヒメグモ	<i>Parasteatoda culicivora</i>	●	●	
3			オオヒメグモ	<i>Parasteatoda tepidariorum</i>	●		
4			ヒロハヒメグモ	<i>Takayus latifolius</i>		●	
5			シモフリヒメグモ	<i>Yunohamella lyrica</i>		●	
6		コガネグモ科	ヤエンオニグモ	<i>Araneus macacus</i>			●
7			ビジョオニグモ	<i>Araneus mitificus</i>			●
8			マメオニグモ	<i>Araneus nojimai</i>	●		
9			アオオニグモ	<i>Araneus pentagrammicus</i>	●		
10			ツノオニグモ	<i>Araneus stella</i>			●
11			ヤマオニグモ	<i>Araneus uyemurai</i>			●
12			オニグモ	<i>Araneus ventricosus</i>	●		
13			トガリハナオニグモ	<i>Araniella displicata</i>	●		
14			ムツボシオニグモ	<i>Araniella yaginumai</i>		●	
15			ナガコガネグモ	<i>Argiope bruennichi</i>	●		●
16			ゴミグモ	<i>Cyclosa octotuberculata</i>		●	
17			<i>Cyrtarachne</i> 属の一種	<i>Cyrtarachne</i> sp.	●		●
18			キザハシオニグモ	<i>Gibbaranea abscissa</i>	●	●	
19			コガネグモダマシ	<i>Larinia argiopiformis</i>	●		●
20			ナカムラオニグモ	<i>Larinioides cornutus</i>		●	●
21			ドヨウオニグモ	<i>Neoscona adianta</i>	●	●	●
22			ワキグロサツマノミダマシ	<i>Neoscona mellottei</i>			●
23			コゲチャオニグモ	<i>Neoscona punctigera</i>			●
24			ヤマシロオニグモ	<i>Neoscona scylla</i>		●	●
25			ジョロウグモ	<i>Nephila clavata</i>	●		●
26			サカグチトリノフンダマシ	<i>Paraplectana sakaguchii</i>			●
27			ズグロオニグモ	<i>Yaginumia sia</i>		●	
28		アシナガグモ科	オオシロカネグモ	<i>Leucauge celebesiana</i>		●	●
29			コシロカネグモ	<i>Leucauge subblanda</i>			●
30			キララシロカネグモ	<i>Leucauge subgemmea</i>			●
31			ヨツボシヒメアシナガグモ	<i>Pachygnatha quadrimaculata</i>	●		
32			ハラビロアシナガグモ	<i>Tetragnatha extensa</i>		●	●
33			ヤサガタアシナガグモ	<i>Tetragnatha maxillosa</i>	●	●	●
34			ミドリアシナガグモ	<i>Tetragnatha pinicola</i>			●
35			アシナガグモ	<i>Tetragnatha praedonia</i>	●	●	●
36			ウロコアシナガグモ	<i>Tetragnatha squamata</i>	●		●
37			エゾアシナガグモ	<i>Tetragnatha yesoensis</i>			●
38			アシナガグモ属の一種	<i>Tetragnatha</i> sp.		●	●
39		サラグモ科	コウシサラグモ	<i>Neriere clathrata</i>		●	
40			タイリクサラグモ	<i>Neriere emphana</i>		●	
41			シロブチサラグモ	<i>Neriere radiata</i>		●	
42			スソグロサラグモ	<i>Ostearius melanopygius</i>		●	
43			サラグモ科の一種(1)	<i>Linyphiidae</i> sp.1	●		
44			サラグモ科の一種(2)	<i>Linyphiidae</i> sp.2	●		
45			サラグモ科の一種(3)	<i>Linyphiidae</i> sp.3		●	
46		ウズグモ科	マネキグモ	<i>Miagrammopes orientalis</i>		●	

表 6.8-7(2) クモ類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期		
					春季	夏季	秋季
47	クモ目	タナグモ科	イナズマクサグモ	<i>Agelena labyrinthica</i>			●
48			クサグモ	<i>Agelena silvatica</i>		●	●
49			コクサグモ	<i>Allagelena opulenta</i>	●		
50			アズマヤチグモ	<i>Coelotes kitazawai</i>		●	
51			メガネヤチグモ	<i>Pireneitega luctuosa</i>	●		
52			タナグモ科の一種(1)	Agelenidae sp.1	●	●	●
53			タナグモ科の一種(2)	Agelenidae sp.2		●	●
54		ナミハグモ科	ナミハグモ科の一種	Cybaeidae sp.			●
55		シボグモ科	シボグモ	<i>Anahita fauna</i>		●	●
56		ササグモ科	ササグモ	<i>Oxyopes sertatus</i>	●	●	
57			ササグモ属の一種	<i>Oxyopes</i> sp.			●
58		キシダグモ科	イオウヒロハシリグモ	<i>Dolomedes sulfureus</i>	●		●
59			アズマキシダグモ	<i>Pisaura lama</i>	●		
60		コモリグモ科	カガリビコモリグモ	<i>Arctosa depectinata</i>	●		●
61			エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>	●		
62			フジイコモリグモ	<i>Arctosa fujii</i>		●	●
63			ハラクロコモリグモ	<i>Lycosa coelestis</i>			●
64			ウヅキコモリグモ	<i>Pardosa astrigera</i>	●	●	●
65			ハリゲコモリグモ	<i>Pardosa laura</i>		●	
66			キクヅキコモリグモ	<i>Pardosa pseudoannulata</i>			●
67			カイゾクコモリグモ	<i>Pirata piraticus</i>	●		
68			ナミコモリグモ	<i>Piratula vaginimai</i>			●
69			アライトコモリグモ	<i>Trochosa ruricola</i>			●
70			コモリグモ科の一種(1)	Lycosidae sp.1	●		
71			コモリグモ科の一種(2)	Lycosidae sp.2	●		
72			コモリグモ科の一種(3)	Lycosidae sp.3		●	●
73		カニグモ科	ハナグモ	<i>Ebrechtella tricuspidata</i>	●	●	●
74			アマギエビスグモ	<i>Lysiteles coronatus</i>		●	
75			ワカバグモ	<i>Oxytate striatipes</i>	●	●	
76			ガザミグモ	<i>Pistius undulatus</i>	●		
77			フノジグモ	<i>Synema globosum</i>		●	
78			ヤミイロカニグモ	<i>Xysticus croceus</i>		●	●
79			アズマカニグモ	<i>Xysticus insulicola</i>	●		●
80			カニグモ科の一種	Thomisidae sp.		●	
81		フクログモ科	エゾフクログモ	<i>Clubiona ezoensis</i>			●
82			ヤマトフクログモ	<i>Clubiona japonica</i>	●	●	
83			ヒメフクログモ	<i>Clubiona kurilensis</i>	●	●	
84			フクログモ属の一種(1)	Clubiona sp.1	●	●	
85			フクログモ属の一種(2)	Clubiona sp.2			●
86			フクログモ科の一種	Clubionidae sp.		●	
87		イツツグモ科	ナガイツツグモ	<i>Anyphaena ayshides</i>		●	
88		ワシグモ科	トラフワシグモ	<i>Drassodes serratidens</i>	●		
89			メキリグモ	<i>Gnaphosa kompirensis</i>	●		
90			ワシグモ科の一種(1)	Gnaphosidae sp.1		●	
91			ワシグモ科の一種(2)	Gnaphosidae sp.2			●
92		エビグモ科	キンイロエビグモ	<i>Philodromus auricomus</i>		●	
93		ハエトリグモ科	ヤマジハエトリ	<i>Asianellus festivus</i>		●	
94			ネコハエトリ	<i>Carrhotus xanthogramma</i>		●	●
95			マミジロハエトリ	<i>Evarcha albaria</i>	●	●	●
—			<i>Evarcha</i> 属の一種	<i>Evarcha</i> sp.	(●)注2		
96			アダンソンハエトリ	<i>Hasarius adansoni</i>		●	
97			タカノハエトリ	<i>Heliophanus lineiventris</i>	●	●	●
98			ウスリーハエトリ	<i>Heliophanus ussuricus</i>	●		
99			ヤハズハエトリ	<i>Mendoza elongata</i>	●	●	●
100			ヤガタアリグモ	<i>Myrmarachne elongata</i>	●		
101			アリグモ	<i>Myrmarachne japonica</i>	●	●	●
102			マガネアサヒハエトリ	<i>Phintella arenicolor</i>	●		
103			デーニッツハエトリ	<i>Plexippoides doenitzi</i>	●	●	●
104			ミスジハエトリ	<i>Plexippus setipes</i>		●	

表 6.8-7(3) クモ類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期		
					春季	夏季	秋季
105	クモ目	ハエトリグモ科	アオオビハエトリ	<i>Siler cupreus</i>	●		
106			ハエトリグモ科の一種(1)	<i>Salticidae</i> sp.1			●
107			ハエトリグモ科の一種(2)	<i>Salticidae</i> sp.2			●
108			ハエトリグモ科の一種(3)	<i>Salticidae</i> sp.3			●
計	1 目	17 科	108 種		49 種	54 種	55 種

注1) 種名及び配列については原則として「日本産クモ類目録」に準拠した。

注2) マミジロハエトリの可能性があるので、種数からは削除した。

d. 両生類・は虫類

ア. 両生類

両生類の確認種は、表 6.8-8 に示すとおりである。

現地調査の結果、2 目 5 科 6 種の両生類が確認された。

確認された種のうち、ニホンアマガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル等低地で普通に見られる種は、対象事業実施区域北側の水田を中心に確認された。

トウホクサンショウウオやアズマヒキガエル等樹林環境にも生息する種は、雫石川河川敷の水溜でのみ確認された。トウホクサンショウウオは早春季に複数の卵囊が見られたが、春季の幼生の確認は少なかった。これは、多く確認されたアメリカザリガニに捕食圧を受けている可能性が考えられた。

表 6.8-8 両生類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期			
					早春季	春季	夏季	秋季
1	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ	<i>Hynobius lichenatus</i>	●	●		
2	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	<i>Bufo formosus</i>		●		
3		アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Dryophytes japonicus</i>		●	●	●
4		アカガエル科	ツチガエル	<i>Glandirana rugosa</i>		●		●
5			トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i>		●	●	●
6		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	<i>Zhangixalus schlegelii</i>		●	●	●
計	2 目	5 科	6 種		1 種	6 種	3 種	4 種

注) 種名及び配列については「日本の両生爬虫類」、「[増補改訂] 日本のカエル+サンショウウオ類」、「日本産両生類図鑑」、「日本のカエル」、「日本産爬虫両生類標準和名」を参考とした。

イ. は虫類

は虫類の確認種は、表 6.8-9 に示すとおりである。

現地調査の結果、1 目 2 科 2 種のは虫類が確認された。

確認された種は、ニホンカナヘビ、シマヘビの 2 種であり、東北地方の里山環境で普通に見られる種であった。他種のは虫類やカメの生息も考えられたが、対象事業実施区域は高茎草場が広がっている等、確認しづらい環境であった

表 6.8-9 は虫類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	確認時期			
					早春季	春季	夏季	秋季
1	有鱗目	トカゲ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>			●	
2		ナミヘビ科	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>		●		
計	1 目	2 科	2 種		0 種	1 種	1 種	0 種

注) 種名及び配列については「日本の両生爬虫類」「日本産爬虫両生類標準和名」を参考とした。

e. 魚類

魚類の確認種は、表 6.8-10 に示すとおりである。

現地調査の結果、2 目 3 科 7 種の魚類が確認された。

w1 と w3 は同じ新川であり、w2 の合流前 (w1) と合流後 (w3) に位置する地点であるため、確認された種構成は似た内容であった。w1 と w3 は流れが絶えることはなかったが、降雨時は急激に水深や流速が上がるなど、安定しない環境であったため、確認種数が少なかったものと考えられた。

新川は三面張りの水路状の河川であるが、河川内の堆積には草本が繁茂しており、特に w1 では堆積範囲が広がっており、そのような場所で、流速が早くなった際に一時的に滞留することが可能な種が生息しているものと考えられた。

w2 で確認がなかったのは、調査期間中、いずれも水の流れを確認することができなかったためである。

w4 は雫石川の河川敷内にできた水溜の一つである。w4 周辺は、融雪期や台風等雫石川の増水時には、上流からダムの放流があり、大規模な水の供給があるが、ダムの放流が落ち着くと水の供給がなくなり、w4 周辺の水溜では干上がる場所もある。激しい水流により堆積も少なく、草本類の繁茂も局所的であることから、確認種数が少なかったと考えられた。

表 6.8-10 魚類確認種一覧

No	目名	科名	種名	学名	調査地点			
					w1	w2	w3	w4
1	コイ目	コイ科	フナ属の一種	<i>Carassius sp.</i>				●
2			タナゴ	<i>Acheilognathus melanogaster</i>	●		●	
3			アブラハヤ	<i>Rhynchocypris lagowskii</i>	●		●	●
4			タモロコ	<i>Gnathopogon elongatus</i>	●		●	
5		ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	●		●	
6			ヒガシシマドジョウ	<i>Cobitis sp. BIWAE type C</i>				●
7	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i>	●			
計	2 目	3 科	7 種		5 種	0 種	4 種	3 種

注) 科名、種名等の配列は、原則として「令和 7 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

f. 底生動物

底生動物の確認種は、表 6.8-11 に示すとおりである。

現地調査の結果、7 目 18 科 30 種の底生動物が確認された。

確認された種のうち、水生昆虫類は確認されたものの、甲殻類や貝類は少なかった。

「e. 魚類」の項で記載したように、w2 では調査期間中に水流が確認されなかったため、確認がなかったものと考えられた。いずれの地点でも甲殻類や貝類は少なかったが、これは水深や流速が安定しないことから、周年水域が必要な種は生息が困難であると考えられた。さらに、いずれの地点でもアメリカザリガニが多く見られたことから、他種は捕食圧を受け、生息が困難又は極めて数が少なくなっていると考えられた。

一方、水生昆虫類の確認種数にはやや偏りが見られた。確認された水生昆虫類は、不安定な水域で生息が可能な種が多く確認されているほか、水域の利用が一時的（幼虫時期のみ水域を生息環境とするトンボ目等）である種であった。このうち、水流が落ち着いた w4 ではアオイトトンボ科やイトトンボ科、アメンボ科が多く確認されたほか、水田が近く、堆積が多い w1 ではゲンゴロウ科やガムシ科が多く見られた。ゲンゴロウ科やガムシ科はかつて水田付近で繁殖・越冬していたと考えられるが、近年、早期に水が抜かれ、畦が固められるなど越冬しづらい状態になっていることから、水田近くの水域の堆積を利用しているものと考えられた。

表 6.8-11 底生動物確認種一覧

No	目名	科名	種名	調査地点			
				w1	w2	w3	w4
1	モノアラガイ目	モノアラガイ科	モノアラガイ	●			
2	ヨコエビ目	ヨコエビ科	ヨコエビ科の一種	●			●
3	エビ目	ヌマエビ科	ヌカエビ				●
4		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	●		●	●
5	カゲロウ目	-	カゲロウ目の一種				●
6	トンボ目	アオイトトンボ科	オツネイトンボ				●
7		イトトンボ科	アジアイトトンボ				●
8			アオモンイトトンボ	●		●	●
9		モノサシトンボ科	モノサシトンボ				●
10		カワトンボ科	ハグロトンボ	●			●
11		ヤンマ科	クロスジギンヤンマ			●	
-			ヤンマ科の一種				●
12		サナエトンボ科	コオニヤンマ			●	
-			サナエトンボ科の一種	●			
13		トンボ科	アキアカネ	●			●
14			ノシメトンボ	●			
15	カメムシ目	アメンボ科	オオアメンボ				●
16			アメンボ				●
17			ヒメアメンボ	●			●
18			シマアメンボ	●		●	●
-			アメンボ科の一種	(●)			
19		ミズムシ科	ミズムシ科の一種	●			
20		コオイムシ科	コオイムシ	●			
21			オオコオイムシ	●		●	●
22		タイコウチ科	ミズカマキリ	●		●	●
23		マツモムシ科	マツモムシ	●			
24	コウチュウ目	ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ	●			●
25			マルガタゲンゴロウ	●			
26			コシマゲンゴロウ	●			●
27			ヒメゲンゴロウ				●
28		ガムシ科	キベリヒラタガムシ			●	
29			コガムシ	●			
30			ガムシ	●			●
-			ガムシ科の一種	(●)			
計	7 目	18 科	30 種	20 種	0 種	8 種	21 種

注 1) 科名、種名等の配列は、原則として「令和 7 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) No 及び調査地点欄の () は、同じ科内に種の同定に至らない種があった場合に種数から除外したことを示す。

② 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

表 6.8-12、表 6.8-13 に示す重要な種の選定基準に従い、確認された動物種について選定された重要な種の一覧は表 6.8-14 に示すとおりである。

重要な種の選定を行った結果、哺乳類では 2 目 2 科 2 種が、鳥類（猛禽類調査等で確認された種を含む）では 5 目 6 科 11 種が、昆虫類（底生動物調査で確認された水生昆虫を含む）では 3 目 9 科 12 種が、両生類では 2 目 2 科 2 種が、魚類では 1 目 2 科 2 種が、底生動物では 1 目 1 科 1 種の計 14 目 22 科 30 種が選定された。

なお、は虫類、クモ類は、重要な種は確認されなかった。

表 6.8-12 重要な動物種の選定根拠

分類	番号	重要な種の選定基準	カテゴリー
法規制等	①	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	②	「岩手県文化財保護条例」 （昭和 51 年 3 月 26 日 条例第 44 号）	県天：県指定天然記念物
	③	「盛岡市文化財保護条例」 （昭和 53 年 3 月 25 日 条例第 21 号）	盛天：盛岡市指定天然記念物
		「滝沢市文化財保護条例」 （昭和 62 年 3 月 14 日 条例第 2 号）	滝天：滝沢市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 （平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号 令和 7 年 2 月 12 日改訂）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
レッドデータブック等	⑤	「岩手県希少野生動植物種の保護に関する条例」 （平成 14 年 3 月 29 日 条例第 26 号）	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種
	⑥	「環境省レッドリスト 2020」 （令和 2 年 3 月 27 日改訂版 環境省報道発表資料）	CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
	⑦	「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」 （令和 7 年 3 月 岩手県環境生活部自然保護課）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 NW：留意 DD：情報不足

表 6.8-13 重要な動物種の選定基準

番号	選定基準	内容
①	特別天然記念物	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。
	国指定天然記念物	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの。
②	県指定天然記念物	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの。
③	盛岡市指定天然記念物	市の区域内に存する記念物のうち重要なもの。
	滝沢市指定天然記念物	市の区域内に存する記念物のうち重要なもの。
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう。
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう。
⑤	指定希少野生動植物種	希少野生動植物のうち、知事が特に保護を図る必要があると認め、指定するもの。
	特定希少野生動植物種	指定希少野生動植物のうち、知事がその譲渡し及び譲受けを監視する必要があると認め、指定するもの。
⑥	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
⑦	絶滅（EX）	岩手県ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。
	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅危機が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
	留意（NW）	現時点では「絶滅危惧」に該当しないが、生育・生息条件の変化によって「絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類」や「準絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性が高い種、あるいは優れた自然環境の指標となる種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。

表 6.8-14 重要な動物種一覧

分類	No	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
哺乳類	1	コウモリ目 (翼手目)	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ							VU
	2	ネコ目 (食肉目)	クマ科	ニホンツキノワグマ				国際			NW
	計	2 目	2 科	2 種				1 種			2 種
鳥類	3	カモ目	カモ科	カワアイサ							NW
	4	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ							NW
	5	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ							VU
	6		タカ科	ハチクマ						NT	NT
	7			ハイタカ						NT	NT
	8			オオタカ						NT	NT
	9			ノスリ							NW
	10	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ							NW
	11	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ							NW
	12			チゴハヤブサ							NT
	13			ハヤブサ				国内		VU	CR+EN
	計	5 目	6 科	11 種				1 種		4 種	11 種
昆虫類	14	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	エゾカタビロオサムシ							NT
	15		ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ ^{注2)}						NT	
	16			マルガタゲンゴロウ ^{注2)}				国内		VU	
	17		ガムシ科	コガムシ ^{注2)}						DD	
	18			ガムシ ^{注2)}						NT	
	19	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ						NT	NW
	20		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン						VU	
	21			ゴマダラチョウ本土亜種							NW
	22		ハマキガ科	ウミズヒメハマキ							NW
	23		ヤガ科	ヒメシロシタバ						NT	
	24	ハチ目 (膜翅目)	スズメバチ科	モンスズメバチ						DD	
	25		ハキリバチ科	クズハキリバチ						DD	
	計	3 目	9 科	12 種				1 種		9 種	4 種
両生類	26	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ						NT	NW
	27	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル						NT	NT
	計	2 目	2 科	2 種						2 種	2 種
魚類	28	コイ目	コイ科	タナゴ						EN	NW
	29		ドジョウ科	ドジョウ						NT	
	計	1 目	2 科	2 種						2 種	1 種
底生動物	30	モノアラガイ目	モノアラガイ科	モノアラガイ						NT	
	計	1 目	1 科	1 種						1 種	
合計		14 目	22 科	30 種	0 種	0 種	0 種	3 種	0 種	18 種	20 種

注1) 指定状況の①～⑦は、表 6.8-12に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示す。

注2) 底生動物調査においても、確認された種である。

③ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

対象事業実施区域から約 200mの範囲において、学術上、希少性又は種の保存上の観点から重要である生息地、地域の象徴、その他の理由により注目すべき生息地の分布は確認されなかった。

6.8.2 予測及び評価

1. 工事の実施（造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働）に係る重要な種及び注目すべき生息地

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働に係る重要な種及び注目すべき生息地とした。

② 予測地域

予測地域は、動物の生息の特性を踏まえて、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲とした。行動圏の広い猛禽類については、対象事業実施区域及びその周囲約 1 km の範囲を基本とした。

③ 予測結果

各種の予測結果は、表 6.8-15(1)～(7)に示すとおりである。

本事業の工事計画では、直接的影響としては、確認された重要な種のうち、対象事業実施区域内で確認され、生息環境の一部が改変されるカッコウや猛禽類の一部、コガムシ等の昆虫類に影響が生じる可能性があるとして予測する。

間接的影響としては、建設機械の稼働に伴う騒音の発生や照明等により、ヒナコウモリやカッコウ、走光性の昆虫類は影響が生じる可能性があるとして予測する。

表 6.8-15(1) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
哺乳類	ヒナコウモリ	対象事業実施区域内で、個体が確認された。	工事の実施により本種の生息環境の一部である高茎草地及び樹林の一部が改変されるものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在する。また、移動経路のうち、南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、対象事業実施区域南側の雫石川河川敷の樹林は消失せず、東西方向の移動経路は維持される。これらのことから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるほか、工事中の照明等により餌生物の攪乱が発生し、採餌に影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。
	ニホンツキノワグマ	対象事業実施区域外北側道路脇で、春季調査時に糞が確認された。	工事の実施により本種の生息環境の一部である高茎草地及び樹林の一部が改変されるものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在する。また、移動経路のうち、南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、対象事業実施区域北側は本種の本来の生息環境ではなく、対象事業実施区域南側の雫石川河川敷の樹林は消失せず、東西方向の移動経路は維持される。これらのことから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、対象事業実施区域は主要な生息環境としている可能性は低いと考えられることから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。

表 6.8-15(2) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
鳥類	・カワアイサ ・カワセミ	対象事業実施区域外の水域を主要な生息環境としており、対象事業実施区域内で確認されなかった。	工事の実施により本種の生息環境である水域は改変されず、移動経路のうち南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、その範囲はわずかであることから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、対象事業実施区域は主要な生息環境としている可能性は低いと考えられる。また、造成等に伴う濁水の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、工事中は濁水防止対策を講じ、雫石川には放流しないことから、建設機械の稼働に伴う影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
	カッコウ	対象事業実施区域内外で確認され、対象事業実施区域内は繁殖や採餌場としての利用があると考えられた。	工事の実施により本種の生息環境の一部である高茎草地及び樹林の一部が改変される。また、移動経路の一部が遮断・阻害されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生によりさえずり等の繁殖行動が阻害される可能性があることから、繁殖への影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。
	ミサゴ	対象事業実施区域外を飛翔する個体が、春季及び夏季の調査時に飛翔する個体が確認された。	工事の実施により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が改変されるものの、対象事業実施区域付近では縄張り誇示行動等は確認されておらず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の営巣や移動経路に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、対象事業実施区域は主要な生息環境としている可能性は低いと考えられる。工事の実施に伴う濁水の発生により採餌環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制することから、工事の実施に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
	ハチクマ	対象事業実施区域外で夏季調査に、旋回飛翔する個体が確認された。	工事の実施により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が改変される。対象事業実施区域付近では縄張り誇示等は確認されていないものの、餌運びは確認されていることから、対象事業実施区域内は採餌環境や移動経路の一部となっている可能性がある。 主要な営巣環境である可能性は低いものの、採餌環境や移動経路の一部としている可能性はあることから、造成等の工事による影響が生じる可能性はあると予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は主要な生息環境としている可能性は低いことから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施により影響が生じる可能性がある。

表 6.8-15(3) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
鳥類	ハイタカ	対象事業実施区域内外で繁殖初期に旋回移動や上空を通過する個体が確認された。	工事の実施により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が改変されるものの、対象事業実施区域付近では縄張り誇示行動等は確認されておらず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の営巣や移動経路に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は主要な生息環境としている可能性は低いことから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
	オオタカ	対象事業実施区域内外で繁殖期初期に縄張監視行動や探餌と推察される行動が確認された。	工事の実施により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が改変される。対象事業実施区域付近では縄張監視行動や探餌と推察される行動が確認されているが、営巣地は対象事業実施区域から遠方にあると推察され、対象事業実施区域は探餌環境や移動経路の一部として利用されていると考えられる。そのため、造成等の工事による影響が生じる可能性があるとして予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は生息環境の一部と考えられ、雫石川河川敷等の周辺までは騒音の影響は小さいと考えられることから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施により影響が生じる可能性がある。
	ノスリ	対象事業実施区域内外で一年を通し、旋回移動やとまり、上空を通過する個体が確認された。	工事の実施により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が改変されるものの、対象事業実施区域付近では縄張り誇示行動等は確認されておらず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の営巣や移動経路に適した環境が広く存在し、対象事業実施区域は探餌環境の一部として利用されていると考えられる。そのため、造成等の工事による影響が生じる可能性があるとして予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は生息環境の一部と考えられ、雫石川河川敷等の周辺までは騒音の影響は小さいと考えられることから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施により影響が生じる可能性がある。
	チョウゲンボウ	対象事業実施区域外で、夏季調査(及び他項目調査時)に、旋回飛翔する個体が確認された。	工事の実施により高茎草地及び樹林の一部が改変される。対象事業実施区域は探餌環境や移動経路の一部として利用している可能性はあるが、対象事業実施区域内を主要な営巣環境や探餌環境、移動経路としている可能性は低いことから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は主要な生息環境としている可能性は低いことから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。

表 6.8-15(4) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
鳥類	チゴハヤブサ	対象事業実施区域外で夏季調査に、上空通過する個体が確認された。	工事の実施により高茎草地及び樹林の一部が改変される。対象事業実施区域は採餌環境や移動経路の一部として利用している可能性はあるが、対象事業実施区域内を主要な営巣環境や採餌環境、移動経路としている可能性は低いことから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は主要な生息環境としている可能性は低いことから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
	ハヤブサ	対象事業実施区域外で飛翔する個体が複数回確認された。	工事の実施により高茎草地及び樹林の一部が改変される。対象事業実施区域は採餌環境や移動経路の一部として利用している可能性はあるが、対象事業実施区域内を主要な営巣環境や採餌環境、移動経路としている可能性は低いことから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、建設機械が稼働する場所は主要な生息環境としている可能性は低いことから、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
両生類・水生生物	・トウホクサンショウウオ ・トノサマガエル ・タナゴ ・ドジョウ ・モノアラガイ	対象事業実施区域外の水域で個体等が確認された。	工事の実施により本種の生息環境である水域は改変されず、移動経路のうち南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、その範囲はわずかであることから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事の実施に伴う濁水の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制することから、工事の実施に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
昆虫類	エゾカタビロオサムシ	対象事業実施区域外の草地脇でライトトラップに飛来した。	工事の実施により本種の生息環境である高茎草地及び樹林の一部が改変されるものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の騒音、照明等に行動が攪乱されることは考えにくく、影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。

表 6.8-15(5) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
昆虫類	コガムシ	対象事業実施区域内の水田脇のライトトラップや河川で個体が確認された。	工事の実施により本種の生息環境である小規模な水域や湿地の一部が改変される。対象事業実施区域周辺でも生息しているものの、繁殖は水田で行われることから、水田に近い湿地が含まれる対象事業実施区域の改変は影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施に伴う濁水の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制することから、工事の実施に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。しかし、工事中の照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。
	・クロゲンゴロウ ・マルガタゲンゴロウ ・ガムシ	対象事業実施区域外の小規模な水域で個体が確認された。	工事の実施により本種の生息環境である水域は改変されないことから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事の実施に伴う濁水の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制することから、工事の実施に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。しかし、工事中の照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。
	ギンイチモンジセセリ	対象事業実施区域内の高茎草本群落内で確認された。幼虫はススキ科等を食草として利用している。	工事の実施により本種の生息環境であるススキ科草地は改変されるものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の騒音、照明等により行動が攪乱されることは考えにくく、影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。

表 6.8-15(6) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
昆虫類	ウラギンスジヒョウモン	対象事業実施区域外で個体が確認されたもので、幼虫はスミレ類を食草として利用している。	工事の実施により本種の生息環境である草地は改変されるものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の騒音、照明等に行動が攪乱されることは考えにくく、影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
	ゴマダラチョウ本土亜種	対象事業実施区域外の河川敷で個体が確認されたものであり、幼虫はエノキ属を食餌植物とする。	工事の実施により本種の食餌植物であるエゾエノキの高木が一部改変されるが、対象事業実施区域外の周囲には、エゾエノキの高木が見られることから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の騒音、照明等に行動が攪乱されることは考えにくく、影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
	ウワミズヒメハマキ	対象事業実施区域外の河川敷で個体が確認されたものである。 食草は不明であるが、生息環境は河原の伏流水がある場所や湿った環境等とされている。	工事の実施により本種の生息環境である河原の伏流水等がある場所は改変されず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事の実施に伴う濁水の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制することから、工事の実施に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。しかし、工事中の照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。
	ヒメシロシタバ	対象事業実施区域外の樹林地で、ライトトラップに飛来した。幼虫はカシワ(ブナ科)を食餌植物とする。	工事の実施により本種の主要な食餌植物であるカシワは確認されておらず、ブナ科(クリ)は一部改変されるが、対象事業実施区域外の周囲には、クリの高木が見られることから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。

表 6.8-15(7) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
昆虫類	モンスズメバチ	対象事業実施区域外で広く複数の個体が確認された。	工事の実施により本種の生息環境である樹洞がある樹木は改変されず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	工事の実施により間接的影響が生じる可能性がある。
	クズハキリバチ	対象事業実施区域外の耕作地脇で個体が確認された。	工事の実施により本種の産卵環境である樹洞やカミキリの脱出坑が存在する樹林等の一部は改変されるものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測する。	工事中の騒音、照明等に行動が攪乱されることは考えにくく、影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働に係る影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされているものと評価する。

- ・工事区域に仮囲い（高さ約3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
- ・夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。

2. 土地又は工作物の存在及び供用（事業の立地及び土地又は工作物の存在）に係る重要な種及び注目すべき生息地

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る重要な種及び注目すべき生息地とした。

② 予測地域

予測地域は、動物の生息の特性を踏まえて、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲とした。行動圏の広い猛禽類については、対象事業実施区域及びその周囲約 1 km の範囲を基本とした。

③ 予測結果

各種の予測結果は、表 6.8-16(1)～(6)に示すとおりである。

施設の存在による直接的影響としては、確認された重要な種のうち、対象事業実施区域内で確認され、生息環境の一部が消失するカッコウや猛禽類の一部、コガムシ等の昆虫類に影響が生じる可能性があると予測する。

間接的影響としては、移動能力が比較的小さい昆虫類に対し、施設の存在に伴う風向きの変化や日陰による影響が考えられたが、いずれも現状と大きく変化しないことから、影響が生じる可能性は小さいと予測する。

表 6.8-16(1) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
哺乳類	ヒナコウモリ	対象事業実施区域内で、個体が確認された。	施設の存在により本種の生息環境の一部である高茎草地及び樹林の一部が一部消失するが、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在する。また、移動経路のうち、南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、対象事業実施区域南側の雫石川河川敷の樹林は消失せず、東西方向の移動経路は維持される。これらのことから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	ニホンツキノワグマ	対象事業実施区域外北側道路脇で、春季調査時に糞が確認された。	施設の存在により本種の生息環境の一部である高茎草地及び樹林の一部が一部消失するが、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在する。また、移動経路のうち、南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、対象事業実施区域北側は本種の本来の生息環境ではなく、対象事業実施区域南側の雫石川河川敷の樹林は消失せず、東西方向の移動経路は維持される。これらのことから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。

表 6.8-15(2) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
鳥類	・カワアイサ ・カワセミ	対象事業実施区域外の水域を主要な生息環境としており、対象事業実施区域内で確認されなかった。	施設の存在により本種の生息環境である水域は消失せず、移動経路のうち南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、その範囲はわずかであることから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	カッコウ	対象事業実施区域内外で確認され、対象事業実施区域内は繁殖や採餌場としての利用が考えられた。	施設の存在により本種の生息環境の一部である高茎草地及び樹林が一部消失する。 また、移動経路の一部も遮断・阻害されることから、影響が生じる可能性があるかと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響が生じる可能性がある。
	ミサゴ	対象事業実施区域外を飛翔する個体が、春季及び夏季の調査時に飛翔する個体が確認された。	施設の存在により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が消失するものの、対象事業実施区域付近では縄張り誇示行動等は確認されておらず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の営巣に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	ハチクマ	対象事業実施区域外で夏季調査に、巡回飛翔する個体が確認された。	施設の存在により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が消失する。対象事業実施区域付近では縄張り誇示等は確認されていないものの、餌運びは確認されていることから、対象事業実施区域内は採餌環境となっている可能性がある。 主要な営巣環境である可能性は低いものの、採餌環境の一部としている可能性はあることから、施設の存在による影響が生じる可能性はあると予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響が生じる可能性がある。

表 6.8-15(3) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
鳥類	ハイタカ	対象事業実施区域内外で繁殖初期に旋回移動や上空を通過する個体が確認された。	施設の存在により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が消失するものの、対象事業実施区域付近では縄張り誇示行動等は確認されておらず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の営巣に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	オオタカ	対象事業実施区域内外で繁殖期初期に縄張監視行動や探餌と推察される行動が確認された。	施設の存在により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が消失する。対象事業実施区域付近では縄張監視行動や探餌と推察される行動が確認されているが、営巣地は対象事業実施区域から遠方にあると推察され、対象事業実施区域は探餌環境の一部として利用されていると考えられる。そのため、施設の存在による影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響が生じる可能性がある。
	ノスリ	対象事業実施区域内外で一年を通し、旋回移動やとまり、上空を通過する個体が確認された。	施設の存在により本種の営巣環境となりうる樹林の一部が消失するものの、対象事業実施区域付近では縄張り誇示行動等は確認されておらず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の営巣に適した環境が広く存在し、対象事業実施区域は探餌環境の一部として利用されていると考えられる。そのため、施設の存在による影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響が生じる可能性がある。
	チョウゲンボウ	対象事業実施区域外で、夏季調査（及び他項目調査時）に、旋回飛翔する個体が確認された。	施設の存在により高茎草地及び樹林の一部が消失する。対象事業実施区域内は探餌環境の一部として利用している可能性はあるが、対象事業実施区域内を主要な営巣環境や探餌環境、移動経路としている可能性は低いことから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。

表 6.8-15(4) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
鳥類	チゴハヤブサ	対象事業実施区域外で夏季調査に、上空通過する個体が確認された。	施設の存在により高茎草地及び樹林の一部が消失する。対象事業実施区域内は採餌環境の一部として利用している可能性はあるが、対象事業実施区域内を主要な営巣環境や採餌環境、移動経路としている可能性は低いことから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	ハヤブサ	対象事業実施区域外で飛翔する個体が複数回確認された。	施設の存在により高茎草地及び樹林の一部が消失する。対象事業実施区域内は採餌環境の一部として利用している可能性はあるが、対象事業実施区域内を主要な営巣環境や採餌環境、移動経路としている可能性は低いことから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
両生類・水生生物	・トウホクサンショウウオ ・トノサマガエル ・タナゴ ・ドジョウ ・モノアラガイ	対象事業実施区域外の水域で個体等が確認された。	施設の存在により本種の生息環境である水域は消失せず、移動経路のうち南北方向の一部が遮断・阻害されるものの、その範囲はわずかであることから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
昆虫類	エゾカタビロオサムシ	対象事業実施区域外の草地脇でライトトラップに飛来した。	施設の存在により本種の生息環境である高茎草地及び樹林の一部が消失するものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	コガムシ	対象事業実施区域内外の水田脇のライトトラップや河川で個体が確認された。	施設の存在により本種の生息環境である小規模な水域や湿地の一部が消失する。対象事業実施区域周辺でも生息しているものの、繁殖は水田で行われており、施設の存在により水田に近い湿地が消失することから影響が生じる可能性があるとして予測する。また、施設に設置される照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在により影響が生じる可能性がある。

表 6.8-15(5) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
昆虫類	・クロゲンゴロウ ・マルガタゲンゴロウ ・ガムシ	対象事業実施区域外の小規模な水域で個体が確認された。	施設の存在により本種の生息環境である水域は改変しないが、施設に設置される照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があると予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在により影響が生じる可能性がある。
	ギンイチモンジセセリ	対象事業実施区域内外の高茎草本群落内で確認された。幼虫はススキ科等を食草として利用している。	施設の存在により本種の生息環境であるススキ科草地は一部消失するものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	ウラギンスジヒョウモン	対象事業実施区域外で個体が確認されたもので、幼虫はスミレ類を食草として利用している。	施設の存在により本種の生息環境である草地は一部消失するものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	ゴマダラチョウ本土亜種	対象事業実施区域外の河川敷で個体が確認されたものであり、幼虫はエノキ属を食餌植物とする。	施設の存在により本種の食餌植物であるエゾエノキの高木が一部消失するが、対象事業実施区域外の周囲には、エゾエノキの高木が見られることから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
	ウワミズヒメハマキ	対象事業実施区域外の河川敷で個体が確認されたものである。 食草は不明であるが、生息環境は河原の伏流水がある場所や湿った環境等とされている。	施設の存在により本種の生息環境である河原の伏流水等がある場所は改変せず、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。 しかし、施設に設置される照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があると予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在により影響が生じる可能性がある。

表 6.8-15(6) 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
昆虫類	ヒメシロシタバ	対象事業実施区域外の樹林地で、ライトトラップに飛来した。幼虫はカシワ（ブナ科）を食餌植物とする。	施設の存在により本種の主要な食餌植物であるカシワは確認されておらず、ブナ科（クリ）は一部消失するが、対象事業実施区域外の周囲には、クリの高木が見られることから、施設の存在による影響は小さいと予測する。 しかし、施設に設置される照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在により影響が生じる可能性がある。
	モンスズメバチ	対象事業実施区域外で広く複数の個体が確認された。	施設の存在により本種の生息環境である樹洞がある樹木は一部消失するものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。しかし、施設に設置される照明等に誘因され、行動が攪乱されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在により影響が生じる可能性がある。
	クズハキリバチ	対象事業実施区域外の耕作地脇で個体が確認された。	施設の存在により本種の生息環境である樹洞を形成する樹林等の一部は消失するものの、対象事業実施区域外の周囲には、本種の生息に適した環境が広く存在することから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在により、風向きの変化や日陰による影響が考えられるが、現状と大きく変化しないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされているものと評価する。

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
- ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
- ・既存水路の改修にあたっては、改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
- ・調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
- ・緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
- ・設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
- ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

6.9 植物

6.9.1 調査

1. 調査項目

植物に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・種子植物、その他主な植物に関する植物相及び植生の状況
- ・植物の重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

2. 調査地域

調査地域は対象事業実施区域及びその周辺における地形、植生、水圏等を考慮し、対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲を基本とした。

3. 調査地点

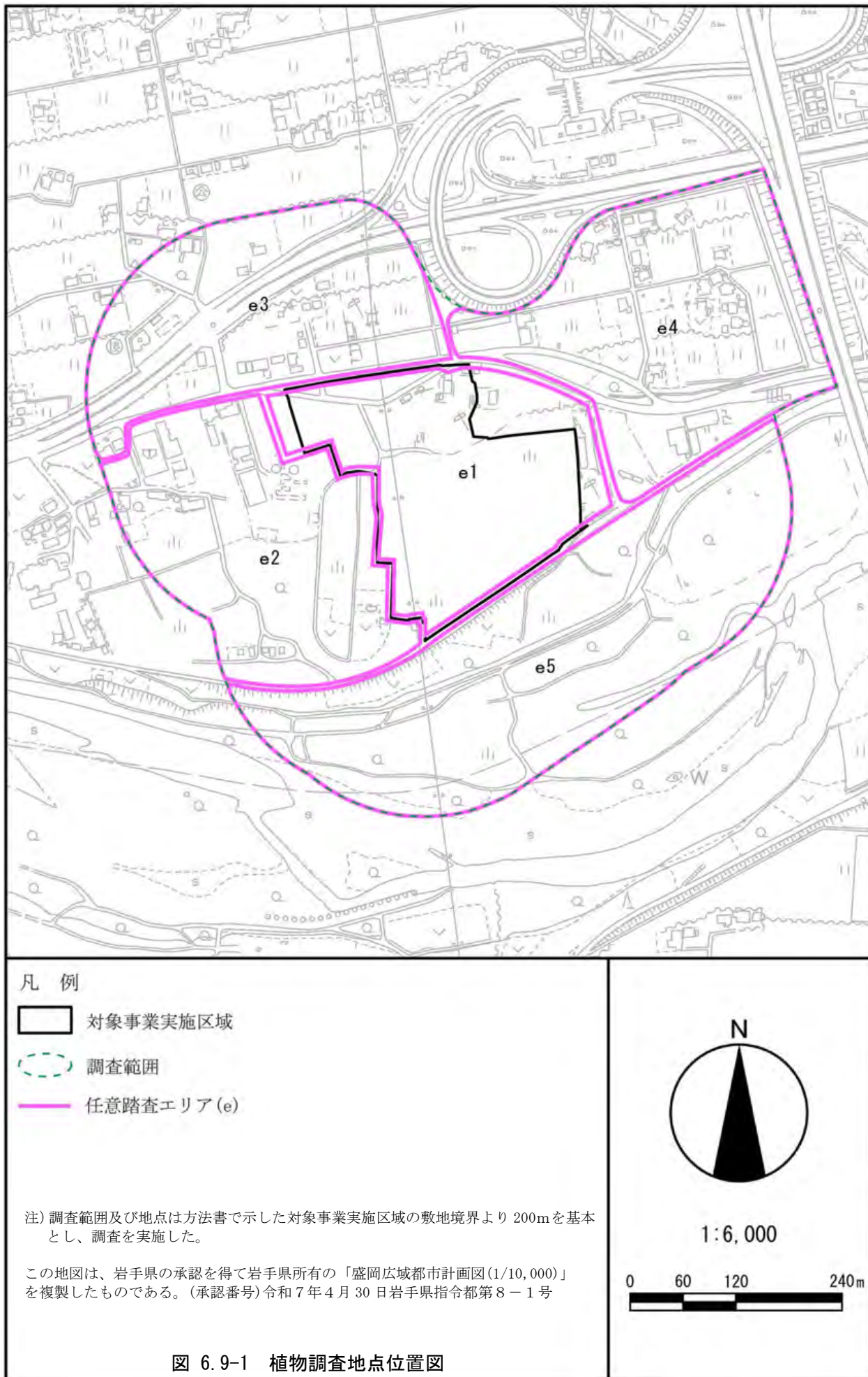
調査地点は、表 6.9-1及び図 6.9-1に、調査地点の設定根拠は表 6.9-2に示すとおりである。

表 6.9-1 植物の調査地域

区分	項目		調査地点
既存資料調査	植物相の状況		盛岡市及び滝沢市全域
現地調査	種子植物、その他主な植物に関する植物相及び植生の状況	植物相	目視観察調査は任意踏査エリア上での実施を基本とした。
		植生	調査地域を対象に現存植生図を基本として、現地確認より代表的な環境において10地点程度の調査地点（コドラート）を選定した。

表 6.9-2 植物の調査地点の設定根拠

調査項目	調査地点	設定根拠
植物相	e1	対象事業実施区域内の植物相を確認するエリアとして設定した。
	e2	対象事業実施区域西側の植物相を確認するエリアとして設定した。
	e3	対象事業実施区域北西側の植物相を確認するエリアとして設定した。
	e4	対象事業実施区域北東側の植物相を確認するエリアとして設定した。
	e5	対象事業実施区域南側の植物相を確認するエリアとして設定した。



4. 調査結果

(1) 既存資料調査結果

既存資料調査結果は、「3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」に示したとおりである。

(2) 現地調査結果

① 種子植物、その他主な植物相及び植生の状況

a. 植物相の状況

植物の分類群別確認種は表 6.9-3 に示すとおりである。

現地調査の結果、108 科 569 種の植物が確認された。確認種は全体的に河川敷や里山環境に生育する種が中心であった。

表 6.9-3 植物分類群別確認種一覧

分類群			調査時期				調査 全体
			早春季	春季	夏季	秋季	
シダ植物門			6	16	14	15	21
種子植物門	裸子植物亜門		5	5	4	2	7
	被子植物亜門	A N A グレード・モクレン類	1	5	7	5	7
		単子葉類	25	75	89	67 注)	147
		真正双子葉類	117	264	280	194	387
合 計			154	365	394	283	569

注) 「ミクリ属の一種」を含む。

b. 植生の状況

調査範囲内の植物群落の区分は表 6.9-4、植生図は図 6.9-2 に示すとおりである。

現地調査の結果、24 の植物群落を確認された。

確認された植物群落のうち、自然林に近い二次林のヤナギ高木群落やオニグルミ群落 (IV) や都市近郊の河川敷に成立する二次草原に区分されるツルヨシ群集を含め、24 群落を確認された。いずれも雫石川の河川敷に広がっており、湿潤な場所や礫河原に成立する群落、水田・畑として利用された後に時間が経過した植生であった。対象事業実施区域の北側は、二次草原や水田・畑が多く、高速道路や住宅等の市街地なども見られた。

対象事業実施区域内は、北側に自然度の低い路傍・空地雑草群落 that 広がり、中央部は放棄畑雑草群落が見られるが、南側はオギ群落が増え、クズ群落、オオアワダチソウ群落といった自然度 5 の二次草原 (背の高い草原) が広がっている。対象事業実施区域内の中央部及び南側には、自然林に近い二次林のヤナギ高木群落が散見される。

表 6.9-4 植物群落区分

概要	植物群落名	調査地点	調査範囲における面積等	
			面積（m ² ）	割合
二次林 （自然林に近いもの）	ヤナギ高木群落	Q04、Q11	39,552.8	9.2%
	ヤナギ低木群落	Q09、Q14	4,376.3	1.0%
	オニグルミ群落（Ⅴ）	Q13	6,167.0	1.4%
	オニグルミ群落（Ⅳ）	Q01	1,962.4	0.5%
植林地	落葉広葉低木群落	Q18	9,875.8	2.3%
二次草原 （都市近郊の河川敷に成立する草原）	ツルヨシ群集	Q06	1,412.0	0.3%
	河川敷砂礫地植生	Q07、Q08	381.8	0.1%
	ヨシクラス	Q16、Q17、Q26	2,081.2	0.5%
二次草原 （背の高い草原）	ススキ群団（Ⅴ）	Q10	14,386.3	3.4%
	クズ群落	Q24	16,693.3	3.9%
	オギ群落	Q12	14,272.4	3.3%
二次草原 （背の低い草原）	放棄畑雑草群落	Q02	29,077.9	6.8%
	放棄水田雑草群落	Q20	6,553.7	1.5%
	路傍・空地雑草群落	Q19、Q21、Q25	73,802.3	17.2%
	畑雑草群落	－	25,254.1	5.9%
	水田雑草群落	－	3,732.3	0.9%
外来種植林 農耕地 （樹園地）	ニセアカシア群落	Q03	52,591.9	12.3%
	イタチハギ群落	Q15	1,038.2	0.2%
外来種植林 農耕地 （水田・畑）	オオアワダチソウ群落	Q05、Q22、Q23	7,109.2	1.7%
市街地など	緑の多い住宅地	－	22,537.7	5.3%
	植栽樹群地		5,251.7	1.2%
	市街地・人工地盤地		40,553.9	9.4%
	工場地帯		48,362.4	11.3%
	開放水域		2,147.4	0.5%
合 計			429,173.9	100.0%

注1) 概要は、植生自然度 (環境省) の区分を参考とした。

注2) 割合は、調査範囲に対する割合を示す。

注3) 割合の合計は小数点以下を四捨五入しているため、本表の計算上100%にならないことがある。



凡 例

	対象事業実施区域		調査範囲		コドラート調査地点
1	ヤナギ高木群落	14	イタチハギ群落		
2	ヤナギ低木群落	15	路傍・空地雑草群落		
3	オニグルミ群落(IV)	16	放棄畑雑草群落		
4	オニグルミ群落(V)	17	畑雑草群落		
5	落葉広葉低木群落	18	水田雑草群落		
6	クズ群落	19	放棄水田雑草群落		
7	ススキ群団(V)	20	緑の多い住宅地		
8	オオアワダチソウ群落	21	植栽樹群地		
9	オギ群落	22	市街地・人工地盤地		
10	ヨシクラス	23	工場地帯		
11	ツルヨシ群集	24	開放水域		
12	河川敷砂礫地植生				
13	ニセアカシア群落				



1:6,000

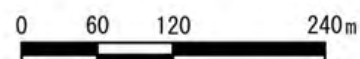


図 6.9-2 植生図及びコドラート調査地点位置図

② 重要な種及び群落の分布、生育状況及び生育環境の状況

a. 重要な種の分布

表 6.9-5、表 6.9-6 に示す重要な種の選定基準に従い、確認された植物種について選定された重要な種の一覧は表 6.9-7 に示すとおりである。

重要な種の選定を行った結果、8 科 10 種が選定された。

表 6.9-5 重要な植物種の選定根拠

分類	番号	重要な種の選定基準	カテゴリー
法規制等	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	②	「岩手県文化財保護条例」 (昭和 51 年 3 月 26 日 条例第 44 号)	県天：県指定天然記念物
	③	「盛岡市文化財保護条例」 (昭和 53 年 3 月 25 日 条例第 21 号)	盛天：盛岡市指定天然記念物
		「滝沢市文化財保護条例」 (昭和 62 年 3 月 14 日 条例第 2 号)	滝天：滝沢市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
	⑤	「岩手県希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 14 年 3 月 29 日 条例第 26 号)	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種
レッドリスト等	⑥	「第 5 次レッドリスト (植物・菌類)」 (令和 7 年 3 月 18 日改訂 環境省報道発表資料)	CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
	⑦	「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」 (令和 7 年 3 月 岩手県環境生活部自然保護課)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 1 類 VU：絶滅危惧 2 類 NT：準絶滅危惧 NW：留意 DD：情報不足

表 6.9-6 重要な植物種の選定基準

番号	選定基準	内容
①	特別天然記念物	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。
	国指定天然記念物	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの。
②	県指定天然記念物	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの。
③	盛岡市指定天然記念物	市の区域内に存する記念物のうち重要なもの。
	滝沢市指定天然記念物	市の区域内に存する記念物のうち重要なもの。
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう。
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう。
⑤	指定希少野生動植物種	希少野生動植物のうち、知事が特に保護を図る必要があると認め、指定するもの。
	特定希少野生動植物種	指定希少野生動植物のうち、知事がその譲渡し及び譲受けを監視する必要があると認め、指定するもの。
⑥	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
⑦	絶滅（EX）	岩手県ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。
	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅危機が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
	留意（NW）	現時点では「絶滅危惧」に該当しないが、生育・生息条件の変化によって「絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類」や「準絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性が高い種、あるいは優れた自然環境の指標となる種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。

表 6.9-7 重要な植物種一覧

分類	No	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
植物	1	イチイ科	イチイ							NW
	2	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ							NW
	3	ガマ科	ミクリ						NT	NW
	4		ミクリ属の一種 ^{注3)}						VU	NT
	5	マメ科	イヌハギ						NT	VU
	6	バラ科	ナガボノワレモコウ							VU
	7	ヤナギ科	トカチヤナギ							NW
	8	タデ科	ノダイオウ						VU	NW
	9	キク科	カワラハハコ							NT
	10		エゾノキツネアザミ							NT
計		8科	10種	0種	0種	0種	0種	0種	4種	10種

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 6.9-5に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示す。

注3) ミクリ属の一種については、指定されたミクリ属のうち最も高いランクとした。

b. 重要な植生の分布

植物群落の植生自然度とその面積は表 6.9-8 に、植生自然度図は図 6.9-4 に示すとおりである。

現地調査の結果、24 の群落が確認されたが、このうち、特定植物群落等に該当する重要な群落はなかった。また、植生自然度をみると、自然林に該当する自然度 10 及び 9 に該当する群落なかったものの、二次林、二次草原といった比較的自然度が高い自然度 7 が対象事業実施区域内の南側及び雫石川の河川敷に分布していた。

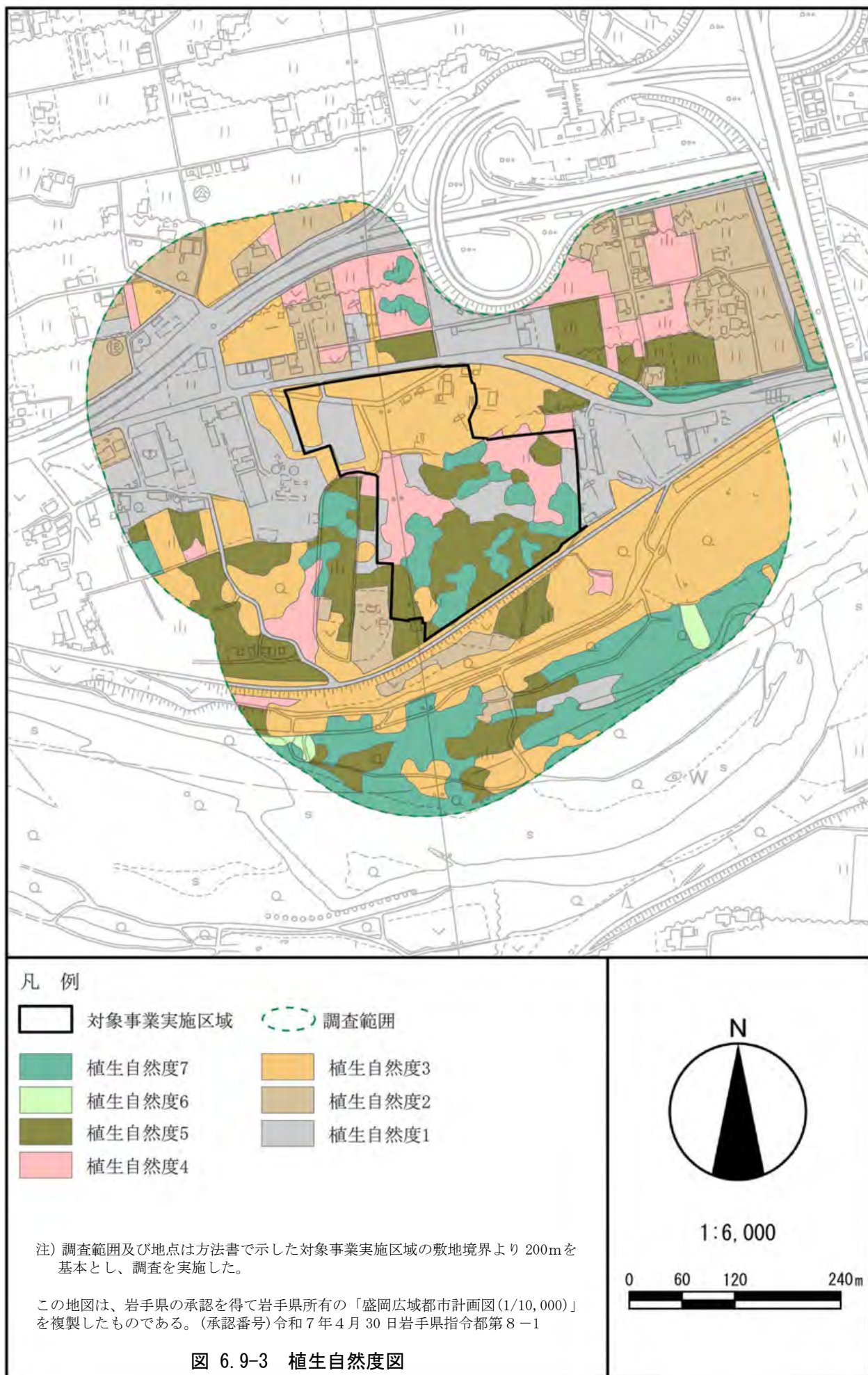
表 6.9-8 植物群落の植生自然度

概要	植物群落名	植生 自然度	調査範囲における面積等	
			面積 (m ²)	割合
二次林 (自然林に近いもの)	ヤナギ高木群落	7	39,552.8	9.2%
	ヤナギ低木群落	7	4,376.3	1.0%
	オニグルミ群落 (V)	7	6,167.0	1.4%
	オニグルミ群落 (IV)	6	1,962.4	0.5%
植林地	落葉広葉低木群落	5	9,875.8	2.3%
二次草原 (都市近郊の河川敷 に成立する草原)	ツルヨシ群集	7	1,412.0	0.3%
	河川敷砂礫地植生	7	381.8	0.1%
	ヨシクラス	7	2,081.2	0.5%
二次草原 (背の高い草原)	ススキ群団 (V)	5	14,386.3	3.4%
	クズ群落	5	16,693.3	3.9%
	オギ群落	5	14,272.4	3.3%
二次草原 (背の低い草原)	放棄畑雑草群落	4	29,077.9	6.8%
	放棄水田雑草群落	4	6,553.7	1.5%
	路傍・空地雑草群落	3	73,802.3	17.2%
	畑雑草群落	2	25,254.1	5.9%
	水田雑草群落	2	3,732.3	0.9%
外 来 種 植 林 農 耕 地 (樹園地)	ニセアカシア群落	3	52,591.9	12.3%
	イタチハギ群落	2	1,038.2	0.2%
外 来 種 植 林 農 耕 地 (水田・畑)	オオアワダチソウ群落	1	7,109.2	1.7%
市街地など	緑の多い住宅地	2	22,537.7	5.3%
	植栽樹群地	2	5,251.7	1.2%
	市街地・人工地盤地	1	40,553.9	9.4%
	工場地帯	1	48,362.4	11.3%
	開放水域	1	2,147.4	0.5%
合 計		—	429,173.9	100.0%

注 1) 割合は、調査範囲に対する割合を示す。

注 2) 割合の合計は小数点以下を四捨五入しているため、本表の計算上100%にならないことがある。

注 3) 植生自然度は環境省による区分及び有識者意見をもとに整理したものである。



6.9.2 予測及び評価

1. 工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る重要な種及び重要な群落

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、造成等の工事による一時的な影響に係る重要な種及び重要な群落とした。

② 予測地域

予測地域は、植物の生育の特性を踏まえて、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けると認められる地域として対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲とした。

③ 予測結果

a. 重要な種

予測結果は、表 6.9-9 に示すとおりである。

本事業の工事計画では、確認された重要種のうち、直接的影響がある種はエゾノキツネアザミ 1 種であった。間接的影響としては、工事の実施に伴う濁水の発生や造成による日射や風の侵入による生育環境の変化による影響を考えたが、いずれも環境保全措置を講ずることにより、影響は小さいと予測する。

表 6.9-9 予測結果（重要な種）

種名	確認状況	予測結果		影響の程度
		直接的影響	間接的影響	
・イチイ ・ウマノスズクサ ・トカチャナギ ・ノダイオウ	対象事業実施区域から 100m 以内で確認されていない。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があり、造成による日射や風に変化は生じないことから影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
・ミクリ ・ミクリ属の一種	対象事業実施区域から 100m 以内で確認されていない。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいと予測する。	工事の実施に伴う濁水の発生により生育環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制することから、工事の実施に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
ナガボノワレモコウ	対象事業実施区域内では確認されておらず、対象事業実施区域から 100m 以内で複数個体が確認され、対象事業実施区域から 100m 以上の離隔がある場所でも複数個体が確認された。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育環境は改変区域には該当せず、造成による日射や風による変化は生じないと考えられる対象事業実施区域から 100m 以上の離隔を持つ場所でも確認されていることから、影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
イヌハギ	対象事業実施区域内では確認されておらず、対象事業実施区域から 100m 以内で 1 株が確認された。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があり、造成による日射や風に変化は生じないことから影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
カワラハハコ	対象事業実施区域内では確認されておらず、雫石川の河川敷で多数確認されたほか、工事用車両の主要な走行ルート沿いで数個体が確認された。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があり、造成による日射や風に変化は生じないことから影響は小さいと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
エゾノキツネアザミ	対象事業実施区域内のシロヤナギが混生するオギ群落内に生育する個体が確認された。	造成により本種の生育環境及び確認された個体は消失する。 確認地点は対象事業実施区域内の 1 か所のみであるため、造成等の工事による影響はあると予測する。	—	工事の実施による影響はある。

b. 重要な群落

本事業の工事計画において、対象事業実施区域内が全て人工地盤地となった場合の植物群落の面積及び割合は表 6.9-10 に示すとおりである。

表 6.9-10 植物群落の改変状況

概要	植物群落名	植生 自然度	予測地域における面積等		
			面積 (m ²)	改変後の 割合	増減率
二次林 (自然林に近いもの)	ヤナギ高木群落	7	30,437.5	7.1%	▼23.0%
	ヤナギ低木群落	7	4,376.3	1.0%	0.0%
	オニグルミ群落 (V)	7	5,287.8	1.2%	▼14.3%
	オニグルミ群落 (IV)	6	1,962.4	0.5%	0.0%
植林地	落葉広葉低木群落	5	9,875.8	2.3%	0.0%
二次草原 (都市近郊の河川敷に成立する草原)	ツルヨシ群集	7	1,412.0	0.3%	0.0%
	河川敷砂礫地植生	7	381.8	0.1%	0.0%
	ヨシクラス	7	2,081.2	0.5%	0.0%
二次草原 (背の高い草原)	ススキ群団 (V)	5	14,386.3	3.4%	0.0%
	クズ群落	5	14,019.9	3.3%	▼16.0%
	オギ群落	5	3,929.5	0.9%	▼72.5%
二次草原 (背の低い草原)	放棄畑雑草群落	4	19,635.2	4.6%	▼32.5%
	放棄水田雑草群落	4	6,553.7	1.5%	0.0%
	路傍・空地雑草群落	3	60,274.4	14.0%	▼18.3%
	畑雑草群落	2	25,254.1	5.9%	0.0%
	水田雑草群落	2	3,732.3	0.9%	0.0%
外来種植林 農耕地 (樹園地)	ニセアカシア群落	3	48,993.8	11.4%	▼6.0%
	イタチハギ群落	2	1,038.2	0.2%	0.0%
外来種植林 農耕地 (水田・畑)	オオアワダチソウ群落	1	2,307.2	0.5%	▼67.5%
市街地など	緑の多い住宅地	2	22,537.7	5.3%	0.0%
	植栽樹群地 (高速道路法面)	2	5,251.7	1.2%	0.0%
	市街地・人工地盤地	1	95,000.0	22.1%	△134.3%
	工場地帯	1	48,297.9	11.3%	▼0.1%
	開放水域	1	2,147.4	0.5%	0.0%
合 計		—	429,173.9	100.0%	—

注1) 割合は、予測地域に対する割合を示し、増減率は対象事業実施区域内が全て人工地盤地になった場合の変化を示す。

注2) 割合の合計は小数点以下を四捨五入しているため、本表の計算上100%にならないことがある。

注3) 植生自然度は環境省による区分及び有識者意見をもとに整理したものである。

重要な群落に関する予測結果は、表 6.9-11 に示すとおりである。

確認された群落のうち、重要な植生とした植生自然度の高い群落はない。比較的自然度が高い群落のうち、ヤナギ低木群落、ツルヨシ群集、河川敷砂礫地植生、ヨシクラスは改変がなく、ヤナギ高木群落（自然度 7）の消失割合は 23%程度、オニグルミ群落（V）の消失率は 14.3%程度であり、いずれも影響は小さいと予測するが、一定程度の減少率となるヤナギ高木群落は生態系の観点から代償措置を行う。

表 6.9-11 予測結果（比較的自然度が高い植生）

群落名	確認状況	予測結果		影響の程度
		直接的影響	間接的影響	
・ヤナギ低木群落 ・ツルヨシ群集 ・河川敷砂礫地植生 ・ヨシクラス	対象事業実施区域内及び対象事業実施区域から 100m以内で確認されていない。	対象事業実施区域内の生育地は改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があることから、造成による日射や風による変化は生じないことから、影響はないものと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
ヤナギ高木群落	対象事業実施区域内及びその周辺の高茎草地の群落内にシロヤナギを始めとするヤナギ高木群落の混生が確認された。 また、雫石川の河川敷に带状に分布するヤナギ高木群落が確認された。	対象事業実施区域内の本群落の生育地は造成により全て消失するが、予測地域内の消失割合は小さいことから、影響は小さいと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があることから、造成による日射や風による変化は生じないことから、影響はないものと予測する。	工事の実施による影響は小さい。
オニグルミ群落（V）	対象事業実施区域内及びその周辺の耕作地周辺や河川敷に分布していた。	対象事業実施区域内の本群落の生育地は造成により全て消失するが、予測地域内の消失割合は小さいことから、影響は小さいと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があることから、造成による日射や風による変化は生じないことから、影響はないものと予測する。	工事の実施による影響は小さい。



凡 例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  予測地域 |
| 1 ヤナギ高木群落 | 14 イタチハギ群落 |
| 2 ヤナギ低木群落 | 15 路傍・空地雑草群落 |
| 3 オニグルミ群落(IV) | 16 放棄畑雑草群落 |
| 4 オニグルミ群落(V) | 17 畑雑草群落 |
| 5 落葉広葉低木群落 | 18 水田雑草群落 |
| 6 クズ群落 | 19 放棄水田雑草群落 |
| 7 ススキ群団(V) | 20 緑の多い住宅地 |
| 8 オオアワダチソウ群落 | 21 植栽樹林地 |
| 9 オギ群落 | 22 市街地・人工地盤地 |
| 10 ヨシクラス | 23 工場地帯 |
| 11 ツルヨシ群集 | 24 開放水域 |
| 12 河川敷砂礫地植生 | |
| 13 ニセアカシア群落 | |



1:6,000

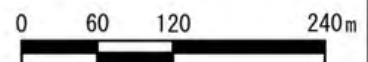


図 6.9-4 植生図（改変後）

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

ア. 重要な種

重要な種に対する環境保全措置は表 6.9-12 に示すとおりである。

移動性のない植物については、造成等の工事による一時的な影響の回避及び低減が困難であることから、事業による影響があると予測した 1 種については、代償措置として種の移植等を行う。

移植にあたっては、移植後の定着率をあげるために、現況の生育環境と類似した環境への移植を行うほか、種の特性に基づき、複数の方法により行うものとする。

表 6.9-12 環境保全措置（エゾノキツネアザミ）

実施主体		事業者
保全対象		エゾノキツネアザミ
環境保全措置	区分	代償
	実施方法	個体の移植等
	実施内容	改変区域内の個体の移植を行う。 移植先は対象事業実施区域内に設置する河川景観保全地域等とするが、造成開始後、整備が完了するまでの間はプランター等への仮移植により保全するほか、種子の採集・保管を行う。 なお、本種は雌雄異株であるため、雌雄とも保全するように、留意する。
	効果と判断根拠	生育環境が改変される前に保全対象の個体をプランター等に仮移植すること及び種子を採集・保管することにより種の維持・保全が見込まれると判断した。 また、河川景観保全地域等への本移植及び維持管理により、種の保全を図ることで、植物への影響を代償できると判断した。
	効果の不確実性	本移植先で生育が確保されるか、播種した種子から発芽するか、不確実性が残る。
環境保全措置後の環境状況の変化		河川景観保全地域等の整備後、植生が定着するまで維持管理を行う。 植生の定着後は、維持管理として定期的な草刈りを行う。
他の環境への影響		河川景観保全地域等の整備は、現在の生育環境に類似した生育環境とすることから、他の環境への影響は極めて小さい。
回避・低減が困難な理由		施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため。
損なわれる又は創出される環境要素		植物（植物相）
損なわれる環境の位置及び内容		エゾノキツネアザミの生育が確認された、対象事業実施区域内のヤナギ高木が混生する草地環境が消失する。
創出される環境の位置及び内容		対象事業実施区域内南端に整備する河川景観保全地域等において、現在の生育環境に類似した生育環境を創出する。

また、その他にも以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲で低減され、環境保全についての配慮が適正になされているものと評価する。

- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。

イ．重要な群落

植生については、重要な群落が確認されておらず、比較的自然度が高い植生については土地の改変による影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。

- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
- ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

以上のことから、植生への影響については、実行可能な範囲内で可能な限り回避・低減されているものと評価する。

2. 土地又は工作物の存在及び供用（事業の立地及び土地又は工作物の存在）に係る重要な種及び重要な群落

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の立地及び土地又は工作物の存在に係る重要な種及び重要な群落とした。

② 予測地域

予測地域は、植物の生育の特性を踏まえて、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲とした。

③ 予測結果

a. 重要な種

予測結果は、表 6.9-13 に示すとおりである。

施設の立地及び土地又は工作物の存在では、確認された重要種のうち、直接的影響がある可能性のある種はなく、間接的影響については施設の立地に伴う日影の影響が考えられたが、対象事業実施区域周辺に変化は生じなく、環境保全措置を講ずる事により、影響は小さいと予測する。

表 6.9-13 予測結果（重要な種）

種名	確認状況	予測結果		影響の程度
		直接的影響	間接的影響	
・イチイ ・ウマノスズクサ ・トカチャナギ ・ノダイオウ ・カワラハハコ	対象事業実施区域から100m以内で確認されていない。	生育環境が改変されないことから、影響はないものと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があり、施設の立地に伴う日陰の出現による対象事業実施区域周辺の生育環境に変化は生じないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
・ミクリ ・ミクリ属の一種	対象事業実施区域から100m以内で確認されていない。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があり、施設の立地に伴う日陰の出現による対象事業実施区域周辺の生育環境に変化は生じないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
ナガボノワレモコウ	対象事業実施区域内では確認されておらず、対象事業実施区域から100m以内で複数個体が確認され、対象事業実施区域から100m以上の離隔がある場所でも複数個体を確認した。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいと予測する。	生育環境は改変区域には該当せず、施設の立地に伴う日陰の出現による対象事業実施区域周辺の生育環境に変化は生じないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
イヌハギ	対象事業実施区域内では確認されておらず、対象事業実施区域から100m以内で1株を確認した。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育環境は改変区域には該当せず、施設の立地に伴う日陰の出現による対象事業実施区域周辺の生育環境に変化は生じないことから、影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
カワラハハコ	対象事業実施区域内では確認されておらず、雫石川の河川敷で多数確認されたほか、廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート沿いで数個体を確認した。	生育環境が改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育環境は改変区域には該当せず、施設の立地に伴う日陰の出現による対象事業実施区域周辺の生育環境に変化は生じないことから、影響はないものと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
エゾノキツネアザミ	対象事業実施区域内のシロヤナギが混生するオギ群落内に生育する個体を確認した。	本種の生育環境は造成により全て消失するが、造成における影響に対する環境保全措置を講ずることから、新たな影響はないと予測する。	新たな生育地は施設の立地による日射や風に変化は生じないことから、影響はないものと予測する。	施設の存在による影響は小さい。

b. 重要な群落

予測結果は、表 6.9-14 に示すとおりである。

施設の立地及び土地又は工作物の存在では、確認された重要な植生（比較的自然度が高い植生）のうち、直接的影響、間接的影響がある可能性のある群落はなく、いずれの重要な植生についても影響は小さいものと予測する。

表 6.9-14 予測結果（比較的自然度が高い植生）

群落名	確認状況	予測結果		影響の程度
		直接的影響	間接的影響	
・ヤナギ低木群落 ・ツルヨシ群集 ・河川敷砂礫地植生 ・ヨシクラス	対象事業実施区域内及び対象事業実施区域から 100m 以内で確認されていない。	対象事業実施区域内の生育地は施設の存在により生育環境が改変されないことから、影響は小さいものと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があることから、造成による日射や風に変化は生じないことから、影響は小さいものと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
ヤナギ高木群落	対象事業実施区域内及びその周辺の高茎草地の群落内にシロヤナギを始めとするヤナギ高木群落の混生を確認した。 また、雫石川の河川敷に帯状に分布するヤナギ高木群落を確認した。	対象事業実施区域内の生育地は施設の存在により全て消失するが、予測地域内の消失割合は小さいことから、影響は小さいと予測する。	適切な維持管理の実施により施設の存在による間接的な影響は小さいものと予測する。	施設の存在による影響は小さい。
オニグルミ群落（V）	対象事業実施区域内及びその周辺の耕作地周辺や河川敷に分布していた。	対象事業実施区域内の生育地は施設の存在により全て消失するが、予測地域内の消失割合は小さいことから、影響は小さいと予測する。	生育地は改変区域とは離隔があることから、造成による日射や風による変化は生じないことから、影響はないものと予測する。	施設の存在による影響は小さい。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、重要な種は造成時に代償措置を実施し、比較的自然度が高い植生については施設の存在による影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。

・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

以上のことから、植物への影響については、実行可能な範囲内で可能な限り回避・低減されているものと評価する。

6.10 生態系

6.10.1 調査

1. 調査項目

生態系に係る調査は、以下の項目について実施した。

- ・動植物その他の自然環境に係る概況
- ・複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況

2. 調査地域

調査地域は、「6.8 動物」及び「6.9 植物」に示したとおり、対象事業実施区域及びその周囲の概ね200mの範囲とした。

行動圏の大きい猛禽類については、出現する可能性のある猛禽類の行動圏に応じた調査範囲として、対象事業実施区域及びその周囲の概ね1 km以内の範囲とした。

3. 調査地点

調査地点は、「6.8 動物」及び「6.9 植物」に示したとおりである。

4. 調査期間等

調査期間等は、「6.8 動物」及び「6.9 植物」に示したとおりである。

5. 調査結果

(1) 動植物その他の自然環境に係る概況

① 調査地域の環境類型区分

環境類型区分の面積及びその割合は表 6.10-1 に、環境類型区分の内容は表 6.10-2 に、調査範囲内を環境類型区分に分けた図は図 6.10-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺を構成する生態系を類型化し、類型区分ごとの構造を整理した。類型区分は、樹林地、草地・耕作地、市街地など、水域の4環境に区分した。表 6.10-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺は水域がわずかであり、他の区分は草地・耕作地が最も広いものの、樹林地、市街地の広さと大きな差はない。しかし、図 6.10-1 をみると、樹林地は、堤内地（堤防道路より北側）では草地・耕作地にパッチ状に分布しているにとどまり、大半は堤外地（堤防道路より南側）に分布していることがわかる。

表 6.10-1 環境類型区分別の面積及びその割合

環境類型区分	調査範囲	
	面積 (m ²)	割合
樹林地	115,564.4	26.9%
草地・耕作地	190,881.5	44.5%
市街地など	118,853.0	27.7%
水域	3,874.9	0.9%

注1) 割合は、調査範囲に対する割合を示す。

注2) 割合の合計は小数点以下を四捨五入しているため、本表の計算上100%にならないことがある。

表 6.10-2 環境類型区分の内容

環境類型区分	調査結果
樹林地	本区分には、ヤナギ高木群落、ヤナギ低木群落、オニグルミ群落、落葉高木低木群落、ニセアカシア群落、イタチハギ群落が該当する。 調査範囲は雫石川の河川敷であり、対象事業実施区域は堤内地の耕作地の跡地である。 調査範囲内では、群落面積の面積比はニセアカシア群落が大きい、対象事業実施区域内には少なく、対象事業実施区域内の樹林地としてはヤナギ高木群落が占める割合が大きい。 ニセアカシア群落は植林又は逸出による二次的な群落であり、高木層はニセアカシアが優占し、亜高木層、低木層も他種樹木は少なかった。 対象事業実施区域内のヤナギ高木群落は堤内地の耕作地跡にパッチ状に成立しており、優占する樹種はシロヤナギであり、カワヤナギが混生していた。堤外地のヤナギ高木群落ではトカチヤナギ、オノエヤナギ、シロヤナギ等が優占しており、一定の面積が見られた。 これら樹林地では、哺乳類ではニホンリスが確認されたほか、鳥類では、カッコウやアカゲラ、アカゲラが造る樹洞を利用するコムドリなどが目立った。また、樹液には多くのコウチュウ目、チョウ目等多くの昆虫類が見られた。
草地・耕作地	本区分には、ススキ群団、クズ群落、オギ群落のほか、路傍・空地雑草群落や畑、水田の耕作地が該当する。 対象事業実施区域内はかつて耕作地であり、その跡地にオギ群落、クズ群落等が広がっている。オギ群落ではオギが優占し、オオアワダチソウ、ツルマメ等が混生していた。クズ群落はクズが優占し、アズマネザサ、チガヤ等が混生していた。これらを広く利用していた種はホンDBGツネ、ホンDタヌキ、トウホクノウサギがあげられる。アカネズミも全地区で確認されたが、草本層の下部で生息していると考えられる。鳥類ではオオヨシキリが確認されたが数は多くなく、ホオジロやセッカのさえずりも聞かれた。 調査範囲全体では放棄畑雑草群落も多く、路傍・空地雑草群落は駐車場やグラウンドとしての利用など人為的な利用の強い場所を含む。対象事業実施区域の北側は水田も広がっており、両生類、水生昆虫類の生息場所となっている。
水域	本区分には、ツルヨシ群集、ヨシクラス、河川敷砂礫地植生調査範囲内には雫石川は含まないが、堤外地の細流や水溜が該当する。また、対象事業実施区域東側には、水路状の小河川が見られる。いずれも水位、流速が安定せず、生息する魚種は少ないが、小河川では堆積が発達し、トンボ目等の水生昆虫類が見られた。 堤外地の水域近くでは、ニホンイタチの糞が見られた。鳥類ではセグロセキレイ、ハクセキレイが多く見られたほか、アオサギ、ダイサギが見られた。水溜ではトンボ目、アメンボ等の昆虫類のほか、トウホクサンショウウオが見られた。
市街地など	本区分には、造成地や道路のほか、建設資材置き場などを含み、対象事業実施区域内では北側の一部に見られる。人の利用の強い場所であるが、人がいない夜間などはホンDBGツネやホンDタヌキの移動経路にもなっている。鳥類は、市街地にも順応するハシブトガラス、ハシボソガラスや、ヒヨドリ、シジュウカラ、キジバト等が見られる。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲
- 樹林地
- 草地・耕作地
- 市街地など
- 水域

注) 調査範囲及び地点は方法書で示した対象事業実施区域の敷地境界より 200mを基本とし、調査を実施した。

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/10,000)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号



1:6,000

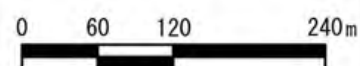


図 6.10-1 環境類型区分図

(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況

① 生態系の構成

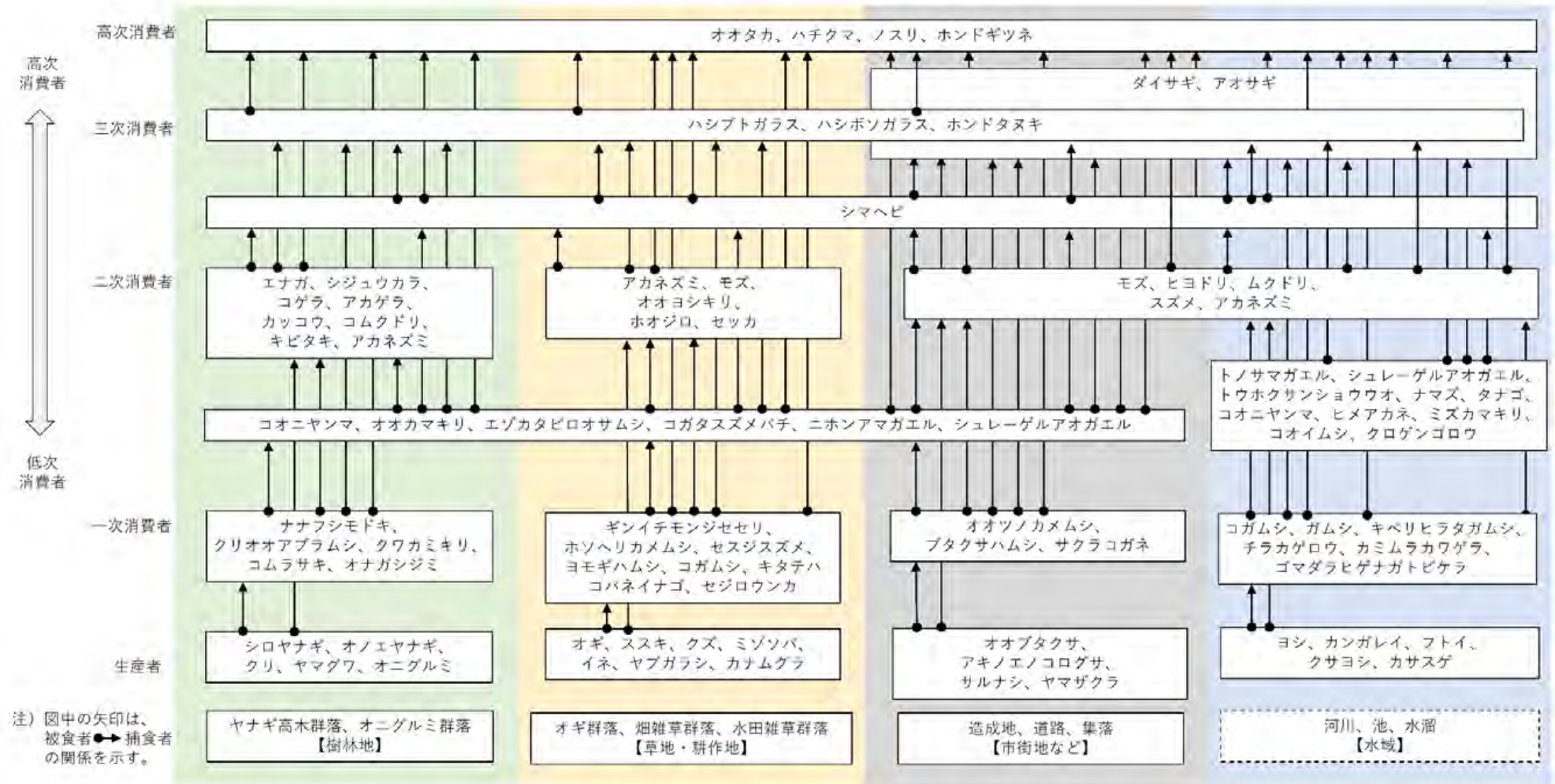
生態系を構成する各類型区分の概況は表 6.10-3に、食物網の模式図は図 6.10-2に示すとおりである。

「6.8 動物」及び「6.9 植物」の現地調査結果を踏まえて、主要な生息、生育環境、構成種及び存在状況について整理を行った。

調査範囲内は大きな水域が含まれず、基本的には陸域の生物による生態系が成立しているが、かつて河川敷だったこと、近くに雫石川があること、水田や小河川があることから一定の水域に依存する種が生息している。これらの水田や小規模な水域を利用する上位種として、サギ類が位置している。陸域の上位種としては、シマヘビが位置するほか、最上位種として猛禽類とホンドギツネが挙げられる。

表 6.10-3 生態系を構成する各類型区分の概況

類型区分	主な植物群落名	生態系を構成する主な種				
		生産者	消費者			
			低次	←→	高次	
樹林地	ヤナギ高木群落、オニグルミ群落	シロヤナギ、オノエヤナギ、クリ、ヤマグワ、オニグルミ	ナナフシモドキ、クワカミキリ、クリオオアブラムシ、コムラサキ、オナガシジミ	コオニヤンマ、オオカマキリ、エゾカタビロオサムシ、コガタスズメバチ、ニホンアマガエル	エナガ、コゲラ、アカゲラ、カッコウ、コムクドリ、キビタキ、アカネズミ	
草地・耕作地	オギ群落、クズ群落、水田雑草群落、畑雑草群落	オギ、ススキ、クズ、ヤブガラシ、カナムグラ、イネ、ミゾソバ	ギンイチモンジセセリ、ホソヘリカメムシ、セスジスズメ、ヨモギハムシ、カタテハ	オオカマキリ、ニホンアマガエル	アカネズミ、モズ、オオヨシキリ、ホオジロ、セッカ	シマヘビ オオタカ、ハチクマ、ノスリ、 ホンドギツネ
市街地など	造成地、道路、集落	オオブタクサ、アキノエノコログサ、サルナシ、ヤマザクラ	オオツノカメムシ、ブタクサハムシ、サクラコガネ	モズ、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、アカネズミ	ハシブトガラス、ホンドタヌキ	
水域	河川、池、水溜 (樹林地や草地に点在する小規模・不安定な状態の水溜等を含む)	ヨシ、カンガレイ、フトイ、クサヨシ、カサスゲ	コガムシ、ガムシ、チラカゲロウ、カミムラカワゲラ	トノサマガエル、ナマズ、コオニヤンマ、ミズカマキリ、クロゲンゴロウ、コガムシ	スズメ、アカネズミ、シマヘビ、ダイサギ、アオサギ	



【水域】：樹林地や草地・耕作地にも一部分布する不安定な状態の水溜等を含むため、破線としている

図 6.10-2 食物連鎖模式図

② 地域の生態系を特徴づける注目種

対象事業実施区域及びその周囲の生態系を特徴づける注目種は、表 6.10-4に示す上位性・典型性・特殊性の視点から注目される種・群集の考え方にに基づき選定した。

また、注目される種・群集の選定結果及び各種の生息・生育状況は表 6.10-5に示すとおりである。

表 6.10-4 生態系の注目される種・群集の選定基準

視点	選定基準
上位性	生態系を形成する生物群集において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は相対的に栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化などの影響を受けやすい種が対象となる。
典型性	対象地域の生態系の中で生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を担うような種・群集（例えば、植物では現存量や占有面積の大きい種、動物では個体数が多い種や個体重量が大きい種など）、生物群集の多様性を特徴づける種などが対象となる。
特殊性	小規模な湿地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域等の特殊な環境など、占有面積が比較的小規模で周囲には見られない環境に注目し、そこに生息する種・群集を選定する。該当する種・群集としては、特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される種・群集があげられる。

表 6.10-5 注目される種・群集の選定結果

視点	注目種	選定理由	生息・生育状況
上位性	オオタカ	大径木を含む樹林地を営巣環境とし、食餌生物は主に鳥類や、ネズミ類等の哺乳類などであり、陸上動物の高次消費者に位置することから、上位性の種として選定した。 同じ猛禽類のノスリやハチクマもいるが、オオタカがこれら2種を捕食することがあるため、より上位の種として選定した。	猛禽類調査において、繁殖初期に、対象事業実施区域内及び周辺で縄張監視行動と採餌と推察される行動が確認されている。利用頻度は多くなかったが、対象事業実施区域より遠方に本種の巣と考えられる巣が複数確認された。 対象事業実施区域は行動圏の一部であり、採餌環境として利用しているものと考えられる。
	ホンドギツネ	食性は主にノウサギ、ネズミ類等の哺乳類や、鳥類などであり、陸上動物の高次消費者に位置することから、上位性の種として選定した。	対象事業実施区域の西側の樹林地内に巣と推察される場所が確認された。近くには餌として運んだものの一部と考えられるトウホクノウサギの遺骸が確認された。冬季、足跡が目立つ時期では、対象事業実施区域内から雫石川の礫河原まで足跡が見られ、縦横に利用していることが伺える。
典型性	ヤナギ高木群落	調査地域内での占有面積が広く、構成する種も複数種あり、動物相の生息基盤として重要な環境となる植生であると考えられることから、典型性の種（群落）として選定した。	堤外地には一定の面積のヤナギ高木群落が成立しているが、堤内地はこれらを母樹としたヤナギ高木群落がパッチ状に分布し、生育している。 葉を食餌植物とするコムラサキや樹液に集まるコウチュウ目、チョウ目等に採餌場所を提供しているほか、比較的柔らかい材質であるため、キツキ類が多くの樹洞を作っており、結果的にコムクドリやゴジュウカラの繁殖巣として提供するといった複数の分類群の生息基盤となっている。
特殊性	水生昆虫類	対象事業実施区域内でも確認されている複数種の水生昆虫類は、わずかに残る止水域（水溜）に依存する昆虫類であることから、特殊性の種として選定した。	ガムシ科やゲンゴロウ科のコウチュウ目の種のほか、トンボ目、アメンボ科などが挙げられる。いずれも羽を持ち、生息環境が不適となった際は適当な場所に移ることができるが、幼虫時は水中で生活し、越冬する際は水域近くの土中を利用する。近年水田の畦が固められることが多いため、秋には浅い水域の湿地に移動する。

6.10.2 予測及び評価

1. 工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る地域を特徴づける生態系

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、造成等の工事による一時的な影響に係る地域を特徴づける生態系とした。

② 予測地域

予測地域は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲とした。行動圏の広い猛禽類については、対象事業実施区域及びその周囲約 1 km の範囲を基本とした。

③ 予測結果

調査範囲の類型区分について、事業実施前後の面積及び割合を整理した。その内容は表 6.10-6 及び図 6.10-5 に示すとおりである。

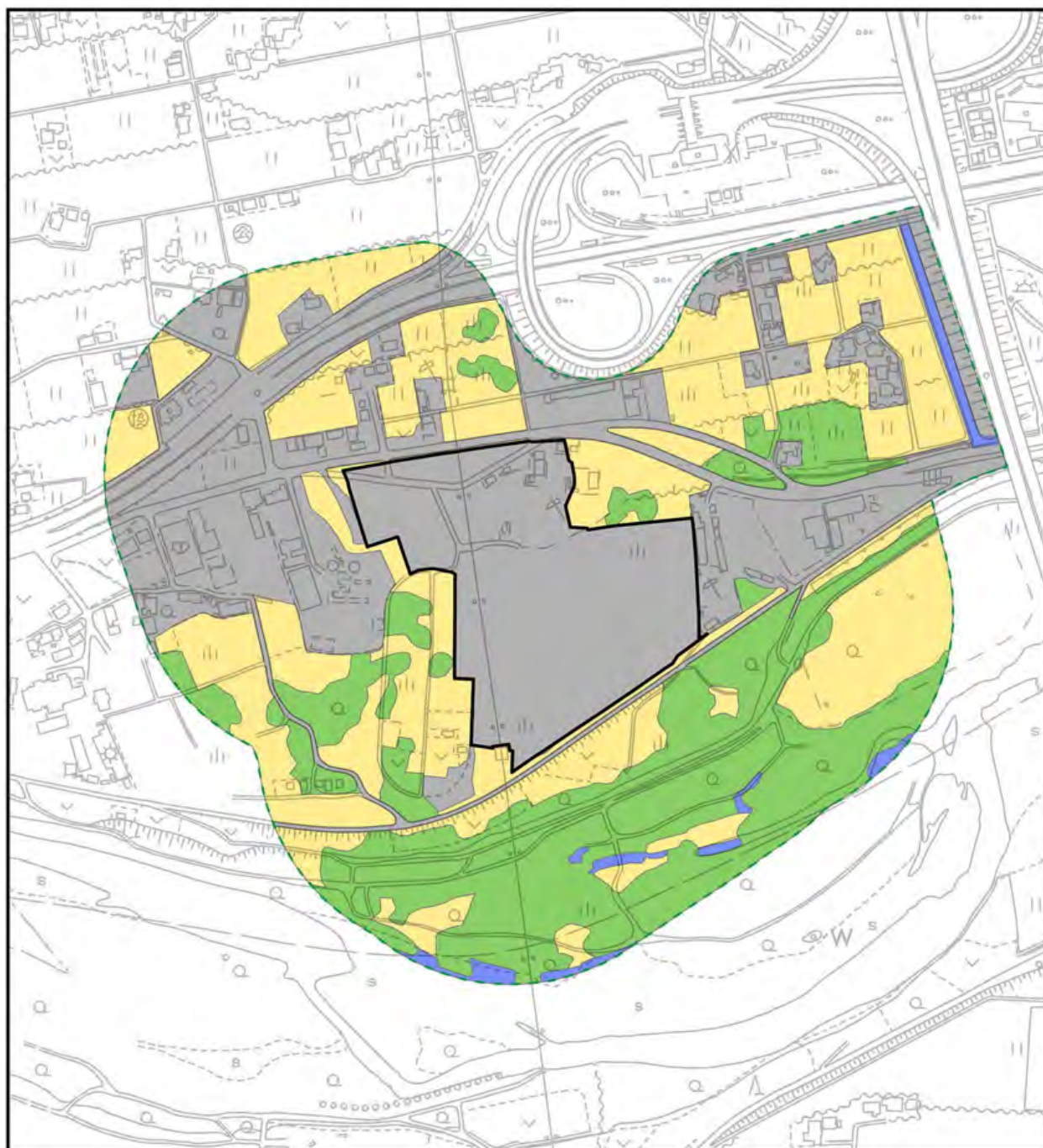
これによると、樹林地と草地・耕作地が減少し、市街地などが増加する。

表 6.10-6 調査範囲内の類型区分（改変前後）

類型区分	調査範囲				
	改変前		改変後		増減率
	面積 (m ²)	割合	面積 (m ²)	割合	
樹林地	115,564.4	26.9%	101,971.8	23.8%	▼3.2%
草地・耕作地	190,881.5	44.5%	150,092.6	35.0%	▼9.5%
市街地など	118,853.0	27.7%	173,234.6	40.4%	△12.7%
水域	3,874.9	0.9%	3,874.9	0.9%	0.0%

注1) 割合は、調査範囲に対する割合を示す。

注2) 割合の合計は小数点以下を四捨五入しているため、本表の計算上100%にならないことがある。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 予測地域
- 樹林地
- 草地・耕作地
- 市街地など
- 水域

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/10,000)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号



1:6,000

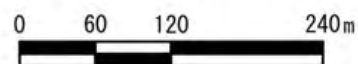


図 6.10-3 環境類型区分図(改変後)

本事業の工事計画では、直接的影響として確認された地域を特徴づける生態系の注目種のうち、オオタカ、ホンドギツネ、ヤナギ高木群落、水生昆虫類の生息・生育環境の一部が改変されることから、事業による影響が生じる可能性があると予測する。

また、間接的影響として確認された地域を特徴づける生態系の注目種のうち、ホンドギツネ、水生昆虫類について生息環境の悪化の影響が生じる可能性があると予測する。

表 6.10-7 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
上位性	オオタカ	対象事業実施区域内外で繁殖期初期に縄張監視行動や採餌と推察される行動が確認された。	造成等の施工により本種の営巣環境や採餌環境となりうる樹林の一部が改変される。対象事業実施区域付近では縄張監視行動や採餌と推察される行動が確認されているが、営巣地は対象事業実施区域から遠方にあると推察され、対象事業実施区域は採餌環境の一部として利用されていると考えられる。そのため、造成等の施工による影響が生じる可能性があると予測する。	工事の実施により本種の餌動物の生息環境の一部が改変される。対象事業実施区域は、採餌環境の一部となっていると考えられるが、本種の行動圏は広く、餌動物の量の減少の観点では、その減少量は小さいと考えられることから、造成等の施工による影響は小さいと予測する。	工事の実施により影響が生じる可能性がある。
	ホンドギツネ	対象事業実施区域外西側の樹林地内で営巣位置と推察される場所が確認された。対象事業実施区域内及びその周辺では足跡が確認されたことから、この範囲を採餌場所として広く利用していると考えられる。	造成等の施工により本種の採餌環境となりうる樹林や草地の一部が改変される。行動範囲は堤外地の河川敷を含むものの、営巣地に近い場所が改変されることから、造成等の施工による影響が生じる可能性があると予測する。	工事の実施により本種の餌動物の生息環境の一部が改変される。対象事業実施区域は、採餌環境の一部となっていると考えられ、営巣場所に近い採餌環境での餌資源量の減少に伴う影響が考えられることから、造成等の施工による影響が生じる可能性はあったと予測する。	工事の実施により影響が生じる可能性がある。
典型性	ヤナギ高木群落	対象事業実施区域内にヤナギ高木群落がパッチ状に成立している。堤外地には面的な群落が見られる。	調査範囲内のヤナギ高木群落には改変されない場所があるものの、対象事業実施区域内のヤナギ高木群落は造成により改変される。 ヤナギ高木群落全体の消失率は大きくないものの、造成等の施工による影響が生じる可能性があると予測する。	—	工事の実施による影響が生じる可能性がある。
特殊性	水生昆虫類	対象事業実施区域外の水域や水溜で個体が確認されたほか、対象事業実施区域内で実施したライトトラップに飛来した。	造成等の施工により本種の生息環境である対象事業実施区域内の水域が改変される。 調査範囲内には残存するものの、水田に近い場所での湿地環境が改変されることから、影響が生じる可能性があると予測する。	造成等の施工に伴う濁水の発生により生息環境の悪化が懸念されるが、工事中の排水は、調整池を先行で整備のうえ一時的に貯留し、調整池に貯留した雨水は、土砂を沈殿させた後に場外に排水する計画であることから、建設機械の稼働に伴う濁水の発生による影響は小さいと予測する。	工事の実施により影響が生じる可能性がある。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、造成等の工事による一時的な影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。

- ・工事区域に仮囲い（高さ約3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
- ・夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。

特に、多くの動物の生息基盤となるヤナギ高木群落については、土地の改変による影響の回避及び低減が困難であり、対象事業実施区域近傍に営巣するホンドギツネの採餌環境の改変に伴う影響が懸念されることから、表 6.10-8 に示す代償措置としてヤナギ高木群落の再生を行う。

ヤナギ高木群落の再生にあたっては、現況の植生と類似した植生になるよう、河川景観保全地域等の整備時に、取り置いた表土を用いてオギ等の草本植生の再生を促すほか、ヤナギ高木の挿し木等により行うものとする。

これにより、事業の実施による影響が予測される本種については造成等の工事による一時的な影響は低減されることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされているものと評価する。

表 6.10-8 環境保全措置（代償措置）

実施主体		事業者
保全対象		ヤナギ高木群落、ホンドギツネ
環境保全措置	区分	代償
	実施方法	環境の創出
	実施内容	事業による造成後、河川景観保全地域等において、現況植生の再生に努める。ヤナギ高木が混生する草地環境の再生のため、ヤナギ高木の種子の供給元と推察される雫石川のヤナギ高木群落より枝を採取し、挿し木等によりヤナギ高木の再生を促すほか、草本層の再生にあたっては取り置いた表土の整地により草本植生の再生を促す。
	効果と判断根拠	消失する植生が再生されることにより、群落の保全、ホンドギツネの保全が見込まれると判断した。
	効果の不確実性	挿し木等を行うヤナギ高木が生育するか、表土から期待する草本が再生するか、不確実性が残る。
環境保全措置後の環境状況の変化		河川景観保全地域等の造成後、植生が定着するまで維持管理を行う。植生の定着後は、維持管理として定期的な草刈り等を行う。
他の環境への影響		造成後に現況の復旧を目指した整備を行うことから、他の環境への影響は極めて小さい。
回避・低減が困難な理由		施設の配置場所に成立する典型性の注目種であるヤナギ高木群落及び草本層、ホンドギツネの生息環境の改変が避けられないため。
損なわれる又は創出される環境要素		植生（ヤナギ高木群落及び草本層）、ホンドギツネの生息環境
損なわれる環境の位置及び内容		対象事業実施区域内で生育が確認されたヤナギ高木が混生する草地環境が消失する。
創出される環境の位置及び内容		対象事業実施区域内に整備する河川景観保全地域等において、現在の生育環境に類似した生育環境を創出し、生物の生息基盤として整備する。

2. 土地又は工作物の存在及び供用（事業の立地及び土地又は工作物の存在）に係る地域を特徴づける生態系

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の立地及び土地又は工作物の存在に係る地域を特徴づける生態系とした。

② 予測地域

予測地域は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲とした。行動圏の広い猛禽類については、対象事業実施区域及びその周囲約 1 km の範囲を基本とした。

③ 予測結果

施設の立地及び土地又は工作物の存在では、オオタカと水生昆虫類等については直接的影響が生じる可能性があり、ホンドギツネとヤナギ高木群落については、造成等の施工に対し、代償措置を講ずることから、新たな影響はないと予測し、間接的影響についても同様と予測する。

各注目種の予測結果は表 6. 10-9 に示すとおりである。

表 6.10-9 予測結果

分類	種名	確認状況	予測結果		影響の程度
			直接的影響	間接的影響	
上位性	オオタカ	対象事業実施区域内外で繁殖期初期に縄張監視行動や採餌と推察される行動が確認された。	施設の存在により本種の営巣環境や採餌環境となりうる樹林の一部が消失する。対象事業実施区域付近では縄張監視行動や採餌と推察される行動が確認されているが、営巣地は対象事業実施区域から遠方にあると推察され、対象事業実施区域は採餌環境の一部として利用されていると考えられる。そのため、施設の存在による影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在に伴い、採餌環境の一部となっていた対象事業実施区域を生息環境としていた餌動物の生息環境は消失するが、本種の行動圏は広く、その減少量は小さいと考えられることから、施設の存在による影響は小さいと予測する。	施設の存在による影響が生じる可能性がある。
	ホンドギツネ	対象事業実施区域外西側の樹林地内で営巣位置と推察される場所が確認された。対象事業実施区域内及びその周辺では足跡が確認されたことから、この範囲を採餌場所として広く利用していると考えられる。	施設の存在により本種の採餌環境となりうる樹林や草地の一部が消失する。行動範囲は堤外地の河川敷を含むものの、営巣地に近い場所が改変されることから、施設の存在による影響が生じる可能性があると考ええるが、造成等の施工に対し、代償措置を講ずることから、新たな影響はないと予測する。	施設の存在により本種の餌動物の生息環境の一部が消失する。対象事業実施区域は、採餌環境の一部となっていると考えられ、営巣場所に近い採餌環境での餌資源量の減少に伴う影響が考えられるが、造成等の施工に対し、代償措置を講ずることから、新たな影響はないと予測する。	施設の存在による新たな影響はない。
典型性	ヤナギ高木群落	対象事業実施区域内にヤナギ高木群落がパッチ状に成立している。堤外地には面的な群落が見られる。	調査範囲内のヤナギ高木群落には消失しない場所があるものの、対象事業実施区域内のヤナギ高木群落は施設の存在により消失する。 しかし、造成等の施工に対し、代償措置を講ずることから、新たな影響はないと予測する。	—	施設の存在による新たな影響はない。
特殊性	水生昆虫類	対象事業実施区域外の水域や水溜で個体が確認されたほか、対象事業実施区域内で実施したライトトラップに飛来した。	施設の存在により本種の生息環境である対象事業実施区域内の水域が消失する。 調査範囲内には残存するものの、水田に近い場所での湿地環境が消失することから、影響が生じる可能性があるとして予測する。 また、施設に設置される照明等に誘因され、行動が攪乱されることが懸念されることから、影響が生じる可能性があるとして予測する。	施設の存在に伴う生活排水等の影響により生息環境の悪化が懸念されるが、供用時の生活排水等は適切に処理され、公共下水道に放流することから、影響は小さいと予測する。	施設の存在により影響が生じる可能性がある。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

施設の存在に係る影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされているものと評価する。

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約 30m の範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
- ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
- ・既存水路の改修にあたっては、改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
- ・調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
- ・緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
- ・設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
- ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

6.11 景観

6.11.1 調査

1. 調査項目

景観に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・ 主要な眺望点の状況
- ・ 景観資源の状況
- ・ 主要な眺望景観の状況

2. 調査地域

調査地域は、主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とした。

3. 調査地点

(1) 主要な眺望点の状況

調査地点は、調査地域と同様とした。

(2) 景観資源の状況

調査地点は、調査地域と同様とした。

(3) 主要な眺望景観の状況

調査地点は、表 6.11-1及び図 6.11-1に示すとおりである。

調査地点は、対象事業実施区域が位置する上厨川集落内の代表地点として「上厨川自治会館付近」及び不特定多数の人が集まる「一般県道盛岡矢巾自転車道（舟場橋付近）」、「河川公園」、「雫石川堤防（対象事業実施区域南側）」の4地点を主要な眺望点として設定した。

表 6.11-1 景観に係る調査地点

調査項目	地点名	設定根拠
主要な眺望 景観の状況	上厨川自治会館付近	対象事業実施区域北側の主要な眺望点（日常的な視点場）として設定した。
	河川公園	対象事業実施区域東側の主要な眺望点（日常的な視点場）として設定した。
	雫石川堤防（対象事業実施区域南側）	対象事業実施区域南側の主要な眺望点（日常的な視点場）として設定した。
	一般県道盛岡矢巾自転車道（舟場橋付近）	対象事業実施区域西側の主要な眺望点（日常的な視点場）として設定した。

4. 調査結果

(1) 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な眺望点の状況及び位置は、「3. 1. 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」に示したとおりである。

対象事業実施区域最寄りの眺望点は、対象事業実施区域南東側約3. 2kmに位置する県立美術館が存在している。

(2) 景観資源の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な景観資源（自然景観資源、景観重要建造物及び景観重要樹木）の状況及び位置は、「3. 1. 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」に示したとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、自然景観資源として北上川中流域河岸段丘群(1)、景観重要建造物として盛岡ふれあい覆馬場プラザなど2か所、景観重要樹木として天昌寺のスギとケヤキなど8か所の合計11か所が存在している。

(3) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点からの主要な眺望景観の状況は、図 6. 11-2(1)～(4)に示すとおりである。

落葉期：令和6年12月19日(木)



着葉期：令和7年9月12日(金)



＜対象事業実施区域との位置関係＞

距離：約0.3km

方位：北

＜眺望点の状況＞

対象事業実施区域方面を南側に広く眺望できる上厨川自治会館付近の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されている。

＜眺望景観の状況＞

近景に広がる水田が主な景観構成要素となっており、中景には駐車された車両や住宅等が眺望できる。積雪状況や稲穂の生育状況等により、景観の季節変化が確認できる。

図 6.11-2(1) 景観に係る調査結果（上厨川自治会館付近）

落葉期：令和6年12月19日(木)



着葉期：令和7年9月12日(金)



<対象事業実施区域との位置関係>

距離：約0.6km

方位：東

<眺望点の状況>

対象事業実施区域方面を西側に眺望できる河川公園の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されており、春季には花見などのレクリエーションの場ともなっている。

また、河川公園に沿って一般県道盛岡矢巾自転車道が整備されており、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。

<眺望景観の状況>

河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。

図 6.11-2(2) 景観に係る調査結果(河川公園)

落葉期：令和6年12月19日(木)



着葉期：令和7年9月12日(金)



＜対象事業実施区域との位置関係＞

距離：約0.4km

方位：南東

＜眺望点の状況＞

対象事業実施区域方面を北西側に広く眺望できる雫石川堤防の地点である。本地点は、周辺に居住する地域住民や事業所に勤務する人の日常生活における移動の動線として利用されている。

＜眺望景観の状況＞

近景に広がる耕作地が主な景観構成要素となっており、中景には河畔林、遠景にはわずかに山々の稜線や岩手山がわずかに眺望できる。積雪状況や耕作地の植物の有無、落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。

図 6.11-2(3) 景観に係る調査結果（雫石川堤防）

落葉期：令和6年12月19日(木)



着葉期：令和7年9月12日(金)



＜対象事業実施区域との位置関係＞

距離：約 0.5km

方位：西

＜眺望点の状況＞

対象事業実施区域方面を東側に広く眺望できる一般県道盛岡矢巾自転車道の地点である。本地点は、地域住民の通勤・通学ルートとして日常的に利用されているほか、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。

＜眺望景観の状況＞

事業所や駐車された車両及び河畔林が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により景観の季節変化が確認できる。

図 6.11-2(4) 景観に係る調査結果（一般県道盛岡矢巾自転車道）

6.11.2 予測及び評価

1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観への影響とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、現地調査の調査地域と同一地域とした。

④ 予測地点

a. 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点とした。

b. 主要な景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源とした。

c. 主要な眺望景観の状況

予測地点は、現地調査地点と同様の4地点とした。

⑤ 予測結果

a. 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点等は、全て対象事業実施区域外に位置しており、本事業の実施による地形改変の可能性はないことから、地形改変に係る主要な眺望点への影響はないものと予測する。

b. 主要な景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、全て対象事業実施区域外に位置しており、本事業の実施による地形改変の可能性はないことから、地形改変に係る景観資源への影響はないものと予測する。

c. 主要な眺望景観の状況

予測地点からの景観の変化の状況は、図 6.11-3～図 6.11-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域北側の上厨川自治会館付近、南東側の雫石川堤防及び西側の一般県道盛岡矢巾自転車道からは計画施設が視認されると予測するが、東側の河川公園からは視認されないものと予測する。

現 況（落葉期）



将 来（落葉期）



将 来（落葉期：モノクロ）



将 来（着葉期：モノクロ）



図 6.11-3(1) 主要な眺望景觀に係る予測結果（上厨川自治会館付近）

現 況（着葉期）



将 来（着葉期）



<予測結果>

現況では、近景に広がる水田や、駐車された車両や住宅等が主な景観構成要素となっている。
将来については、駐車された車両や住宅越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。

図 6.11-3(2) 主要な眺望景観に係る予測結果（上厨川自治会館付近）

現 況（落葉期）



将 来（落葉期）



将 来（落葉期：モノクロ）



将 来（着葉期：モノクロ）



図 6.11-4(1) 主要な眺望景觀に係る予測結果（河川公園）

現 況（着葉期）



将 来（着葉期）



＜予測結果＞

現況では、河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地が主な景観構成要素となっている。

将来については、計画施設は手前にある河畔林に遮られ、視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。

図 6.11-4(2) 主要な眺望景観に係る予測結果（河川公園）

現 況（落葉期）



将 来（落葉期）



将 来（落葉期：モノクロ）



将 来（着葉期：モノクロ）



図 6.11-5(1) 主要な眺望景觀に係る予測結果（雫石川堤防）

現 況（着葉期）



将 来（着葉期）



<予測結果>

現況では、耕作地や河畔林、山々の稜線が主な景観構成要素となっている。
将来については、河畔林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。

図 6.11-5(2) 主要な眺望景観に係る予測結果（雫石川堤防）

現 況（落葉期）



将 来（落葉期）



将 来（落葉期：モノクロ）



将 来（着葉期：モノクロ）



図 6.11-6(1) 主要な眺望景観に係る予測結果（一般県道盛岡矢巾自転車道）

現 況（着葉期）



将 来（着葉期）



<予測結果>

現況では、事業所や駐車場、樹林が主な景観構成要素となっている。

将来については、樹林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されることから、景観の変化が生じるものと予測する。

図 6.11-6(2) 主要な眺望景観に係る予測結果（一般県道盛岡矢巾自転車道）

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観への影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」（令和 8 年 3 月 盛岡市）に準拠する。
- ・施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
- ・建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約 30m の範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とし、河川景観に配慮を行う。
- ・建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
- ・外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。

6.12 人と自然との触れ合いの活動の場

6.12.1 調査

1. 調査項目

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況
- ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

2. 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

3. 調査地点

調査地点は、図 6.12-1に示すとおり、対象事業実施区域付近の主要な人と自然との触れ合いの活動の場である一般県道盛岡矢巾自転車道（サイクリングロード）とした。

なお、調査にあたっては、一般県道盛岡矢巾自転車道（サイクリングロード）と並走し、対象事業実施区域の南側に近接している堤防道路の状況も併せて把握した。

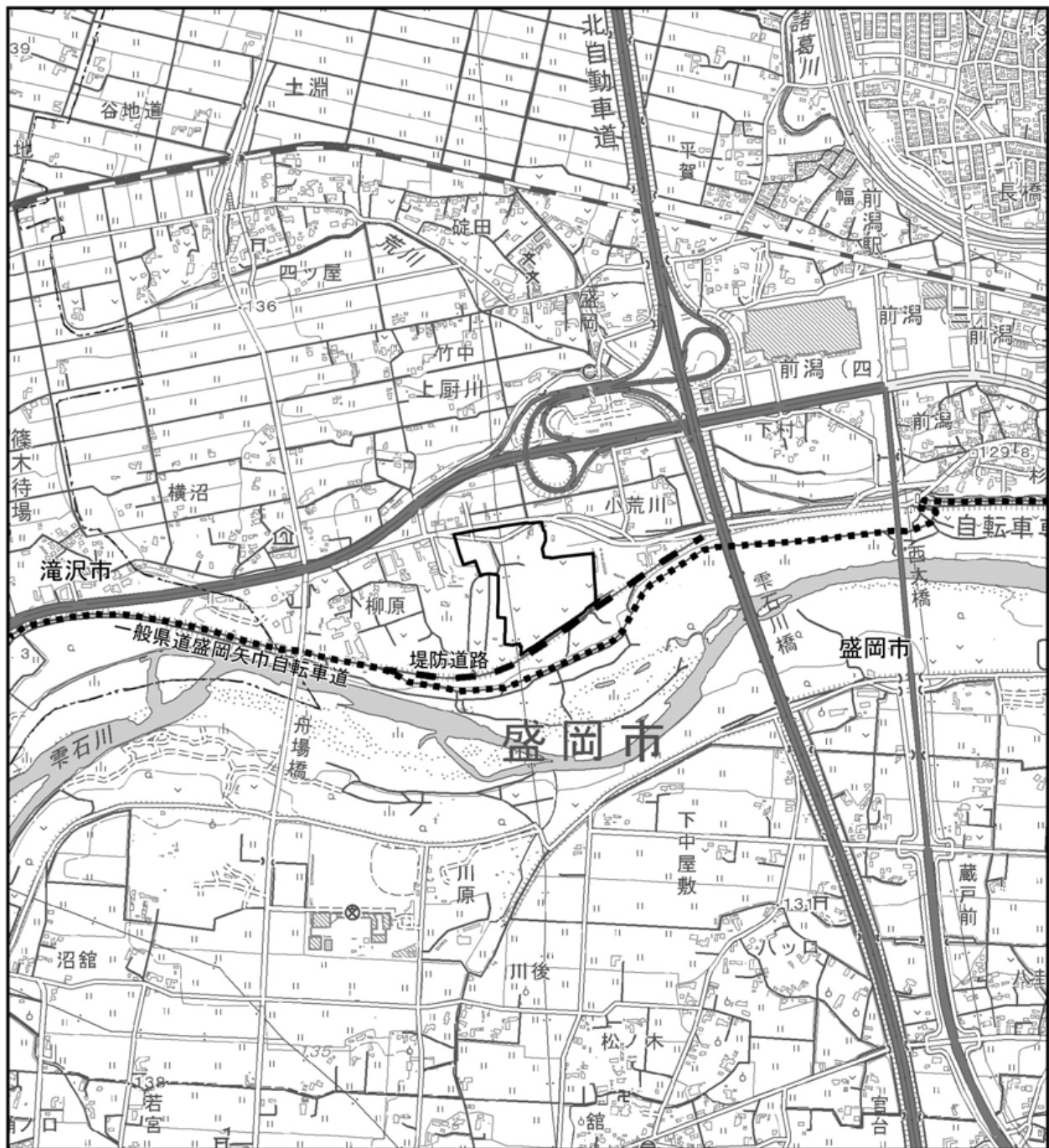
4. 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況は、表 6.12-2(1)～(6)に示すとおりである。

春季及び秋季における日中の利用者数は、一般県道盛岡矢巾自転車道で13～14人、堤防道路で249～326人となっており、堤防道路の利用者が多い状況となっていた。

また、利用状況としては、いずれも散歩やジョギングを目的とした利用が多くなっており、特に堤防道路については、学生が通学に利用している状況が確認されるなど、生活道路としての利用形態が多い状況となっていた。

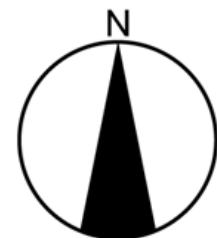
また、アンケート結果では、利用目的としては「散歩」と回答する利用者が多く、一般県道盛岡矢巾自転車道及び堤防道路を利用する主な理由としては、「安全性が高いこと」が最も多い状況となっていた。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点
(一般県道盛岡矢巾自転車道 [サイクリングロード])
- - - - 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点
(堤防道路)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:15,000

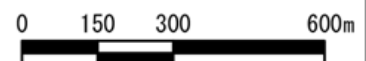


図 6.12-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

表 6.12-1(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

調査項目	調査結果
地点位置及びアクセスルート	- 一般県道盛岡矢巾自転車道（以下、「自転車道」という。）は、対象事業実施区域南側に位置している。 - 本自転車道と並走して、対象事業実施区域南側に隣接している堤防道路も整備されている。
利用環境の状況	- 自転車道は、対象事業実施区域西側に位置する御所湖畔をスタート地点として、対象事業実施区域南側に位置する矢巾町をゴール地点とする約 30km のサイクリングロードである。 - スタート地点の御所湖には、レクリエーション等を目的とした御所湖広域公園（冬季期間（令和 6 年 12 月 1 日（日）～令和 7 年 3 月 31 日（月））は休園）が整備されており、併せて駐車場も整備されている。 - 自転車道沿道には、野球場や公園等が隣接しており、公衆トイレやベンチ等の休憩場所が多数整備されている。 - 自転車道では排雪を行わないことから、冬季期間（令和 6 年 11 月 15 日（金）12:00～令和 7 年 3 月 31 日（月）12:00）は通行止めとなっていた。  出典：「人口減少対策につながる取組事例集【子育て編】道路環境の整備」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
催事情報	催事に関する情報は特段得られなかった。

表 6.12-2(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

調査項目	調査結果																																																																		
現地の状況 (秋季)																																																																			
	自転車道の案内看板			自転車道と堤防道路の分岐			自転車道の通行止看板																																																												
																																																																			
	自転車道①			自転車道②			自転車道③																																																												
																																																																			
	自転車道に隣接する野球場			自転車道に隣接する河川公園			堤防道路																																																												
																																																																			
	自転車道の利用者			堤防道路の利用者①			堤防道路の利用者②																																																												
	利用の状況 (秋季)	・1日間の現地調査において、自転車道では14人、堤防道路では326人の利用者が確認された。 ・自転車道については散歩利用が大部分を占めており、堤防道路については盛岡市立高等学校へ通学する学生の利用が大部分を占めていた。 ・自転車道は、散歩やジョギングを目的とした徒歩による利用が最も多い状況であった。 ・堤防道路は、通学する学生の自転車による利用が大部分を占めていた。 ・利用者数のピーク時間帯は、自転車道が11時台(6人)、堤防道路が12時台(110人)であった。																																																																	
利用者数 (秋季)	<table><tr><th rowspan="3">調査地点</th><th colspan="10">利用者数(人)</th><th rowspan="3">合計</th></tr><tr><th colspan="5">西方向(至 滝沢市)</th><th colspan="5">東方向(至 盛岡市街地)</th></tr><tr><th>車</th><th>バイク</th><th>自転車</th><th>徒歩</th><th>計</th><th>車</th><th>バイク</th><th>自転車</th><th>徒歩</th><th>計</th></tr><tr><td>自転車道</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>12</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>14</td></tr><tr><td>堤防道路</td><td>4</td><td>0</td><td>116</td><td>6</td><td>126</td><td>7</td><td>1</td><td>175</td><td>17</td><td>200</td><td>326</td></tr></table> 注) 徒歩による利用者は、ジョギングによる利用者も含む。											調査地点	利用者数(人)										合計	西方向(至 滝沢市)					東方向(至 盛岡市街地)					車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計	自転車道	0	0	1	12	13	0	0	0	1	1	14	堤防道路	4	0	116	6	126	7	1	175	17	200	326
調査地点	利用者数(人)										合計																																																								
	西方向(至 滝沢市)					東方向(至 盛岡市街地)																																																													
	車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計																																																									
自転車道	0	0	1	12	13	0	0	0	1	1	14																																																								
堤防道路	4	0	116	6	126	7	1	175	17	200	326																																																								

表 6.12-2(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

調査項目	調査結果															
時間帯別 利用者数 (秋季)	■自転車道															
	時間帯	利用者数（人）														
		西方向（至 滝沢市）					東方向（至 盛岡市街地）					合 計				
		車	ﾊﾞｲｸ	自転車	徒歩	計	車	ﾊﾞｲｸ	自転車	徒歩	計	車	ﾊﾞｲｸ	自転車	徒歩	計
	7:00～8:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8:00～9:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9:00～10:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10:00～11:00	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	11:00～12:00	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	
	12:00～13:00	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
	13:00～14:00	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	14:00～15:00	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
	15:00～16:00	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	
	16:00～17:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	1	12	13	0	0	0	1	1	0	0	1	13	14
	■堤防道路															
	時間帯	利用者数（人）														
		西方向（至 滝沢市）					東方向（至 盛岡市街地）					合 計				
		車	ﾊﾞｲｸ	自転車	徒歩	計	車	ﾊﾞｲｸ	自転車	徒歩	計	車	ﾊﾞｲｸ	自転車	徒歩	計
	7:00～8:00	0	0	28	2	30	1	0	0	1	2	1	0	28	3	32
8:00～9:00	0	0	86	0	86	1	0	0	0	1	1	0	86	0	87	
9:00～10:00	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	1	0	0	2	3	
10:00～11:00	2	0	1	0	3	0	0	0	2	2	2	0	1	2	5	
11:00～12:00	0	0	0	0	0	2	0	1	6	9	2	0	1	6	9	
12:00～13:00	1	0	0	0	1	0	1	107	1	109	1	1	107	1	110	
13:00～14:00	0	0	1	0	1	0	0	37	2	39	0	0	38	2	40	
14:00～15:00	1	0	0	1	2	1	0	8	2	11	2	0	8	3	13	
15:00～16:00	0	0	0	2	2	1	0	6	1	8	1	0	6	3	10	
16:00～17:00	0	0	0	0	0	0	0	16	1	17	0	0	16	1	17	
計	4	0	116	6	126	7	1	175	17	200	11	1	291	23	326	
注) 徒歩による利用者は、ジョギングによる利用者も含む。																

表 6.12-2(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

調査項目

調査結果

アンケート
回答結果
(秋季)

・アンケートに回答した利用者は、盛岡市内の方が7人、滝沢市の方が1人であった。

・いずれの利用者も徒歩でアクセスしており、利用目的は散歩であった。

・利用理由としては、「安全性が高いこと」という回答が最も多く、次いで「静かで落ち着くこと」「生き物と触れ合えること」となっていた。

属性

性別

男性

年代

70代

利用人数

1人

居住地

盛岡市

アクセス

交通手段

徒歩

ルート

—

利用目的等

利用目的

散歩

利用頻度

週に1～2回程度

利用時期

通年

利用理由

・その他（健康のため）

属性

性別

男性

年代

60代

利用人数

1人

居住地

盛岡市

アクセス

交通手段

徒歩

ルート

—

利用目的等

利用目的

散歩

利用頻度

週に2～3回程度

利用時期

通年

利用理由

・安全性が高いこと

属性

性別

男性

年代

70代

利用人数

1人

居住地

滝沢市

アクセス

交通手段

徒歩

ルート

—

利用目的等

利用目的

散歩

利用頻度

ほぼ毎日

利用時期

通年

利用理由

・生き物と触れ合えること

・静かで落ち着くこと

属性

性別

男性

年代

70代

利用人数

1人

居住地

盛岡市

アクセス

交通手段

徒歩

ルート

—

利用目的等

利用目的

散歩

利用頻度

週に3～4回程度

利用時期

春、夏、秋

利用理由

・安全性が高いこと

属性

性別

男性

年代

60代

利用人数

1人

居住地

盛岡市

アクセス

交通手段

徒歩

ルート

—

利用目的等

利用目的

散歩

利用頻度

年に5回程度

利用時期

春、夏、秋（平日）

利用理由

・景色がよいこと
（御所湖、岩手山、河畔林の緑）

・生き物と触れ合えること

・安全性が高いこと

・静かで落ち着くこと

属性

性別

男性

年代

80代

利用人数

1人

居住地

盛岡市

アクセス

交通手段

徒歩

ルート

—

利用目的等

利用目的

散歩

利用頻度

ほぼ毎日

利用時期

通年

利用理由

・静かで落ち着くこと

表 6.12-2(5) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

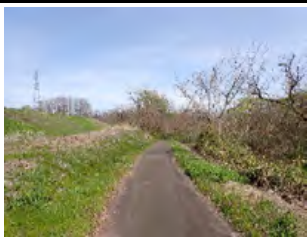
調査項目	調査結果																																																																		
現地の状況 (春季)																																																																			
	自転車道の案内看板			自転車道と堤防道路の分岐			自転車道①																																																												
																																																																			
	自転車道②			自転車道③			自転車道に隣接する野球場																																																												
																																																																			
	自転車道に隣接する河川公園①			自転車道に隣接する河川公園②			堤防道路																																																												
																																																																			
	自転車道の利用者			堤防道路の利用者①			堤防道路の利用者②																																																												
	利用の状況 (春季)	・春季調査時には、自転車道で13人、堤防道路で249人の利用者が確認された。 ・自転車道は、散歩やジョギングを目的とした徒歩による利用が最も多く、次いで通勤通学やサイクリングを目的とした自転車の利用が多い状況であった。 ・堤防道路は、通学する学生の自転車による利用が大部分を占めていた。 ・利用者数のピーク時間帯は、自転車道が14時台(4人)、堤防道路が8時台(85人)であった。																																																																	
利用者数 (春季)	<table><tr><th rowspan="3">調査地点</th><th colspan="10">利用者数(人)</th><th rowspan="3">合計</th></tr><tr><th colspan="5">西方向(至 滝沢市)</th><th colspan="5">東方向(至 盛岡市街地)</th></tr><tr><th>車</th><th>バイク</th><th>自転車</th><th>徒歩</th><th>計</th><th>車</th><th>バイク</th><th>自転車</th><th>徒歩</th><th>計</th></tr><tr><td>自転車道</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>5</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>13</td></tr><tr><td>堤防道路</td><td>4</td><td>0</td><td>118</td><td>8</td><td>130</td><td>7</td><td>0</td><td>101</td><td>11</td><td>119</td><td>249</td></tr></table> 注) 徒歩による利用者は、ジョギングによる利用者も含む。											調査地点	利用者数(人)										合計	西方向(至 滝沢市)					東方向(至 盛岡市街地)					車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計	自転車道	1	0	3	5	9	0	0	1	3	4	13	堤防道路	4	0	118	8	130	7	0	101	11	119	249
調査地点	利用者数(人)										合計																																																								
	西方向(至 滝沢市)					東方向(至 盛岡市街地)																																																													
	車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計																																																									
自転車道	1	0	3	5	9	0	0	1	3	4	13																																																								
堤防道路	4	0	118	8	130	7	0	101	11	119	249																																																								

表 6.12-2(6) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況

調査項目		調査結果														
時間帯別 利用者数 (春季)	■自転車道															
	時間帯	利用者数（人）														
		西方向（至 滝沢市）					東方向（至 盛岡市街地）					合 計				
	車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計	
	5:00～6:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6:00～7:00	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	
	7:00～8:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8:00～9:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9:00～10:00	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	10:00～11:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11:00～12:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12:00～13:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	13:00～14:00	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	14:00～15:00	1	0	1	0	2	0	0	1	1	2	1	0	2	1	
	15:00～16:00	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	
	16:00～17:00	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	17:00～18:00	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	18:00～19:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	0	3	5	9	0	0	1	3	4	1	0	4	8	
	■堤防道路															
	時間帯	利用者数（人）														
		西方向（至 滝沢市）					東方向（至 盛岡市街地）					合 計				
	車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計	車	バイク	自転車	徒歩	計	
	5:00～6:00	1	0	2	1	4	0	0	1	2	3	1	0	3	3	
	6:00～7:00	1	0	1	3	5	1	0	0	3	4	2	0	1	6	
	7:00～8:00	0	0	25	1	26	0	0	0	1	1	0	0	25	27	
	8:00～9:00	0	0	85	0	85	0	0	0	0	0	0	0	85	85	
9:00～10:00	1	0	1	0	2	2	0	0	0	2	3	0	1	4		
10:00～11:00	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1		
11:00～12:00	0	0	1	0	1	1	0	1	0	2	1	0	2	3		
12:00～13:00	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	2		
13:00～14:00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
14:00～15:00	1	0	1	1	3	1	0	0	1	2	2	0	1	5		
15:00～16:00	0	0	0	0	0	0	0	41	0	41	0	0	41	41		
16:00～17:00	0	0	0	1	1	1	0	11	2	14	1	0	11	15		
17:00～18:00	0	0	0	0	0	0	0	10	1	11	0	0	10	11		
18:00～19:00	0	0	1	1	2	0	0	37	0	37	0	0	38	39		
計	4	0	118	8	130	7	0	101	11	119	11	0	219	249		
注）徒歩による利用者は、ジョギングによる利用者も含む。																
・アンケートに回答した利用者は、いずれも盛岡市内の方で2人あった。																
・いずれの利用者も徒歩でアクセスしており、利用目的は散歩であった。																
・利用理由としては、いずれの利用者も「安全性が高いこと」となっていた。																
アンケート結果 (春季)	属性	性別	男性													
		年代	60代													
		利用人数	1人													
		居住地	盛岡市													
	アクセス	交通手段	徒歩													
		ルート	－													
	利用目的等	利用目的	散歩													
		利用頻度	週に数回													
		利用時期	通年													
		利用理由	・安全性が高いこと													
	属性	性別	女性													
		年代	70代													
		利用人数	1人													
		居住地	盛岡市													
アクセス	交通手段	徒歩														
	ルート	－														
利用目的等	利用目的	散歩														
	利用頻度	ほぼ毎日														
	利用時期	春														
	利用理由	・安全性が高いこと														

6.12.2 予測及び評価

1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場である一般県道盛岡矢巾自転車道は、対象事業実施区域の南側に位置しており、対象事業実施区域内に存在していないため、本事業の実施による直接改変はない。

また、本事業の立地及び計画施設完成後の土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響としては、景観の変化や施設の稼働による大気質、騒音、振動、悪臭等の影響が考えられる。このうち、景観については「6.11 景観」に示したように、本事業では「盛岡市景観計画」（令和8年3月 盛岡市）に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とするなど、環境保全措置を講じることで一般県道盛岡矢巾自転車道及び堤防道路からの河川景観に対して、できる限り影響を低減する計画としている。また、施設の稼働に係る環境影響についても、「6.1 大気質」、「6.2 騒音」、「6.3 振動」、「6.4 悪臭」に示したように、いずれの項目も周辺環境に対して著しい影響を及ぼすことはない事業計画としている。

以上のことから、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境等に著しい影響を及ぼすことはないものと予測する。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」（令和8年3月 盛岡市）に準拠する。
- ・施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
- ・建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
- ・建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
- ・外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
- ・煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
- ・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
- ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、必要に応じて防音対策、防振対策を実施する。
- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
- ・廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外部に騒音、臭気等の漏洩を防止する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

6.13 廃棄物等

6.13.1 調査

1. 調査項目

廃棄物等に係る調査項目は、以下に示すとおりとした。

- ・地形の状況
- ・土地利用の状況
- ・処理する廃棄物量の発生状況

2. 調査地域

(1) 地形の状況

調査地域は、対象事業実施区域内とした。

(2) 土地利用の状況

調査地域は、対象事業実施区域内とした。

(3) 処理する廃棄物量の発生状況

調査地域は、本事業の処理対象区域とした。

3. 調査結果

(1) 地形の状況

対象事業実施区域の地形は、主に谷底平野や氾濫平野となっており、概ね平坦な地形となっている。

(2) 土地利用の状況

対象事業実施区域内は、一部、事業所などの工作物等が存在しているものの、大部分は雑草地等となっている。

(3) 処理する廃棄物量の発生状況

本事業の処理対象区域におけるごみの排出量は、表 6.13-1及び図 6.13-1に示すとおりである。

家庭ごみは、令和2年度まで増加傾向となっていたものの、令和3年度以降は減少に転じ、事業系ごみは過去5年間減少が続いている状況となっている。

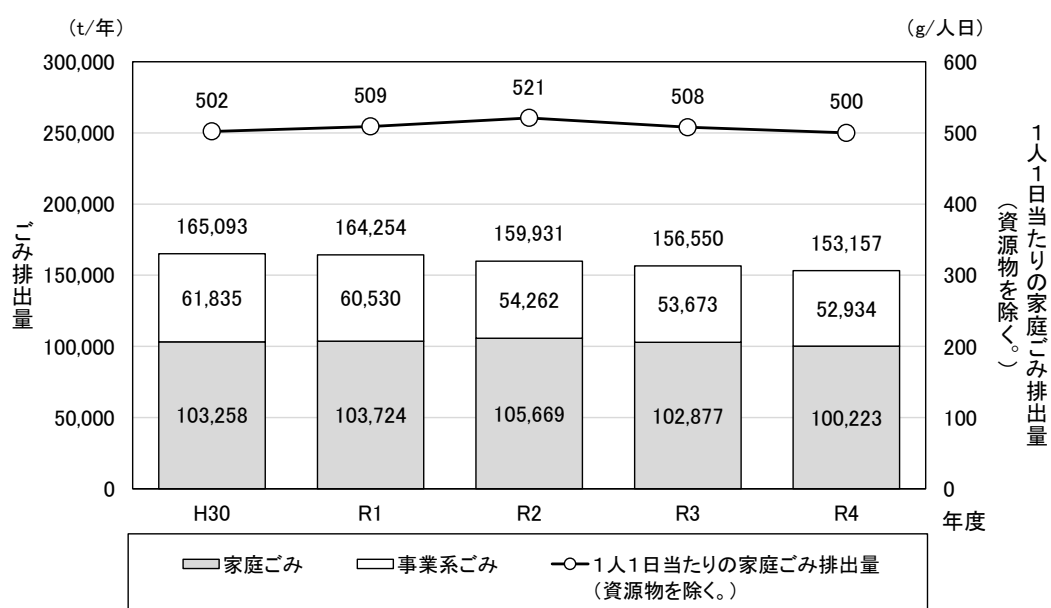
家庭ごみと事業系ごみを合計したごみ排出量は、過去5年間減少傾向で推移しており、平成30年度の165,093 tに対して、令和4年度は153,157 tであり、11,936 t（約7.2%）減少している。

また、1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物を除く。）は、過去5年間、概ね横ばいで推移している。

表 6.13-1 本事業の処理対象区域におけるごみ排出量

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ排出量	t / 年	165,093	164,254	159,931	156,550	153,157
家庭ごみ	t / 年	103,258	103,724	105,669	102,877	100,223
可燃ごみ	t / 年	78,214	78,733	79,330	77,314	75,815
不燃ごみ	t / 年	5,810	5,917	6,477	5,866	5,384
粗大ごみ・中型ごみ	t / 年	1,704	1,940	2,184	2,131	2,035
資源物	t / 年	17,530	17,134	17,678	17,566	16,989
事業系ごみ	t / 年	61,835	60,530	54,262	53,673	52,934
可燃ごみ	t / 年	55,753	54,763	49,063	48,759	48,336
不燃ごみ	t / 年	4,165	3,451	3,129	2,901	2,612
粗大ごみ・中型ごみ	t / 年	528	518	590	541	561
資源物	t / 年	1,389	1,798	1,480	1,472	1,425
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 （資源物を除く。）	g / 人日	502	509	521	508	500

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）



出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

図 6.13-1 本事業の処理対象区域におけるごみ排出量

6.13.2 予測及び評価

1. 工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る副産物

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、建設工事に伴う副産物とした。

② 予測対象とした処理方式

本予測では、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通の予測を行うこととした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域内とした。

④ 予測結果

本事業の工事の実施にあたっては、建設発生土については原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制するほか、工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行うなど、関係法令等に基づき適正に資源化、処理及び処分を行う計画であることから、周辺地域への生活環境の保全に支障はないものと予測する。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る建設副産物による影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるように、施工方法を工夫する。
- ・建設発生土については、原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制する。
- ・建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するように努め、可能な限り最終処分量を低減する。
- ・可能な限り、再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
- ・工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材、再生砕石等の再使用型資材の活用に努める。
- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、関係法令等も踏まえて、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。

2. 施設の稼働に係る廃棄物等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る廃棄物の種類及び量とした。

② 予測対象とした処理方式

廃棄物の種類及び量は、処理方式により異なるため、全ての処理方式を予測対象とした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域内とした。

④ 予測結果

施設の稼働に係る廃棄物の発生量、資源化量、最終処分量及び処理方法は、表 6.13-2 に示すとおりである。

廃棄物の種類及び量は、処理方式により異なるものの、いずれの処理方式においても焼却飛灰及び溶融飛灰を除き、可能な限り資源化等により有効利用する計画であることから、周辺地域への生活環境の保全に支障はないものと予測する。

表 6.13-2 施設の稼働に係る廃棄物の発生量、資源化量、最終処分量及び処理方法

処理方式	廃棄物種類	発生量	資源化量	最終処分量	処理方法
		t / 年	t / 年	t / 年	
焼却方式 (ストーカ式)	焼却主灰	9,200	9,200	0	全量資源化(セメント原料化、焼成砂化、溶融固化 等)
	焼却飛灰	5,600	0	5,600	最終処分場で埋立処分
	合 計	14,800	9,200	5,600	
ガス化 溶融方式 (シャフト炉式)	溶融飛灰	3,300	0	3,300	最終処分場で埋立処分
	溶融スラグ	6,900	6,900	0	路盤材 等
	溶融メタル	800	800	0	非鉄精錬還元剤処理 等
	合 計	11,000	7,700	3,300	
ガス化 溶融方式 (流動床式)	溶融飛灰	2,800	0	2,800	最終処分場で埋立処分
	溶融スラグ	5,400	5,400	0	路盤材、合成他 等
	溶融メタル	400	400	0	再利用(鉄、アルミ) 等
	合 計	8,600	5,800	2,800	

注) 表中の内容は、メーカーヒアリング結果を基に推定したものである。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働に係る廃棄物による影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。
- ・焼却主灰は、セメント原料化、焼成砂化、溶融固化等により、資源化する。
- ・溶融スラグは、路盤材等として有効利用する。
- ・溶融メタルは、非金属精錬用還元剤処理等により有効利用する。

6.14 温室効果ガス等

6.14.1 予測及び評価

1. 施設の稼働に係る温室効果ガス等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）とした。

② 予測対象とした処理方式

廃棄物の焼却（煙突排出ガス）による影響については、予測条件となる廃棄物の質、焼却量がいずれの処理方式においても同様であることから、各処理方式共通の予測を行った。

設備機器の稼働に必要な電力、燃料等の消費による影響については、処理方式によって温室効果ガス等の発生要因となる電力等消費量や燃料等の種類や消費量が異なることから、焼却方式（ストーカ式）、ガス化溶融方式（シャフト炉式）及びガス化溶融方式（流動床式）の各処理方式を予測対象とした。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域内とした。

④ 予測結果

施設の稼働に係る温室効果ガスの排出量は、表 6.14-4 に示すとおりである。

温室効果ガスの排出量は、処理方式により 42,362～52,817t-CO₂/年になるものと予測する。

また、施設の稼働に係る発電による温室効果ガスの削減量は、11,927～19,650t-CO₂/年となり、削減率は 28.2～41.7%になるものと予測する。

表 6.14-1 施設の稼働に係る温室効果ガス排出量の予測結果

単位：t-CO₂/年

区分	活動区分		温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量)		
				焼却方式 (ストーカ式)	ガス化溶融方式 (シャフト炉式)	ガス化溶融方式 (流動床式)
温室効果ガス排出量	廃棄物の焼却	廃プラスチック類	二酸化炭素	36,535	36,535	36,535
		合成繊維	二酸化炭素	4,085	4,085	4,085
		一般廃棄物	メタン	8	20	20
		一般廃棄物	一酸化二窒素	1,040	328	328
	電力の消費	電力	二酸化炭素	77	115	92
	燃料の消費	L P G	二酸化炭素	—	—	11
		灯油	二酸化炭素	617	—	789
		軽油	二酸化炭素	—	—	10
		A重油	二酸化炭素	—	639	—
	副資材の消費	コークス	二酸化炭素	—	9,379	—
		石灰石	二酸化炭素	—	1,016	—
	計(①)		二酸化炭素	42,362	52,817	42,570
温室効果ガス削減量	売電(②)		二酸化炭素	11,927	19,650	17,746
合 計 (③＝①－②)				30,435	33,167	24,824
温室効果ガス排出量の削減率 (④＝①/②×100)				28.2%	37.2%	41.7%

注) 表中の値は、四捨五入等の関係から一致しない場合がある。

なお、参考として、既存のごみ処理施設と対比すると、ごみ処理圏域内のごみ処理施設（6施設）における令和6年度の温室効果ガス排出量は、合計で約 65,529t-CO₂/年と推定しており、温室効果ガスの削減率は約 38～51%になるものと予測する。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、施設の稼働に係る温室効果ガス等の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用した発電については、より高い発電効率となるよう努める。
- ・施設の設備機器及び照明や空調設備は、省エネルギー型の採用に努める。
- ・ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。
- ・本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、余熱利用施設にて活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る。
- ・施設内の照明は、LED 照明機器を採用する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

2. 廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る温室効果ガス等

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）とした。

② 予測対象とした処理方式

廃棄物運搬車両等の運行による影響については、予測条件となる廃棄物運搬車両等の台数がいずれの処理方式においても同様であることから、各処理方式共通の予測を行った。

③ 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲とした。

④ 予測結果

廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガスの排出量は、表 6.14-7 に示すとおりである。温室効果ガスの排出量は、1,639t-CO₂/年になるものと予測する。

表 6.14-2 廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス排出量の予測結果

単位：t-CO₂/年

活動区分	車種	温室効果ガス排出量
廃棄物運搬車両等の走行	大型車	882
	小型車	757
合 計		1,639

注) 表中の値は、四捨五入等の関係から一致しない場合がある。

(2) 評価

① 評価結果

a. 影響の回避・低減に係る評価

本事業では、廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス等の影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。

- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

6.15 有識者からの意見の概要

調査、予測及び評価の結果について、有識者からの意見聴取を実施した。

有識者からの意見の概要及び事業者の対応は、表 6.15-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.15-1(1) 有識者からの意見の概要及び事業者の対応（準備書）

聞き取り分野 (聞き取り実施日)	有識者からの意見の概要	事業者の対応
植物 (令和8年4月15日)	【対象者：博物館 学芸員】 ①植生調査結果について - 植物群落区分のうち、環境省が定めた植生自然度の区分により「自然草地」「自然林」に該当するヨシクラス、ヤナギ高木群落等は、当該地域の成り立ち等を踏まえると、雫石川の堤内地、堤外地ともに「二次林」等として良いと考える。自然度としては、オニグルミ群落と同じ“7”が妥当と考える。環境省が定めた区分もあるため、植物群落の区分は環境省に基づいたものでも良いが、植生自然度の数値にとらわれず、文章による説明を記載するなど、適切な対応が必要である。 - ニセアカシア群落及びイタチハギ群落は、かつての植栽等から侵入してきた逸出と考えられ、経年によって自然化したものと考えられる。 - 環境省が定めた区分もあるため、植物群落の区分は環境省に基づいたもので良いが、植生自然度の数値にとらわれず、文章による説明を記載するなど、適切な対応が必要である。 ②ヤナギ高木群落に係る環境保全措置について - ヤナギは成長が早いため、河川景観保全地域等の対象事業実施区域内にて、挿し木等による環境保全措置を行うことは問題ないとする。 ③重要種について - 対象事業実施区域内のみで確認された「エゾノキツネアザミ」は、荒地等の不安定な場所を好んで生育する種である。環境影響評価の観点からは事業者の対応可能な範囲内で、移植のほか、種子を事前に採取しておき、施設供用後に播種を行うなどの環境保全措置を講じることは望ましい。 - エゾノキツネアザミに係る移植や播種を行う場合には、定期的に草刈り等を行う場所で実施すると良い。 - エゾノキツネアザミに係る移植や播種による効果については、これまでの実績等の情報がないため、不確定要素が多いことから、環境保全措置の実施後に生育しないという結果も想定されるが、そのような結果も重要な情報である。	いただいた助言を踏まえて、植物群落区分の表現等について工夫することとした。 ご意見を踏まえ、環境保全措置を検討することとした。 ご意見を踏まえ、環境保全措置を検討することとした。

表 6.15-1 (2) 有識者からの意見の概要及び事業者の対応（準備書）

聞き取り分野 (聞き取り実施日)	有識者からの意見の概要	事業者の対応
動物・生態系 (令和8年4月15日)	【対象者：博物館 学芸員】 ①予測評価結果及び環境保全措置について ・予測評価結果及び環境保全措置については、妥当であると考ええる。 ②水生昆虫類に係る環境保全措置について ・対象事業実施区域内の小規模な水域や湿地で確認された水生昆虫類については、工事の実施により影響が生じる可能性はあるものの、過剰に留意すべき重要種は存在しないものと考ええる。 ・環境保全措置として、対象事業実施区域内に止水域を設ける必要まではないと考える。なお、調整池から新川に接続する間に存在する既存水路を活用する方法は有効と考える。 ・調整池の整備にあたって、新川に接続している既存水路を改修する場合には、水路内に溜まっている土砂等を一度取り除くと思われるが、改修後に一部に水流の流れに緩急をつけるなど配慮できると良い。 ・近年、凍結防止剤を含む幹線道路からの排水について、水生生物への影響の可能性が話題となっている。本事業による影響は大きくはないと考えられるものの、可能な範囲で凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水するなど、環境配慮ができると良い。 ③その他 ・夜間工事を実施する場合には、可能な限り対象事業実施区域外に光が及ばないよう配慮すると良い。	－ 水生昆虫類の環境保全措置として、止水域を設けることはしないが、既存水路の改修等に関与できることがあれば検討する。 本事業では、原則、夜間工事は実施しない計画としているが、工期等の関係からやむを得ず実施する場合には、配慮する。

第7章 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、「第6章 調査、予測及び評価」に示した環境保全措置を講じ、本事業の実施による環境影響について、できる限り回避又は低減することで、公害防止及び自然環境の保全に配慮する。

なお、環境保全措置については、実施主体を事業者である当組合とし、原則として保全措置の効果の不確実性等が小さいと考えられる類似事業での実施事例等のある環境保全措置を対象に検討した。

本事業に係る工事中及び供用時に実施する環境保全措置は、表 7-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 7-1(1) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
大気質 (粉じん等)	工事の実施	建設機械の稼働	低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	工事現場内では、必要に応じて粉じん等防止用のシートを使用するなど、粉じん等の発生防止に努める。
			低減	工事現場内では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
			低減	建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	低減	工事現場出入口付近では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
			低減	工事用車両の出入口付近の清掃に努めるほか、必要に応じてタイヤ洗浄を実施する。
			低減	積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
			低減	工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
大気質 (二酸化窒素等)	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
			低減	ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷により安定した処理を維持することで、煙突からの排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。
			低減	ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
			低減	塩化水素及び硫酸酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。
			低減	窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、脱硝装置により除去する。
			低減	ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。
			低減	今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	灰等の残さは、飛散しないよう屋根及び壁を設けた建屋内に保管し、天蓋付きの車両により搬出する。
			低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(2) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
騒音	工事の実施	建設機械の稼働	低減	建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	低減	積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
			低減	工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
			低減	設備機器は、可能な限り低騒音型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
			低減	必要に応じて建屋内での吸音材の使用等、防音対策を行う。
			低減	プラットホームの出入口には開閉式の自動シャッターを設け、車両の通行時以外は原則として閉鎖状態を保つことで、建屋内部の騒音の漏洩を最小限に抑える。
			低減	タービン発電機、空気圧縮機等の騒音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
騒音（低周波音）	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等は点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	廃棄物運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。
			低減	設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
騒音（低周波音）	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
			低減	

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1 (3) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
振動	工事の実施	建設機械の稼働	低減	建設機械は、可能な限り低振動型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う振動を抑制する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
		資材又は機械の運搬に用いる車両の運行	低減	積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
			低減	工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
			低減	工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	設備機器は、可能な限り低振動型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	タービン発電機、空気圧縮機等の振動が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(4) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（煙突排ガス）	低減	法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。
			低減	高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解により除去する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
		施設の稼働（施設からの漏洩）	低減	法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。
			低減	廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
			低減	廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
			低減	ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
			低減	ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
			低減	プラットホームを適宜洗浄する。
			低減	廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。
			低減	休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
水質	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
			低減	降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わない。
			低減	雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する。
			低減	仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。
			低減	雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置などの対策を行う。
日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	建築物を可能な限り小さくすることにより、対象事業実施区域外に及ぶ日影の範囲を小さくする。
			低減	敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
			低減	北側に向かって高さを抑えた勾配の屋根にする等、建築物の形状を工夫することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
電波障害	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
			低減	本事業に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、実態を確認のうえ、適切な改善対策を講じる。
			低減	工事中及び供用時には問合せ窓口を設置し、電波障害に関する問合せが住民からあった場合には、実態を確認のうえ、迅速かつ適切な対応を行う。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1 (5) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
動物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働	低減	工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
			低減	濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
			低減	動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
			低減	夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
			低減	緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
			低減	敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
			低減	凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
			低減	既存水路の改修にあたっては、可能な限り改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
			低減	調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
			低減	緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
			低減	設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
			低減	在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。
植物	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
			代償	改変区域内のエゾノキツネアザミの個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する河川景観保全地域等とするが、造成開始後、整備が完了するまでの間はプランター等への仮移植により保全するほか、種子の採集・保管を行う。なお、本種は雌雄異株であるため、雌雄とも保全するように、留意する。
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(6) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
生態系	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
			低減	濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
			低減	動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
			低減	夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
			低減	工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
			低減	建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
			低減	緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
			代償	事業による造成後、河川景観保全地域等において、現況植生の再生に努める。ヤナギ高木が混生する草地環境の再生のため、ヤナギ高木の種子の供給元と推察される雫石川のヤナギ高木群落より枝を採取し、挿し木等によりヤナギ高木の再生を促すほか、草本層の再生にあたっては取り置いた表土の整地により草本植生の再生を促す。
	土地又は工作物の存在及び供用の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	低減	計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
			低減	敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
			低減	凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
			低減	既存水路の改修にあたっては、改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
			低減	調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
			低減	緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
			低減	設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
			低減	在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1(7) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
景観	土地又は工作物の存在及び供用	事業の土地及び土地又は工作物の存在	低減	施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」(令和8年3月 盛岡市)に準拠する。
			低減	施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
			低減	建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とし、河川景観に配慮を行う。
			低減	建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
			低減	外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	事業の土地及び土地又は工作物の存在	低減	施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」(令和8年3月 盛岡市)に準拠する。
			低減	施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
			低減	建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
			低減	「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
			低減	建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
			低減	外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
			低減	河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
			低減	煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
			低減	設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
			低減	設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、必要に応じて防音対策、防振対策を実施する。
			低減	廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
			低減	廃棄物運搬車両等が出入するプラットフォームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外部に騒音、臭気等の漏洩を防止する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

表 7-1 (8) 本事業において実施する環境保全措置

環境要素	環境影響要因		環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
廃棄物等 (建設工事に伴う副産物)	工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	低減	施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるように、施工方法を工夫する。
			低減	建設発生土については、原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制する。
			低減	建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するように努め、可能な限り最終処分量を低減する。
			低減	可能な限り、再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
			低減	工使用資材は、再使用型コンクリート型枠材、再生砕石等の再使用型資材の活用に努める。
			低減	工事に伴って発生する廃棄物等については、関係法令等も踏まえて、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
			低減	業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。
廃棄物等 (廃棄物)	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。
			低減	焼却主灰は、セメント原料化、焼成砂化、熔融固化等により、資源化する。
			低減	熔融スラグは、路盤材等として有効利用する。
			低減	熔融メタルは、非金属精錬還元剤処理等により有効利用する。
温室効果ガス等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	低減	ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用した発電については、より高い発電効率となるよう努める。
			低減	施設の設備機器及び照明や空調設備は、省エネルギー型の採用に努める。
			低減	ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。
			低減	本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、余熱利用施設にて活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る。
			低減	施設内の照明は、LED 照明機器を採用する。
			低減	設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
		廃棄物の運搬その他の車両の運行	低減	中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
			低減	廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
			低減	廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
			低減	当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

【環境保全措置の種類】

回避：影響要因となる行為の全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：影響要因となる行為の程度又は規模を制限等のほか、何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する。

代償：影響要因となる行為により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、影響を代償する。

また、環境保全措置のうち、代償措置を行う環境保全措置の内容については、表 7-2(1)、(2)に示すとおり環境保全措置の検証を行った。

表 7-2(1) 本事業において実施する環境保全措置（代償措置）

環境要素		植物
実施主体		事業者
保全対象		エゾノキツネアザミ
環境保全措置	区分	代償
	実施方法	個体の移植等
	実施内容	改変区域内の個体の移植を行う。 移植先は対象事業実施区域内に設置する河川景観保全地域等とするが、造成開始後、整備が完了するまでの間はプランター等への仮移植により保全するほか、種子の採集・保管を行う。 なお、本種は雌雄異株であるため、雌雄とも保全するように、留意する。
	効果と判断根拠	生育環境が改変される前に保全対象の個体をプランター等に仮移植すること及び種子を採集・保管することにより種の維持・保全が見込まれると判断した。 また、河川景観保全地域等への本移植及び維持管理により、種の保全を図ることで、植物への影響を代償できると判断した。
	効果の不確実性	本移植先で生育が確保されるか、播種した種子から発芽するか、不確実性が残る。
環境保全措置後の環境状況の変化		河川景観保全地域等の整備後、植生が定着するまで維持管理を行う。植生の定着後は、維持管理として定期的な草刈りを行う。
他の環境への影響		河川景観保全地域等の整備は、現在の生育環境に類似した生育環境とすることから、他の環境への影響は極めて小さい。
回避・低減が困難な理由		施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため。
損なわれる又は創出される環境要素		植物（植物相）
損なわれる環境の位置及び内容		エゾノキツネアザミの生育が確認された、対象事業実施区域内のヤナギ高木が混生する草地環境が消失する。
創出される環境の位置及び内容		対象事業実施区域内南端に整備する河川景観保全地域等において、現在の生育環境に類似した生育環境を創出する。

表 7-2(2) 本事業において実施する環境保全措置（代償措置）

環境要素		生態系
実施主体		事業者
保全対象		ヤナギ高木群落、ホンドギツネ
環境保全措置	区分	代償
	実施方法	環境の創出
	実施内容	事業による造成後、河川景観保全地域等において、現況植生の再生に努める。ヤナギ高木が混生する草地環境の再生のため、ヤナギ高木の種子の供給元と推察される雫石川のヤナギ高木群落より枝を採取し、挿し木等によりヤナギ高木の再生を促すほか、草本層の再生にあたっては取り置いた表土の整地により草本植生の再生を促す。
	効果と判断根拠	消失する植生が再生されることにより、群落の保全、ホンドギツネの保全が見込まれると判断した。
	効果の不確実性	挿し木等を行うヤナギ高木が生育するか、表土から期待する草本が再生するか、不確実性が残る。
環境保全措置後の環境状況の変化		河川景観保全地域等の造成後、植生が定着するまで維持管理を行う。植生の定着後は、維持管理として定期的な草刈り等を行う。
他の環境への影響		造成後に現況の復旧を目指した整備を行うことから、他の環境への影響は極めて小さい。
回避・低減が困難な理由		施設の配置場所に成立する典型性の注目種であるヤナギ高木群落及び草本層、ホンドギツネの生息環境の改変が避けられないため。
損なわれる又は創出される環境要素		植生（ヤナギ高木群落及び草本層）、ホンドギツネの生息環境
損なわれる環境の位置及び内容		対象事業実施区域内で生育が確認されたヤナギ高木が混生する草地環境が消失する。
創出される環境の位置及び内容		対象事業実施区域内に整備する河川景観保全地域等において、現在の生育環境に類似した生育環境を創出し、生物の生息基盤として整備する。

第8章 事後調査

8.1 事後調査項目の選定

事後調査は、「岩手県環境影響評価技術指針」（平成11年1月14日 岩手県告示第19号の3）（以下、「技術指針」という。）に基づき、以下のいずれかに該当する場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに実施することとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえて、事後調査が必要であると認められる場合

本事業に係る工事の実施及び施設の存在並びに供用に係る環境影響については、環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているほか、環境基準等の環境保全に関する基準等が定められている環境要素については、当該基準等との整合が図られているものと評価している。

そのうえで本事業に係る事後調査の必要性について検討を行った結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、その他の環境（日照障害、電波障害）、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等については、技術指針等に基づいた調査、予測及び評価を実施しており、環境保全措置についてはこれまでの類似事業における事例等から十分効果が確認されている内容としていることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないものと考え、事後調査を実施しないこととした。

また、植物及び生態系については、環境保全措置のうち、代償措置として重要種の移植等を実施することとしており、環境保全措置の効果に不確実性が含まれることから、事後調査を実施することとした。

8.2 事後調査の概要

事後調査を実施することとした環境要素の事後調査の概要は、表 8-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 8-1(1) 事後調査の概要

区 分		内 容
植 物	事後調査を行うこととした理由	環境保全措置の不確実性を把握し、必要に応じて順応的管理を実施するため、事後調査を実施する。
	調査項目	移植したエゾノキツネアザミの生育状況、生育環境、活着状況
	調査手法	工事開始前に重要な植物種の仮移植を行う。併せて種子を採取する。 保全地を造成後、本移植を行い、移植個体の生育状況を把握する。
	調査地点	本移植は、対象事業実施区域内の河川景観保全地域等とする。
	調査期間	移植後 1 年間とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。
	調査頻度	移植後（移植後の開花期などを想定しているが、具体的な時期については有識者の意見を踏まえて検討する。）を含め、年 2 回程度とする。
	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。

表 8-1(2) 事後調査の概要

区 分		内 容
生 態 系	事後調査を行うこととした理由	環境保全措置の不確実性を把握し、必要に応じて順応的管理を実施するため、事後調査を実施する。
	調査項目	ヤナギ高木群落、ホンドギツネの生息状況
	調査手法	ヤナギ高木群落：挿し木等を行ったヤナギ高木の生育状況及び、表土から発芽を期待する草本の生育状況を目視により把握する。 ホンドギツネの生息状況：自動撮影カメラを設置し、ホンドギツネの利用の状況を把握する。
	調査地点	ヤナギ高木群落：河川景観保全地域等、挿し木、表土移植により創出した地点 ホンドギツネの生息状況：河川景観保全地域等、創出した地点及び営巣地付近
	調査期間	供用後 1 年とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。
	調査頻度	春～秋の 3 季調査とする。
	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。

8.3 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査の結果により、本事業に起因して周辺環境に著しい影響を及ぼしていると判断された場合には、必要に応じて有識者の指導・助言を得たうえで、速やかに影響低減のための環境保全措置、追加調査等を検討のうえ実施する。

8.4 事後調査結果の公表の方法

事後調査の結果は、「岩手県環境影響評価条例」（平成10年 7 月15日 岩手県条例第42号）に基づき、事後報告書として取りまとめて岩手県及び関係市町村へ提出するとともに、学術上重要な動植物種の保護に配慮したうえで、公告・縦覧する。

第9章 総合評価

対象事業については、環境影響要因である「工事の実施」及び「土地及び工作物の存在及び供用」について、環境要素13項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、その他（日照障害、電波障害）、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等）を選定して予測及び評価を行った。

環境影響評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、その他（日照障害、電波障害）、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の11項目については、適切な環境保全措置を講じることにより、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

植物、生態系の2項目については、環境への影響が予測されるため環境保全措置を講じることとしており、事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避・低減し、又は必要に応じ損なわれる環境の価値を代償しているものと評価する。

また、「第8章 事後調査」に記載したとおり、事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合には、必要な措置を講ずることによって環境影響を回避又は低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めることとしている。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

第10章 環境影響評価に係る業務受託者の名称等

環境影響評価に係る業務受託者の名称等は、以下に示すとおりである。

事業者の名称：八千代エンジニアリング株式会社 北日本支店

代表者の氏名：執行役員 支店長 小原 淳一

主たる事務所の所在地：宮城県仙台市青葉区二日町1番23号